

平成 30 年

6月熊取町議会定例会会議録

平成30年 6 月 7 日開会

平成30年 6 月 21 日閉会

熊 取 町 議 会

平成30年6月定例会会議録目次

(6月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	5
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	5
4. 報告第4号 損害賠償に関する専決処分報告について	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	9
1. 浦川佳浩議員	10
1) 『人生100年時代』に備えて、リタイア後の人生を健康で豊かに過ごすために、 行政が取り組むべきことについて	
①熊取びんびん元気ポイントアップ事業の成果と今後の課題について	
②住民(60歳～75歳までのシニア世代も含む)向けの就労支援について	
③熊取ゆうゆう大学設置の成果と今後の課題について	
④各中学校のクラブ活動の担任を住民と協働して行う取り組みについて	
⑤独居世帯(単身高齢者および高齢世帯含む)等に対する取り組みについ て	
⑥熊取版ソリデール事業の導入について	
2. 阪口 均議員	22
1) 超高齢化時代を迎えるにあたって 2020年、2030年、2040年の人口、高齢者数等について	
2) A L Tについて	
①平成28年度末のK P I 実績値等調査票をベースにした今後の具体的な目標 や対策について	
②A L Tの増員による熊取町の優位な点について	
3) ゆめの森公園について 夏場の水遊び場等の本年度実行の有無について	
3. 鱧谷陽子議員	33
1) 公民館・煉瓦館などの指定管理について	
①公民館や煉瓦館の指定管理制度の導入理由について	
②総合計画での地域活性化や生涯学習計画での「住民との協働による事業の 実施」等は、指定管理制度導入で達成できるのか	
③アクションプログラムでは目標効果額が書かれていないが、どのような指 定管理を考えているのか	
2) 西保育所の民間委託について	
①西保育所を民営化する理由について	
②西保育所の保護者への説明について	

③職員が集まらなかった場合の支援について	
④1年間委託先と一緒に保育を行うというが、どのような計画か	
3) 小・中学校での35人学級の実現について	
小・中学校での少人数学級(35人)の実現について	
4. 渡辺豊子議員	44
1) 子どもの安全について	
①子ども達による「地域安全マップづくり」の取り組みについて	
②中学生に対しての「スケアードストレイト」による交通安全教室の取り組みについて	
2) 男女共同参画と女性活躍の推進について	
①女性活躍推進の取り組みについて	
②特定事業主行動計画について	
③「女性議会」の開催について	
3) 介護予防について	
①介護予防の取り組みについて	
②介護予防の意識啓発について	
③介護予防ボランティアポイント制度導入について	
④地域での介護予防ボランティアポイント事業導入について	
5. 二見裕子議員	56
1) 子育てについて	
母子健康手帳も補完できる子育てアプリの導入について	
2) 防災について	
①防災行政無線の聞こえについて	
②防災行政無線の戸別受信機の導入について	
3) 障がい者支援について	
給付の日常生活用具に人工内耳用の電池を追加することについて	
4) 教育について	
今後の小学生の減少に伴う小学校の校区について	
 (6月8日)	
出席議員	69
議事日程	69
一般質問(続き)	70
1. 重光俊則議員	70
1) 公共施設の更新について	
①下記施設の大規模改修と建替の実施予定年度と推定費用について(表で提示)	
(1)公民館、ふれあいセンター、老人福祉センター	
(2)庁舎本館、庁舎東館、庁舎北館	
②上記の改修と建替のための財源見通しについて	
③上記(1)と(2)のそれぞれを統合するケースと土地の有効活用等について	
2) 中学校のクラブ活動について(現在の各中学校のクラブと所属生徒数を表で提示)	
①クラブ活動に関して生徒、保護者及び先生の意見を集約したことはあるか	
②クラブ活動の選択による区域外通学の容認について	

③町内中学校のクラブ活動の統廃合について	
④クラブ活動の維持継続のための大学との連携について	
3) 自主防災組織の育成について	
①自主防災組織活動の目標とすべきモデルについて	
②各家庭、各自治会における自助・共助としての災害時の備えの基準について	
③東南海地震及び上町断層地震発生時の被害想定とライフラインの確保についての推定の周知について	
④災害発生時の町の災害対策本部、自主防災組織、ボランティアセンターの連携について	
2. 坂上昌史議員	83
1) くまとりふるさと応援基金について	
①これまでに寄せられた寄付の用途について	
②現在の積み立てについて	
③基金に積み立てられた寄付の今後の用途について	
2) 環境センター付近の土砂崩れについて、またそれによる環境センターの運転停止について	
①5月の土砂崩れは防ぐことはできなかったのか。対応が遅れていたのではないか	
②永楽ダム広場横の木の伐採による土砂崩れの危険性と対策について	
③『一般廃棄物処理に係る相互支援基本協定』以外の対策について	
3. 矢野正憲議員	90
1) 児童生徒の安全確保について	
①事件発生後の危険個所の再点検、情報の共有、各種安全対策の総点検について	
②学校の危機管理マニュアルにおける不審者の侵入等への対応について	
③CAPプログラム等の危機管理教育について	
4. 河合弘樹議員	100
1) 永楽ダム奥のがけ崩れについて	
①前回と今回の崩れた場所と状況等について	
②今後の復旧工事について	
2) 可燃ごみ収集場所のカラスによる被害について	
被害状況の把握と町からの被害に対する対策等のアドバイスの実施について	
3) 八幡池青少年広場のトイレについて	
要望に対するその後の経過と教育委員会所管のその他グラウンドのトイレの状況について	
5. 佐古員規議員	105
1) 安全・安心について	
①安全・安心なまちづくりについて	
(1)安全なまちづくり大会などの具体案について	
(2)今後の防犯カメラの増設について	
(3)安全安心の関係団体との情報交換の機会について	
(4)地域安全マップの更新について	
②地域防災力向上について	

(1)自主防災組織の自治会間連携の現状について	
(2)集合住宅など小さなコミュニティへの自主防災の支援について	
6. 江川慶子議員	116
1) 本年度の国民健康保険について	
①今年度の保険料と激変緩和措置について	
②6年間の激変緩和の見込みと期間経過後の対応について	
③統一化による減免制度の変更点と減免実績について	
④改定後「保険料」の大阪府下・近隣との順位について	
2) 運転免許返納事業の申請手続きについて	
手続きの簡略化について	
3) 就学援助制度について	
来年度の町の姿勢について	
4) 環境センター付近の土砂くずれについて	
今後の対応について	
7. 文野慎治議員	126
1) 「損害賠償債権の回収等に関する調査報告書」について	
①下記の項目における町とPTの考え方について	
(1)住民訴訟提起時における前町長の立場の評価	
(2)平成24年10月以降に債権回収のために講じた手段（資産調査など）の評価	
(3)2名の建設組合責任者の態度の評価	
(4)未納業者の態度の評価	
②町長はこの「PT調査報告書」を受け、「談合問題」をどう捉え、町民の皆さんに何を発信するつもりなのか	
(6月11日)	
出席議員	137
議事日程	137
提案理由説明	
議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	138
質 疑	140
採 決	140
提案理由説明	
議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	140
質 疑	141
採 決	141
提案理由説明	
議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	141
質 疑	142
採 決	143
提案理由説明	
議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について	143
質 疑	144

採 決	146
提案理由説明	
議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について	146
質 疑	147
採 決	148
提案理由説明	
議案第38号 公平委員会委員の選任同意について	149
質 疑	149
採 決	149
提案理由説明	
議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について	149
質 疑	150
採 決	150
提案理由説明	
議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について	150
質 疑	150
採 決	150
提案理由説明	
議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について	151
質 疑	151
採 決	151
提案理由説明	
議案第42号 税条例の一部を改正する条例	151
質 疑	153
提案理由説明	
議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	153
質 疑	153
提案理由説明	
議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例	154
質 疑	154
提案理由説明	
議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例	155
質 疑	155
提案理由説明	
議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	156
質 疑	156
提案理由説明	
議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	156
質 疑	157
提案理由説明	
議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広	

域水道企業団規約の変更に関する協議について	157
質 疑	158
提案理由説明	
議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	158
質 疑	160
（6月21日）	
出席議員	161
議事日程	161
委員会報告	162
議会運営委員会報告	162
議案第42号 税条例の一部を改正する条例、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	162
総務文教常任委員会委員長報告	162
質 疑	162
採 決	163
議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、以上6件一括付議	163
事業厚生常任委員会委員長報告	163
質 疑	164
採 決	164
提案理由説明	
議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事）	165
質 疑	166
採 決	169
提案理由説明	
議員提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書、議員提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書、以上2件一括付議	169
質 疑	171
採 決	171
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	172

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

平成30年6月定例会会議録（第1号）

月 日 平成30年6月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
統 括 理 事			
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第38号 公平委員会委員の選任同意について

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第42号 税条例の一部を改正する条例

議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例
議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。平成30年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ここで、皆様方に表彰の報告を申し上げます。

去る5月7日に開催されました憲法記念日知事表彰において、江川慶子議員と鱧谷陽子議員が地方自治功労者として大阪府知事から表彰状を授与されました。ここにご披露申し上げ、皆様方とともに喜び申し上げます。おめでとうございます。

以上で、表彰の報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年3月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月19日、4月27日、5月29日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成30年4月30日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成29年度分

一 般 会 計	2億5,915万2,920円
国民健康保険事業特別会計	2億2,156万3,186円
介護保険特別会計	7,731万4,636円
墓地事業特別会計	399万4,987円
後期高齢者医療特別会計	158万1,472円

平成30年度分

一 般 会 計	9,385万8,251円
国民健康保険事業特別会計	9,264万1,678円
介護保険特別会計	2,158万7,495円
墓地事業特別会計	550万7,206円

後期高齢者医療特別会計	502万3,357円
水道事業会計	4億1,863万3,702円
下水道事業会計	2,171万8,668円
歳入歳出外現金	2,605万6,050円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成30年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日に日に夏らしい暑さとなってまいります中で、去る6月2日の土曜日には町立小学校全5校で運動会が開催されました。子どもたちの一生懸命な姿に私も元気をいただいたところでございます。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、公平委員会委員の選任同意、人権擁護委員候補者の推薦が3件、一部改正条例につきましては税条例の一部を改正する条例ほか5件、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、また補正予算につきましては、平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）でございます。

何とぞご審議を賜りまして、原案どおりご同意、ご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、行政報告を行います。

まず、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の中ほど、黄色の分界紙の次のページをさらに1枚めくっていただきまして、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成29年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

平成29年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。事業は12件でございます。

1件目は、款 農林水産業費、項 農業費の農業用水路施設整備事業でございます。大谷池水路改修工事におきまして、J R、泉佐野市との協議に時間を要し年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて994万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の994万2,000円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

2件目は、款 土木費、項 道路橋りょう費の道路施設維持修繕事業でございます。町道朝代和田大宮線における交通安全対策事業におきまして、地権者及び警察との協議に日数を要したことから年度内の完了が困難となったため、3月補正にて216万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の216万8,000円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

3件目は、町道久保高田線歩道拡幅事業でございます。警察との協議により計画内容の見直しが必要となり、年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて891万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の891万円となり、財源につきましては、352万円の国庫補助金と280万円の町債を未収入特定財源とし、残り259万円が一般財源でございます。

4件目は、町道小谷穴釜線道路改良事業でございます。支障物件の移転に予想以上の日数を要したことから工事の年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて1,599万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,599万4,000円となり、財源につきましては、682万円の国庫補助金と550万円の町債を未収入特定財源とし、残り367万4,000円が一般財源でございます。

5件目は、熊取駅西整備事業でございます。都市計画決定の変更により、熊取駅西交通広場の事業認可取得に向けた認可図書作成業務の年度内完了が困難となったため、3月補正予算にて720万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の720万1,000円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

6件目は、町道朝代和田大宮線道路整備事業でございます。交通安全対策に係る地権者及び警察協議におきまして線形決定に日数を要し、年度内の完了が困難となったため、3月補正予算にて629万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の629万5,000円となり、財源につきましては、231万円の国庫補助金と180万円の町債を未収入特定財源とし、残り218万5,000円が一般財源でございます。

7件目は、款 教育費、項 小学校費の町立小学校空調設備設置事業でございます。9月議会の補正予算にて計上し、町立小学校空調設備設置に係る実施設計業務の契約期間が平成30年度にまたがるため、同時に1,272万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は756万円で、財源は全額一般財源でございます。

8件目は、小学校空調設備設置事業でございます。平成29年度国の第1次補正予算に係る学校施設環境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて予算を計上し、同時に2億8,775万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2億8,775万9,000円となり、財源につきましては、7,815万1,000円の国庫補助金と2億920万円の町債を未収入特定財源とし、残り40万8,000円が一般財源でございます。

9件目は、中央小学校トイレ改修事業でございます。先ほどと同様に、平成29年度国の第1次補正予算に係る学校施設環境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて予算を計上し、同時に3,120万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,120万3,000円となり、財源につきましては、991万3,000円の国庫補助金と1,980万円の町債を未収入特定財源とし、残り149万円が一般財源でございます。

10件目は、南小学校防火設備改修事業でございます。先ほどと同様に、平成29年度国の第1次補正予算に係る学校施設環境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて予算を計上し、同時に677万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の677万円となり、財源につきましては、225万6,000円の国庫補助金と450万円の町債を未収入特定財源とし、残り1万4,000円が一般財源でございます。

11件目は、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業でございます。平成29年8月の台風5号豪雨により被災した農業用水路について、災害査定等の手続に日数を要したことから工事の年度内の完了が困難となったため、12月補正予算にて予算を計上し、同時に467万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の467万1,000円となり、財源につきましては、292万5,000円の府補助金と150万円の町債を未収入特定財源とし、残り24万6,000円が一般財源でございます。

12件目は、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業でございます。平成29年10月の台風21号豪雨により被災した準用河川見出川の災害復旧工事について、年度内の完了が困難であるため、12月補正予算にて予算を計上し、同時に3,782万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2,892万4,000円となり、財源につきましては、1,282万2,000円の国庫負担金と1,590万円の町債を未収入特定財源とし、残り20万2,000円が一般財源でございます。

以上で、第1号の報告の説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についての件を報告願います。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほどの報告第1号の次のページ、報告第2号のページをお開きください。

それでは、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

事故繰越し繰越計算書につきましては、平成29年度熊取町一般会計のうち地方自治法第220条第3号ただし書の規定により翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

平成29年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。

報告事業は1件でございます。款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の町有林災害復旧事業で、支出負担行為額、支出未済額ともに436万9,680円となっており、同額の436万9,680円を翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳につきましては一般財源のみでございます。繰り越し理由といたしましては、平成30年3月9日発生の町道永楽線法面崩壊による応急復旧工事において、撤去した土砂の処分時間に時間を要したことによるものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、平成29事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成30事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、平成29事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

平成29事業年度事業報告書でございます。

1、事業概要につきましては、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他管理を行っております。

本事業年度の事業概要でございますが、土地の取得及び処分はございませんでした。

7ページをお願いします。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書につきましては、本事業年度中に新たに取得した土地はございませんので、各保有用地に係る本事業年度の利子のみとなっております。

金額は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

平成29事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 受取利息、預金利息1,816円と節 土地使用料、町道整備用地等電柱等敷地使用料1万910円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料13万2,000円の合計14万2,910円でございます。

次に、2、収益的支出につきましては、節 公課費、法人府民税2万円と法人町民税5万円、合計7万円でございます。

9ページをお願いします。

平成29事業年度の資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入につきましては、節 借入金、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金7,131円は、利子支払いに充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、2、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金利子7,131円でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

以上により、(1)収益的収入の決算額合計が14万4,726円、収益的支出の決算額合計が7万円、(2)資本的収入の決算額合計が7,131円、資本的支出の決算額合計が7,131円となるものでございます。

4ページをお開きください。

損益計算書でございます。

先ほど、8ページの収益的収支明細書で説明いたしました収益的支出7万円が費用の部の一般管理費に、収益的収入14万4,726円が収益の部の合計となり、その差額が費用の部、3、当期純利益7万4,726円となるものでございます。

下の表、貸借対照表をごらんください。

左側、資産の部でございます。

1、流動資産として現金及び預金が1,916万667円、公有用地が7億1,423万7,320円、資産の部合計として7億3,339万7,987円となるものでございます。

次に、右側、負債及び資本の部の負債の部でございますが、1、固定負債として借入金7億1,330万5,722円、その下、資本の部でございますが、1、資本金として基本財産500万円、2、準備金として前期繰越準備金1,501万7,539円、当期純利益7万4,726円、資本の部合計といたしましては2,009万2,265円となるものでございます。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

I、事業活動によるキャッシュ・フローのその他事業収入14万2,910円は土地使用料その他業務支出、マイナス7万円は公課費、利息の受取額1,816円となっており、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は7万4,726円の増となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入れによる収入7,131円は、塵芥埋立管理用地等既取得用地の本事業年度の利子の支払いに充てるための熊取町からの借入金で、次の長期借入金の返済による支出マイナス7,131円は、その利子の支払いでございます。

財務活動によるキャッシュ・フローの合計では、増減は生じませんでした。

その結果、III、現金及び現金同等物増加額は7万4,726円の増加となり、Vの現金及び現金同等物期末残高は、IVの現金及び現金同等物期首残高から7万4,726円増の1,916万667円となり、4ページの貸借対照表の資産の部にあります現金及び預金の額と一致するものでございます。

10ページをお開きください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,416万667円は、内訳のとおり、各金融機関の定期預金等として預けております。

次に、土地につきましては、面積で7,690.87平方メートル、金額で7億1,423万7,320円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

これら預金と土地を合わせた運用財産は7億2,839万7,987円となり、基本財産を合わせ、財産合計では7億3,339万7,987円となっております。

次に、11ページをごらんください。

負債明細書でございます。

借入金、7億1,330万5,722円につきましては、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

平成29事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、平成30年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、勘六野、中谷両監事からご意見をい

ただいているところでございます。

決算についてのご説明は以上のとおりでございます。

続きまして、平成30事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

決算報告書の11ページの次が予算の1ページとなっておりますので、よろしくお願いたします。

まず、予算の5ページをお開きください。

5ページの上の表、事業計画書でございます。

公共用地の取得でございますが、平成30事業年度では公共用地の取得計画がありませんので、既取得事業用地等に係る借入金利子のみ8,000円を予算計上しております。

6ページをお開きください。

予算説明書でございます。

上の表、収益的収入につきましては、節 受取利息といたしまして預金利息4,000円、節 土地使用料といたしまして町道五門七山線道路改良用地ほかへの電柱等敷地使用料1万円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料13万2,000円を計上しており、収入合計14万6,000円とするものでございます。

その下の表、収益的支出につきましては、目 一般管理費、節 旅費として8,000円、需用費として2万8,000円、役務として5,000円、負担金、補助及び交付金として3万5,000円、公課費として7万円をそれぞれ右の説明のとおり計上しており、支出合計額が14万6,000円となるものでございます。

7ページをごらんください。

上の表、資本的収入につきましては、節 借入金8,000円は塵芥埋立管理用地等の利子支払いに充てるための熊取町からの借入金でございます。

下の表、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料として塵芥埋立管理用地等借入金利子8,000円を計上しているところでございます。

3ページにお戻りいただけますでしょうか。

平成30事業年度の予定貸借対照表でございます。

表、左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ7億3,340万6,392円となるものでございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。

平成29事業年度の予定損益計算書でございます。

表、左側の費用の部、右側の収益の部とも、それぞれ14万6,000円となるものでございます。

その下、平成29事業年度の予定貸借対照表でございます。

表、左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ7億3,339万9,261円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、平成29事業年度最終予算に基づき平成30事業年度予算編成上の予定として調整しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

以上ご説明させていただきましたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入では事業外収益が14万6,000円、支出では一般管理費が14万6,000円となるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では資本的収入が、支出では資本的支出がそれぞれ8,000円となるものでございます。

2ページをお開きください。

第4条、借入金の限度額につきましては、当該事業年度は公共用地の取得予定がありませんので、利子借入金の8,000円を限度額とするものでございます。

以上で、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。

す。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第4号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。
泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、報告第4号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

議案書の黄色の分界紙の後ろ、報告第4号をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをごらんください。

専決日は平成30年3月30日でございます。

内容につきましては、1点目の事故の発生日時は、平成29年12月8日午前11時ごろでございます。

2点目の事故の発生場所は、熊取町成合東143番1先、町道朝代成合永楽線の成合の信号から当該町道を100メートルほど永楽ゆめの森公園方面に入ったところでございます。

3点目の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4点目の事故の概要でございますが、町道朝代成合永楽線を普通河川雨山川が横断している箇所におきまして、相手方車両が走行中、道路の陥没が発生し、相手方車両の左後輪がはまりタイヤ2本がバーストし、リアフェンダーにも歪みが生じたものでございます。

5点目の損害賠償額につきましては17万2,152円で、相手方車両の修理費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険から補填を受けるものでございます。

今回の事故につきましては、横断している普通河川雨山川の流水により道路内の土砂が長い年月の間に吸い出され、道路陥没が発生したものと考えています。事故発生後、同じ構造の横断箇所について調査を行いました。土砂の吸い出し等はありませんでした。

今後におきましても、路面下空洞調査や道路パトロールなどにおいて、陥没が起こる前にできる限り対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第4号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいまの行政報告4件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。
渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）報告第2号の事故繰越し繰越し計算書についてなんですけれども、ごみの環境センターへ行くところの町道永楽線法面崩壊に係る応急復旧工事において、撤去した土砂の処分に時間を要したためというところなんです。この辺のところをもう少し詳しく、処分に時間がかかったというところをすみませんがご説明お願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）工事の中で現場に堆積した土砂の撤去の工事がございます。処分するに当たって受け入れ先というのが、処分場のいろんな規定がございます。撤去したその状態というのは非常に水分が多くて水分の含有率が高いということで、しばらく乾燥させてスムーズに受け入れられるように一定の期間が必要でしたんで、その部分の期間を要したというところで今回の繰越しをさせていただいたというところでございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

今回、5月の雨でその上の部分がまた崩壊しているというところで、今そういった分もまた予算計上して工事等やっていくわけなんです。そのときも土砂について同じような対応になってくるというところなんです。時間かかるというところになるんですね。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） そのように考えてございます。

今回のケースは今工事している部分で残土処分という工種が出てまいりませんので、今回については、その部分の工期というのは算定してございません。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席4番 阪口議員、議席5番 坂上昌史議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） 去る6月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月7日、8日、11日及び21日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月15日に、事業厚生常任委員会を6月13日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を6月13日に、議員全員協議会を6月15日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第5 議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第6 議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第7 議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件、日程第8 議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件及び日程第9 議案第38号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第10 議案第39号から日程第12 議案第41号までの人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上の9件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月7日から6月21日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、議長のお許しを賜りましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の私の質問は、人生100年時代に備えて、リタイア後の人生を健康で豊かに過ごすために行政が取り組むべきこととして、6つの観点から質問させていただきます。

日本でも旋風を巻き起こした書籍「L I F E S H I F T 100年時代の人生戦略」、こちらの本を私、読みまして、今回の質問のヒントを得ました。長寿化の進行によって、100年以上生きる時代をこれから迎えようとしています。これまでの、学生時代における教育から学校を卒業し仕事を経験した後60歳で引退する、そういった人生から、現在の日本人の平均寿命は男性は80歳、女性は87歳となって、60歳定年を迎えた後の次のステージでどんなことを生きがいとして生きていくのか、そして行政は、住民サービスの向上、さらには医療費抑制の観点で、住民の皆様がいつまでも元気で暮らしていただくためにどんなサービスに取り組まなければならないのかについて議論させていただきたいと思います。

では、質問の1点目、熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業の成果と今後の課題について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の1点目、熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業の成果と今後の課題につきましてご答弁申し上げます。

まず、事業の成果についてでございますが、平成29年度の応募者数が226名となっており、事業を開始した平成28年度に比べ、ちょうど倍増で113名の増加となっております。また、提出されたポイントアップシートのアンケート欄を集計した結果、9割を超える方が「健康づくりを考えるきっかけとなったり健康づくりに対する意識が強くなった」と回答されており、あわせて、次年度以降も同事業に参加したいとの回答をいただいております。さらに、「がん検診や特定健診受診へのきっかけとなった」と回答された方が45名と、28年度に比べ大幅な増加となっており、少しずつではありますが、健康づくりへの機運醸成という目的に向かっているものと考えております。

一方、課題につきましては、参加者数がまだまだ少ない状況であることでございます。そのため、まずはより多くの方々にこの事業を知ってもらえるようしっかりとPR活動を実施していくとともに、より手軽に申請していただける方法やポイント付与の対象の拡大など、いろいろ工夫してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） まず初めに申し上げたいのが、我々は議会報告会でも、結構いろんな地域にお邪魔した場合にタピオ体操の話とか、それから介護認定の話とかいろいろいただくんですけども、住民の皆さんは、健康福祉部の皆さんは非常によく頑張っておられるというのは必ずおっしゃいます。その次に言葉として出てくるのが、タピオ体操をして何か俺らにもうちちょっとメリットがあるんかというような話が出てくるんです。要は、介護保険を使わないようにいろいろ元気になっていこうという、そういう観点でこういった熊取ぴんぴんポイントアップ事業に取り組まれていると思うんですけども、内容を見させていただくと、本当に健診から始まっていろんなプログラムが組み立てられて、しかもそれをポイントアップ参加方法とルールということで、健康づくりに取り組んでポイントをためよう、次のステップとしてはそれを申請して、そして抽せんで特別賞が当たる。景品なんかも書かれてあって、最後にはアンケートということで、次のステップにつながるような形でとられて、非常に工夫されて、時間と労力をかけてこのプログラムをつくられたんだというのは本当にすぐわかるんです。

高齢者の方に元気になっていただくためには活動量をふやすというのが同じ共通の認識だと思うんですけども、いわゆる健康寿命を伸ばすための政策としてこういった事業をされていると思うんですが、先ほど答弁でもいただいたとおり、二十以上の方が対象になっていて、そうすると熊取

町では3万6,000の方が対象になっているんです。そのうちの二百数十人というところで、前年度と比べて倍にはなったけれども、まだまだちょっとPRが足りないのか、伸び悩んでいるという答弁いただいたんです。今年度は例えば何人ぐらい参加者がふえるかなというふうに予測というか、見込みは立てられているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 具体的に何名を見込んでいるというところまでは至っておりませんが、もう桁違いにたくさんの方々に参加してほしいというような願いは持っております。成功しているところといいましょうか参加者数が多いところは、やはり子どもを巻き込んだの施策を取り入れたりだとか、そういった工夫をされている町もあるようです。ですので、余り頭をかたくせず、柔軟にいろんな事業、今後はいろんな部署にまたがることになろうかと思いますが、調整しながら、意見を出し合いながら広く住民の皆さんに参画していただけるような事業に、まだ2年目なんです。今度3年目です。ですので、この3月議会の中でもこういうやりとりをさせてもらうたんですけども、もう少し時間をいただきながら、徐々にそこをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） もう2年目で、ことし3年目ということで、やっぱりゼロから事業を立ち上げるのはすごく時間と労力かかると思いますが、非常にご苦労されていて、何とかそれをPRしていこうというふうにいるいろいろな取り組みされていると思います。そこは非常に私も評価していますし、ぜひとも応援していきたいというか、町一丸となって取り組まないといけないことだなというふうにも思うんですが、私が添付させていただいた資料を見ていただきたいんですけども、表の1をごらんいただきたいんです。これはいきいきくまとり高齢者計画2018、非常にきれいになった、いただいた分です。案の時点でちょっと見させていただいたんですけども、そこから介護認定数の将来推計値を一部抜粋させていただいて、表にして添付させていただいています。

これでいくと、団塊の世代の方が75歳となる平成37年度、2025年は、高齢化率も30%となって当然ながら認定数もふえていく、それで認定率が上がっていくというようなデータがいきいきくまとり高齢者計画2018から推計値として出されているんですけども、やはり申し上げたいのは、高齢化率が上がっていくということが問題ではなくて、そうすることによって当然ながら認定数もふえていって介護給付費がどんどん膨らんでくるというところで、それが回り回って最終的には住民の負担になったりとか町の財政を圧迫していくという、だからこそこういった事業に取り組んで、住民皆さんが介護保険を使わないような、健康でやってもらうための政策をいろいろと今やっておられると。

ちなみに、平成23年度の決算では介護給付費というのが22億円だったんです。それが28年度の決算でいくと28億円、5年で6億円ふえた。ちょっと聞いてみたいんですけども、平成37年度で認定数が今の2,189名から2,833人にふえていくとした中で、介護給付費の年間の、ざっくりとで結構なんですけど、どれくらいかかるかなというふうに見込まれているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 約45億円を見込んでおります。いきいきくまとり高齢者計画の中にも一応示させていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 平成37年度で45億円、ちょっと想定していなかったんで、すごく大きな数字だなというふうにびっくりしました。

最終的に住民のインセンティブを変えることによって、皆さんポイントアップ事業にも参加していただけるんじゃないのかなと思って今回言わせていただいて、いろいろ景品が書かれているんで

すけれども、これをインセンティブにするのであれば、例えばこの商品が必要でない方は、もうこれいいわという話になってしまいがちだと思うんです。何をするのがベストかというのは難しいんですけれども、例えばポイントアップ事業に参加すれば、そのポイントが例えばタピオ体操を1回したら50ポイント付与します、その50ポイントは実はTポイントにも変換できますよとかマイルにも変換できますよとか、Tポイントカード、今、人口の6,400万人が持っていますので、そういうことができたなら自分も得になるな、自分のポイントがふえるなという、それが極論でいくとできないとしても、現実的な話をすると、ポイントをためたものが例えば町内事業者、飲食店とかレストラン、カフェ、それから理髪店、美容師とか整体師とかスポーツジムとか、いろいろ1,245の事業者が熊取町にはあるということですので、そういったところでポイントで使えるとか、この間もスーパーの松源にご協力いただいて、スーパーの前で私たち議会はこんなことをしていますということで議会のPRチラシを配らせていただいたんですけど、その日は駐車場に車が入り切れんぐらいざあっと並ぶぐらいのお客さんの行列ができていまして、私はスーパーで余り買い物しないので、何でこんなに並んでいるのかわからなかったんです。お客さんに聞いたら、きょうは5%オフやと、だから買わんと損なんやということで皆さん続々と来られているんです。買わんと損、入らんと損というところが最終的にはやっぱりインセンティブにつながるかなと。

なので、例えばそのポイントがスーパーで使えて、卵が1個、私、無料で、ポイントで卵を買ってきたわ、もらってきたわとなると、私もほんならポイントを使わな損やな、ポイントをためな損やなになると思うんです。じゃ、その原資をどこから持ってくるんだというところで、例えば、先ほど平成37年度には45億円給付費が発生するであろうと。45億円は、このままいったら相当財政的にも負担になるわけですよ。だから、是が非でも住民の方、皆さん熊取に住んでいる方は、介護給付費、認定率を日本一低いぐらいまでもっていかないと、このままいったら45億円発生するわけですから、今の平成28年度28億円なんで、17億円28年度に比べたら負担になるわけですよ。だから、皆さんが元気になったら17億円見込んでいたものが10億円で済むと。そしたら7億円浮くという考え方はおかしいかもわからないんですけど、そういう意味で前倒しで、そのお金を原資に持ってきて、そのポイントを町内事業者に還元できている、それは町が支払う、住民の方も元気に体操していただく、そうすることで町内事業者も潤うし、本来、熊取町も45億円かかるものが30億円であったり35億円で済むのであれば、これは十分住民の皆さんも、元気にならな損やな、介護保険を使うたら損やなということにもつながってくると。例えば、そういうことはできないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）いろいろ、いい意見をいただいたと思っています。

まず、ぴんぴん元気！ポイントアップ事業のアンケートの中には、タピオ体操に取り組めてよかった、こういうモチベーションになっています、また、達成者賞というのを渡すんです。それは、小学校以来の賞状をもらった感覚で非常にうれしかった、物すごくささやかなものなんですけれども、そういうちょっとした工夫によって今の時点では取り組ませていただいております。

広く商品といいましょうか、特賞の件なんですけれども、こちらも、以前ちょっとこういう議会の場で答弁させていただいた経過があるんですけども、民間事業所に参画していただけないかというようなアプローチをしていければなというようなことを言わせてもろうたんです。実際ちょっとやってみたんですけども、やはりご賛同のいい返事をいただけなかったというのもありました。我々が事業をつくっていく上でまだいろいろ工夫が足りないのかなというところで、それも発展途上やと私は思って、めげずに今後も頑張っていこうかなと思っています。

議員の提案の部分というのは、大きな意味でできるかできないかと言うたら、めっちゃエネルギーを使ったらできるかなと思います。我々の今の人員と財源でやっていけるかと言うたら、少し実現するには難しいかなというような、これは感覚の話で申しわけないんですけども、思っております。

今、大阪府では大阪府全体でポイントアップ事業といひましようか、健康マイレージ事業でいろ
いろインセンティブをつけたらどうかというよな動きがあります。実際どういうよな動きか
というのはまだ情報は入ってきていないんですけれども、議員がご提案いただいていたよな内容
の動きは大阪府全体でちょっと考えてみようかなという動きがあるのかなというところもあるんで、
それはしっかりと情報収集をやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）物すごくパワーを使えばできるかもしれない。なので、民間企業であればできるん
ですよ。当然ながらお金は先立つものが必要になってくるんで、最初の事業資金は借りてきてそ
れを充てていく、得た利益でそれを償還させていくというよな流れになってくると思うんですけ
れども、同じよなことを行政はできると僕も思ひます。

やっぱりこれは、当然ながら住民部の例えは産業振興という観点から見ても、やはり町内事業者
は今非常に苦しい事業者がほとんどです。なので、その辺は住民部、産業振興課とも連携して
いただいたり、また企画とも連携していただいたりして全庁的に取り組んでいって、45億円を35億円に
すれば10億円浮くという、浮くという考え方はおかしいかもわからないですけども、そういった
発想を持って取り組んでいただく。大阪府が仮にどれだけの絵を描いてもらっているのかわから
ないですけども、我々はまず熊取町の住民の方が元気になっていただく、熊取町の実業者を元気に
する、それが第一だと思います。大阪府のスピードが速いのか、熊取町のスピードのほうが速い
のか、その辺はわからないですけども、ぜひともそういった視点でもポイントアップ事業を引き
続き伸ばしていくと思ひますので、その辺の視点も片隅に置いていただいて、こんなことは絶対
できへんわじゃなくて、前向きに45億円を35億円にするためとして逆算していくというか、
そういった発想でぜひとも取り組んでいただけたらなというふうに要望していきたいと思ひ
ます。よろしくお願ひします。

では、2点目の質問に移りたいと思ひます。

住民向けの就労支援についてということで、答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、人生100年時代に備えて、リタイア後の人生を健康で豊かに過
ごすために行政が取り組むべきことのご質問のうち、2点目、住民（60歳から75歳までのシニア世代も
含む）向けの就労支援についてご答弁いたします。

本町の就労支援施策といたしまして、平成16年1月に、幅広い世代の就労問題に関する相談や求
人・求職情報の提供窓口となる熊取町就労支援センターを設置いたしました。この就労支援セン
ターには資格を持った就労支援コーディネーターを配置し、月曜日と水曜日の週2回相談日を設け、
相談を受け、必要に応じてハローワークやシルバー人材センターなどの各関係機関につなげるなど
の支援を行っております。さらに、就業機会の拡大につなげるための就労支援として、平成29年度
から就業資格取得支援助成金事業を開始し、就労に有利な資格または免許を取得する費用に対し、
3万円を上限として助成金を交付する事業にも取り組んでいるところでございます。

また、広域の取り組みといたしましては、高石市以南の8市4町を初め、ハローワーク、商工会、
商工会議所などの関係団体で構成された阪南地域労働ネットワークにより、就労支援に係る情報交
換や幅広い世代の就労対策についての検討を行うほか、合同企業面接会、高年齢者雇用促進フェア、
企業セミナーなど多彩な就労関係事業を実施しております。

これらの取り組みを通して、また、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、引き続き
就労支援事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申
し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）就労支援センターの立ち上げということで、週に2回やられているんですか。これ

大体、例えば去年度でいくと何人ぐらい相談……。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） 29年度は7件の方にご相談いただいております。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） シルバー人材センターのお話もちよっと出たんで聞きたいんですけども、シルバー人材センターというのは今、登録者は何名ぐらいとかはわかるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 現在の会員数、日々動いているんですけども、約190名となっております。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） これは別の組織なんでつかめていないかもわかんないですけど、大体ざっくり年間何件ぐらいで、売り上げ件数、大体どれぐらい売り上げているとかというのも出ているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 創設以来ということで、平成29年度の決算ベースで初めて1億円を超えたということで報告いただきました。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 突然にもかかわらずありがとうございます。

産業振興の観点からも、今回は住民向けの就労支援というところでいろいろお話しさせていただきたいんですけども、前回の2017年6月議会、ちょうど1年前の議会で私、1,245の町内事業者のうち8割が産業振興ビジョンのアンケートで収益的に厳しいんだと、将来不安があるというようなお声が出ていて、そういった8割の方を救うためにF-B i zを紹介させていただいて、それは、アクセントとかポストコンサルティングとかいわゆる著名な、有名な企業からコンサルティングの方を1名引っ張ってきて、商工会でもない、行政でもない第三の機関としてフットワークの軽い組織をつくって、そういったところのよろず拠点としてやられているところ、事業者がそこに相談に行くと売り上げアップにどんどんつながっていると。8割以上の方が、事業者がどんどん元気になっていっているというようにお話をさせていただいて、ちょうど先月、2018年5月21日の日本経済新聞の朝刊で大きく出ていたので、きょうもああやっぱり出ているなというところで見させていただいて、やっぱりこれはどんどんと成果が着々と上がってきているんで、いろんなところでこういったことが立ち上げられているんです。

熊取町は残念ながら予算的に厳しいということやったんで、難しかったのかなというふうにも思うんですが、何とかして町内事業者の8割の事業者を私は助けてあげたいというか、手を差し伸べることができたらなというふうに思っているんで、今回も別の視点でお尋ねさせていただきたいんですが、利益が出ている2割の事業者は別として、そうでない残りの8割の事業者というところも、例えば飲食店のピークの時間帯であれば猫の手も借りたいぐらい忙しいです。けども、がっつり1日8時間を人を雇って雇用できるぐらい収益は上がっていない。だから少ない人数で頑張っているんだというような声は結構聞きます。

一方で、リタイアされたシニアの方が、1日8時間働いて毎日働くのもどうかと思う、ちょっとそれはしんどいから正直やりたくない。だけど週に2日、3日であれば働いてみたい、プラス年金の収入以外にお小遣的なものがあればもっといいのにな、そういったところをマッチングさせてあげることで、一方でほんのちょっとだけ働いてくれる人を募集する事業者と、もう一方でほんのちょっとだけ働きたい住民の方をマッチングさせることで、住民の方が外に出てきてもらうきっかけであったり、あと、また生きがいづくりにもつながってくる事業だと思うんです。

なので、そういったことを、いやいやもうそんなことは民間企業がやるべきじゃないかと捉えるのか、やはり先ほどの人生100年時代、リタイアした後の30年、40年を豊かに暮らしていく、元気

に暮らしていくためにそういうことをマッチングするというのも一つありなんじゃないのかなというふうなところで、熊取町はやってもいいかなと思われるのかどうか、その辺の考え方というのはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） まさに職のあっせんということでありましたらハローワークがございますので、当然その機関が中心となってしていただくということが基本でないかなというふうに考えております。

町ですとなった場合には当然限定されるわけで、熊取町内で熊取町の方、働きたいという方は別に熊取町にこだわらなくても、泉佐野市でもいいわけなので、そういうような広域的なところでしっかりと支援していくべきではないかなというふうに考えてございます。

参考までに、直接町の事業ではないんですけども、29年度に国で生涯現役促進地域連携事業というのが開始されてございます。こちらが、大阪府が受託を受けましてシニア就業促進センターというのを立ち上げてございます。こちらの中で、先ほど浦川議員がおっしゃられたような高齢者向けの就業の仕方であるとか、あとは啓発セミナーであったり就業イベント、企業の就業開拓等々を実施しておりますので、こういうところをしっかりと町として、関係機関としてつないでいければというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それ、大阪府であれば豊中市とかがやっている分ですよ。きょうも私、その話もちよっとしようかなと思ったんですけど、そういう難しい話じゃなくて、例えば、視察に去年行かせていただいた福岡県の中で、幾つか視察先の自治体の周辺の市役所なんかも訪れていくと、やっぱり入り口に、ぱっと目につくところに求人案内でぱっと出されているんです。当然ながらその市の事業者の名前と連絡先、職種、こんな時間帯の方、来られる方は来てくださいというようなのがずらずらと一覧になっています。そういった情報が何カ所かポケットのところに入っているんでね。ああここはこんなことも取り組んでいるんやなど。隣の市役所に行くと、同じようにその市役所の事業者と募集している内容が書かれているんです。

なので、その地域にもハローワークがあるんだけど、やっぱりその地の住民を元気にする、マッチングがどこまで行政が絡んでいるのかまでは話は聞いていないんですけども、こんな仕事があるんやというのがハローワークに行かなくてもぱっと目につくところがあれば、住民の方も働く機会がまたふえるわけですから、それはそれで私は考えてもいいのかなと。当然市役所の方は、視察に行っているわけなので、理事者の方に話をすると、自分たちの市役所は一つの会社となっていると。なので、部署も経営企画部という部署があるんです。なので、一つの市役所を普通の会社と見立てて運営しているんだと。その一環としてこういった求人の案内もやったほうが事業者も喜ぶますんでということで載せられています。

先ほどのハローワークの話でいくと、例えば雇用保険に入っていないとハローワークの登録って多分ちょっと難しいのかなと思うんです。例えば、まちの喫茶店とかああいうところで雇用保険をしっかりとやっているかという、僕は、なかなかお金も発生するんで難しいのかなと。だから、本当に大きな企業はハローワークでも何でもできると思うんですけども、そうじゃない小さな企業、お店というのはそこまで整備ができていない。けども人が来てほしい時間帯というのがありますので、だから、先ほども申し上げたように、いやそんなことはハローワークがやるべきや、熊取町はする必要がないとやってしまうのか、やっぱり熊取町も、リタイアした人たちが30年、40年元気で暮らしていただくために、あっせんとかまではいかないですけども職を紹介する、こういう事業者が熊取町にあって、この時間帯だけ来てくれる人を募集していますよとか、そういう話がそれを見たらすぐにわかるような取り組みがあれば、事業者も求人広告の案内を出す手間もないですし、事業所も事業所のPRにもつながっていきます。

さらに言ったら、住民の方も、ほんの少しお小遣い程度働く環境をつくってあげるというか紹介

してあげることで、外に行く機会であったりとか活動量がふえて、最終的にはそれが、先ほどの45億円の話になりますけれども、圧縮されていくという効果にもつながっていくんじゃないのかなというふうに思うので、ぜひともそこは、求人の一覧というのはつくることはそこまで難しくないと思うんです。マッチングさせることというのは確かに難しいかもわからないですけども、求人の案内を出してあげるということはそこまで難しい作業ではないのかなと思うので、ぜひちょっと前向きに考えていただけたらなと。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）求職の情報については、当然、うちとハローワークと連携していますのでつかんでいます。したがって、ご相談された方に向くような条件に合わせた形の紹介はさせていただいております。ただ、玄関に並べてというふうなことではなしに、窓口でそのような情報というのは提供させていただいて、最終的には企業と本人が面接をいただいた上で就労いただくというのが基本でございますので、先ほど九州の例を出していただきましたが、基本的には同じようなことはさせていただいております。ただ、玄関に求人票という形では並べておりませんが、行為としては同じことをさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）難しいということですよ。要するに、部長に話をしに行かないと相談に行けない、窓口まで行かないとできないというところなんですよ。求人の一覧を出すのが難しいと、そういう話ですよ。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）難しいというより日々変わっていきますので、例えば求職情報、熊取町の事業者の方々を探そうと思ったら探せるんですが、日々動いています。その調整をハローワークが行っていますので、古い情報が出てしまう可能性もあります。やはり一元的にあっせんはハローワークがすべきやということは思っています。

ただ、町は何もしないということではなしに、当然その情報、その個人に合った、どういう方がどういう仕事がいいのかというのをきっちり探してハローワークにおつなぎするというのが、本来、熊取町のやるべき形ではないかなというふうに考えています。あえて一覧を出さないということではございません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）実際に熊取町の何割の人が就労されているのかというデータも参考として見ていただきたいと思うので、添付の表の2を見ていただきたいんですが、これは、熊取町における60歳から74歳までの就業者数を表にして掲載させていただきました。住民人口というのは、平成27年度の国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研から引用したものです。就業者数というのは平成27年度の国勢調査から引用してきているものであります。

並列させていますので参考程度に見ていただきたいんですけども、簡単にご説明すると、いわゆる60代の方、60歳から69歳までの方は7,000人いて、そのうちの約4割の方が就労されていると。70歳から74歳までの方は3,000人いて、そのうちの17%、532名の方が働いている。全体を通して、住民が約1万人いる中で3,400人、34%の方が働いていると。なので、65%の方が結局は働いていない、もちろん働かないという人もたくさんいると思います。だけでもそのうちの何割かは先ほど申し上げたように、時間もあるし、週に1日2日、2、3時間やったらちょっとお小遣い程度にやっていきたいなというニーズというのは必ずやあると思いますので、そういった方が当然ながらハローワークに足を運んでがつつり働こうと思ったら、それはそれでいいのかもわかんないんですけども、そうじゃなくて、私は何とか8割の事業者、苦しいと言っているところを何とかちょっとでも助けになればなど、住民の方も年金しかないの、年金だけでずっと今後、これから30年、40年というの、そういう不安なものも解消してあげたい、そういったことが、45億円が35億円につながるんじゃないのかと思って今回質問させていただいたんですが、わかりました。

では、3点目の質問に移りたいと思います。

熊取ゆうゆう大学設置の成果と今後の課題について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、ご質問の3点目、熊取ゆうゆう大学設置の成果と今後の課題について答弁申し上げます。

平成16年4月に開学いたしました熊取ゆうゆう大学は、本町のさまざまな学びの場を一つの大学と捉え、受講者の年齢層やニーズ、また社会的な要請などにも応じて、多種多様な講座を開催しているところでございます。

熊取ゆうゆう大学は、さまざまな内容を少しずつ体験する体験楽部、一つの内容をじっくりと学ぶ教養楽部、講座を受講し、修了した方が主体的な学びへステップアップし、みずからの学びを深めるためのゆうゆう楽部の3楽部で構成しており、趣味に関する講座から資格取得に通じる講座、子ども向けの講座まで各種の講座を開催しているところでございます。

熊取ゆうゆう大学の設置の成果といたしましては、平成29年度においては講座数43、参加者数計3,248人と多くの方に受講いただいているところでございます。また、おおむね60歳以上のいわゆるシニア層を対象とした講座についても、2つの講座を設け、延べ412人の方に受講いただいております。

熊取ゆうゆう大学の今後の課題でございますが、平成30年度は、実績とニーズに応じたメニューの見直しにより42の講座を設定しているところでございますが、引き続き、より多くの住民の皆様にご利用いただくため、またあわせて、ご質問にもごきますりタイア後の人生を健康で豊かに過ごすという観点からも、シニア層への対応も念頭に置きながら、新たなニーズの掘り起しも含め、講座の内容の見直しとともに、熊取ゆうゆう大学のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、熊取ゆうゆう大学の設置の成果と今後の課題についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）60歳以上のシニアの方が412名、全体を通して3,248人、延べ人数かと思いますが、たくさんの方が利用されているというご答弁をいただきました。

今回質問した背景は、第4次生涯学習推進計画を策定するに当たって事前に生涯学習に関するアンケートということで、去年の平成29年2月10日から2月24日の2週間にわたって2,000名の方を多少にアンケートをとられたかと思うんですけれども、そこをずっと見ていくと、現在、生涯学習の活動状況として活動している方、それから今後活動したいと思っている、そういった方を合わせると、おおよそ半数の住民の方が生涯学習について非常に前向きに取り組もうとされているということがこのアンケートからわかりました。一方、ゆうゆう大学に参加したことがある方が13%というところで答えられていたので、先ほど理事からの答弁でもニーズの見直し等も必要じゃないかというようなお話をいただきましたけれども、もうちょっとメニューというものもふやす必要があるのかなというところで、今回質問させていただきました。

次の質問にもつながっていきますので、次の4点目の答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、浦川議員の各中学校のクラブ活動の担任を住民と協働して行う取り組みについてのご質問にお答えします。

本町では平成15年度から、中学校部活動支援事業として、地域の住民や学生の協力を得て部活動の支援を実施しているところです。平成29年度は、9名の地域住民の方と4名の学生の方の協力を得て、延べ627回の支援を実施いたしました。平成30年度につきましても、現在10名の地域住民の方の協力を得て部活動の支援を実施しています。

部活動の支援を地域住民と協働して行うことに関しては、部活動側のニーズと地域住民側とのニーズのマッチングについて課題が見られることがあるものの、そのニーズやマッチした部活動につきましては、教職員の業務負担軽減や部員の技術向上等につながっているところです。

今後とも、両者のニーズを的確に把握し、部活動の支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）意思確認というか、教育委員会の所見としてちょっと確認したいんですけども、クラブ活動を今、学校の先生方が主に担当されていて、クラブ活動の時間を先生たちからとってあげることができたら、今、非常に学校の先生たちの負担が大きいというところで、できるんじゃないかというような議論は各議会からもいろんな議論をさせていただいていると思うんです。教育委員会としても、今、地域住民一部担っていただいていますけれども、学校の先生がそういったクラブ活動の時間を外れることによって、ほかに有効に使っていいと考えるのか、やっぱりクラブ活動は学校の先生がすべきなんだというふうに考えられているのか、そこだけもう一度確認をお願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在、クラブ活動につきましては、議員からお話がありましたように、働き方改革の一つとして、クラブ活動を地域住民の方であるとかスポーツクラブにという動きが実際にあるという状況ではございます。

ただ、学習指導要領でありますとか、文科省のほうからは、クラブ活動というのは、やはり学校の教育活動の中で子どもの心を耕すであるとか、あるいは粘り強くいろんなことに取り組む力を育むという意味で非常に重要な活動であるという位置づけが一方であるという中で、教育委員会として、あるいは学校として課題になっているのが、教育活動の一つと捉えた場合の、例えばクラブ活動をしたときに事故が起こる、あるいは何か問題が起こった場合の責任の所在をどうしていくのかというところが一つ大きな課題となっています。

例えば、地域の方に来ていただく、クラブ活動を地域の方にお任せして取り組みしている、顧問が不在であった、そこで事故が起こった場合にどうなるかとなると、やはりその責任というのは学校としてどう責任をとっていくかというようなところが非常に大きな問題となってまいりますので、ある意味、議員からお話いただいた、確かにクラブ活動を教職員から外してしまうと、教職員の仕事はその分また違うことができるんですが、やはりそのクラブ活動の位置づけ、教育活動の一部としての捉え方、あるいは事故等が起こった場合の管理責任をどうしていくかという、そういった課題をどう解決していけるのかというのが一つ大きな課題だと思っています。そこが我々の悩みでございまして。だから、一概にそれを外せる、外せないという判断というのはなかなか難しいのが正直なところで、そこは我々も悩んでいるところであります。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）よくわかりました。

添付資料の表の3を見ていただきたいんですが、これは中学校別のクラブ一覧、熊取中学校、熊取北中学校、熊取南中学校の運動部と文化部、それぞれの現在ある部活を掲載させていただいた表を添付しています。これでいくと、熊取南中学校には11のクラブ活動がある。北は12、熊中は13ということで、11から13の部活があるということなんです。

こちらは教育委員会からいただいた資料なんで、外部指導者というところが二重丸に当たっています。これが、先ほど住民の方が今担っていただいている10人になるかと思えます。これでいくと、各部の中で一部は住民の方が担当されていて、残りは学校の先生が今担当されていると。これ、平成30年度の部分ですけども、29年度になると例えば二重丸、外部指導者がある年とない年とあって、この年は外部指導者がサポートされていたけれども、30年度になるともうそれがなくなって学校の先生になっているというようなところで、ついている年と、ついていない年があるようなんです。

先ほど来から、リタイア後の人生を豊かにしていくための一つはお金の部分ですね。平均寿命に合わせて資産寿命も伸ばしていきたいというような発想で申し上げてきたんですが、もう一つは、

先ほどの生涯学習のアンケートでもあったように、最終的には、今後学びたい生涯学習の内容として1位が趣味、教養、先ほど理事の答弁からもありましたけれども、それに次いで運動、スポーツ、そこを住民の方も生涯学習として今後取り組んでいきたいというような思いがある方が非常にたくさんおられている。一方で、そういった形で学校の先生にかわるような方を、できたら、それがどれぐらいのサポートに位置づけられるのかちょっとまだわからないですけれども、先生がいて、一部住民の方がそれをサポートする形になるのかわからないんですが、ゆうゆう大学なんかを活用して、中学校で例えばサッカー部の先生が1人来て、そこに来てくださる方を複数人募集して、サッカー部の顧問はこんな感じで、こうこうこういうふうにやっていますというような形で、それを全部とってあげることが先ほどの責任論等の話にもなってくるんで、あくまでもそれを補完する位置づけでもいいと思うんです。そういった形で住民の方に、生きがいとして子どもたちの運動と一緒にサポートしていくという方を募集する。または住民協働提案、行政型の提案事業でもいいと思うんですけれども、そういったことを取り組んでくださる方というのが担っていただけたら、学校の先生方も非常につきっきりでないといけないということもなくなってくると思います。

もっと言ったら、クラブ数については後ほどの重光議員から詳しくあるかもわからないですけれども、今ある部だけで足りるのかということもあると思うんです。学校の先生が不足しているからもうこれ以上部をふやせないよということも、もしかしたらあるかもしれない。その辺の事情は今回つかんでいないのでわからないんですが、そういった住民の方が、例えば自分が将棋が得意やから将棋を教えられるよとか、そういう住民の方がいてもおかしくないと思うんです。なので、そういった取り組みというのをやっていただくことで先ほどの介護給付費の減にも最終的にはつながってくるかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今いろいろご提案いただいた中で、一つ我々の既存で取り組みしているものの中で、ご存じかもしれませんが、スポーツリーダーバンクという事業、制度がございまして、これは、まさにスポーツに関していろんな素養がある方を町で登録していただきまして、いろんなところに指導者として尽力いただくという事業なんですけど、一定、スポーツリーダーバンクを活用しまして中学校のクラブ活動にも行っていただいております。

今、いろいろお話がありましたけれども、スポーツリーダーバンクを通じて派遣していただいている方も、いわゆるシニア層の方も一定数いらっしゃいまして、そういう意味では、この事業について我々はPRという部分が少し足りないということもあるかもしれません。ただ、これも町政連絡事務嘱託員連絡会などでこういったものを登録であったり、活用についても呼びかけさせてもらっているところでもありますけれども、今のクラブ活動に関する協力といいますか、先生の負担軽減という意味では、この事業についてさらに利用、活用を進めていただくというのは一つかなというふうに今現在考えているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）いろんな手法があると思うんです。スポーツリーダーバンクなんかもそうかもわからないですけれども、要は学校の先生の負担軽減を少しでも解消するために、一方ではそういった生涯学習のアンケートからもあるように、そういった意識の高い人というか、生涯活動、生涯学習に関してスポーツをやりたいという方もたくさんおられますので、そういった人たちとのマッチングがうまくできればウイン・ウインというか、両者得になるのかなと思って質問させていただきました。引き続き、これはまた検討していただけたらなというふうに思います。

では、次の質問です。

独居世帯等に対しての取り組みについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の5点目、独居世帯等に対しての取り組みにつきまし

てご答弁申し上げます。

独居世帯等に対する取り組みといたしましては、小学校区単位で要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の独居世帯及び75歳以上のみの高齢者世帯を対象に、みまもりアンケートを行っております。そして、このアンケートの結果から支援が必要と判断した方へは、地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携を図りながら見守りを行う独居高齢者見守り支援事業を初め、短期集中予防型サービスであるふれあい元気教室やタピオステーション等介護予防事業への案内など、個々の状況に応じた各種事業へとつなげているところでございます。

一方、独居高齢者でこのアンケートの提出がなかった方につきましては、見守り支援などの必要性が高いと判断し、地域包括支援センターと連携しながら、電話や訪問などにより一件一件状況の確認を行っております。

これらのほかにも、緊急事態発生時において、容易に第三者に通報することができる緊急通報装置の貸与や、平成29年度において立ち上げました高齢者見守りネットワーク事業では、ライフライン事業所や宅配業者など民間事業者の協力を得て、日ごろの業務の中で気づく高齢者の異変を早期に発見し、地域包括支援センターを初め関係期間に連絡するなど、地域セーフティネットの一つとしての役割を担っていただいております。

このように、それぞれの地域の方々が中心となり行っている見守り支援に加え、行政、地域包括支援センターはもちろんのこと、民間事業所などにもご協力をいただきながら、重層的に高齢者への見守り体制の推進に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当にいろんな角度からというか、いろんな拠点から見守り活動をされているということで、大体これ世帯数とかというのわかるんですか、何世帯ぐらいあるか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今、熊取町全世帯というのは手元にすみませんけれどもございませぬが、例えばみまもりアンケートの取り組みにつきましては、3年間で全地区といいましょうか、全対象となる世帯に対するアプローチを行っております。平成29年度から具体的に実施をやった実績なんですけれども、29年度は中央小学校区だけの取り組みとなっております。30年度には西小校区、南小校区、31年度には東小校区、北小校区というふうにつなげていきたいと思っておりますが、中央小校区の実績につきましてご紹介させていただきますと、対象者は704世帯でございました。回答をいただいたのが508世帯となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）こういったアンケートをとるのもいろいろ難しい点もあるかと思っておりますので、その辺は了解いたしました。どこを独居と呼ぶのかというそういった定義もいろいろちょっと難しいのかなと思ったので、中央小学校区でいくと704世帯ぐらいという、答えていただいたのが508世帯なんですかね。わかりました。

次の質問にもつながっていくんで、最後の質問です。

熊取版ソリデール事業の導入について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、6点目の熊取版ソリデール事業の導入についてでございますが、本町における独居高齢者への施策といたしましては、現状、早期に見守り支援が必要と判断した方への個別アプローチによる取り組みを優先的に進めている状況でございます。したがって、高齢者福祉の観点からは現在のところソリデール事業の導入につきまして具体的に取り組んでいく予定はございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ソリデール事業というのは、京都の学生のまち京都ということで京都ソリデール事業というところからが一番有名なのかなと思うんですが、熊取町にも学園文化都市として3つの大学があります。これまでもいろんな視点で学生と住民との相互交流の取り組みというのがずっとなされてきたと思うんですが、ソリデール事業というのを簡単に説明すると、高齢者が低家賃で部屋の一室を貸し出して、ひとり暮らしをしたい、けれどもちょっとお金がないといったような、そういった学生の方をその一部屋に住んでいただくというか、低家賃で住んでいただく。高齢者というか、家を一室お貸しされている方は少し家賃の収入が入ってくる。学生も少ない金額、家賃でそこに住むことができるということで、割と定住促進の観点で京都府はやられているんです。

これ、今、福祉部局からのご回答で、独居というところからスタートしたソリデール事業だと思うんですが、企画部にもお伺いしたいなと思うんです。転入・定住促進策として、熊取町は比較的若者がどんどん外に出ていってしまっているという状況がずっと続いていますので、熊取町だからこその事業だと思うんです。例えば岸和田市であったり泉佐野市であったり、近隣のところにこれだけの大学があるところというのが少ないので、熊取町は3つの大学を有して、しかも学生が4,000人か5,000人か、いるかと思う。その中のたしか2割ぐらいしか熊取町にはお住まいでないと思うんですね。だから、残りの8割は熊取町外からどんどん通っているような状況で、ぜひとも熊取町で学園文化都市だからこその強みというのがソリデール事業にはあるのかなと思ったんですが、その辺はどうですか。難しいですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ソリデール事業につきましては、議員ご指摘のとおり、自治体が行っている取り組みといたしましては京都府が先進的に、逆に言いましたら自治体としては京都府だけが行っている事業ということでございます。京都府のソリデール事業なんですけれども、事業趣旨がひとり暮らしの大学生等の若者へ低廉で質の高い住宅確保、それと自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る同居マッチングシステムということになってございまして、学生のまち京都ならではの施策ではないかというふうに認識してございます。

メリットとしましては、京都府の事業趣旨、目的を前提に熊取版のソリデール事業というのを想定した場合ですけれども、住宅施策としては、空き家予備軍である住宅の有効活用、これが図られるのかなということとともに、若者と学生に低廉な住居を提供することにつながるといったメリットもあるのかなと。また、高齢者施策としましては、先ほどご紹介されたように高齢者の見守り、また若者と一緒に住むことによる高齢者の活力の維持、高齢者の収入面のメリットといった、こういったものが生み出せるのではないかなというふうに考えております。また、京都府同様に、京都府は下宿補助というのでもこれにあわせてやっております、下宿補助というのを実施する場合は、ひいては若年者の議員ご指摘の転入・定住、引きとめるというような、そういった施策にもつながっていく可能性も想定されるところでございまして。

議員ご指摘ありましたとおり、熊取町は3大学1研究所を有する学生のまちの一面もありまして、また逆に、これから高齢者がふえていくだろうというニュータウン、これを有する自治体という一面もあることから、高齢者と学生のマッチングによるソリデール事業の実施は、これら複数の効果が想定されるために、有効な手段の可能性を持った施策ではないかなというふうに思います。

ただ、一方、同居することによる犯罪、また新たなトラブル、これが想定される場所ですけれども、そうならないために中間のマッチングが重要というふうになってくると思うんです。そのマッチングをされる事業者というのが熊取町に本当に存在するのかどうかということ、また、京都府は中間業者への委託料と、それから住宅改修の費用を助成されているんですが、それらの費用を行政が行う必要があるのかどうかということ、このあたりはしっかり検証していかないといけないというふうに思います。

また、一番大事なところというのが、肝心かなめの住宅所有者の高齢者の皆様が果たして大切な住居を提供してもらえるのかどうか、これが一番疑問でありまして、そんなニーズが本当にあるの

かどうかというところ、ここが一番大きいところかなというふうに思います。

そういった点から、現時点、行政が主体的に取り組む事業かどうかの判断は相当な時間が必要であると思いますし、全国でも始まったばかりの取り組みでもあることから、目下の財政状況、そういったところで先ほど申し上げたようなデメリットの点の整理等々、これらをしていかなあきませんので、申しわけございませんが、この場で導入のお約束は当然できませんけれども、それに向けての研究、これはこれから始めてまいりたいというふうに思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）やっぱり今までないものをつくるのはすごくパワーが要りますし、熊取町だからこその、今あるのは府の事業なんで、結構いろいろお金かけてやられていると思うんですけども、そこら辺は熊取版というところで、それが5組でも10組でもいいと思うんですけども、私もたくさんたくさん、当然ながら来られるとは思っていません。だけれども、そういうニーズがもしあるとしたら、そのニーズを拾えるのは熊取町だけやと思いますので、やっぱり学生のまちとか学園文化都市として熊取町の優位性を保っていただくためにも、引き続きソリデール事業というのを見ていただけたらなというふうに思います。

時間ですので、私からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食及びタピオ体操のため13時15分まで休憩いたします。

（「11時44分」から「13時15分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど、タピオ体操でせつかくリフレッシュしたんですけど、また一般質問で肩凝ってくださいます。

それでは、今回3つ質問させてもらうちの1つ目です。

超高齢化時代を迎えるということはいろんなメディアでもいろいろと聞いておりますが、最終的には2040年というのが団塊の世代ジュニアが高齢者のところに到達するという年で、一番高齢者数がふえるというふうに言われております。

その前に2025年というのがありまして、これは団塊の世代が75歳以上になるという年、もうわずか7年先の話になりますが、この2つの大きな節目を迎えるに当たって、熊取町も高齢化ということの波には逆らえない状況にあります。果たして熊取町はどんな時代をというか、どういう状況になるのか、できれば数値で把握してみたいなというふうな思いで、今回1番目の質問をさせていただきます。

まず、私の表では2020年、2030年、2040年と割と10年ごとに書きましたけれども、今申しましたように2025年という年も大きな節目ですので、お答えになられるときに2020年、2025年、2040年でも構いませんし、それは前もって言うていただいて、どういう推移をするのかという表現で結構ですのでお答えいただけたらというふうに思います。

それでは、人口、高齢者数、高齢化率、町税がどうなっているのか、医療費がどうなっているのか、国保料、国保加入者数、介護費、介護保険料、ここら辺がどういう推移で2040年を迎えるのかというのをお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、超高齢化時代を迎えるに当たって、2040年に高齢者数のピーク

を迎えると言われているが、そのときの熊取町の状況はについてのご質問にご答弁させていただきます。

初めに、人口、高齢者数、高齢化率、介護費、介護保険料についてご答弁させていただきます。

まず、介護保険は、介護保険法の規定に基づき3年に1度介護保険事業計画を見直すこととなっております。平成30年度は計画見直しの年となっております、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までを計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を本年3月に策定しました。その計画におきまして人口、高齢者数、高齢化率、介護費、保険料について推計を行っており、2020年度（平成32年度）の人口につきましては4万3,297人、高齢者数は1万2,410人、高齢化率につきましては28.7%になるものと見込んでおります。

また、介護費につきましても、先ほどの高齢者数の推計及び計画策定時点での要介護認定者数や給付実績をもとに必要となる介護費を推計しており、約38億9,933万円になるものと見込んでおります。

次に、介護保険料につきましては、第7期計画期間の2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）の3カ年に必要な介護費等の見込みを算出し、その費用を国2分の1、府4分の1、町4分の1の公費で賄い、残り2分の1を65歳以上の第1号被保険者の保険料23%と40歳から64歳までの方の第2号被保険者の保険料27%で負担する仕組みとなっております。これをもとに第1号被保険者の介護保険料を算出した結果、介護保険料月額が6,057円となっております。

なお、2030年、2040年の状況につきましては、町独自での推計を行っておりませんが、第7期計画におきましては、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年（平成37年）における人口、高齢者数、高齢化率につきましては推計を行ってございまして、人口は4万1,717人、高齢者数は1万2,512人、高齢化率につきましては30%になると見込んでおります。

このような状況や、今後2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、議員が先ほどおっしゃられましたように、高齢化はさらに進展すると見込まれ、介護費、介護保険料につきましても増加するものと見込んでございます。

続きまして、国民健康保険での医療費、国保の保険料、国保の加入者数についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、国民健康保険につきましては、現実にかかった医療費を支払うため、その時点での法律に基づく公費負担、他の医療保険からの支援等を勘案し、その残りをその時点での被保険者の所得額、被保険者数、世帯数により案分し、ご負担いただく保険料を算定することとなっております。このように、毎年度その時点での実績に基づき毎年度算定するものでございまして、ご質問のように数年後の見込みは、医療の高度化、そして高齢化の進展により医療費は右肩上がりになることは想定しているものの、詳細の予測を行ったとしても制度そのものが変動しており、現時点の実績に過去の平均伸び率を乗じる程度しか想定することができませんので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

また、ご承知のとおり、平成30年度より国保の都道府県化が実施されており、その財政運営主体は都道府県となっているものでございます。大阪府にも本質問に関連して将来推計の確認もいたしました。同様の事情により、詳細の数値は持ち合わせていないとのことでした。唯一、都道府県化に伴い策定された大阪府国民健康保険運営方針に大阪府全体としての医療費の動向が若干示されておりますので、これらも参考に、あくまでも単純に伸び率や大阪府全体に占める本町の割合をもとにご答弁申し上げます。

それでは、まず医療費でございますが、大阪府国民健康保険運営方針に医療費の動向と将来の国民健康保険財政の見通しが示されております。2020年度（平成32年度）の大阪府全体の医療費総額は9,149億円と推計しております。平成28年度の大阪府全体の被保険者は225万7,217人で、うち熊取町の被保険者は1万1,169人ですので全体の0.5%となり、医療費の推計額は45億7,000万円となるものでございます。これは、被保険者の方の負担分と国民健康保険の保険給付を合わせた費用額

で、医療費の10割分でございます。

大阪府国民健康保険運営方針では最長で平成37年度（2025年度）の推計医療費が示されておりますので、本町分を仮に同様に算出いたしますと、2025年度（平成37年度）の大阪府全体の医療費総額は1兆345億円で、熊取町の被保険者数が大阪府全体の0.5%のままであったとしますと、熊取町では51億7,000万円となります。参考でございますが、平成29年度の費用額の見込みは約42億円でございます。

次に、国保の保険料でございます。

平成30年度の国保の保険料は、事業費納付金を大阪府に納付する必要額を当初予算で計上してございます。当初予算ベースでの一般被保険者の1人当たり保険料は11万3,637円となります。これは、平成30年度の激変緩和前の額となります。

また、平成31年度以降の保険料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療費の伸びや被保険者の推移などにより大きく変動しますので、現段階では将来的な国保料を推測することは困難でありますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、国保加入者数でございますが、被保険者数の見込みの過去3カ年の伸びの平均を平成29年度実績に乗じて単純に算出しますと、2020年度（平成32年度）の国保加入者数は9,499人と推計されるものでございます。

このように、ご質問の詳細の見込みはお示しすることはできませんが、ご質問のとおり、介護費も医療費もいずれも将来的に増加の一途をたどることは想像にかたくありません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）続きまして、町税に関して答弁いたします。

町税につきましては、例年行われる税制改正を初め、景気の動向に大きく左右されるため、10年後、20年後の状況を見込むことは非常に困難であります。

ただ、今後の見通しとしまして、人口が年々減少していく中で高齢者の人口がふえ、また生産年齢人口が減少していく状況下では、一時的に増収があったとしても、やはり町税は厳しい状況が続くものと考えております。

以上、答弁とします。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）まず、町税のほうから確認したいんですけども、2018年の予算が41億1,000万円になっていたと思います。町税収入ですね。歳入ですけども、これが、生産者人口が減っていくという予測値を掛けていくと、おおよそ2025年にどう、2040年にどうと、そういう数値は持ち合わせていないですか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）ことしの4月に大阪府からの調査で、30年以降5年間のデータしか推計はしていないんですが、現年度課税分だけなんですけど、30年度は町税総額で40億7,700万円、31年度が40億7,900万円、32年度が40億8,000万円、33年度が40億5,200万円、34年度が40億7,000万円、今持ち合わせているデータとしてはこの程度しか推計しておりません。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）とすると、さほど落ち込みはないというふうな、この5年間ないし7年間ですか、そういう推移で動くであろうということですね。

（「はい」の声あり）

4番（阪口 均君）わかりました。期待値も含まれているのかなと思いますけれども、そんな状況かなというふうに把握しておきます。

あと、人口の2040年というののどこかで出ていたと思うんですけど、それはないですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今のところ、見込みを立てているのは先ほど申し上げましたように2025年（平成37年）のところでお話しさせていただいたところでございます、まだ見込み的には、2025年の先ほどお話しさせていただいた4万1,717人というところでございます。すみません。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。どんなまちになっているかというのを、町民の方もそうですし、我々も大変なことになるよという漠然とした思いはあるんですけども、実際に数字であらわしたときにどんな状況かというのをちょっとでも具体的に知っておけたらなというふうな、そんな思いがありましてこの質問に至っています。

高齢化率は2018年、既に27.8%、4人に1人が高齢者ということです。私が勝手に2040年を推計してみたんですけども、この時点では恐らく34%ぐらいの高齢化率になっているであろうというふうに想定します。ということは、33%を超えていますから3人に1人がもう高齢者やというふうな時代が来ているんやろうなど。町なかを歩いていても3人に1人は、65歳はそんなにお年寄りとは言いませんけれども、いわゆる高齢者の部類に入る人がそれだけ多くいるんやなというふうなイメージになると思います。

これだけでもまだびんとこないんですけど、あと保険料です。先ほど、大阪府の37年までの数値を示していただきました。28年から35年までの伸び率というのは約21%増ぐらいのパーセンテージで上がっています。これをさらに15年足して2040年のグラフをそのまま延ばしたらという話ですけども、恐らく1兆3,450億円ぐらいの大阪府の医療費総額になるかと思えます。これに0.5%掛けて熊取町という数値を求めるとそれなりの数値も出てきますし、平成30年から見たときに平成40年は、恐らく医療費総額が1.5倍になると思います。だから、我々が今医者でどれだけ使っているか、22年後には1.5倍の医療費になっているであろうと、これは物価の上昇もあるでしょうけれども、そんなことが想定できていきます。

収入がそれほど伸びていくということもそんなに想定できない。今政府が1.02ですか、2%の上昇率でということを行っていますけれども、それ以下にしか推移していませんので、1.02をずっと続けていけば120%はクリアするんですけども、なかなかそうはいかないであろうというふうに思われる中で、保険料と介護保険料、これはびっくりするほど上がってくるというふうなことが想定できます。だから何するんやという話がなかなかここで議論できないんですけども、そういう思いでみんながこれから生きていかんとあかん時代やなど。

22年自分の年に足したら、恐らくこの場所にいる人は誰もいないかもしれません。もちろんリタイアされて別の生活をされているんでしょうけれども、そういうふうと考えていくと、自分に関係ないわぐらいの感覚かもしれないですね、今のところ。でも現実的に自分らの子どもがそういった状況下に置かれていくというふうなことは、今のうちから肝に銘じてやっていかんといかんであるうなというふうなことで、とりあえず、つかみの部分ですけども、漠然とした話になりましたが、そういう状況かなというふうに私は理解しております。

それで、この前いきいきくまとり高齢者計画2018というのを出示していただいています。このことで少し質問をしたいんですけども、15ページ以降にアンケートをとって、そのアンケートについてかなり詳しく載せていただいています。このアンケートのとり方ですけども、これは1,000人の無作為抽出によるというふうになっていました。設問項目というのはこっちからも出しているわけですか、選択できるように。ということよろしいですか。

そしたら、アンケートしている住民の人は、自分の思いが設問以外のところに何かあっても、それは吸い上げられていないと。何を言いたいかという、こんなまちになってほしいなという思いがそれぞれの人にあると思います。そういうことは吸い上げる状況にあったのかなかったのか、このアンケートで。それはどういうことでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃられました各項目について、高齢者の方がこれから生活をし

ていくというところでどういうところを気にされているのかという、そういう観点でアンケートをさせていただいておりますけれども、その中で、私も今、アンケート自身を持ってきておりませんのであれなんです、高齢者の方ご自身がどういうふうに思われているかというところのそういう事由欄も、記入していただくところもたしかあったかと思えます。このアンケートには全てそういう形で載せてはおりませんが、そういう形でのアンケートであったという状況です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そういうことでしたら安心しましたけれども、どういうまちにしたいんかというのはみんなそれぞれが思い思いにあると思えます。こんなまちになってくれというふうな、そういうことも吸い上げていって、それをこれからの行政に反映していくというのは大事なことだと思いますし、そういう方法でされているのでしたらよかったことかなというふうに思います。

たまたまこの前、議会のPRチラシを配っているときに、ある人がしゃべりかけてこられて、自分は十数年前につばさが丘に引っ越ししてきたんやと。貝塚市から来たんやと。でも今、ちょっとがっかりしているんやというふうな話でした。年のころなら70歳ぐらいの人だったと思います。何でというて聞くと、熊取町は今、子どもがどうやとかそんなことばかり言うているけれど、高齢者に全然温かくないというふうな、そんな言われ方をしたんです。だから、そういうふうに思っている人もいらっしゃるんやなど。話を聞けばいろんな人がいると思えますから、できるだけそういった小さな意見も吸い上げられるような形をとっていただけたらなというふうに思っています。

それで、あと、アンケートの中で一つ二つ質問あります。一つは、59ページあたりにボランティア活動に対して支援をしているという言葉があったんです。これ、どういう支援なのかというのを教えてもらえますか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 今、議員見ているのは2018の冊子の59ページの今おっしゃっていただいているのは、（1）の高齢者の地域活動とか地域交流への支援という、そういうことでございましょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 59ページの真ん中あたり、その他ボランティア活動に対する支援を行っている。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） ボランティア活動といいましても幅広くあるかなと思います。一つは、例えば社会福祉協議会に対しましても、そこでボランティア活動していただいている方、そういう団体のグループの方もいらっしゃいますので、社会福祉協議会には町からそういうことも含めての費用を補助金という形で出させていただいて、ボランティア活動の皆さん方がその中で活動していただく。いろんな場面でボランティアをしていただいていますので、そういうところでやっていただいているというようなことがございますし、昨年度でしたら、つつじヶ丘のほうで自主的に地域の方がそれぞれ困っていることを助け合おうということで、していただいたときには、それは府のほうの補助金も活用しながら助成もさせていただき、若干そのところで使っていただく費用とかも助成をさせていただいたというような実績もございます。

また、ボランティア活動といいましても、健康福祉部ではいろいろ、先ほどのタピオ体操をやっている皆様方もそうですし、食生活の改善の活動をしていただいている方もいらっしゃいますし、さまざまなボランティアの活動をしていただいている方につきましては町も、費用的な面以外でもサポートさせていただきながら、ともに活動させていただいているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

もうちょっと下にシルバー人材センターのことを書いています。シルバー人材センターではワンコインサービスを開始するなどというふうにあるんですけれども、これは住民の方が、ワンコ

インの500円かわかりませんが、そういったことで何か作業してもらおうと。それは、具体的にどんなことをして、あるいはどういう告知をしてというのを教えてもらえますか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） この計画にも書いてございますが、草刈りであるとか電球の交換とか、よく聞いているのは植木の剪定であったりとか、そういうところで高いところの枝が伸びてきたりとかというような、そういうことに対して手助けしてほしいというようなことで依頼を受けまして、シルバー人材センターが向かって議員おっしゃられましたワンコインということで手だてをさせていただいたりとか、本当にそこの高齢者の方が生活に困っているという状況であれば、先ほどの電球を交換するとか、その内容に沿って対応していただいているというふうに聞いてございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 私もこれは勉強不足で、ワンコインサービスしているということは知らなかったんですけども、申し込みとかはどこにして、500円ぽっきりでできるのか、あるいは作業によっては当然変わってくるのだと思いますけれど、そこら辺はどういうふうになっているんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） こちらは、シルバー人材センターが直接依頼を受けまして、そこに出向いて費用を徴収いただいているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） どんな作業でも500円と。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 中身については、確かに議員おっしゃるみたいに程度というものがあるので、先ほどお話しさせていただいた生活の中で困っている範囲の中で、多分、できる範囲はそこでさせていただいているというふうに認識してございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ワンコインサービスをしているということの告知、これはどういうふうにして住民に知らせているんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） こちらは、シルバーからいろんな機会を捉えてこういう活動をしていますよということをPRしていただいているということと、町も、そういうお話があれば、こういうシルバーで活動していただいていますということもアナウンスはしてございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） アナウンスというのは、広報に載っているとかそういったあれですか。媒体はどういうものを使ってアナウンスされているんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 広報に掲載というところはちょっと私、今記憶がないんですけども、当然、町にそういうようなことをしていただくことというのはできるんですかというような問い合わせがあれば、当然、シルバーでこういう活動をしていますということのご案内をさせていただいたり、長生会であったりとかそういうところには、こういうようなことをしていますよというのはお話をさせていただいたり、またシルバーからも、そういう働きということでやっぱり活動していくということでは、自主的にいろんなところに働きかけていただいているというのは聞いてございません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） できるだけ、せっかくやっていることですからPRしてもらって、困っている人が少しでもそれで助かるような形になるというのはいいことだと思いますから、もっとしっかりとPRされたらどうかなというふうに思います。

19ページのふだんの生活で困っていることというアンケートに対して、粗大ごみの処分、それか

ら部屋の模様がえや電球の交換、あとは買い物、こちら辺が困っているベスト3になっています。ワンコインでできるといったら粗大ごみの処分とか、今既にここに書かれている電球の交換とか、そういったものがワンコインで処理できてやってもらえるということですから、せいぜいアピールして、知らない人のほうが多分多いと思うんですけど、どんどんアピールしてもらいたいというふうに思います。

それと、買い物についてはなかなかワンコインでというのはいきませんよね。そこら辺はどうなんですか。何か考えられていることとかありますか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） その実態は、そこまでシルバーでやっていただいているのかどうかというところまでちょっとすみません、私は把握していないんです。買い物の内容にもよるかと思うんですけども、お金も預かってということになりますので、その辺のところはお金がかかわってくるとちょっと難しい面もあるのかなというふうに感じておるんです。その中でも、対応できるところはしていただいているというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この前、ある人が、地域の困っている人、足で困っている人を乗せて買い物に連れて行くんやみたいな話をされていた人がいたんです。そんな話が広まるというか何人かに伝わっていくと、事故したらどうするんやという話になってきて、それやったらお金をもろうて事故の責任を自分で負う、そうすると白タク行為になるみたいなことで、せっかく助けようとしてやろうとしていることが、いろんな障壁があってできないというふうなことを言っていました。そこら辺をうまくやっていくような方法が考えられたらいいのかな。みんなが支え合う、助け合うという、そういった温かいまちになっていくのかなというふうに思いますので、非常にこれはいろいろ規制があった中で難しい問題かもしれませんが、もし知恵を絞れるようでしたら考えようもあるのかなと。

たまたまこの前、兵庫県のどこか、姫路市の山間地で、民間の人がタクシー会社とタイアップして老人とかを乗せて運ぶと。もちろん料金もらうんですけど、そんなことをやっている自治体もあったように、これはテレビで見たんですけども、ありました。

今後、ますます高齢化が進んでいって、足がなくなってくる人たちがふえてきたときに、ひまわりバスの利用の仕方もなかなか不便なところがありますし、地域の人たちで支え合う、助け合うというふうな形が構築できるならば、そういうまちが一番理想かなというふうに思いますので、ちょっと頭に入れていただいて、対応できるものならば考えてほしいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りますが、ALTに関してということでご質問します。

28年度末のKPIの実績評価がこの前出ていました。それによると、人数をふやしたりというふうなことで、A評価というふうにされていました。実績が、27年度が3人、28年度が5人ですか、目標6人にする、A評価というふうの評価されています。A評価と判断した基準はどういうことでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） では、阪口議員のALTについてご答弁申し上げます。

本町では、熊取創生戦略の「子育て世代の希望を実現するまちづくり」において、ALT配置人数をKPIとしております。

議員ご質問の1つ目、平成28年度末のKPI実績値等調査票をベースにした今後の具体的な目標や対策についてでございますが、平成28年度末実績は5名、平成31年度の目標を6名としております。現在、小学校専属ALT2名を各小学校に週2回配置、中学校専属ALT3名を各中学校に週5回配置しております。平成32年度から本格実施される小学校英語教科化に対応するため、平成30年9月には小学校専属ALTをさらに1名増員し、各小学校の配置回数を週2回から週3回にふやす予定にしております。

このように、ALTの配置回数をふやすことにより、児童・生徒がネイティブスピーカーと触れ合う機会や実際に英語を使う場面がふえ、そのことが英語学習等への大きな動機づけになると考えております。

あわせてALTと教員との効果的なティームティーチングのあり方についての研究を行い、児童・生徒が英語を学ぶ楽しさや英語を伝える達成感を味わうことができるような授業づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 続けて、ALTを増員した結果、熊取町がほかと比べてどういうふうにすぐれていますかということについてお願いします。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 2つ目のALTを増員して近隣市町村と比べてすぐれている点についてでございますが、全ての児童・生徒が自立した人に成長できるよう、まずは教育環境の充実を図ることが教育委員会の大切な使命であると考えており、ALTの配置等教育環境の充実に努めているからこそ、全国学力・学習状況調査の質問紙において、「将来、外国へ留学したり、国際的な仕事についてみたいと思いますか」に対する中学校3年生の肯定的な回答は、全国よりも8.1ポイント高い結果になっております。

今後も、子どもたちが英語でコミュニケーションを図りたいという意欲を一層高めていけるよう、英語教育の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 私がALTに関してもう3回ぐらい質問の中で話をさせていただくんですけども、確かに、配置人数が目標をクリアしているということは一つの成果だと思います。思いますが、具体的にこうなったというふうな、そういう答えが出るような成果というのをぜひ出してもらって、この場で披露してもらいたいというふうに感じるんです。

それがなかったら、仮に配置できなくて、ほんなら生徒の学習レベルがどうなっているんやと、それも評価できなくなるし、やっぱり学習レベルが上がる、意欲が上がるということが成果だと思いますから、そういうものを必ず目標として、人数だけじゃなくて、こういうことをしたい、こういうことをした結果どうやったというふうな、そういう成果、評価というのをしてほしいというふうに思います。

その中で、英語村というのをされていますけれども、ああいうことをされているということは、あそこに参加される三十数名以下ぐらいの子どもたちがやっぱり興味持って、来ているわけです。あれを見ていて、やっぱりこれは成果の一つかなとも感じますし、あれの回数をふやすとか、例えば英検も熊取町はちょっと高いんですよ、よそと比べても合格者が。だから、そういったところがほかの自治体に比べても群を抜いているぐらいの、それぐらいの成果を出してほしいというふうに思っておりません。

教育のまちくまとりというのをうたっていますから、熊取町はそんなに多く資源のあるまちではないですし、教育というのはその中でも大きなウエートを占めています。教育しやすい、させやすいから熊取町に入ってくる人たちが、昔からやっぱりそういう気持ちで入ってくる人が多いんです。ぜひ、自分たちの教育委員会もその一翼を担っているということを肝に銘じて、もっと大きな、具体的な目標をつくってクリアしてほしいというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 取り組んでいることについて評価いただき、ありがとうございます。

議員おっしゃってくださったように、まず動機づけがやはり一つの大きな目標というふうにこち

らとしては思っています。ただ、動機づけがそれぞれの子どもにどんなふうに返っているのかということをやはり検証していく必要があるというふうに思っておりますので、今年度につきましては小学生、3年生から6年生が対象になるかと思いますが、アンケートをとる予定にしています。経年でその様子を見ていきたいなど。ALT配置することによって外国に興味を持ったであるとかALTと話したいという気持ちになったと、そういったところが、現時点では一部の小学校で実はアンケートをとっておりまして、大体5、6年生で85%の子がそんなふうに考えているというデータはあります。

ただ、当然全ての子どもにそんなふうに感じてほしいというふうに思っていますので、あと残りの15%の子どももそんなふうに思えるような授業づくり、ALTとともに、ALTはアシスタント・ランゲッジ・ティーチャーですので助手ですので、当然、教員が中心になりながら授業づくりをしていきます。やっぱりその授業づくりを研究するという、あわせてALTの指導力の向上、ここにつきましては、先ほど言っていた英語村をほとんど彼らたちが主で企画しております。その中で授業をどんなふうにつくっていくのかという力をつけることができているかというふうに思っています。

あわせて、英語村につきましては、去年までは3、4年生対象ということで定員40名というふうにしておりました。ことしは、初の取り組みですが、1、2年生対象もしてみたいというふうに思っております。同じ日で午前中が1、2年生対象、午後は3、4年生対象ということで、できるだけ小さい段階で外国人と触れ合う機会があることによって、英語のことをもっと勉強してみたいなという気持ちになるのではないかというふうなことを想定して、ことしは英語村をさらに拡大した形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）回数、対象をふやすということは喜ばしいことだと思います。さらに回数をふやしたりとか、あそこの部屋があいているときは英語のアニメを流し続けるとか、子どもたちが外で遊ぶのが飽きたらあそこへ来て英語を耳から吸収していくような、そういう環境づくりをしておくとか、来る来ないは別ですけども、そういったことで熊取町の特異性というのを、やっぱりよそに胸を張って熊取町はこんなことをしているんやというのを言えるまちなってほしいんです。

それができないとやっている意味がないというか、かいないというか、民間の企業でしたら自分らがもうけるためにいろいろ考えて、いろんな手を打ってやっていきます。おいしくもないのにおいしいと言って物を売ったりとか、ちょっとこれは余談ですけど、だから、そんなアピールをどんどんしていくのが企業人なんです。

行政の方たちは、それは一般企業と違うと言えば違うんですけども、でもこの時代ですから、ほかの行政の機関とやっぱり比べられるし、ほかと対抗しても勝っていかないと残っていかないので、できるだけ自分らのやっていることをうまくアピールして成果を出していくような、そんな形であってほしいなというふうに思っていますが、何かありますか。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、ALTにつきましては地区内の配置率は2位ということで、たくさんALTをつけていただいています。

ただ、ALTをつけることによって英語力をつけるということが、行く行くそうなればいいんですけど、目標にしているものはやはり子どもたちの動機づけ、英語を学びたいという気持ちになる、そしてそれが将来につながっていく、そしたら自分の将来の選択肢をより広げて、こんなことしたい、だから将来こんな仕事につきたいんだというふうに、そんな子どもを育てたいというふうに、教育委員会としては特に義務教育段階では必要なことであるというふうに思っています。

その結果、例えば英検につきましては国よりも高い数値で英検3級相当の力を持っているという子どもがいるというふうな結果に結びついておりますけれども、それ以前として、子どもたちが学

びたいという意欲を上げることができるような、そんな取り組みをしていきたいというふうに教育委員会としては強く思っているところがあるので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 十分に理解しているんですけども、理解した上でやっぱり学力というのは図抜けてくれることがより理想やと思いますので、私はそんな考えをしています。

平等にというか、落ちこぼれが出ないことが一番教育委員会としては理想的な学校の形かもしれませんが、私は、落ちこぼれを出してでもということを書いていないんですよ。それをやった上で、やっぱり出てくる杭はどんどん引き上げるぐらいのことを教育委員会の力でやってほしいなというふうに思っているわけなんです。それを期待して、この項目については終わっておきます。

それから、最後になります。ゆめの森公園に関してです。

これまでも、浦川議員を初め何人もの議員から夏場の水遊び場について質問をされてきたと思います。この夏どうしているのか、集客増のためにどういう施策が打てるのかというふうな、そういうことがあればここで披露してほしいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の永楽ゆめの森公園について、夏場の水遊び場に関して何回もリクエストされていると思うが、ことし新たに実行することがあるのかについてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園につきましては、夏場の暑さをしのぐことができるよう、ミストシャワーを入り口及びユニバーサルブランコ付近に2カ所設置し、熱中症対策等に取り組んできたところでございます。

水遊び場の設置につきましては、これまでも設置費用などを含めて検討してきましたが、水遊び場の設置には多額の費用がかかることから、現在の厳しい財政事情の中では、夏場の来園者数の増加を見込めるほどの水遊び場の設置は非常に難しいと考えているところでございます。

また、今年度におきましては4月28日から5月31日までの間で奥山雨山自然公園エリアにおけるアンケート調査を実施し、現在集計中でございますが、アンケートや現地での利用者から日陰を望む声が多くございましたので、まずは芝生広場ステージにおいて利用者に涼んでいただけるような日陰を設置して、夏の暑さ対策を講じているところでございます。

今後、アンケート調査の集計結果をもとに、指定管理者とも協議を行い、永楽ゆめの森公園のにぎわいづくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ということは、この夏は芝生広場に日陰をつくるということが一つということでお答えだと思いますが、夏場にどうしても来園者数が激変することに対しての打ち手としては、今のところないんですね。日陰をつくったから来園者がふえるということは到底考えられないんです。

やっぱり前々から言っていますように、遊べるという、遊び場というのが来園者をふやす方策の一つなんです。それを何か実行できないかなというふうに思っているんですけども、費用がかかり過ぎてというふうな話に今なっています。

私のちょっとラフな考え方なんですけれども、1つ目、これは絶対却下になると思うんです。滑り台に水を流すと最高だと思います。人がいっぱい押し寄せそうな感じがします。当然費用の問題が絡んできますから、理想だけで終わるなというふうに思っているんですけども、もう一つは、USJとかで水鉄砲遊びをさせる遊びがあるんです。あれでしたら下のスケボーの場所のできるん違うかなというふうに思うんです。させるというか、遊んでもらう以上はやっぱりお金を取りたいなと、100円でもね。あの場所やったら一応入る場所が数カ所しかないですから、お金の徴収を100円でもできると思うんです。そしたら指定管理者の収入にもなるし、ひいては熊取町の収入にも幾

らか貢献するであろうし、水鉄砲はU S Jは売っているらしいです。高い3,500円とか2,500円とかいうやつ。それを買わないといけないと。熊取町の公園ですからそんなことはできないでしょうから、持ち込みを可にしてレンタルできるようにして、購入もできるようにしておいたら、これも指定管理者の収入になるかなというふうに思うんです。

例えば夏休みの土日の1時から3時までの2時間とか、そういうタイムに設定して水鉄砲遊びをしてもらおうというふうなことでしたら、指定管理者さえ動けば割と簡単にできるん違うかなというふうな思いがあるんです。これについてどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）議員ご提案の水鉄砲大会でございますけれども、実はこれ、野外活動ふれあい広場で夏休み子ども自然教室という中で、一つのイベントとしてことしも予定しているところでございます。当然スケート広場というご提案もあるんですけれども、ただ、野外活動ふれあい広場とのイベントの重複とかそういったこと等も検討した中で、実際、要するに経費を余りかけずに入場料を徴収できれば最もいいことはいいんですけれども、そこらも総合的に勘案して、ちょっとこの場ですぐ実施しますというお答えは、研究させていただいた後にお願いしたいなというところもございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）野外広場とゆめの森公園の客というのは重複するようにも余り思えませんし、逆に野外広場でそういうノウハウがあるんやったら、すぐそのノウハウを利用できそうな、そういうメリットのほうが強く感じるんです。U S Jには私も行ったことないんですけど、聞いている話やとむちゃくちゃおもしろいらしいんです。やっぱり子ども、その子どもを連れてくる親も一緒になって、もちろん若い人たちがきゃっきや言うて遊ぶような、そういうイベントなんですよ。

だから、子どもというのは水鉄砲でかけ合いするなんてことはふだんできないことですから、そういう非日常なことがゆめの森公園でできるというふうになってくると、やっぱりその日、あるいはその時間帯を目がけていっばい来そうな気がするんです。ぜひこれは、指定管理者の方がどういう反応されるかわかりませんが、強烈に押しってもらって話を進めていただきたいなというふう感じておるんです。どうでしょうか。泉谷部長がこっちをずっとさっきから何か言いたげな顔で。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）先ほど議員から提案されました水鉄砲というのは、これまでも研究はしてございます。この近くでは、岸和田市の岸和田青年会議所が主催になって、蜻蛉池公園の大芝生広場においてやられています。毎年夏休みの期間、8月の日曜日に毎年やられて、800の方がその日に参加されるという大きなイベントで、これも朝から400人、昼から400人が参加できるということで、もう午前中、8時、9時ごろには400人の規模があふれて埋まっちゃうというような、今人気の夏場のイベントということでやられてございます。ただ、ここではウォータースライダー、ナイロンでできた大きな浅いプールなんですけれども、そこにウォータースライダーがついたやつとか、そういうのも含めてやられまして、費用的には1,000万円を超えるという費用がかかっているということで、その辺までは調査させていただきました。

これらは企業の寄附とかそういうので賄って今のところはやっていますというところで、数回すればいいんですけれども、なかなか費用的に年間1日ぐらいしかできないというところも聞いてございますので、やはり人を集めるには水鉄砲だけではなかなか難しいと考えています。U S Jにしましても、大きなパレードの中でパレードから水を見られている方にまいて、下のほうで水鉄砲で遊ぶというところで、パレードがやっぱりメインになってきますので、その辺の水鉄砲以外の何かをやはり設置する必要があるのかなということで、これを岸和田市にも確認、聞きに行ったんですけども、なかなか費用的に今のところ町としてできないかな。あの芝生広場でちょっと小ぢんまりやったやつをしたいなということで調査も進めていたんですけども、なかなか難しいところも

ございます。

こんなので、これまでも夏場に何か、うちのゆめの森公園をもっとたくさんの人に知っていただけるような形のイベントを打ちたいと思うんですけれども、ただ費用対効果もありますので、今後とも続けて何かいい策がないかというところで検討していきたいし、また、いろんなイベントをやっている公園のほうで実績をお聞きしたいと考えてございます。

これまでにないことで、指定管理者になってからうちの公園のホームページを指定管理者が立ち上げていただいております。なかなかいいホームページですので、議員皆様方も一度見ていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そこまで調べられて研究されているということで、前向きに動いていただいているという意味では喜ばしいことだと思います。ぜひ具体的にできるように進めていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、阪口議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、アクションプログラムにおきます公民館、煉瓦館の指定管理制度導入の問題です。

私は、煉瓦館ができる前、ワーキンググループに参加し、生涯学習とは、生涯学習でどのような活動をしたかなどを話し合いました。そして、生涯学習のセンターとしてコミュニティ支援室、輪転機などが設置されました。コミュニティ支援室は、ボランティア団体などには会場費免除で貸されております。

高齢化が進む中で、生きがいに欠かせない公民館や煉瓦館をなぜ今指定管理にするのか、よろしくご答弁ください。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） それでは、公民館、煉瓦館などの指定管理につきまして答弁申し上げます。

まず、1つ目の高齢化の進行に伴い、生きがいに欠かせない生涯学習施設として重要性が高い公民館、煉瓦館になぜ指定管理者制度を導入するのかというご質問でございますが、指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減を図ることを目的として創設された制度でございます。

この制度のメリットを最大限生かして、民間の豊富なノウハウや柔軟な対応力を活用することで多彩な事業展開や良質な景観形成など、本町にとって重要な施設である公民館や煉瓦館の施設の魅力をさらに高めることが期待され、また、あわせて経費の縮減が図られるなど、総合的に住民サービスの向上を図ることを目的に導入を進めるものでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、メリットばかりおっしゃいましたが、指定管理にしたときのデメリットというものは全くないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 当然、全てのことがバラ色でというわけにはまいらない部分もあるかと思えます。一つは、懸念される部分で、公民館が今行っておりますさまざまな機能のうち、一般的に企画部門といいますか、施設管理とは別のいろんなサービス提供の部分での指定管理制度に移ったときの住民の方にとっての利用勝手がどうなのかというところが懸念されるかと思えます。

ただ、これについても当然、今申し上げましたとおり、住民サービスの向上というのがやっぱり

目的として最大限ありますので、また、総合計画であるとか生涯学習推進計画にもさまざまな施策が位置づけられております。これは当然、我々行政として計画を後退させるような内容での指定管理者制度というのは考えられませんので、そこは最大限そういったデメリットを払拭するべく、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 他市とかそんなところで、公民館や生涯学習センターを指定管理してこのように成功しましたというふうな例がもしあるんでしたら、お示しいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 成功しているといえますか、現在導入状況ということで申し上げますと、近隣では泉佐野市がいわゆる公民館、市民会館等について3施設、指定管理の導入がもう既になされております。近くでは泉佐野市ぐらいが実例としては挙げられるんだらうと。この辺については先行している自治体だということで、導入に当たってのいろんな状況についてはつぶさに確認しながら、学びながら進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 泉佐野市では、生涯学習センターとしての生涯学習のそこに絞って、こういうことで発展してきているという、そういうことというのもあるんでしょうか。私は聞いたことないんですけど、泉佐野市にも友達はたくさんいてるんですけど、管理されてよくなったよという話はまだ聞かないんです。こんなところがこないなってよかったよというふうな話は聞いたことはないんですけども、そういうことがあるということなんですか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） あくまで先行している自治体ということで、既に導入実績があるという意味でご提示させていただいたところなんです。

この辺、だから、先ほども申し上げましたけれども、泉佐野市で例えば住民がどういう反応をされているのかということについては、これは我々も進めていく中では丁寧に話を聞きながら、参考にしていきたいということで申し上げたということでございます。

特に何か住民のお声について我々が泉佐野市に確認したとかいうところまでは、今作業としては進んでいないところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） これはちょっと違うかもしれませんが、図書館などで指定管理が注目されました。指定管理を受けたところが蔦屋とか喫茶室などを改装する費用を捻出するために、古い本や売れ残っている本をネットで購入して図書費を浮かせてそういう費用に充てたというふうなことで、批判されたというふうなことがあります。どういう企業がこういうふうにしてというふうなことというのは非常に難しいと思いますので、その辺は本当に気をつけて導入のときにはしていただかなくてはいけないかと思うんです。

次の質問に移らせていただきたいと思うんですけども、総合計画では地域の活性化、協働の推進を図るなどと言っています。また生涯学習計画では、住民との協働による事業の実施、住民活動を活性化するための支援である、これらのことは、やはり住民と、それから町とのタイアップでしかやっていけないことだと思うんですけど、それを指定管理で達成できるという保証というのはあるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 2つ目の総合計画や生涯学習推進計画に掲げた施策が指定管理者制度導入で達成することができるのかというご質問でございます。現在、どのような業務をどの程度指定管理業務とするかといった業務の検討を行っているところでございますが、1つ目のご質問でもお答えしましたとおり、指定管理業務は総合的に住民サービスの向上を目的とするものでござ

いますので、これらの計画に掲げました施策を達成することを前提としながら、社会教育委員会議等各関係機関のご意見等もお伺いしつつ取りまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 本当に今教えていただきましたように、この目標というのは、私が先ほども言いましたように、住民のことは住民主体で活動していかないと発展していかないと思うんです。だから、指定管理者の方がこんなことしたらどうですかみたいな感じでいろいろとおっしゃっても、住民活動を活性化するための支援ですから、それはやっぱり住民方が決めて住民たちが学習して、住民たちが集まって一緒に行動していくというか、地域の問題や自治会の問題などを考えるという、そういうふうなプログラムが私は絶対に社会教育というんですか、生涯教育の中に入ってくるかと思うんですけれど、社会教育というやっぱり自治会がだんだんと薄れてくる。その辺のことについても、自治会の中でそういうことを学習していくような場が必要ですし、自治会の人たちが寄り集まっているんな自分たちの自治会の問題を考えていこうとするような、そういう場も必要ですし、そういうようなところをつくっていくのが生涯学習……。

長生きするために一生懸命勉強するのもあれですけども、社会教育的な面をもっと生涯学習として自治会間のお互いのお互いのお互いに話し合うとか、それからお互いにどういうふうにしていったら自治会への参加者が集まってくるとか、青年団なんかでもどういうふうにするかいいのかというふうなところをやっぱり話し合える場というのをこれからはどんどんあちこちでつくっていくか、公民館や煉瓦館だけではないと思いますけれど、そういうのをつくっていくということが生涯教育、社会教育へつながっていくと思いますので、その辺を肝に据えて、どういう形でどういうふう指定管理するのかということもきちんと教えていただいてから進めていただきたい。

何かよくわからんけどやりますわという感じでは全然納得できていないので、こういうふうな形でこういうふうなところで、こんなふうな形としてこれから社会教育、生涯教育を進めていくので指定管理させていただきますとおっしゃっていただければいいかと思うんですけれど、その辺のところをきちんとしていただきたいという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 公民館の設置運営に関しましては一定の基準もあって、今さっき議員がおっしゃったような住民間の交流拠点というような位置づけも、これは基準としても必要な部分でございますので、当然この機能を阻害するようなことは、自治体としては考えるべきではないことであります。

だから、こういった機能はしっかりと維持しながら指定管理するに当たっても進めていくわけなんですけれども、そこはご理解いただきたいというところと、適宜、情報についての提供というのは、それはもとより我々としては考えているところでございます。

ただ我々、私の所管としてもひまわりドーム等は指定管理業務をもう既に行っております。当然ひまわりドームについてもいろんな機能を持ち合わせた中で指定管理が入っているわけなんですけれども、やっぱりドームに指定管理を入れたことで、民間のいろんなアイデアをもってサービスが向上した部分も当然ありますし、仕様の中に一定、町としてこれはやっってくださいと、仕様としてもこれはお願いする部分、あるいは先ほど申し上げたみたいに、計画に位置づけのあるような事業については仕様としてやっってくださいよということでルール化する。プラス民間の活力といいますか、いろんなことについての提案をいただくような部分もそこにあわせていくというような形で、その使命とサービスというのは向上できるような形でそれは進めていくことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今でしたら指定管理にお任せして、その能力を生かすというふうな感じなんですけれど、指定管理として職員のほとんどを指定管理に任せて、今、町で持っている仕事を指定管理

に任せるというふうなことには絶対ならないということなんですか。その辺がはっきりしないんですよ。どこまで指定管理の人に任せて、町の職員はどこまで指定管理と一緒にやっていくのかというのが。

今、公民館や煉瓦館にいらっしゃる職員を全部指定管理の人に置きかえてしまって、こういう規約がありますからこの規約どおりやってくださいというそういう指定管理をされるんやったら、絶対おかしいと思うんですよ。町のいろんな問題というのはやっぱり行政が責任を持って、そのその問題までも指定管理さん解決してくださいよと言えるのかどうかということら辺は、私、公民館とか煉瓦館を指定管理するときにすごい大きな問題になってくるかと思うんですけど、やっぱり行政が出向いていたり、行政が町民と一緒に問題解決していこうというふうな姿勢がなしに、指定管理にここはもうかわりましたから、どうぞ一緒に町のあれでやってくださいと言われてたんでは、私、今まで一生懸命公民館活動や煉瓦館活動してきたというふうなことにましては、私、もっと生涯学習や社会教育というのは力を入れておいてもらわないと、これからの問題に対処できないというふうに思うんで、その辺についてどうですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）もとの答弁でも申し上げたとおりなんですけど、どの程度業務について指定管理に出していくかというのは今検討中ということでございます。当然、いろいろな施設管理であるとか、それにあわせて貸し館の業務であるとか文化事業の企画といったところ、業務のいろんな種類がありますので、これについては、なじむところ、なじまないところというのは今それは検討して……

（「これから」の声あり）

教育委員会事務局理事（野津 恵君）そうです。これから進めていくところですので、今のご意見も留意しながらこれは進めていきたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）1点補足ですけれども、ご指摘の点、もっともだと思いますし、非常に今後のリカレント教育を含めて、先ほど午前のご質問でありました人生100年の時代になれば、非常に重要な拠点としての位置づけになろうかと思っています。

そういった意味で、現在、熊取町の全庁的に公民館、町民会館、それとお隣の老人福祉センターの今後、整備方針の決定ということで、町の重要施策の進行管理という形で、まさに文字どおり重要施策に位置づけておまして、企画部の陣頭指揮のもとに関係部局が入りまして、方向性、事業をどういった組み立てにするかということで今模索、検討しておる段階でございます。

一つに、今ご指摘の指定管理という方法もございます。ただ、幅広に今検討しておりますのは、例えばPFIであったりとかPPPとかそういった手法も取り入れられないかと、まさに民活ということで、内閣府にも今問い合わせしたりとか、結果的には関係するそういういろいろソフトとかを得て今シミュレーションしておるような状況でして、いずれにしても今後、昭和45年9月開設の施設ですので老朽化もしていますので、館の機能向上であったりとかそういったことも含めて、非常に今耐震性も悪い施設ですので、重要施策ということで年度内に整理を考えております。

その中で、住民のご理解も十分に得た上でサービスの向上ということと経費の節減と、さらにおっしゃられた協働という視点も取り入れて、全て最大限成り立つ形で進めていけるということとを判断できれば、アクションプログラムにございますように32年度から実施したいと、そういった考えでおりますので、また逐次そういった進捗がございましたら、報告等も含めてご意見を頂戴したいと考えます。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）時間があれですので、いろいろ考えていただいているということとはよくわかりました。

アクションプログラムの中には効果額が書かれていないけれど、そのことについては、今までの

お答えだったらこれから考えますというような感じやったと思うんです。どんな形で指定管理されているのか、ちょっと気になったんで、その辺についてお答えください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）アクションプログラムについて、目標効果額が書かれていないがどのような指定管理を考えているのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、現時点では各関係機関等からご意見をお伺いしながら指定管理業務の詳細を詰めていく段階でございますので、効果額は未定となっております。繰り返しになりますが、この制度導入の最大の目的は住民サービスの向上でございます、その意味で、施設を利用された住民方の満足感の増大やまちへの愛着形成など、金額でははかれない部分での大きな効果が上がるものと期待しております。

最後になりますが、指定管理者制度の導入を通じ、施設の経費の縮減と、より住民目線に立った施設運営を図ることによる住民サービスの向上の両立を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本当に効果額が書かれていないのに、文化振興連絡会の中の会議では31年度からもう指定管理しますから、もう今まで文振連には会場費を免除してきましたが、できなくなります。これ、できなくなりますと言いはったのか、できなくなるかもしれませんとおっしゃったのか、その辺は私自身、聞いた人にちょっとあれなのではっきりわかりませんが、そういうお話をもうされていますので、効果額も何もまだわからないときに、もう31年度からやりますよと、何かすぐ前へ前へとアクションプログラムに沿って皆が進んでいくというそういう感覚、次の西保育所にしても、どんどん前へ前へ進めていかないと、どこからの圧力があるのか知りませんが、すぐ前へ前へと推し進められているという感がして怖い感じがしたんです。その辺、まだ決まっていないならきちっと議論していただいて、やっていただきたいと思います。

住民が生涯学習を考えて地域のリーダーを育てて地域の問題を解決しなければ、これからの地域社会というのは成り立っていかないと。計画だけを立てて、こんなふうで指定管理、民間の力をかりてでは、これからの対応は絶対に間に合っていないと思います。

これから介護保険につきましても国民年金につきましても、もう今100万人を超えたとされる働けない若い労働の世代とか、それから高齢者のひとり暮らし、ますます地域の問題は大きく深くなっていくと思います。私は、地域の問題を行政と一緒に考えていける場所が絶対にあちこちで必要になってくると思います。行政からも地域の問題の状況を聞いてもらって、アドバイスをしながら一緒に考えていってもらいたい、そんなことを考えると安易な指定管理はしてはならないと思いますので、どうかよろしく願い申し上げて、1問目の質問を終わりたいと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）すみません、十分報告したいと思います。

1点だけ、アクションプログラムは31年度から導入ではなく、31年度まで検討して……

（「いや、検討とは書いていません」の声あり）

教育次長（貝口良夫君）いや、実施と書いておりますけれど、32年度からの実施ということで今進めております。

繰り返しになりますが、今年度内に老朽化した施設の機能向上も含めて整備の方針を全庁的にまとめてまいりたいと考えておることと、それと指定管理を入れてサービスの向上が図れない、あるいは経費の縮減が望めないとなれば、おのずとどうするかというまた判断になるかと思っておりますので、その点また逐次説明等させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）よろしくお願ひします。

次に、西保育所の民営化についてお聞きします。

1としまして、数年前、小学校区に公立保育所を1カ所は残すという方針を示されておりました。今、公立園は4園になりました。町全体の保育水準の維持や子育て支援の充実のために、公立保育所が果たす役割は重要だと思われませんが、なぜ今民間化されるのでしょうか、お答えをよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、西保育所の民間委託についてのご質問の1点目、西保育所を民間化する理由につきましてご答弁申し上げます。

現在、本町における保育所入所児童数については年々増加し、今後も保育需要が増加することが予想される状況の中、本町の厳しい財政状況を踏まえつつ、将来にわたり良好な保育サービスの提供を継続し、また、長時間延長保育や一時預かり保育などの特別保育サービスの充実により、保護者の皆様が働きやすい環境を向上させていくためには、保育所運営のさらなる効率化を図る必要があることから、民間事業者の努力と柔軟な発想により、多様な保育サービスの提供等が見込まれる民間化に取り組むこととしたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今、民間の活力と言われましたけれども、長時間保育についても今民間保育所でされております。そこへ行っていただけたら、それで新たに作る必要はないのかと思います。

一時預かり保育も休日保育も体調不良児対応型保育も今、熊取町ではできているのではないのでしょうか。現在できていないとしたら病児・病後児保育についてです。できるとうれいですがけれども、医者との協力がなくなかなかこれは難しいと思いますので、期待はできないのではないかと思います。

熊取町では、民間の保育所も頑張ってくれておりますので、十分に保護者のニーズには応えられているのではないかと思います。これ以上民間にする必要はないと思われるんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員から今、特別保育サービスの状況ということでご質問いただいたんですけれども、ご存じのように、公立保育所におきましては午前7時から午後7時までという中で、民間保育所に至りましては午後10時までの保育が2園、それと午後8時までの開設が2園という状況になってございます。

病児保育につきましては、体調不良児対応型ということで町立保育所全てで対応しているというところで、民間保育所におかれましては4園のうち3園が体調不良児対応型を対応、休日保育に至りましては、公立では当然のことながら実施していない状況で、民間では2園が実施、一時預かり保育につきましては、これも公立では実施してございませんけれども、民間保育園におきましては4園全てで対応いただいているという状況でございます。

そういった中で、特に休日保育等につきましては、当然保育士の確保であるとかそういったところが非常に重要になってくるということでございますし、大変民間園におかれましては非常に苦慮しているというのは聞いてございます。

ただ、そういった中で保護者様におかれましては、議員おっしゃるように、そこでやっている園に行けばいいじゃないかというようなご意見もございますけれども、やはり地域に密着しているというんですか、地区で近い保育所にやっぱり預けたいとかそういったところが保護者様の感情ではないかなというふうに思っていますので、できるだけ保護者の皆様がさっきも答弁申しましたように働きやすい環境、いろいろな形で取捨選択できる、そういった形での体制をとっていききたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今おっしゃるとおりだったら、全部民間にしてしまわないとニーズに合わないとい

うことになりますよ。全部のところでは休日保育所が欲しいと言わはったら、その近くのところに行かせなあかんでしたらね。長時間保育もその近くのところで長時間保育してもらわなあかんと言うのやったら全ての保育所が民間保育所になるという、そういうことを望んでいらっしゃるんですか。今のお答えだったらそうなります、私の受け取った感じでは。

でも、希望として長時間保育をしてほしいというところで長時間保育にしている園を選んで、今、長時間保育をしている園でも長時間保育をしている先生が何人かおられて、1人しか見ていないときもあるとかという話も聞きます。2人見ているとか3人見ているとかという話も聞きます。だから、そこで1人と1人だったら、2人までだったら1人で見られるというふうなことも考えれば、長時間保育のところに行っていくほうが各園の経費的にもなりますし、休日保育にしたってそうですよね。1人を1人で見ていたら3園皆1人ずつついて見ないといけない。2人で3人見られたらそちらのほうが経費は安くなるというふうなことがあると思いますので、その辺はやっぱニーズを調整してもらって、ここで休日保育したいと言っている人がいますけれども、おたくのところはどうですかというふうな、そういうふうな調整は保育課でもしてもらったら、少ない人数で園児を見られるというふうなこともいけるかと思えます。その辺は、今の話だったら全園民間委託しますよという感じに聞こえますけれど、それではないですよ。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）申しわけございません。私の答弁がそういうふうにとられたということであれなんですけれども、決して全て町立保育所を民営化というふうには、現時点におきましてはそういうことは全く考えてございません。

当然のことながら、2月の議員全員協議会の中でもご説明させていただきましたように、やはり町立保育所は町立保育所で地域における子育て支援の拠点ということで、これはもう地域に根差した保育を実施するという中で当然重要であるというのは我々も認識してございます。そういった状況の中で町立保育所と民間保育所、それぞれの今後の役割というんですか、そういったところを分担しながら保育行政を進めていきたいというふうに考えてございます。

2月の議員全員協議会のときには、町立保育所は町域にバランスよく立地するのが望ましいということで我々も議員の皆様方にご説明させていただいております。そういった中で現時点においては、決して今回の西保育所以外の町立保育所を次に民営化の計画があるのかということ、現時点ではないというのは私から答弁させていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）現時点ではないというのがすごくひっかかるんです。ある時点になったらそういうふうになりますよという感じがしたりして、ちょっと怖い感じもするんですけど、その辺はもう時間が来ていますのでまた……。

次に、2で説明会についてお聞きします。

今、説明会の資料はいただきまして、皆さんのところにもあるかと思うんですけども、簡単に説明会の様子や、そこで出た質問などについてお答えいただけませんかでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の西保育所の保護者への説明につきましてご答弁申し上げます。

西保育所の保護者の皆様への説明会につきましては、お手元の資料にございますように4月27日と28日の2日間開催し、両日合わせて全家庭数の約4割に当たる45名のご出席をいただいたところでございます。

内容についてでございますけれども、本町における保育の実施状況や入所児童数の推移、これまでの民営化等の経過、また、先ほどご答弁申し上げました西保育所を民営化する理由はもちろんのこと、移管先事業者の選定に当たっては、保護者代表の方を含む選定委員会において保護者の皆様のご意見等を参考に選定作業を行っていくことや、また、1年間の引き継ぎ保育により、安心して

子どもを預けられる保育環境づくりに努めることなどをご説明させていただいたところでございます。その際、保護者の皆様からは、事業者の選定に当たっては現状の保育内容が低下しないようにしてほしいといったご意見が多かったものの、民営化そのものに反対するご意見はございませんでした。

なお、説明会をご欠席された方には、説明会当日の資料、今お手元の資料でございます。資料とともに、説明会当日の質疑応答を概要として取りまとめた資料を保護者の皆様にお配りさせていただいたところでございます。

今後におきましても、保護者の皆様からのご意見を尊重するとともに丁寧な対応を心がけながら、民営化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 資料ではQアンドAのところデメリットはないと説明していらっしゃるんですけど、民間のほうが先生の収入が低くなって長続きしにくいとか、そのため保育の経験がなかなか伝わっていかない、経営者によっては保育の質が変わってしまう、そういうようなデメリットが私はあると思うんです。その辺についてどうお考えになりますか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 確かに、職員または民営化後の民間の保育士の質というんですか、そういったところは、職員の分についてはやはり保護者の皆様からは議員おっしゃるように若い保育士ばかりになるんじゃないかと、そういった多くの不安なご意見が出されたことは事実でございます。ただ、我々としたしましては、当然のことながら保育の質は現状を維持すると。これは、国のここに書いておりますように保育指針、配置基準におきましても当然国の配置基準がございますので、その基準に沿った運営をしていただくと。

ただ、まだ確定ではないんですけれども、考えているのは、やはり一定、経験のある保育士をある一定の割合で配置していただくとか、そういったところの提案を今後の募集の際に各応募される事業者からいただいて、そういう内容を選定委員会の各選定委員の中でご検討いただいて事業者を選定していきたいと考えてございます。ですので、そういった保育士についての人事面というんですか、職員体制につきましては、その辺もきっちり応募される事業者から提案いただくような形をとっていききたいというふうに考えてございます。

もう議員はご存じだと思うんですけど、昨日、第1回目の事業者の選定委員会を開催してございます。その中で当然、募集の条件でありますとか審査基準、そういったところも今ご審議いただいているところがございますので、詳しい状況は今ご答弁できませんけれども、そういったところは一定担保できるような形で進めていきたいと。当然ここは保護者の強い思いでもございますので、そこは十分に反映できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） やはり経営者によって保育の質が全く変わるというのが、民間ではすごくよく起きているんです。森友学園みたいなことはないかと思っておりますけれども、本当に経営者の考え方によって全く保育の内容が違う、音楽に特化したら音楽に特化する、体育に特化したら体育に特化すると、そういうふうな経営者というのを私も幾つか見てきていますので、その辺のところもきちっと、子どもたちの基本的な発達を保障するというふうなところで見きわめていってもらいたいというふうに思います。その辺は考えていただけるとは思いますけれども、やはりぱっと見た目ではこの経営者がどうのこうのというのはなかなかわかりませんので、その経営者の考え方のあれとかというのをもまたしっかりと見てもらいたいと思うんです。

次に、民間保育所と書きましたが、今は保育所全般になかなか保育士が集まってこないという状況、そして長く続かないというふうな状況があります。今度民営化された保育所で職員が足りないというような場合には何か支援ができるかどうかというのは、難しいと思っておりますけれどもお答えい

ただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の職員が集まらなかった場合の支援につきましてご答弁申し上げます。

さっきもちょっとご答弁させてもらったんですけども、保育士の配置基準につきましては、町立、民間にかかわらず、国が定める配置基準により各年齢の児童数に応じて必要な保育士の人数が定められておりますことから、当該基準を移管先事業者の募集要項に定め応募の条件とする予定でありますので、保育士が不足するといった状況は想定しておりません。

さらに、本町といたしましては、西保育所の臨時職員の方を移管後の保育園で可能な限り採用していただけるよう移管先事業者と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）これは私の取り越し苦労かもしれませんが、あるところで先生が数人急にやめられまして、そのときにどうされるんですかと保育課に聞くと、町としては先生を採用するように指導、警告していきますとと言われて、それだけだったんです。指導、警告だけではなかなか人は集まれへんかなと思ったんですけども、そのときには人が集まって何とか保育を続けていけて、あよかったなと思うんです。集まらなかったら休園とかいうふうな場合もあるかと思っておりますので、その辺はまた、町としても難しい問題やと思っておりますけれども、各民間保育所も町の保育所もそうだと思うんですけど、働きやすい環境をつくっていただけるようお願いしたいと思います。

次に、1年間、委託先と書いたんですけど、施設を渡すので移管先が正しいですね。移管先に直しておいてください。移管先に一緒に保育を行うといいですが、今何名かというふうな話はあれでしたけれども、どういう計画を持っていられるか、お答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目の1年間移管先事業者と一緒に保育を行う計画についてご答弁申し上げます。

民営化によりまして、保育士や保育環境が変わることによる子どもへの影響を最小限に抑え、保護者の皆様が安心して子どもを預けられる保育環境づくりを目的といたしまして、移管先事業者の保育士と西保育所の保育士が合同で保育を行う、いわゆる引き継ぎ保育を実施する予定としております。

また、引き継ぎ保育の期間につきましては、これまでの民営化では移管前の3カ月間でしたが、今回の民営化に際しましては平成31年4月から移管までの1年間実施する予定としており、年間行事や遊びの内容、さらには子どもや保護者への対応などを引き継ぐことにより、保護者の皆様が安心して子どもを預けられる保育環境づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ちょっと時間がなくなってきたんであれなんですけれども、移管先への支払いというんですか、そのときの先生の給料というのは、まだ渡していないときは町が払うということなんですか。移管先からの給料というのが出てくるかと思っております。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今私どもが考えているのは、基本的には事業者負担というふうに考えてございます。

詳しい実際の引き継ぎの細かいところは、今後、移管先事業者が決まった後に協議を進めていきたいと考えておるんですけども、31年4月当初からいきなり全てのクラスに新しい事業者の保育士に入ってくださいというふうなことは、現時点では今のところはまだ想定してございません。やはり引き継ぎを行うにしても、そうになってしまうと保育士の先生が倍になってしまって、4月、5

月とお子さんの環境もクラスも変わったりとか新しく入所された子がいらっしやいますので、いきなり入った途端に僕の先生は誰みたいになるのは避けたいと思ってございます。引き継ぎ当初は、やはり事務的な引き継ぎからまずスタートしたいなというふうに考えてございます。そこから徐々に、年間行事には必ず担任となる保育士に入っただくとか、今現在まだこれは確定ではないんで、余り細かいことは申し上げられないんですけども、基本的に私ども、そんな考えを持ってございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） いろいろと問題があつて、聞きたいこともたくさんあるんですけども、時間がなくなってきましたんでちょっと結論に入りたいんです。

民間活力とおっしゃっていますけれども、事例的には私は、熊取町はもう活力は十分あるんやという感じに思っていますし、厳しい財政状況と言いますが、民間保育所は保育士の低賃金で成り立っています。保育士の低賃金を保障しないということは若者の保育士離れが起こってきて、保育所運営の効率化、移管事業のもうけに加担していつてしまうのではないかというふうな気が私はすごく思ってしまうんです。

やっぱり、保育士がしっかりと働けるのは公立保育所ではないかなという感じがしています。私は、今もまだ西保育所の民営化については疑問を感じています。それだけ私の意見を申しておきます。

次に、小・中学校での35人学級の実現についてお聞きします。

何回も質問していますが、現実の見込みはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） それでは、議員のご質問にご答弁させていただきます。

35人学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、小学1年生を対象に実施することが規定されております。また、小学2年生につきましては府費で大阪府下の全公立小学校において実施されております。

本町におきましては、小学1、2年生の35人学級の実施とともに、大阪府から少人数・習熟度別指導等を含め小・中学校8校に20名の教職員が加配により配置されております。加配された教職員を有効に活用し、各学校において少人数・習熟度別指導及びティームティーチングによる指導を実施いたしております。小学校においては、3年生から算数等において少人数やティームティーチングによる指導方法の工夫、改善に取り組んでいるところでございます。

また、平成29年度は、それに加えて小・中学校8校に学習支援ボランティア80人、インターンシップ44人を配置し、授業への入り込みや学習補助を行いました。今年度も学習支援ボランティアやインターンシップの配置を継続し、児童一人一人に対してきめ細やかな支援が行えるよう配慮してまいります。

このようなことから、本町といたしましては、現在のところ町独自の35人学級の実施は検討していないという状況でございます。今後、国の動向を注視するとともに、現在の制度の中で学校教育のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ご理解できないんですけど、今35人以上の学級というのは何クラスぐらいなんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 35人以上の学級と申しますか、小学校全体で3年生から6年生までで例えば35人学級にしたら何クラスふえるかというのを数えさせていただいたら、3、4年生で1クラス増、5、6年生で5クラス増というのが現段階での状況でございます。合計6クラスが35人になるとふえるであろうという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）20人の先生がいらっしゃって6クラスをあれすれば、担任というんですか、小学校だけでも、中学校を考えたらもうちょっとあるかと思うんですけれど、まず小学校からということで、それだけでも考えられると思うんです。だから、本当に少人数学級、能力別学級をつくって指導しているからと言われますけれど、30人以下にしたほうが絶対一人一人の子どもたちはよく見えますし、今まで以上にいい指導ができると思うんです。

私も、幼稚園ですけれども、45人から25人の間で担任を経験してきました。25人になったとき、やっぱり子ども一人一人が本当によく見えたんです。子どもも私に話しかけていく時間がふえました。それは何でかという、30人以上になっていると私が動き回る時間のほうが多くて、子どもが話しかけてきても立ちどまってあげられない、そんな時間が多かったからやと思います。やっぱり20台と30台というのは、子ども一人一人を見るということに関しては全然違うなというふうに感じます。中学校でも多分そうやと思うんですよ、35人のあれは。

私の友達に娘が小学校の先生している方がいるんですけども、お孫さんを守るために平日はその家へ泊まりこんではるんです。それで、娘は持ち帰りの仕事が多くて、採点やコメントを書くのに追われているんです。それで友達は、もう過労死するのではないかなと思ってすごく心配やと言います。人数が多いからそれだけ丸つけも多い、採点も書くコメントも多い、だから本当に35人以下学級に、35人以下になったら大概30人から27、8人が、数にもよりますけれども全然違ってくると思うんですよ、40人の定数のときは。そやからその辺を本当に考えていってほしいと思うんですけれども、絶対にこれは無理ですか。6名の先生は20名よりも別に雇わないとできないということなんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からお話いただいたように、それをふやそうと思えば別に雇わなければならない。つまり、先ほど申し上げた例えば少人数学級のための加配等に関しては、それはあくまで目的加配であって、例えば算数の授業を少人数でやりなさい、習熟度別の授業をやりなさいということにいただいている加配で、それを例えばクラス担任に持っていくということは、基本それは間違った使い方ということなので、引き上げられてしまうという状況があるんです。

（「先生の使い方に間違った、正しいというのはあるんですか」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）間違ったというのは目的外の使い方になるという判断になるんです。

例えば近隣でやられているところとなりますと、やはり先生方を1人雇うのに年間500から600万円ぐらいの平均、お金が必要になってくるという状況があるということ、それと今現段階で、これは教職員の実情ではあるんですけども、例えば少人数で35人学級をして先生がふえました、入れますといったときに、これは正採が入るわけではないんです。つまりこれは町独自、あるいは市やったら市独自でやっていることなので、正教員というのは府から合格した人が配置されてくると。結局、講師の先生方を配置することになると。

今現在、講師の先生方の数が非常に不足しているという状況がございます。これは、いろいろお話をお伺いしたところによると、やっぱり40人だから、35人学級だからということよりもその先生の力量に負うところも非常に大きいところもあって、例えば40人学級でもしっかりと先生方が指導してくれれば落ちついた教室になる。一人一人しっかりと見られる。しかし、35人以下であっても、そういう講師の先生を配置する中でちょっと子どもたちが落ちつかない状況になることも実際あるということも言われているという状況がございます。

ですから、本町といたしましては現行制度の中で、府からいただいている加配に関しては、例えば算数であるとか、あるいは中学校であれば英語であるとか数学であるとかというのを極端に少人数学級で指導させていただいているので、ある意味、主要教科じゃないですけども、そう呼ばれ

る教科に関してはできるだけ少人数で授業が展開できるような工夫はさせていただいております。

それと何よりも、先ほど申し上げました先生方の力量をちゃんとアップするという、これは我々の責務だと思っていますので、だから、その辺のところもきめ細やかな対応をできる先生方を育てるということも我々の責務だと思っていますので、そこも含めて現行制度の中で十分に、府からいただける先生方を活用しながら教育の充実に努めたいと今思っております。その辺ご理解いただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私は余りいい教師じゃなかった、25人やったらあれやったらけれども、30人以上やったらもうあたふたとしていたという、そういう教師やったんやろうなというふうに今話を聞いて反省しております。

（「いえいえ、そういう意味ではございません」の声あり）

6番（鱧谷陽子君） でも、ほんまに5人雇うのに2,500万円が高いのか安いのか、その辺は私はわかりませんが、子ども一人一人の教育というのはやっぱり大事なもので、今の時点しかその子たちにとってはその先生に接する機会もないし、その先生にとって一番大事な先生になっているというふうなことで、本当に教育というのは大事やというふうに私自身は考えています。

お金がないからアクションプログラムをやりますよ、35人学級はお金がかかるからしませんと言われる。そしたら、やっぱりお金の問題がかかってくるたびに私は談合事件のことを思うんですよ。20年間談合事件が続けられて5年で5億5,000万円の請求、もし20年間談合がなかったら、15億円以上の税金がほかのところに使われていた。もしかすると今まだ残っていて、2,500万円ぐらいそこへ使われたかもしれないという思いがするんですよ、お金の問題やお金の問題やと言われるとね。

ほんまに今の世代は、前の世代のツケを若い人たちが払わされて、国も地方もだんだんと年金ももっと若い世代の子はもらえなくなってくるやろうし、本当に大変な時代があつて、国も地方もそういう後の世代に負わせていってしまっているという、そんな感じがすごく思えて仕方ありません。

アクションプログラムを進めていく上で、本当に町民に不安があつたり負担がふえるような計画はぜひやめるように願ひまして、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時25分まで休憩といたします。

（「15時08分」から「15時25分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。まず、1項目めは子どもの安全についてです。

先月、新潟市で小学校2年生の女兒が下校中に殺害され、遺体が線路に置き去りにされた悲惨な事件がありました。また、14年前の岡山県津山市での小学3年生女兒殺害事件の容疑者が再逮捕されました。子どもをめぐる悲惨な許せない事件が後を絶ちません。熊取町におきましても、平成15年5月20日、当時北小学校の小学4年生の吉川友梨さんが下校中行方不明になり、まだ行方がわかっていません。もう15年がたちました。友梨さんのご家族のことを思うと心が痛みます。無事にご両親のもとに早く戻ってきてくれることを心から願っております。

本町では、吉川友梨さんの行方不明事案を受け、子どもの安全を地域で見守るために熊取町安全パトロール隊や子ども見まもり隊を結成し、毎月8日は子ども安全デーとして、町全体で子どもの見守り活動を行っています。私も、結成当初から子ども見まもり隊として登下校の見守りをしてま

いました。最近は登校だけですが、ほとんど毎日見守り活動をさせていただいております。

先日、その子ども見まもり隊の研修があり、参加をさせていただきました。講師は泉佐野警察署の生活安全課防犯係長の西井勉氏で、地域防犯、子どもの安全についての講演で、立正大学文学部社会学科教授の小宮信夫氏の推奨する地域安全マップづくりのフィールドワークのDVDを鑑賞しました。危険な人はわからないが、危険な場所は見てわかるといった内容でした。

子どもの安全について、文部科学省が推進する学校安全総合支援事業の中に地域安全マップづくりがあります。マップづくりの過程において、児童・生徒の危険予測能力及び危機回避能力の向上を図り、犯罪や事故に巻き込まれない児童・生徒を育成するという事業です。まさに、見まもり隊の研修のときに聞いた取り組みではないかと思いました。交通安全の視点だけではなく犯罪予測能力を高めるために、子どもたちによる地域安全マップづくりの取り組みを行ってはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、子どもの安全についての1点目、子ども達による「地域安全マップづくり」の取組について答弁申し上げます。

まず、ご指摘の学校安全総合支援事業でございますが、自然災害や登下校中等の事故、事件の発生を踏まえ、学校や地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図る取り組みに対し、大阪府を通して国の支援を受けることができるものであり、「地域安全マップづくり」を通しての防犯教育の推進・支援事業がそのメニューの一つとなっております。

本町におきましては、当該メニューと趣旨を同じくする取り組みとして、平成18年6月に各小学校区において地域の関係者の方々との協働により校区探検を実施し、その通学路の点検結果を集約した安全マップを作成しており、その後、21年度、24年度、27年度にそれぞれの時点で修正を行い、更新してきております。

安全マップは、車の往来や歩道の有無など交通安全の視点からの記載とともに、人通りが少ないので気をつけようといった点など犯罪等に対する子どもたちへの注意喚起の内容を含んだもので、子どもたちの防犯意識を高める役割も担っております。したがって、現在のところ、ご指摘の学校安全総合支援事業につきましては、趣旨を同じくする取り組みを既に実施し、一定の成果を挙げてきているものと考えているところです。

また、当該マップの30年度中の更新に向け、関係機関等との調整を始めたところでございますが、子ども見まもり隊の方々への研修も兼ねた形態で更新を予定しているところであり、更新作業に当たっては、小学校や警察などのご意見、指導等を最大限取り入れるとともに、先月20日開催の子ども見守り研修会の内容や参加者からのご提案を踏まえ、子どもたち自身が安全について考えることが大切であるという趣旨を勘案しながら、犯罪が発生しやすいとされる入りやすく、見えにくい場所の抽出、また防犯カメラの設置場所などを盛り込み、より効果的な安全マップとなるよう内容について検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。大体同じような趣旨で検討していただいているということなんですが、資料につけさせていただきました学校安全総合支援事業実施要綱の中に載っている事業内容の（ア）の部分になるわけなんですけれども、資料の写真をつくっている分であります。この分につきまして、一応支援としては作成支援ツールというものを配付してくれるというところで、そういったツールを配付していただいた中でマップづくりができるということになっております。この分につきましては、毎年国の事業で府が応募を受け付けてやっているんですけれども、これ、今回30年度の実施要綱ということで載っているんですが、府に確認しますと、国の事業なので来年度も募集しておりますということですので、来年につきましてもこういった作成支援ツールを配付していただいて、そういったことが実施できるということになっております。

でも今回、熊取町はこういったものを活用しなくても作成できるというところで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）この支援ツールにつきましては、子どもたちが校区について実際実地で調査したりすることをもって、子どもたちの危機意識を高めるというようなことが趣旨となっておろうかと思えます。答弁でも申し上げたとおり、本事業については一定、今年度あるいは来年度につきましても当面取り入れて実施するというような予定は持っていないところでございます。

マップの更新を今年度やるに当たっては、今現在、基本的には地域教育協議会の事業の一つとしてご協力を得ながら、ご意見を賜りながら進めているところで、そういったこれまで予算編成を通じてやり方を検討していく中では、子どもの実際の実地調査というのは今のところ予定はできていないところでございます。

ただ、今年度これから作成するというところでございますので、地域教育協議会は学校も含めて見守りに関係する方々がたくさんご参画いただいておりますので、ご意見いただきながら、今回、20日の研修内容も当然お伝えした中でこういった子どもの参加が必要であるという強いといえますか、そういったご意見等もいただけるのであれば、それは当然考慮しながら、こういった形でできるのかというのはこれから具体的に考えてまいりたいなというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）このマップづくりというのは、ただ子どもの安全を確保するというマップではなくて、子ども自身にどういうふうにして危険な場所を確認し、そして自分たちの身をどのようにして守っていくのかというのをマップをつくりながら教育していくというか、大人とともに学んでいくというのがマップづくりだと思うんです。だから、マップをつくるのが目的ではなくて、作成する過程がやっぱり一番学習する目的というか、そういうものになっているかと思うんです。

DVDを先般の研修のときにも見せていただいたときに、やっぱりどこが危険なのか、こういったところが危険なのかというのが、大人の目とは違って子どもが子どもの目で見て、そしてそこに指導する方が、ここは入りやすく、またここは見えにくい場所でしょうということを指摘して、それもまた子どもたちがそういう場所だということを発見する、それも本当にすごくすばらしい学習かと思うんです。そういったことがやっぱり必要やと思うんです。そうすることによって子どもたちの行動が変わってくる。今回も、出てきていた講師の先生の中でもお話がありましたけれども、小宮先生の指導の中でどういうところが危ないのかというところにつきましてご教示されてきました。トンネルとか建物の間の路地とか地下道とか、1階がガレージの家が続く道とか、また樹木に囲まれた公園とか壁に落書きがあるトンネル、自転車が放置されたままの道とか、そういったところが危険なんだという、交通安全対策だけではなくて、そういうところがやっぱり犯罪の起きやすい、起こしやすい、起こりやすい場所だということ子ども目で見えていただくということが必要かと思うんです。

また、家の前にきれいに花が整備しているところというのは、花を見てもらうために住んでる方が意識してはるということは、やっぱりそこにはその地域の人目があるという、そういったことが安全づくりになっているという、環境の子どもたちの安全対策になっているというところ、そういったお話がありました。それを、地図を一緒につくることによって子どもも学習できるのではないかなというふうに思っております。

先般のそういった研修会につきまして、教育委員会生涯学習が担当になっているからあれなんです、学校の先生もやっぱり入っていただいて見ていただいたらもっとわかっていた、学校も一緒になってやっていかなあかなというふうに思っていたのではないかと思うんですが、このフィールドワーク、やっぱり文科省が推奨しているんです。ですので、しっかりと子どもたちの安全を確保するために子どもたちの教育として取り入れるべきだというふうに思っております。

そしてまた、地域の方も入られてされることなので、地域の方の安全に対する意識改革もできるかと思っておりますので、自転車の放置をそのまましていたらあかんなど、こういうところについては犯罪が起りやすい場所なんだというところを地域の方たちにもわかってもらわないといけないですし、そういったところはしっかり監視していかなあかんというふうに地域の方たちもわかってもらえるかと思っております。ただ単に地図を描いて、ここを危険マークというだけでは意味がないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひもう一度検討していただきたいと思うんですが、教育長、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） 私も平成18年のときに、私は教頭でしたけれども、一緒に子どもたちと歩いて、僕は中学校のあれやったんで余り子どもたちがそんなに……。東小校区を歩いたわけですけども、中学生やったら余り思えへんと思うところも小学生は一瞬ここは怖いとかいう場所も確かに教えてもらったし、議員の言われるように、子どもたちが危ないと感じられる場所を集めるという情報は確かにいいかなと思うんです。一方では、大人の目のほうが子どもたちよりもいいかなと思うところもあるんです。子どもたちはなかなか危ないところに気がつかないというふうなこともあって、それは大人の目のやっぱりアドバイスもかなり必要だろうし、子どもたちはみんな家に分かれていって、もう数少ない人間になったところがひとりぼっちになってしまうということなんやけれども、大人の人はなかなかそういうところは1軒の家に行くときに歩かないので、そういう意味では、子どもたちの生の声を聞くというのは非常にいいなというふうに感じました。

今、生涯学習がやっているこのことも3年に一遍やっているというのも、私も地域教育協議会に出てこともありますので、そこでいろんな話をして情報を共有するというのは今後も続けていっていただきたいなというふうに感じております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ぜひとも学校と一緒にやっていっていただきたいな、マップづくり。今もありましたが、子どもと大人と一緒にマップをつくっていくという、子どもの目線、また大人の目線、大人がやっぱりこの中では、支援ツールの中でどういった点を危険な場所として、ただ不審者マップとか犯罪予測マップという感じで見るのではなくて、不審者がこの辺で出没していたというのではどの方が不審者かなんてわかりませんよね。メガネ、サングラスをかけてマスクをかけていたから不審者とは言えませんよね。また、ここでそういった声かけ事案があったからというて、そこが危ないと、そこだけが危ないというのも違いますよね。だから、やっぱりどこが入りやすく見えにくい場所で気をつけないといけないのかというところを子どもが体験しながら、また大人もそういうことをしっかり子どもたちと話をしながら、ともに一緒に安全マップをつくっていくというのが一番の安全なまちづくりになるかと思っております。

ぜひとも、国が推奨している安全マップづくり、支援ツールも提供してもらえますので、しっかりとこの分を取り入れて作成を考えていっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

今回この件につきましては、友梨ちゃんの事案があつて15年がたってというところで、ことしもこの夏に佐古議員が一生懸命教育委員会にアピールして、安全なまちづくり大会を8月25日に実施するというふうになっておりますが、そのときに、前に友梨ちゃんの事件があつて10年経過したときにも安全なまちづくり大会があつたんです。そのときに熊取子ども安全宣言というのを採択したんですが、わかっておられますでしょうか。その熊取子ども安全宣言、「かけがえのない子どもたちが、明るく健やかに育つことを願ひ『子どもが笑顔で輝くまち 熊取』を目指して、地域の子どもは地域で守ります。そのために家庭・地域・学校・各種団体のみんなが心をあわせ、子どもの安全・安心を守る取組みを進めていくことをここに宣言します。平成25年5月12日」ということで、そのときに熊取子ども安全宣言が採択されました。この宣言を、この夏に実施する安全なまちづく

り大会のときにもう一度確認していただきたいんですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）8月25日に安全なまちづくり大会を開催するわけですが、今、その内容について各関係団体と調整しているところでございます。特に、例年であれば特殊詐欺に関する講演会や講座みたいなものをちょっと寸劇を入れたりやりながらというのが主にやってきたところですが、ことしは少し趣向を変えて、大人の立場に立った子どもの見守りというようなテーマで進めていきたいなということも含めて今調整段階でございます。きょういただいたご意見は非常に貴重なご意見ですので、またその調整の中で生かしていきたいな思っております。今はまだその段階ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そのときだけの宣言ではだめやと思うんです。子どもを守る熊取としての宣言として熊取子ども安全宣言というものをそのときに採択しておりますので、節目節目にはしっかりとこの宣言を確認するというのも大切かと思っております。町長、そうですね。どう思われますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そのとおりだと思います。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）よろしくお願ひします。

では、次へいきます。

2点目です。次に交通安全対策としてですが、中学生になると自転車通学の生徒もたくさんいます。警察による交通安全教室も各小学校では行われていると思っておりますが、学校安全総合支援事業の中にスケアードストレート教育技法を活用した交通安全教室推進支援事業があります。スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレート教育技法による交通安全教室であります。スケアードストレートとは恐怖の直視という意味で、怖い思い、冷やっとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法です。具体的には、スタントマンが交通事故を演じ、その衝撃や危険性を体感することで交通ルールを守ることの大切さを学習します。

平成28年度は泉南市の中学校で実施されたそうです。本町もスケアードストレートによる交通安全教室の取り組みを行ってはどうか、お伺ひいたします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）渡辺議員の中学生の交通安全教室の取り組みにスケアードストレートを行ってはどうかのご質問にお答えします。

本町の中学校では、泉佐野警察の協力のもと、交通安全教室を毎年実施しております。また、議員ご質問の学校安全総合支援事業については各校に周知しております。

スケアードストレートによる交通安全教室につきましては、恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる教育方法です。生徒に対して恐怖感や冷やっとする経験を通して交通安全への意識づけを行うことができるところが、メリットであると言われております。

しかし、一方で、自動車と歩行者が衝突したり自動車と自転車が衝突したりするところを中学生が目当たりにしたときに、中学生に強く印象に残るのは、交通安全についてよりもスタントマンによる交通事故を再現した場面となってしまうところが課題であるという意見もあります。

以上のように、スケアードストレートによる交通安全教室につきましてはメリットとデメリットがあり、それを理解した上で、実施の可否について学校で判断することが必要であると考えております。

本年度の学校安全総合支援事業の申し込みは終了しておりますが、来年度以降、同様の授業がある場合、学校にしっかりと周知を行い、学校に対して判断材料を提供していきたいと考えております。

今後も、児童・生徒の安全について、専門家等の力をかりながら継続的に指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。資料のところにスケアードストレート教育技法についても載せております。詳しく経費等を書いておりますが、この実施につきましては市町村の負担はありません。費用はかかりません。そして、来年度につきましてもやりますというふうに府に確認しております。

今、デメリットの件がありました。泉南市で実施されましたが、そういった精神的にダメージを受けるような生徒は参加しなくていいですよというふうに前もって言って実施したそうです。平成28年12月16日に、泉南市は4校中学校があるんですが、1校だけの実施で泉南中学校で行いました。1時間40分程度の所要時間がかかったらしいんですが、生徒だけではなくて保護者の方も参加可能ということで、600人ぐらいの方が参加されたそうです。スタントマンによる車と自転車、また自転車と人との事故の再現というところで、目の前でそういったリアルな交通事故の体験というか、目視するわけなんですけれども、そのことによって子どもたちはそれを見て後どうやったかというところをアンケートしたときに、今、熊取町の自転車通学している子どもたち、ふだん自転車を利用している子どもたちもいてるかと思いますが、ヘルメット着用をせなあかんなど、もうそれを見てすごく思ったというふうに感想がありました。

そして、やっぱり自転車に乗って人との接触事故も再現しますので、自分が被害者だけじゃなくて、加害者にもなる可能性があるんだなということをしごく実感して、気をつけないといけないなと感じたというふうな感想があったというふうに聞いております。子どもたちの命を守るために、子どもも交通事故に気をつけないといけないというところはそういったものを見て感じるものかと思えます。

今、林理事は各学校に聞いてということですが、泉南市は教育委員会がしっかりとこういう事業を推進したようでございますので、しっかりまた推進していただきたいんです。今、中学校におきまして、ヘルメットの着用につきましてはどうなっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）これは多分議員もご存じだと思うんですけども、自転車通学の子どもは必ずヘルメットを着用するということになっております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）となっているんですが、かぶっていない子もいます。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）その場合は、学校で見つけた場合は当然厳しく指導したり、常習化した場合は、私が学校現場にいるときは自転車を一旦預かるというような形の措置をしたこともありました。自分が中学にいてるときに、交通事故に遭ってヘルメットをかぶっていたので大事に至らなかった。車とばあんと細い道でぶつかって、ヘルメットをかぶっていて大事に至らなかったということもありましたので、そんな話を子どもにしたりすることもあって、規則の面からというのと心の面からというか、やっぱり安全は自分で守っていかなあかんよということを伝えるようにしておりましたので、恐らく、今も各中学でそのような指導を行っているかと思えます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）しっかりとそういう交通ルールの指導、またヘルメット着用の指導は、学校としてはいただいているかと思うんですが、なかなかやっぱりできていない子もいます。その中で、これも国が推奨する事業ですので、スタントマンによるこういった再現を見て初めて、本当に気をつけないといけない、ちゃんとかぶらなきゃいけないところを子どもたち自身が学習できるというところで、これも費用はかからないので、そういったショックを受けるような子どもは参加しなくてもいいということでもって事業の推進をまたしていただきたいと思います。検討を

またよろしくお願ひしたいと思ひます。いつもお金がかかるからというふうに言われるんですが、これはお金がかかりません。お願ひします。

次へいきます。

2項目めは、男女共同参画と女性活躍の推進についてお伺ひいたします。

第2次男女共同参画プラン（改訂版）が平成30年3月に策定されました。女性活躍推進法に基づく改定ですが、女性活躍推進のための取り組みについてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）女性活躍推進の取り組みについて答弁させていただきます。

平成27年に女性活躍推進法が施行され、この法律に基づく市町村の責務として、女性の職業生活における活躍についての推進計画を定めるよう努めることとされてございます。

本町におきましては、本年3月に第2次男女共同参画プランを改訂し、その一部にこの推進計画を含めたところでございます。

本町の取り組みについてでございますが、まず初めに、従前より開催しております男女共同参画講演会について、今回の推進計画に位置づけた5つのテーマのうちの1つである地域社会における女性参画の推進に基づいて開催することとしてございまして、現在その内容を検討しているところでございます。

次に、毎年11月に発行しております男女共同参画社会情報誌におきまして、計画に位置づけたテーマのうちの2つ目である仕事と家庭の両立支援についての記事を掲載し、文章による発信を予定してございます。

また、新たな取り組みとして、次年度以降にはなりますが、他機関と連携し、女性活躍推進に関連する事業も検討してございます。

このように、限られた状況の中ではございますが、女性活躍推進のため、より効果的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今まだ検討しているというところで、まだ具体には何も決まっていないというところなんですか。講座とか研修とか言うてはりましたよね。女性起業家を促進するような講座とか女性のキャリアアップをするような研修会とか、また農業に携わっている女性の場合は6次産業についての研修とか、そういったこととかもあるかと思うんですが、どういう面でというところはまだ検討中なんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）実は、少し申し上げますと、男女共同参画審議会の委員の方でもございます大阪体育大学の教授とその事業について進めてございまして、実施は31年度以降になると。31年度を目指して今協議を進めている状況ということもございまして、今回女性活躍推進計画に位置づけました就労に関する女性の活躍の部分であったりとか仕事と家庭の両立支援、こういったテーマに基づいて実施できないかというところで今現在進めてございます。そんな状況でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。仕事と家庭の両立というところが主にということですね。しっかりと、女性の起業家を目指すような、そういった講座もまた考えていただきたいなというふうに思っております。

女性活躍推進事業というところもあるんですが、計画の中に、女性活躍推進法が成立した中で一般事業主行動計画の策定というものも義務化されているわけです。これにつきましては事業者に対して働きかけるというふうにありますけど、どのように働きかけていかれるんでしょうか。301人以上の事業所というのが熊取町内にどれだけあるのか、確認しなければいけないんですけど。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今おっしゃっていただいたのは、一定の従業員数の規定はございますが、それにかかわらず、本町では事業所の人権連絡会というものがございます。本町独自ではあるんですけども、さらに泉佐野市、田尻町との連携の中での事業所連絡会というものもございますので、そういう集まる機会も年に何回かございます。そういった機会も含めまして事業所への発信ということをしていきたいと思っています。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

次に、町が関係する分ですが、特定事業主行動計画についての取り組み状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、特例事業主行動計画についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、従前から女性職員の活躍に向けた取り組みを進めてきたところでございます。そのような中で、平成28年3月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定いたしました。この計画期間につきましては、国の指針に沿って平成28年度から31年度までの4年間とし、現在、本町は、この計画に基づき女性職員の活躍推進に向けて取り組んでいるところでございます。

そのうち主な取り組みとしましては、管理的地位にある職員に占める女性割合の引き上げを数値目標として設定しており、本町では、国が示す地方公共団体の数値目標に合わせて、平成31年度末までに20%まで引き上げるよう目標として設定してございます。

本町におきましては、平成25年度の数値は16.9%、26年度は19.4%、計画策定時点の27年度には19.7%であったものが30年度には21%まで引き上げ、既に計画目標を上回る成果を上げているところでございます。この数値について府内自治体と比較しますと、一般行政職における管理職職員の女性職員の割合としては、平成29年4月1日現在で41団体中2番目に多く、本町は府内でも女性管理職職員の割合が非常に高い自治体となっております。

そのほか、新規採用者における女性職員の割合におきましても、計画初年度である平成28年度から30年度までの3カ年の実績では、男性職員が12名に対して女性職員が18名であり、新規採用者全体の60%を占めております。

本町としましては、今後も女性職員の採用や管理職職員への登用など女性活躍推進に向けた取り組みを継続するほか、休暇を取得しやすい職場環境の形成や長時間労働の防止など、職員が働きやすい職場づくりを進め、女性職員はもとより、全職員が能力を発揮し活躍できるよう一層取り組み、ひいては行政サービスの向上へとつなげてまいりたいと考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。ありがとうございます。

女性職員が働きやすい環境づくりということで、育児休業や男性の育児休暇とかそういったもの等も取り入れてということもあるかと思うんですが、今、管理職が府内で2番目に多いというふうなご答弁だったんですけども、今ここの理事者席を見ても女性は中谷会計管理者お一人なんです。ここがやっぱりもうちょっと、女性20%、21%やったのに目標が20%以上というんじゃないかと、30%に目標をしなかった理由もあるかと思うんです。21%達成しているんやったら目標は30%にするべきやったん違うかなと、管理職登用の目標。と思うんですけど、その辺もあります、難しいんですか。30%を目標にして理事者の中でもう少し女性をふやすというところについては、いかなものでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まずは、理事者につきましては部長級ということになります。部長級につきましては、経年で申し上げますと、平成28年度が4.2%、29年度が7.7%、現在30年度は8.3%と、微

増という数字になるんですけども、上がりつつあります。

パーセンテージの目標値でございますけれども、次の改定時というタイミングもございますので、そこで見直しは図っていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。町が女性活躍を積極的に推進しているのは、こういうところに目に見えてあらわれることによって、ああすぐ推進しているなというのが結果としてわかるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、時間が迫ってきました。3つ目の女性議会につきましてなんですが、先般、国において、女性の政治参加をより進めるために、各種選挙での男女の候補者数をできるだけ均等にするように求める政治分野における男女共同参画推進法が成立いたしました。

そこでお伺ひいたします。女性の政治参加をより推進するために、政策や方針決定の場への女性参画の推進として、女性の視点を政策に取り入れる意味から女性議会を推進してはどうでしょうか、お伺ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、「女性議会」の開催について答弁させていただきます。

女性議会は、女性ならではの視点に立って、模擬議会を通じて町政へ参画していただき、よりよいまちづくりを考えていただく機会であると認識してございます。このことは、模擬形式ではありますが議会活動を経験していただくことで、第2次男女共同参画プランにも位置づけておりますが、政策や方針決定の場への女性の参画の推進ということにおいては有意義なことと考えます。

本町におきましては、現在タウンミーティングを開催しており、町長が各地区に出向き、町の施策について住民の方の前で説明し、意見をいただいているところでございますが、その場では女性の方にも意見を頂戴してございます。

また、各審議会や委員会等にも女性委員として参画いただき、貴重な意見をいただいているところでもあり、本町といたしましては、こういった機会の中で、より多くの女性が参画していただけるように考えてまいる所存でございます。

女性議会につきましては、府内での開催事例は数例で少ない状況ではございますが、情報収集も行いながら研究は行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。府内では、最初に平成24年に四條畷市が行いました。30歳代から70歳代の女性を一般募集して、13人の議員構成で実施されております。そして泉南市も行いました。泉南市は平成25年11月3日に開催しました。18人の議員というところで、そこも公募して議員になっていただいてというところで、そして、その中でいろいろなテーマで各グループをつくって、そのテーマごとのグループでまずは学習していただいて、防災とか保育とか子育てとかいじめとか、いろんなグループの中で意見交換して、そして議員となってテーマを掲げて議会でアピールするという形のものを実施してというところで、泉南市の取り組み等聞かせていただきました。

女性の声をしっかりと議会の中で反映するという、そういったものをPRすることによって女性の政治参加というか関心度を高めるというところで、女性の声を届けるというところで意味があったというところで、それは1回限りではなくて、そのメンバーがまたさらにいろいろな課題について研究、プロジェクトみたいな感じで市民が市に対して意見要望をしているというふう聞いております。ですので、そういったこともちょっと検討していただきたいと思いますと思っております。

今この計画、第2次男女共同参画プランの中でそういうことはあれなんですが、町が推進して平成25年3月に男女共同参画条例ができました。そこから5年になるわけです。男女共同参画推進条例ができて5周年の記念事業として女性議会というものを検討してはどうかというふう思うん

ですが、これは提案です。いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）答弁でも申し上げましたけれども、泉南市で平成25年に行ったという情報がありまして、私どもも泉南市に問い合わせはさせてもらったんですが、タイミングが合わずにまだ接触できていない状況でございます。今後そういった情報もつかみながら研究は続けてまいりたいということですので、ご理解をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。せっかく条例を制定して、泉南市も、そういった条例とか何とか宣言のその後に記念事業の一環としてされたというふうに聞いております。ですので、また検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

時間があれなんで3項目めへいきます。

3項目めは介護予防についてです。

熊取町いきいき熊取高齢者計画が3月に策定され、2018年度から2020年度の第7期介護保険料の基準額が月額6,057円になりました。厚生労働省は、65歳以上の高齢者が支払う2018年から2020年度の介護保険料の全国平均月額が5,869円になったと公表いたしております。熊取町は、全国平均より188円高くなっております。厚生労働省は、保険料の平均が2025年度には約7,200円、2040年度には約9,200円まで上昇すると推計をいたしております。保険料アップの背景には、急速な高齢化による介護サービスの利用増加があります。

今、私たち公明党議員は100万人の訪問アンケート調査というものを行っております。介護、子育て、防災・減災、中小企業、この4つのテーマでアンケート調査をいたしております。それぞれ、介護について、子育てについて、そして企業アンケートです。それで防災・減災についてということで、一件一件皆さんの声を聞いて、その声を形にしていくのが議員の務めかと思っております。アンケートをしているわけなんです、その中で介護についてのアンケートをさせていただいていの中で、介護保険制度についてという項目の中で介護保険料についてというのがあるんです。あなたの介護保険料についてどう考えますかという設問に対しまして、現在、私が町内の60歳代から80歳代の方のアンケートをした中での結果、100人程度の声なんですけれども、保険料について「やむを得ない」と答えたのが42%、「高過ぎる」というのが38%、「わからない」というのが20%でした。でも、今の保険料を「適正だと思う」人は1人もいませんでした。0%です。そして皆さんの声は、保険料がもう少し安ければというのが大半でした。

このような中、介護保険料を引き下げた自治体が全国で90自治体あります。2015年から17年までの間は27の自治体、市町村だったんですが、今回は90あったということで大幅に増加しています。なぜ保険料引き下げが実現できたのか。主な要因として挙げられるのは介護予防事業による要介護認定率の低下であります。例えば、長崎県佐々町は2008年に介護予防ボランティアの養成講座を開始しました。修了者らによる体験や手芸の介護予防活動など効果を上げ、当初20%を超えていた要介護認定率が13%台に低下し、その結果、本年4月から保険料を344円引き下げたそうであります。

そこで、まず1点目の質問ですが、介護予防として、今まで質問の中に出てきていますが、町としてどのような取り組みをしているのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3つ目の介護予防につきましてご答弁申し上げます。

1点目の介護予防の取り組みについてでございますが、まず、タピオステーションの立ち上げ支援を3年間で全地区に展開することを目標に掲げ、重点的に取り組んでおります。また、このほか、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊によるくまとりタピオ元気体操練習日や地域への出前講座などの活動支援、要支援者などを対象にした短期集中予防型のふれあい元気教室の開催、そして、これらの取り組みに対し、理学療法士などの専門職が参画し技術的な指導や支援を行う地域リハビリテーション活動支援事業、さらには、社会福祉協議会に委託し実施している介護予防や認知症予防に取

り組む楽しく生きる知恵探しなどを実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）お昼の午後一番でもタピオ体操、私たちも理事の提案でさせていただきましたが、介護予防の一つの体操、大きなメインとしてタピオ体操があるわけなんですけれども、これをもっとPRしていく必要があるかというところで、まず、アンケートの中で今そういう介護予防を町でもいろいろやっている中で、お一人お一人皆さんは今介護予防に取り組んでいることがありますかという質問をさせていただきました。そのときに、セミナーや体操教室に参加していると答えたのは28%だったんです。あとの72%は特段何も意識していない、介護予防って何という感じでした。ですので、介護予防、タピオ体操につきましてもまだまだ啓発していかないと、浸透していないというふうに思います。皆さん意識していない、もっともっと浸透させていかないといけないと思います。

そういった意味で、きょうも議場の中でPRするために取り組んでいただいたかと思うんですが、もっともっと身近にタピオ体操を皆さんに認知していただくために、高齢者計画の中で認知度というのが35.9%と載っていましたが、まだまだ知らない人が多いと思います。

それで提案なんです、ふれあいセンターのロビーがありますよね。そこでタピオ体操を流したらどうかと思うんです。先般田尻町に行かせていただいたときに、田尻町のふれあいセンターではワン、ツー、スリーとか言って歌を歌いながらスマイルたじりっちという体操のDVDをずっと流していました、何かもう頭に残りそうぐらい。だから、そういった意識づけがあればどうかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ふれあいセンターの健診日などでは流していたりします。やっぱりはするんですけど、ふれあいセンターに来る方につきましては目的があつて来ますので、観察をちょっとやっていたんですけど、見たりしているかというたら、ちょっとそこら辺のことはまだ、ふれあいセンターの中で放送を流し続けるというのがどうかというのは残るんですけど、一つでは、駅のほうではずっと、私、駅をよう使うんですけど、常に流れているような状況です。ふれあいセンターの中でも、ずっと流すのはやぶさかではないかなというふうに思っております。人が集まるときは流しているということでご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

スマイルたじりっちはすごく楽しいですよ、見ていて歌詞もあつて。だから、もう少し歌詞も考えながら楽しく、何かおもしろそうやな、楽しそうやなというのが感じられたら目が行くし、あつやってみようとなるかと思います。タピオ体操はすごくいい体操だと思いますので、それにもう一工夫歌詞をつけて、皆さんがなじみやすい、参加しやすいリズムカルなものもまた検討していただけたらと。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）検討をやっていくことは大事かなと思っております。ただ、タピオ体操につきましても音楽も一応ありましたし、声かけしながら、タピオのかけ声などありますので、そのときは、先ほども議員の皆さんと一緒にやりましたけれども、結構楽しそうにやっていたんでちょっとほっとしたんです。なので、今の取り組みはすごくいいものやということを感じてやっております。議員のご提案のところは、また検討させていただきたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

次、3つ目へいきます。

3つ目の質問ですが、通告では介護予防ボランティアポイント制度としておりますが、平成27年

12月議会でうちの二見議員が質問した介護支援ボランティア制度についてであります。

一定の研修を受講後ボランティア登録をした高齢者が、介護施設などで話し相手やお手伝い、お掃除などのボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し換金する制度ですが、元気な高齢者の方の社会参加と介護予防を推進するとともに、地域貢献につながると思います。導入については先進的に取り組んでいる市町の事例を参考に勉強してまいりたいとのことでしたが、検討状況はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）3点目の介護支援ボランティアポイント制度の導入につきましてご答弁申し上げます。

介護支援ボランティア制度につきましては、平成27年12月議会におきまして二見議員よりご質問いただき、介護予防の視点だけでなく、住民相互で支え合える地域づくりの仕掛けとして有効であるかを検証しながら勉強していきたいとご答弁申し上げます。

他市町村では、その団体が指定する施設や事業所での補助的な介護支援活動に対しポイントを付与するケースが多く見られますが、本町では、地域での支え合いの観点から、介護支援ボランティアの養成などにつきまして、平成28年度から社会福祉協議会と協議をスタートさせているとともに、当該協議会が主催する生活支援ボランティア養成講座にも参画しております。

また、介護予防・生活支援サービス協議体の場においても、高齢者自身もボランティアとして参画していただくためにはどのような仕組みを構築すればよいのか。また、ボランティアに取り組む人材の育成、そしてその人たちが活躍する場をどうするのかなど、多くの課題を話し合っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。まだ話し合っているというところで、ちょっと時間があれなんで次の項へいきます。

次は、私自身4つ目の質問、今回一番要望したい介護予防事業なんです。

先ほどの事業は施設での事業ですが、施設というのはやっぱり受け入れ施設があるかというところのいろいろと調整しなければならない点もあるかと思っておりますので、そうではなくて、誰もが地域貢献というか、誰もが地域の支え合いをできるというところで質問なんです。

介護予防の取り組みは、みずからが体を動かして行う今のような体操だけではないと思うんです。先ほども介護支援ボランティア制度もあったんですが、活動範囲が介護施設に限られています。そうではなくて、介護予防と地域の支え合い体制の構築として、地域での介護予防ボランティアポイント事業というものを導入してはどうかというふうに思います。例えば、ごみ出しとか電球の取りかえとかお買い物とか、地域の高齢者の誰かの役に立つ、そういったことが、その方が喜んでくれる、生きがいづくりになると思います。また、生きがいをつくるということは健康づくりにもなります。そしてまた、ひいては介護予防になるのではないかと思います。そういった地域の支え手となるボランティア活動に健康ポイントがあります。

ポイントアップ制度、朝からもテーマになっておりましたが、ポイントアップ事業の中に、資料につけさせてもらっているんですが、介護予防活動と介護予防事業に各2点ということでポイント数が載っています。タピオステーションと講座や教室に参加するだけしか載っておりません。そうではなくて、地域を支える、そういった小さなごみ出しの事業とか、またお買い物に行きあげたりとか電球を取りかえたりとか、そういった高齢者の方のお手伝いをするのもポイントの中に介護予防事業として入れていったらどうかというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）答弁させていただきます。

高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らしていくためには、高齢者自身が地域を支える担い手として参画する住民主体の活動体制づくりが重要であると考えております。

本町におきましては、昨年度、つつじヶ丘地区におけるごみ出しや電球のつけかえなど、日常生活における地域住民同士の支え合い事業への立ち上げ支援を行ったところでございます。そのような活動が、少しずつではありますが地域で広まり始めていると聞いております。

ご質問の地域での介護予防ボランティアポイント事業でございますが、現状では、先ほどご答弁させていただきましましたとおり、ボランティアに取り組む人材の育成やその人たちが活躍する場をどうするかなどの課題につきまして、介護予防・生活支援サービス協議体の中で、その仕組みづくりの検討を重ねております。まずは、既存のぴんぴん元気！ポイントアップ事業の中に地域で広がっていくことが予想されるボランティア活動も対象にしていくことにより、その方々の生きがいややりがいにつなげていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ぜひともお願いしたいと思います。ごみを出すこともそうですが、出してもらおうも気を使うんです、出してもらったら悪いなど。でも、出してくれた人にポイントがつくんですよとなったら気を使わなくてお願いできると思うんです。それがやっぱり支え合いかと思えます。

そういった体操や講座だけではなくて、本当に助け合い、人のお役に立つことをすることが介護予防につながるんやと思ったら、介護予防に対する意識もまた変わってくるかと思うんです。介護支援じゃなくて自分の介護予防になるんやと、そういうことが自分のためにも返ってくるんやというふうに、人の歩いているところに懐中電灯で明かりをともしたときに、その人の前は明るくなるけれども自分もやっぱり明るくなっている。人のためにしたことは自分にも返ってきているんやというところのポイント制度、健康づくりであり介護予防事業になるかと思えますので、ポイントの中にそういった活動も入れていっていただきたい。

できたら、ポイントに換金できる制度というものはまだまだ先になるかと思うんですが、まずはこのポイントの中にそういった活動も入れて、介護予防というものをもっともって意識できる、住民の皆さんの意識の中に入れていけるように、誰でもができる、取り組めることだということをすることによって、地域の支え手もできて本当にみんなが助け合えるすばらしいまちづくりになるかと思えますので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思えます。

早口になりましたが、ちょうどいい時間内で終わりました。大変ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君） それでは、議長からお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、子育てについて、子育てアプリの導入についてお聞きしたいと思います。

平成27年12月議会でも質問させていただきましたが、前回のご答弁というのは、子育てを通しての親育ち、親や子、親同士、親と行政など、おのおの顔が見える子育てを展開しながら、決してスマートフォンに子育てさせることなく、子育てツールの一つとしてバランスよく活用していくという両面あわせて検討し、アプリ機能やシステム構築費用、補助金制度活用の研究や今後導入の調査、研究を行っていくというふうなご答弁をいただきました。その後どのような調査とか研究をしていただけましたでしょうか、よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、子育てアプリの導入につきましてご答弁申し上げます。

本町では、子育て世代、先ほど議員が申されましたように、平成27年の議会でも答弁させていただきました子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、保健師が妊産婦に対

する総合的な相談支援を図るとともに、子育て支援に関する情報の提供を行うなど、親と行政との顔の見える関係を大切に、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない細やかな支援に努めているところでございます。

また、乳幼児健診や予防接種の日程等のお知らせにつきましては、町ホームページに掲載するほか、年間の日程等を記載しております健康カレンダーを全戸配布したり、健診前には文書で個別に通知するなどの方法に加え、出生届け出時や乳児家庭全戸訪問事業、4カ月児健康診査などの乳幼児健診におきまして、母子健康手帳を用いて保健師や助産師が予防接種の適切な時期や、子どもの成長等に係る支援や情報の提供を行っております。

ご質問の子育てアプリの導入についてでございますが、子育て世代ではスマートフォンが広く普及していることから、いつでもどこでも必要な情報が取得できるツールとして有用であると認識しております。現在、本町のホームページではスマートフォン専用のサイトも設定されており、閲覧しやすい環境で子育てに関する情報も取得できることに加え、最近では無料の母子健康手帳アプリなども存在しておりますことや本町の厳しい財政状況等も勘案し、現時点でのアプリ導入につきましては難しいと考えております。

今後も、ホームページへの掲載内容の充実や情報提供の方法など、より一層町が発信する子育て情報に触れていただくよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、前回からの近隣市町の動向でありますとかそういったところの研究というところでございますけれども、我々、堺市以南の自治体の導入の状況につきましては、いろいろ聞き取りとかは行ってまいりました。堺市以南3市におきましてそういったアプリを導入してございます。そのうち2市と1市はアプリの性質というんですか、そういうのは若干違うということで、初期費用も含め多額の400万円、600万円というような費用があるのもあれば、初期費用はない、0というところもございます。あとランニングコストにつきましても、月当たりのランニングコストが10万円であるとか、安いところでは5万4,000円とか、そういったところもございます。

そういった状況とか、あとは補助金の活用とかそういったことも研究してきたところでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、厳しい財政状況、また無料の母子健康手帳アプリも配信されているところでございまして、繰り返しになりますけれども、現時点のアプリ導入というのは難しいと考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。財政が厳しいという返答が返ってくるかなというふうに思っていたんですが、前回も熊取町は、本当に妊娠、出産、子育ての相談窓口としてふれあいセンター2階にすくすくステーションも開設していただいて、より丁寧に対応もしていただいています。やはり仕事をされているお母さんとかになると、その辺の行って話を聞いていただけるという部分に関してはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

スマートフォンというのは、本当に好きなときに好きな場所で気軽に伝えることによって、ツールで管理できるという部分が便利かなというふうに思っております。アプリですので、今回母子手帳のことも聞かせていただこうと思っているんですが、無料のアプリでそういうよく似たアプリも探せばあるなというのは見たんですけれども、町からの情報というのを考えたときに、町で一つそういうものがあればすごくうれしいなというふうに思ったんです。

紙の母子手帳というのもすごく大事ですし、電子とあわせてという部分で、今お薬手帳も紙の携帯で見られるというのがありますので、どこに行っても、母子手帳を持ってなくても携帯でいつでも子どもの状況書いたのが見られるというの、すごく便利やなというふうに思ったんです。

本当に母子手帳は、妊娠初期から子どもが小学校へ入学するまでの一貫した健康記録ともなりますし、また、妊婦健診とか健康相談、乳幼児健診、予防接種のほか、赤ちゃんが病気で受診するときも持参して携帯することが望ましいとされておりますけれども、やっぱり働く女性が増加して企業

や自治体による社会的な子育て施策というのが注目される中、本当に忙しい子育て世帯のお母さんと子どもの健康を管理するツールとして、また自治体とつなぐコミュニケーションのツールとして、母子手帳のあり方というのも変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。今すぐ言って今すぐという形ではないのかなと思うんですけども、紙は紙でとても記録として残せますし、子どもが成長したときに、あなたの記録はこうやったのよと言って母子手帳をお渡しされる方もいらっしゃると思っておりますし、電子版は電子版で、健診とか予防接種のことがアラートとして入ってくるというんですか、そういうのがあれば、働くお母さん、本当に一々見てこの日というのもやっぱり大変かなと思うので、そういうのもそれぞれメリットがあるんじゃないかなというふうに思います。

また、今働くお母さんがふえていますし、これが一つの子育て支援の有効な施策と言ったらちょっと大げさかもしれませんが、熊取町は小さいまちやけれど、こうやって働くお母さんと子どもをしっかりと自治体が守っているんやよという部分にもなるかなというふうに思います。

紙の母子手帳とは違って、今は子育ては家族でもって、ご主人も参加してもらってというのやとなったときに、熊取町のアプリというのがご主人も取り込めば夫婦で共有できて、子どもの記録というんですか、一緒に見られるという部分もあったり、お母さん自身が孤独感、孤独感というのはちょっと言い方が悪い。そういうのも防げるんじゃないかな。家族での子育てにもつなげられるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどんなふうに考えられますか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員からご紹介がございましたお薬手帳でありますとかそういったアプリ、無料で配信されてございます。そういった情報を現在、本町では妊娠の届け出、母子健康手帳の交付の申請に来ていただいたときにいろんなパンフレット等々お渡しさせていただきますんですけど、その中にちょっとした小冊子みたいなものを一緒に配付させていただいております。その中には母子健康手帳アプリ、こういうQRコードが載ったような冊子があるんですけども、そういった冊子も一緒にお配りさせていただいているという状況でございます。

議員おっしゃいましたアプリをご夫婦で共有というのは、泉佐野市が今入れられて運用してはるアプリが多分そういうふうになっていると思います。実は私もそのアプリを入れてございまして、私ごとで申しわけございませんが、妻が何かを入れると自動的にプッシュで通信が来るわけではなくて、アプリを開けば何か更新したなど。例えば子どもの成長記録でありますとか、予防接種をいつうったとか、確かにそういう情報が来て、夫婦でともに子育てをしているといったような、そういったところを共有しながらというのは確かに重要だと認識しております。いわゆる男性の育児参加というんですか、そういったところでは、確かに議員おっしゃるような一つのツールとして重要であるというのは認識しているところでございます。

そういった分も無料のそういう、私どもとしては現在考えるところでは、母子健康手帳や無料アプリがこういう形でありますよというぐらいの程度になるかもしれないんですけども、妊娠届け出時にPRというまではいかないと思うんですけども、ご紹介ぐらいはさせていただこうかなというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） わかりました。なかなかアプリもご存じじゃないという方も、何かインターネットで見ているらそういうこと自体も知らない、母子手帳自体もそんなアプリになっているのがあるの知らない、結構、だからもしかしてそんなにそのアプリに関心がないのかもしれないですけど、いただいた紙ですするというのが定例になっているので、お母さん自体もそこまであれなのかもしれないです。先ほど言われたように、やっぱり子どもを育てていく上でお父さんも参加していただけるという部分においてはとてもうれしいんじゃないかなというふうに思いますので、無料のアプリでもってとおっしゃっていますけれど、できたら本当は町の情報が入ってとかいうのであれば、それが1回で済むというふうに思いますので、前向きにもっと考えていっていただきたいなというふ

うに思っています。

それと、ちょっとお聞きしたいんですけど、29年2月の議員全員協議会で自治体クラウドという話で、システムという部分で、提供されるサービスをクラウドサービスというのでクラウド化という説明を聞いたんです。この辺でもクラウド化が進めば、そういうアプリであるとか、何かツールのなものでももう少し便利なものを入れたときにコストとかがかからなくて済むとか、そういうのはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）一つ、今、国で推奨しておりますマイナンバーを活用した子育てワンストップサービスというシステムがございます。その中に子育てワンストップサービスというのは、そもそもこのサービスと申しますのは、例えば私の所管している母子保健分野でいきますと、要は例えば妊娠届を電子申請で行えるといったようなものとか、ほかの部署であればいろんな児童手当とか、そういった申請も電子申請で可能になるというシステムでございます。現時点で本町も含め近隣で導入して、それを運用しているところは1団体もございません。やっぱり妊娠届け出、その中で妊婦といろいろ話をしながら面接を行って、必要であれば支援を行っていくということでございますけれども、そこは現時点ではちょっと考えておらなくて、その中にスマートフォンでお知らせ機能を、これはプッシュ配信でございます。プッシュ配信でいろんな子育て情報でありますとか、そういったものを配信できるオプション的なサービスはございます。

私が今、議員からのご質問でお答えできるのは、そういったのが国のマイナンバーの制度であるということは我々も承知しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）情報政策からご答弁させていただきます。

自治体クラウドの可能性ということなんでございますが、本町が今進めているクラウド化というのは、うちのメーカーが富士通なんですけれども、富士通のところに一極的にサーバーを集中させて、そこから情報をとっていくというような、サーバーを一極集中したクラウドというのを今現在やっているところでございます。

クラウド化する中でいろんな可能性があると思います。個々の可能性というものについては、きょうお話いただきましたんで、また担当といろいろと工夫しながら、もしそういうふうな可能性があるのであれば利活用もしていきたいというように考えております。よろしくご理解ください。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）富士通ので結構子育てアプリとかもつくられるところもあたりするので、先ほど言われていましたオプションになるのかどうかということもあるかなと思うんですけど、母子手帳も電子申請という形というのは、やはり忙しいお母さんが役場まで行けない、でも子どもを妊娠したときに手続をしないといけないとなったときのツールとして電子申請というのものもあるというふうにお聞きしたんです。紙は紙ですごく大事ですし、これからの時代の流れでなっていくと、やはりそういうことも含めて検討していただきたいなというふうに思います。

平成35年度ぐらいですか、何かクラウドが進んでいくみたいなの、前にお話を聞いたとき、すごく先なのかと思ったんですけども、検討の項目に入れていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

では、次にまいります。

防災についてですが、防災行政無線の聞こえは平成29年12月の議会で質問させていただきました。でもやっぱり、ご相談いただく中で聞こえないとおっしゃる方が多くて、防災行政無線というのは万が一の地震、台風などの災害において各種の災害状況を迅速、的確に町民の方々に伝達することを目的に設置しているのではないかなと思います。

いつもご答弁でいただくのは、音は通常のときは小さくしていますということで、でも、いざというときの大量で放送されるのを聞いたことがないので、住民にしたら本当にこれ何かあったと

きに聞こえるのかなという、その部分がやはり不安になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、防災行政無線につきまして、先ほど二見議員からもございましたとおり、12月議会の際にもご質問いただきました。その内容も含めまして確認ということもございまずので、その部分も含めてご答弁申し上げます。

本町の防災行政無線につきましては、昭和51年度から設置を進めてきており、平成5年度には28局を整備し、直近では平成27年度に機器の老朽化や国のデジタル化推進の方針を踏まえ、デジタル防災行政無線へ抜本的に更新し、現在39局の子局を整備し、その運用をしているところでございます。これにより、音声の到達範囲の拡大や聞き取りやすさにつきましては向上できたものと考えてございます。

ただし、最近の気密性の高い部屋を閉め切った状態であったり、風向きや災害による大雨時等におきましては聞き取りにくい状況も発生するというのも、あわせて考えられることでございます。

聞き取りにくい等のご意見に対しましては、ホームページや毎月号の広報くまのりの枠外を利用した紙面において、放送が聞き取りにくかった場合の対処といたしまして、放送後の2時間は電話により放送内容が確認できる旨の案内をしております。また、広報紙の本文におきましても、昨年10月号の広報において同関連記事を掲載し、住民の皆様にご案内させていただいたところでございます。

このほかにも、防災関連情報につきましては、本町ホームページにおいて、お手持ちの携帯電話やパソコン等のメールにおいて防災情報メールを受診する方法もご案内してございます。また、地震、台風、各種警報、土砂災害警報や避難勧告、避難所の開設情報などについても、おおさか防災ネット、こちらに登録していただくことで防災情報を直接受診できるなどのシステムを構築してございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）前回もそのようなご答弁をいただきましたが、全く聞こえないところというのは、部屋が気密性があるって、年配の方は結構耳が遠かったりされて、全く聞こえないとなった場合、先ほど言われたように、町に連絡すればいいとかホームページに載せている、携帯でとかとおっしゃいましたけれど、もし放送されたことすらわからなければ、そこら辺の手だてというのはちょっと厳しいのかなというふうにご高齢の方とお話しして思っただけです。ご夫婦でいられるときは心丈夫やけれど、単身になったときにすごく不安やおっしゃられていたんです。

聞こえないことはないとおっしゃって、聞こえるような範囲になっていると言われていたんですけども、やっぱり聞こえないとなったときに、じゃ、その先をどのように考えられているのか、私、次に戸別の受信機の導入というふうなことで質問させていただくんですけども、そこら辺は、これから単身の高齢者の方も多くなっていると思いますし、何かほかに策というのは考えていますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）平成27年度にデジタル防災行政無線を従前の子局から5つ増設し、長距離スピーカーも設置したところでございまして、平成27年12月以降に聞こえない、聞き取りにくいという住民から直接役場のほうにご意見等いただいたのは6件なんです。昨年の12月に二見議員からご質問をいただいてから現在に至るまでは、そういった類いの住民からのご意見は入ってございません。防災行政無線のことにしましては、うちの広報広聴課あるいは危機管理のほうに必ず住民からご意見がございまず。当然のことながら、そのときには私ども真摯に対応させていただいているところでございまず。

どのようにというお話でございまずですが、できればこのどなたかという、お名前は結構ですので教えていただけたら個々個別に対応すべきかなと思っております、この件は。というのは、周りの

人は聞こえてもそのエリア2、3軒だけは聞こえないよという場合もあります。変にスポットになったりしていますので、もしそういうふうなことを住民の方から二見議員、お聞きされた場合には広報広聴のほうに言っていただけたら、全体的な対策よりも、もう全体的な部分については防災行政無線で私どもは十分できていると思いますので、スポット的にどうしていくのかというのを検討させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）私は前にも、私自身の住宅は聞こえない、私は聞こえないというふうにお話させていただいて、住んでいるところは国際村なんですけれど、やはり高いところにあるので、家は私とこはちょっと下がっていますので、音はやっぱり上に跳ねるところがあるのかなと。だから、近くの方は聞こえているけれど、下がったところのうちの辺は、私は聞こえない。前にそのように言ったときに、じゃ窓をあけてくださいとかちょっと出て聞いてくださいとかとおっしゃったんですけども、すごく雨が降っているときとか何か災害のときに、じゃ窓をあけて聞くのかとかというふうになってくるんじゃないかなというふうに思ったんです。

できたら、前にも言いましたが、スピーカーの角度を変えていただくとか何かやはり対処を、地域をおっしゃってくださいということだったので、またそういうお声を聞きましたら直接連絡させていただこうと思うんですけども、あの角度はいろいろあるので、そこら辺も含めてもう一度アンケート等をとっていただくとかして、本当に聞こえているのかどうか、放送されたことすら何もわからなければ、聞こえている、聞こえていないの段階でもないのかなと。

今回、環境センターに行く5月に土砂が崩れたというのも、多分あれ町内放送されたのかなと思うんですけども、そのことを知らなくて、その日ごみを持っていこうと思っていたら、近所の方がとまっているよと、入れられないよというのを聞いてわかったとおっしゃっていたんです。やっぱり高齢の方はそういうふうな形でなかなか聞こえていない方もいらっしゃるんで、もう少し、制度として整備はできたからオーケーではなくて、やっぱり何度も検証もさせていただきたいなというふうに思います。そこもあわせてお願いしたいと思います。

2点目の戸別受信機の導入の件ですけれども、これも総務省で防災行政無線の戸別受信機の普及促進に関する検討会を開催しています。やはり情報伝達として大きな役割を担っているということで、一番高齢者の防災の情報が届きにくいということで、住居内の戸別受信機が有効であるのではないかという部分でそういう検討もされています。なかなか量産できないとかになると金額的にも高くなるので難しいのかなというふうに思うんですけども、そこら辺は国としても考えて、今やっていってくれているんじゃないかなというふうに思っているんですが、経費については平成32年度まで特別交付税措置を延長というふうになっていますけれども、ここら辺、戸別受信機に関してはどのようにお考えですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防災行政無線の戸別受信機の導入につきましてご答弁申し上げます。

1点目のご質問の際に説明させていただいたとおり、一定、町内には39局のデジタル防災行政無線の整備、また電話案内のほか、もろもろの緊急速報メールも含めまして、いろんな情報媒体による発信が可能となっております。

また、気象警報発令時等におきましては、NHK、民放放送のデータ放送やJ：COMチャンネルなどのテレビ媒体におきまして本町における避難勧告や避難所の開設情報などについて情報提供されることとなってございまして、テレビ放送におきましても災害時等におきまして情報収集が可能な状況となっております。

ご質問の住宅用の戸別受信機につきましては、現在、府内では太子町や千早赤阪村等で整備が見受けられるものの、近隣の自治体での導入はございません。さらに、今回の二見議員のご質問を受け、再度岸和田市以南の7つの団体に確認いたしましたところ、本町と同様に、現時点では住宅用

の戸別受信機の整備について予定している自治体はございませんでした。

本受信機の整備に関しては、経費の面で、当初の導入費用については特別交付税措置はあるものの継続的な経費も必要となり、導入事例も周辺自治体にはないことなどを考慮しますと、現時点では少し難しいのかなというように考えてございます。

今後とも、災害等の情報につきましては適時適切な、また的確な発信に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。財政的にはかなり負担もかかってくるんで厳しいかなというふうに、それは私もすごく思います。

今、避難行動の部分で、自治会で避難支援者という方に協力していただいて、行動が大変な方、避難するときに大変な方は、そういうペアなのか、2人に1人なのかという形で見られている方は登録していただいているかなというふうに思うんですけども、そこら辺もあわせて、住民自身が何か登録しておけば防災行政無線が入らなくてもファクスが来るとか、また情報を言っただけというような形の見守り支援というんですか、そういうのを考えてみてはどうなのかなというふうに思ったんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）そういったもろもろのご提案を以前にもしていただいたということで聞いております。そういったことも含めまして、今回の戸別受信機の件につきましては議員もご存じのようにあり方研究会というのがあって、最終的な報告が3月27日に総務省からされています。この検討会の目的というのは量産化と低廉化と言われていています。低廉化というのは、できるだけ量をぎょうさんつくって買ってもらって値段を抑えてしまうということになれば、かなり戸別受信機も安くなるやろうと思っております。しかも70%の特別交付税の措置があれば、この財政がしんどい中でも結構乗っていく自治体もどんどんふえてくる。そうなればどんどん価格も落ちていくということも含めまして、戸別受信機もそうですけれども、ちょっと検討させていただきたいと思っております。いろんな手法、手段があると思っておりますので、その中の一つとして、また貴重なご意見としてお伺いしたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。全てが町の持ち出しでということではなくて、希望する方はやはり幾らか、住民ももしかして負担していただくという形での戸別受信機というのもありかなと。全てが全て町が全部与えてくださるというものでは多分ないのかなというふうに考えているんですけども、前向きにやはりここは考えていただきたいなというふうに思っておりますので、また検討していただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次にいきたいと思っております。

障がい者支援につきまして質問させていただきます。

平成27年9月と平成28年6月と質問させていただいておりますが、日常生活用具の中に人工内耳用の電池を追加するというのはどのような考えでありますでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、障がい者支援についての障がいのある人に給付する日常生活用具の中に、人工内耳用の電池を追加するのはどのように考えるのかにつきましてご答弁申し上げます。

本町の日常生活用具の給付対象品目につきましては、厚生労働省から示されております日常生活用具の要件などを基本として定めているところでございます。ご質問の人工内耳用電池でございますが、人工内耳は補聴器の装用効果が不十分である場合に装用されるもので、装用中は電池が常時

必要となり、その費用がご利用者の負担となってございます。

人工内耳用電池につきましては、泉州地域ではこれまで岬町のみが日常生活用具の給付対象品目としている状況でございましたが、平成30年4月から堺市が新たに給付対象品目に加えているところでございます。

本町におきましては、このたびの堺市での取り組みの状況や既に取り組みされている自治体の状況などを確認するとともに、近隣自治体の動向や町の財政状況を踏まえながら検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）堺市は、4月から聴覚障がい者が装用する人工内耳の電池代の助成を開始いたしました。人工内耳というのは、前にもご説明させていただいたかなと思うんですけども、体外に装着した音声受信処理装置、スピーチプロセッサというのが音声を電気信号に変えて、側頭部に埋め込んだ受信機に信号を送ることで聴覚神経を刺激し音声を伝えるもので、人工内耳の埋め込み手術自体は健康保険の適用対象になっていますけれども、その電池の交換につきましては保険外でありますし、人工内耳にすると一生つけていくということで、電池代というのがもう本当にかかってくるということでもあります。

前に質問させていただいたときは、小学生の子どもであるので、耳から人工内耳の分の補聴器が外れるたびに落ちる。落ちたら中が空いて電池が飛んだりするとかいう形で、そういうのも電池が壊れてしまうとかということもあって質問させていただいたんですけども、これ、本当に電池代を換算するだけで、すごいお金やなというふうに思ったんです。

堺市は、片耳でボタン電池が月2,500円、充電器は充電電池と合わせて3万円の上限を助成しているんですけども、普通に計算して、月2,500円使うのかどうかはわかりませんが、両耳であったら5,000円かかって、それが12カ月であると年間6万円も電池代が要となったときに、すごい費用やなというふうに思ったんです。補聴器なら買いかえの分で助成はあるので、同じ耳の聞こえない方の機械でありながら少し違う、まして人工内耳の方のほうが聞こえの、補聴器では無理だからというのでされている方がいる中で電池代がかかってくるというのは、すごい負担やなと思いました。

1回目の手術で機械を入れたときは保険適用なんですけれども、これ、買いかえとなったときにまた同じようにお金がかかるんです。これはもう保険はきかないので、機械の取りかえとなるので、そこでも何十万円とお金がかかるというふうなことを考えたときに、やはり電池代といえども本当に助成をしていただきたいなというふうに思うんです。

一つお聞きしたいんですけども、日常生活用具給付というのが地域生活支援事業の中にあると思うんです。これは、町が独自でここに電池を認定というんですか、入れたらできるものなんですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃられましたように、一定厚生労働省からのそういう示されているものがございしますが、その中で町での裁量の部分といいますか、そういったところで、日常生活用具の対象要件というのはそもそも障がい者の方が利用するもので、用具の政策という観点では障がいに関する専門的な知識や技術を要するという、通常、日常生活として一般に普及していないものというのが、これ、もともと始まった、障がいの方にそういうものをちゃんと支給しているところがございます、その中で厚生労働省で一定のものが示されている。

今、議員おっしゃられましたように、そこでの裁量といいますか、町の決定というところはございます。町で決定することはできるということもございします。そういった意味で堺市でもそういうことに加えているのではないかなと思うんですが、今、私がお話しさせていただきましたように、日常生活の用具のもともとの給付の考え方というのはそこから始まってきていて、時代とともに変わってくるというところはございますので、そういうところは検討していくところはあるんだろう

というふうに考えているんですが、今ご答弁させていただきましたような現状というところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、日常生活用具に国が指定するというか、国の言っている分の日常生活用具の給付という中に国自体が入れてくれれば、町としての負担というのは4分の1で済むということですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）まず、先ほど私ご答弁させていただきましたように、その品目として町で決定してございまして、その中に加えるということによりまして町の支給の対象になる。その上で、今、議員おっしゃられました日常生活の給付事業については地域生活支援事業、先ほどおっしゃっていただきました。こちらは国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1と、そういった形での負担の割合になってございます。

ここのところが、そこまでの一応補助といいますか助成はあると言いながら、実態というのは本来ですと75%というところなんです、本町の場合でも、50%助成率でいきましても今の現状の中でも単費部分もそこは持ち出しといいますか、オーバーしているところがあるという現状もございます。そういった中での国の制度というふうになってございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。普通に考えて4分の1なら月2,500円の分、町で出す分は600円かなというふうに思ったんです。

やっぱり少しでも、ほかにも前に質問したときにご答弁で、その部分ではなく、もっとほかにも皆さん電池を使われている方がいらっしゃるとか、この分だけを日常生活用具に入れることはできないみたいな感じでご答弁いただいたんですけれども、4分の1なら600円なのかなと。堺市が2,500円となっているので、それと合わせて熊取町も2,500円とした場合に、町としての持ち出しは600円で済むなら何とかならないのかなというふうに少し思ったんです。

実際、人工内耳の埋め込みをされている方の人数とか、そういうのというのはつかむことはできないですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、私どもで確認できるというのは、いろいろな障がいサービスがございしますが、そちらのほうでご利用いただいている中で、いろいろ計画を立てる中でその方がどういう状況にあるかというところで、今お話がありました人工内耳を使われているという、そういう方というのは3人ぐらい把握してございます。どちらかという子どもかなというような状況でつかんでいるところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）私も子どもで2人は知っていますけれども、本当に子どもでそうやって手術されると長く何十年もずっとつけていかないといけないので、そこは本当に先の長いことでありますし、熊取町は何といても手話言語条例をいち早く制定していただいて、本当に障がい者の方にも寄り添っていただくような形で町政を進めていただいていますので、そこら辺を含めてもう少し何とかならないのかなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃっていただきましたように、先ほどの堺市、岬町、こちらにも手話に関する条例を制定しているというところでございます。そういったところでは、今、議員おっしゃられました月でいくと片耳で2,500円、両耳で5,000円というような形で年間6万円。ただ、議員おっしゃられましたずっと継続をしていくということで、負担もあるというのは十分わかるんですが、そういったところの費用ということもございまして、堺市で導入されているという事実もございまして、その辺のところを十分我々もまたいろいろご意見も聞かせていただいたり、

先ほども議員からおっしゃっていただきました、ほかの例えば補聴器の電池というのも、これは入っていないんです、今、補助対象に。そういったところにも影響がございますので、そういったところもどうしていくのか。その辺、堺市でのお考えであったりとか、ほかの今実際にやっている団体のご意見とか考えとかいろいろ調査をさせていただきまして、今、議員おっしゃっていただきましたそういう条例を制定しているという町もございますので、そこもあわせて一度いろいろ考えさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）堺市もことしの4月からということですので、これからさまざまな、実際に補助されたことによっていろんな声も聞けるのかなというふうに思います。また研究をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、4番目の教育について聞かせていただきます。

南小学校で、今年度の新入生が1クラスとなりました。今後の小学生の減少に伴う小学校の校区についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今後の小学生の減少に伴う小学校の校区についてのご質問ですが、答弁いたします。

まず、熊取町の町立5小学校に在籍する全児童数の推移について説明いたしますと、5月1日時点での10年前と現在との比較では、平成20年の2,905人から平成30年の2,511人へと、この10年間で394人減少しております。また、こうした本町の児童数の推移につきましては、全国的な出生率の低下等により昭和61年をピークに減少傾向にあり、当面の間も微減傾向にあるものと見込んでおり、ご質問にあります南小学校におきましても同様の傾向と想定しております。

ご指摘のとおり、30年度は南小学校の普通学級の1年生の児童数が36人と1クラスになり、全児童数も309人とどまっております。このように学年で1クラスとなった際の対応として、即座に校区の見直しについて考察した場合、通学における子どもの負担、安全面等への配慮、また、学校と地域が密接に連携しながら児童・生徒を守り育てていく必要があることなど整理すべき課題も多く、慎重に検討すべき事柄であるものと考えます。

本町といたしましては、小学校の校区に関しては、これらの事柄を十分に踏まえつつ、今後の児童数の推移等を注視しながら、児童数、通学距離、学校施設の状況、学校運営上の地域とのつながりなどの問題点の整理等について緻密な検証を継続することとし、長期的展望を持ちながらも、当面の間は現在の校区の取り扱いを維持してまいりたいと考えております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）南小学校は、来年度の新1年生もやはり1クラスでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今、35年度まで各小学校の児童数の予測の推計をしております、これもあくまでも推計ですので、ミニ開発が入ったり、かなり変わることを前提にご理解いただきたいんですが、31年度の見込みで48人、32年度で41人、33年度で57人、34年度が40人、35年度が54人と、かなりばらつき等がございます。

最終的には、今申し上げたように現在が全体で申し上げますと309人でございます、これが30人減少の279人、1年生ももちろん含めてです。程度に減少するというふうに予測しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）多分、南小学校が一番減っていくんじゃないかなというふうに思っているんです。

やっぱり駅に近いところはミニ開発的におうちも建っていますし、私もちょっと見ていたら、人数

的にはほかの小学校はそう変わっていないのかなというふうに思ったんです。

南小学校に関しては、国際村とかももう建ってしまって、住宅も皆さん大きくなってきてので、そこからふえるところはないのかなというふうに思ったときに、やはり地域における学校というのはすごく大事やなど。小学校はやっぱり地域の大事な拠点というんですか、防災に関してもそうですけれども、このまま減少してしまって、保育所みたいに、じゃもう終わりましたとかというような形にならないように、やはり小学校はきちっと、ずっとあってほしいなという意味で今回質問させていただきました。

今、近隣の泉佐野市とかでは、人数が少なくなった小学校を小規模の特認校というんですか、受け入れをしているような学校を3校配置したりとかしていますし、岡山県の総社市に視察で私たち行かせていただいたんですけれども、総社市は教育特区という形で、ここになるとちょっとまた角度は違うのかなと思うんですけれども、ここはもう本当に地域を挙げて過疎のところ、移住、定住という地域の活性化を目指して教育から入っていつている部分もあります。英語特区をつくりながら、そこに住んでもらうという形のものを行っているんだと思うんですけれども、そこまでいかななくても、南小学校も何かそんな形で先を考えたときに、多分人口的に減ってくるのは南小学校のかなと思ったので、そこら辺、何か先の部分で考えていることはありますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）その前に、他校が余り変わっていないという、そういうご感想なんですけれども、実は今回、再度いろいろお調べいたしますと、平成20年から今30年ですので10年間の推移を見ますと、おっしゃるとおり南小は10年間で33.5%減っている。ただ、西小も31.5%という3割台で、このあたりが非常に気になるところで、一方で東小は19.5%プラスです。これはもうご認識のとおりで、つばさ等ございますので、あと、ご参考までに中央小で13.6%の減少です。あと、北小でこの10年間で8.6%の減少というふうな状況であると。

それと、近隣のお話も出ましたが、例えば本町に近いところで申し上げますと、駅の近くで佐野台小学校とかございます。これも私はちょっと驚いたんですけれども、全校で115人で10学級というふうにかなり落ち込んでおると、お隣の貝塚市でしたら外環の三ツ松団地を越えた、トンネルを越えたところに永寿小学校というのがございます。そちらでも76人とか8学級とか、近隣のほうがかなり熊取町内にとどまらず、やはり全国的なそういう人口減少社会、特に子どもの数が減ってきておると。先日の出生率も2年連続1.43と全国的なことも出ておりましたし、本町は0.1ポイントないし0.2ポイント近くまだ低いような状況ですので、ひどい深刻な、何らかそういった意味で転入・定住促進に力を入れるというのはそういった意味であると。

それと、先々のことということですが、今申し上げたことも十分に検証を引き続き継続して、まちづくりにどう学校のこういった状況を取り入れていくか、向き合っていくかというのは非常に重要だと。コミュニティの拠点施設でもありますし防災の拠点施設、おっしゃったとおりですので、そういった今後の学校を生かした地域づくりとかそういったことと、ただ、一方では、ある段階では先ほど申し上げた長期的展望に立ってということ、今5校でございますけれども、校区の見直しとともに例えば統廃合の議論であったりとか、そういったことは避けられないのかなというふうに思っております。

ご参考までに、昭和55年が3校、また56年に北小学校が開校してしまっていて、その前の55年で今の1学級40人のクラス編制に変わった年です、昭和55年というのは。このとき中央小、西小、南小の3校で3,121人の児童の方が通っていただいていたと。それ以降、大規模改造があったりとか校舎の状況等変わっておりますけれども、そういったことも念頭に置きながら、今後大きな問題として検討していくべきというふうに重く受けとめております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）多分、統廃合的なことを考えたら、それはとても私は厳しいなというふうに思った

ので今回質問させていただいたんですけれども、西小は減っているといえども駅に近いので、今少し開発されたりもしていて、また人が来るんじゃないかなというふうに考えたんです。

南小に関しては、やはり和田とか成合とかというところには家は建てないですし、便利などころはいいんですけれども、南が一番このまま減っていくんじゃないかなというふうに思ったときに、南小は体育大学とも隣接していますし、5、6年のマラソン大会とかでは公式の記録が残る陸上競技場を使わせてもらってマラソン大会をしていますし、また、体育大学は日本代表スポーツ選手もいますし、トップアスリートとの交流もできる。また、大学との連携協定もありますし、自然の部分でいいますと、永楽のほうに行けば自然観察とかホテル鑑賞とかサマースクール的なものも開催できるかなと思ったときに、南小を学校活性化を目指した学校選択制の導入という形で、町内でどこからでも行けるみたいな小学校にちょっと向きを変えてみるのはどうなのかなというふうに思ったんです。

5校を存続させてほしいなと思ったので、そう思ったときに、やっぱり減っていくところに新しく児童の方を、新しくというのは町内なんですけれど、来ていただく。それが小学校生活でスポーツで頑張れる子がいたり、また自然観察とかという何か特化した小学校をつくることによって、それがまた転入・定住促進につながるというか、外へもアピールできるような要素になるんじゃないかなというふうに思ったんです。

本当に、学校があることによって地域住民の交流の場であったりとか結びつきというのは、やっぱり小学校は田舎でもなかなか人数が少なくて、最後の最後まで統廃合せずにという部分、そこじゃないかなと思ったときに、今のうちに、ちょっと力のあるうちに交流していく、どこからでも行ける学校選択みたいな学校を一つつくってはどうかというふうに思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 今のご指摘、ご提案の件も一考の価値は十分にあるかと思います。

ただ、話はもう少し広がるんですが、過去には学校区の自由化というふうな形でできないかというふうなご質問をいただいて、そのときから検討はしておるんですけれども、やはり学校と地域の結びつき、先ほど申し上げたようなそういった地域との連携とか、そういったところが希薄になると、選択というかあちこちからということで、現にお隣の泉佐野市は、大木小学校なんかは弾力運用しています。現に実績があることは認識しておるんですけれども、やはり慎重に検討すべき課題だと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） 今言ってることではないかなと思います。提案させていただくことによって少し角度を変えて、小学校の英語はこれからきちとした形で教科にもなってきますので、そうじゃない部分で特化した小学校をつくっていったら、人を呼ぶという言い方はすごくだめなのかもしれないですけど、ほかからも来ていただいて、自然の中で育つ、またスポーツに特化するとかという部分の学校が一つあってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、提案させていただきました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

(「17時24分」 延会)

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

平成30年6月定例会会議録（第2号）

月 日 平成30年6月8日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭
統 括 理 事		統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
- 議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
- 議案第38号 公平委員会委員の選任同意について
- 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第42号 税条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例

- 議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）皆さん、おはようございます。議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日からいろいろ質問が出ておりますけれども、熊取町、日本全国、人生100年というのが普通のように言われているような時代になりまして、超高齢化時代に入っていくと。同時に、熊取町内、全国もそうなんですが、多くの公共施設が老朽化してきて建てかえをしないといけないという時期が近づいています。そして、平成26年から全国での自治体で公共施設の総合管理計画の策定が行われ、熊取町が策定した熊取町公共施設等総合管理計画は、非常によく全ての施設についてまとめられていると思います。その中には、2017年から2021年までの5カ年で実施が特定されている築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修には、公民館、役場庁舎北館等が含まれています。これらの施設はさらに10年後には建てかえの計画も示されているということで、熊取町内の全ての組織が大改修を行い、平成47年ごろからは全て建てかえをしないといけないというような状況の計画が示されております。

特にきょうは、公民館、ふれあいセンター、老人福祉センター、庁舎本館、庁舎東館、庁舎北館という熊取町役場のまさに中心部にある建物について、改修と建てかえの実施予定と推定費用を教えてくださいということで質問させていただきます。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、公共施設の更新について1点目、ご提示いただきました施設の大規模改修と建てかえの予定年度、また推定費用について、お配りさせていただきました資料をもとにご答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年11月22日の議員全員協議会においてご説明させていただきましたとおり、公共施設等の老朽化が大きな課題となる中、施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行い、最適な配置を実現するため、その基本的な考え方を示す計画として国の指針等に基づき策定したものでございます。

本計画策定に当たり、各公共施設の大規模改修や更新予定年度、また費用推計につきましては、資料の表の下に記載のとおり、総務省から提供されました公共施設等更新費用試算ソフトを用いて推計してございます。そのソフトにより、大規模改修の場合は建設から30年を経過した時点で2カ年に分けて行うものとし、費用推計については、延べ床面積に施設類型ごとの単価を乗じて推計してございます。なお、既に30年を経過している施設につきましては、平準化のため平成29年度から

平成33年度の5カ年に分けて計上してございます。

また、更新につきましては、建設から60年経過した時点で3カ年に分けて行うものとし、費用推計については、現在と同じ延べ床面積で更新するものと仮定し、延べ床面積に施設類型ごとの単価を乗じて推計してございます。このソフトによりまして、ご提示いただきました施設の大規模改修と建てかえの予定年度、また費用推計は資料の表に記載させていただいたとおりでございます。

なお、本計画の計画期間につきましては平成29年度から平成48年度までの20年間としていることから、ソフトに基づく大規模改修等の予定年度が平成49年度以降になる場合は、表の中で括弧書きで記載させていただき、費用推計は記載してございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、ご質問いただきました公共施設等総合管理計画における各施設の大規模改修と更新の予定年度及び費用推計についてでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ありがとうございます。表を作成していただきまして、大規模改修と更新の時期と費用が書いてあるんですが、公民館、老人福祉センターの大規模改修というのはどの程度を考えているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今の資料の内容からいきますと、これは先ほどの答弁の中にもございましたでしょうか、一定のソフトに基づいての費用という形になっておりますが、現在我々が検討している部分では、公民館については耐震診断を既に26年度に実施しております。公民館につきましては耐震機能をやっぱり有していないという結果も出ておりまして、本町としても耐震の改修についてもこれは必要であるという状況を踏まえております。現在、耐震改修にあわせて、当然公民館については機能面でもかなり、設備等において音響施設を初めエレベーターがないとかいったような施設の陳腐化ももう生じておりますので、こういったところもあわせて整備については検討しているところでございまして、その辺は整備に当たって整備費も必要になりますので、この辺の財源確保等もあわせて庁内で検討を今進めているという状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、老人福祉センターのほうなんですけれども、ここに記載されております改修費につきましては、先ほど野津理事から申し上げましたソフトに基づいた額になっていようかと思えます。老人福祉センターの状況につきましては、29年度耐震診断を行っておりまして、その結果、一定耐震性能は確保されているという結果は出ております。1カ所だけ補強が必要な状況ですが、数十万円で済むということなので、我々としては一定、資産価値ありという判断をしております。ですが、長寿命化もやはり老朽化が進んでおりますので、機械設備、電気設備、ほか建物につきましてはクラックが入っていたりというような状況でもありますので、そこは一定、財政状況に応じて対応していくべきかなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今説明がありましたけれども、個々の改修についてはソフトを使って計算しただけであって、熊取町独自にどういう改修をやるかということについては検討していないと。そして、先ほどの総合計画の中では、過去10年間の投資経費は約10.6億円年間かかるけれども、今後公共施設、道路、橋梁を含めてですが、14.1億円かかるというのは、これはいわゆるソフトを使ってかかった費用をその年度に当てはめただけということで、熊取町独自で財源見通しをしたわけではないということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）福祉センターについてなんですけれども、公民館も情報を我々はいただ

いたりしております。それは施設の、後ほどあろうかと思えますけれども、統合化のこともありますので、情報交換は常にさせていただいております。

重光議員おっしゃいました個々でどれだけの経費がというところのくだりで、それはそれぞれの施設の中で一定検討をやっておりますし、どの程度の長寿命化が必要かというのいろいろな施設の状況を見ながら、財政状況もありますので、全てが全てできるのか、また何年間に分けやないけな
いか、また、ほんまにそれこそ必要に応じたときにあわせてやっていくのか、こういったところの場合分けをしながら一つ一つ検討をやっております。ですので、具体的な額はまだ予算化にもこぎつけておりませんので申し上げることはできませんが、一定、額も試算をやったりとか、そういう取り組みはやっております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）やっているところもあるし、今の話では、例えば公民館とかふれあいセンターとか庁舎等につきまして、大規模改修、更新等の費用と年度当てはめというのはいわゆる築年度と国のソフトを使用して計算して割り当てたというもので、例えば庁舎本館とか庁舎北館の更新、それから公民館の更新、老人福祉センターの更新については、具体的にある程度絵を描いて費用当てはめ等はされていますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）2番目の質問でよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）2番目の質問で結構です。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）じゃ、とりあえず用意した答弁の後でまた。

本計画における財源の見込みにつきましては、総務省提供によるソフトに基づき推計された各施設の大規模改修と更新の費用をもとに、今後40年間の費用の見込みを行い、年間当たりの費用を算出し、その額に対して過去10年間の投資的経費の平均額を比較して財源の見込みを行っているものでございますので、個々施設の大規模改修、更新に対する財源見通しの数値は、この計画の中では持ち合わせてございません。この計画では道路や橋梁も含めた公共施設全体的な財源の見込みでございまして、また、ランニングコストや新たな公共施設等の建設のほか、交付金や補助金、起債などの財政支援は加味していませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、これらを踏まえ、ご質問の財源見通しでございますが、本計画において、今後40年間の大規模改修や更新に必要な費用の試算は、継続して適切に施設の維持管理を行ったといたしましても、先ほども議員からありましたけれども、最低でも約562億円、年間当たり約14.1億円見込まれ、過去10年間の投資的経費の平均が年間約10.6億円であるということから、投資的経費を全て充当すると仮定しても約3.5億円超過すると見込んでいるところでございます。

それで、これはあくまでも公共施設総合管理計画のもとでのことでございますので、建築年度から何も例えば改修しないで30年、60年たったらどうなるかというものでございまして、具体的な施設ごとの費用は規模によって大きく異なってまいります。今後、施設ごとの個別計画などを立てまして考えていくこととなります。その中で施設の集約化あるいは廃止などということになれば、国の財政措置も示されてございますので、そういったものを財源として活用していくということになるかと思えます。

それ以外のそのまま残す施設、庁舎なんかはそうですけれども、そういった施設につきましては、目の前の修繕を繰り返していただくだけではなくて、今回、計画策定のときにマニュアルもつくってございますので、そういったマニュアルに沿った早目の修繕を行って、施設管理費の平準化も図れますし、ひいては長寿命化にもつながっていくというようなことになろうかと思えます。個別の計画を例えば庁舎の部分については今後立てていくということにさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。

それで、3番目の質問、今言った公民館とか庁舎とかそういうものについて、統合するケースと土地の有効利用とか、そういうことについてはどの程度検討されていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の3点目、資料に記載の施設につきまして、それぞれ統合するケースと土地の有効活用等の検討についてご答弁申し上げます。

本計画につきましては、さきのご質問でご答弁させていただきましたとおり、基本的な考え方を示した計画でございます。その中で、資料に記載の各施設の基本的な考え方でございますが、まず公民館、町民会館につきましては、施設や設備の老朽化による耐震化や設備等の改修が必要であり、また、必要な機能、規模を検討し、類似機能を有する他の施設との間で適正に機能分担が図れるよう集約化、効率化を検討するとともに、あわせて多様化、複合化も検討し、維持管理の効率化を図っていくこととしてございます。

ふれあいセンターにつきましては、保健、福祉サービスの基幹施設としての機能を存続しつつ、在宅医療、介護連携の拠点としての役割を担い、また、災害時等に避難所となることから、計画的な維持修繕、設備の更新を図り、長寿命化を見据えて適正管理を図っていくこととしてございます。

続きまして、老人福祉センターについてでございますが、高齢者福祉サービスの拠点施設として存続するとともに、耐震診断を含めた安全対策及び長寿命化の検討を行い、引き続き、指定管理者との連携のもと、適切に施設の管理運営を行っていくこととしてございます。

最後に、本館、東館、北館の役場庁舎についてでございますが、本館及び北館につきましては、平成25年度から26年度に耐震補強工事を行っている中、劣化や破損の状況等に応じた適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図り、庁舎建てかえ検討時におきましては利便性の高い公共サービスを提供できる体制を念頭に置き、組織、機能の集約化を含み、有効に配置できる建物の構想を検討することとしてございます。

基本的な考え方といたしましてはご説明させていただいたとおりでございますが、ご質問いただきましたそれぞれの統合するケースと土地の有効活用等につきましては、現在、今後の公民館及び町民会館、老人福祉センターのあり方について、一体的に整備を行えないかなど、その利活用について調査研究を行い、それぞれ関係部局により個別具体的に協議、調整を進めているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りまして、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）26年から29年にかけて、熊取町もそうですけれども、公共施設の長期的な利用の総合管理計画をつくられているんです。今の皆さん方が本当に熊取町の将来を考えてどうなるのかなということは、やはり横断的に検討しないといけないのではないかなと思うんです。例えば、庁舎にしても北館、東館、本館とありますけれども、それぞれ年度が違って修繕して継続していく、その状態を維持していくと、いつまでたっても3つが個別に分割した状態でそのまま改修していったら、建てかえにしても時期が違うからそれぞれ別々に建てるよといった、非常に効率の悪い、最終的にいつまでもこういう昔の継ぎ足しの施設になったまま継続していくのかと。今は、既に平成67年ごろまでの計画を考えないかん時期になっているわけです。その時期に庁舎はどうするのかということを考えないといけない。

あるいは、公民館と老人福祉センターをこのままどうするのかということを考え、今のままの敷地の中でどうやって維持していくか、また、古くなったら平成46年ごろ建てかえますといっても、同じ場所に同じように建てかえるようなことが今の計画になっていると思うんです。例えば公民館にしても、今、熊取町で1,000人収容できるホールがないんですよ。そういうものをどこへ設置するかということも考えると、それから老人福祉センターがありますけれども、あれは建物とスペースがあるだけの話で、あそこにある必要もなくて、公民館とくっつけてもいいしふれあいセンターの

中にくっつけてもいいし、あるいは役場とくっつけてもいいわけですよ。そういう中でどうやって土地を有効利用するかということを考えていかないといけません。

図書館も、今のままで継ぎ足しも難しいけれども、大原衛生公苑がなくなったらその裏も使えるということも考えたら、図書館のところに役場を持っていくとか、あるいは中央グラウンドのところに役場を持っていくとか、あるいはその駐車場のところに持っていく、いろんな考え方があって、施設を統合したらどれだけスペースがあいて、どれだけ集約できたまちづくりができるかということを本当は考えないといけません。

熊取町は、教科書的な計画はつくられていると評価いたします。ただ、残念なのは、それを突っ込んでこれから熊取町の施設はどうするかというのでは、先進地域、自治体というのがあるわけです。これは、前からも言っていますけれども、ファシリティマネジメントと公共施設マネジメントとかアセットマネジメントとか、いわゆる担当部署だけがやるんじゃなくて、自治体全体でそういうチームをつくって検討していくというのをやっているわけです。

私もインターネットだけで見ているので余り大きなことは言えないですけど、さいたま市では具体的には、これから40年間では今まで128億円かかったのが2.2倍、約283億円かかる。そのままですと55%は施設が更新できない。じゃどうするのやということで、箱物3原則とインフラ3原則というのをつくって、施設の更新は複合施設と必ずすると。それから、施設延べ床面積は縮減するとか、ライフサイクルコストを縮減して効率的な新たなニーズをつくるということで、例えば公民館と小学校と老人福祉センター、これを統合化すると。これは今、具体的にどこまでできているかわかりませんが、図書館と公民館と社会体育施設と学校、これを一つの建物の中に置く、庁舎は庁舎で庁舎と消防署はくっつけて置く、そういうものを住民も含めた、あるいはこれは東洋大学が関与していると思うんですが、専門家も含めて公共施設マネジメントという組織と計画づくりをやっているんです。

多くのといたしますか、府中市や名古屋市やとかいろんなところがやっています、近くでは藤井寺市の公共施設再編基本計画の中も、再編検討部会として5つに分割をして、公共施設マネジメント推進チームの中で幼稚園、保育所とか民間複合施設、それから学校のあり方、市役所とかそういうもののあり方等について、各再検討部会をつくって検討して長期的にやっていくということをやっているわけです。

そういうところを含めて熊取町はどうするねんというところ、公民館とか役場、これをどういう建物にしていくのかということは早急に考えないといけませんと思うんです。そういう意味でチームづくりをしていただきたいと思うんです。

学校についても、生徒数が変わっていく平成50年ごろにはどうなるのかということを含めて、今ある中学校とか小学校とか、そのあり方をどうするのかということを利用して考えていくチームがないんですよ。だから、そういうところを積極的にやらないと、置いてけぼりにされて施設も古いし消えていく自治体になってしまうんですが、熊取町はまさにコンパクトシティそのものなんですよ。小さい面積の中に4万数千人が住んでいて、その真ん中の一番便利な場所にいろんな施設があるわけです。その施設を充実することによって、多くの高齢者もそこに足を運んでどんどん健康状態も維持できて、熊取町らしい小さいけれども高齢者も生き生きとして、子どもたちも行ける、そういう施設をどういうぐあいにつくっていくかということこれから考えていっていただけないといけませんと思うんですけども、そういうファシリティマネジメントのチームを早期に形成して長期的な計画を策定していくということについては、今そういう考えについてどのようにお考えをお持ちでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）答弁の中では、とりあえず今の段階から先にはそれぞれに個別計画をつくって、本町のそれぞれの施設においての実態を明らかにしていくとか、詳細を立てていくという計画はさせていただきます。その後ということになるかと思うんですけども、今現在は、重光議員お

っしゃったように、やっぱり熊取町全体で考えていく必要があるということを踏まえまして、作業部会のような、各担当の部署が集まりまして定期的に会議を開いてございます。それは、今後についてこれぐらいの費用がかかるということと、将来的な複合化、集約化等も含めてどうしていくんだというようなチームづくりをしてございます。その先には、議員おっしゃったようなファシリテイマネジメント、そういったところにもつながっていくかと思えます。

やはり計画自体もその時点時点で施設の状況も変わりますし、そういったところでも見直すというところも持っておりますので、そういった時点で今、定期的集まっているチームについてもいろんな意見が出てきようかと思えます。議員おっしゃったようなところで運営していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）全体的な取り組みにつきましては今、総務部長の答弁のとおりです。

それと、公民館、町民会館等のご指摘もございましたので、昨日、鯉谷議員のご質問で、指定管理の話でこれに関連してのご質問ございました。この際にも私から一定お答えさせていただきましたように、今、やはり施設の近接で、全てを一体化というのはなかなか難しい状況ですので、今の各施設の立地状況を見まして、公民館、町民会館、そして加えて老人福祉センターに関しては、今、内部的に企画部を中心に重要施策の進行管理という枠組みで、30年度、今年度内に整備方針を決定すべく、内部で町長を筆頭にそういった調整会議等を持っております。今後、その中で指定管理の必要性あるいはPFIといったそういった手法も含めて、できるだけ経費の少ない建てかえあるいは改修に結びつけたいと。場合によっては、今、重光議員からもお話がありましたように、公共施設総合管理計画あるいは個別の整備計画を持てば、国のほうで公共施設等適正管理推進事業債というのがございまして、有利な起債等もございまして、そういったところも研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これはいろんな部から今答弁されているんですが、熊取町で施設に関してちゃんと答えをいただける部署がないと、個別に話をしないといけない。これは、今予算取りせなあかんわけです、熊取町が公共施設の整備計画について。簡単に言えば、例えば公民館と老人福祉センターで約6億円今かかりますよと、大改修に。更新するのに10億円かかりますよ、今のままで。16億円かけたら1,000人入るホールができるんですよ。20億円かけたら、1,000人入るホールプラスいろんな老人福祉センターとかをひっくるめたような施設ができるわけです。そういうものに、金がないからやらないんじゃないかと、平成40年ごろは投資の谷間なんです。そのころにどんどんある程度お金を使っていって、平成45、6年以降に係る建てかえを早目にやって、しなくていい大規模改修をやらないということも、これは各教育委員会が出す、健康福祉が出すとかそういう個々がやるんじゃないかと、町全体がそれをまとめて町長がまとめていく、あるいは副町長がまとめていくというのがある方だと思うんです。それを今からやるということですけども、そういう本当に大々的な変更を含めた検討するチームをつくらうとされているのかどうか。この辺は、今きょうこういうことを言うてからのあれですけども、町長、そういうことは考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろとご提言ありがとうございます。言われた内容で大体そのとおりで動いているかなというふうに思います。

今、林部長からも話がありましたけれども、庁内で横断的にこういったものについて検討する会議を設けるようにしました。その中で、先ほどは教育次長からの答弁もありましたけれども、これは、本来であれば統括である私なり副町長なりが代表して答弁すべきものではないかなと思っていると、まだそこまでまとまった、表に出せるようなところまでいっていないというの

が現状でございまして、それを早急に、代表して答弁ないしは発表できるような、そういう組織体にしていきたいなというふうに思っておりますので、その方向にあるのは間違いないということでご了承願いたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、町長がそういう考え方があるということですがけれども、もっと具体的に、そういう町の真ん中にある施設をどういうぐあいにしていく、例えば小学校、中学校にしても、小学校、中学校を統合して保育所も一緒にする、そういうことも当然考えていかなあかんわけですよ。後で質問しますクラブ活動においてグラウンドが足らんかったらどうするんやということも含めて、町内の施設をどう有効活用するかというのを今から考えていかないととても間に合わないし、いろんなところは先ほどおっしゃった補助金を取りに行けるわけですが、計画さえつくっておけば。計画をつくっていないから補助金を取りに行けない。だから、できるだけ早く計画をつくって、それを府・国に提示していくというのが町の務めなんです。熊取町がこれから存続していくためにも、それは必要だと思います。

それからもう一点だけ、こういうことは言いたくないんですけども、前の町長の時代の物を発言できないような非常に暗い時代が私はあったと思うんです。今の町長は余り強引にやらない、副町長も叱りはしないということで就任されて、怒られることはまずないんでしょうけれども、その中で、本当にその呪縛からそろそろ解放されて、それぞれが自分たちの意見を町政に反映していくという、そういう時代につくり直していただきたいと思うんですよ。

それから、今、部長クラス、理事者の方が非常にたくさんおられます。そういう頭を集約すれば、こういうことは人数的にもその頭脳をもってすれば簡単にできる話だと私は思うんです。だから、そういうチームづくりをぜひとも今考えていただいて、ぜひ、次の機会にはもっとすばらしい計画とか今こんなのを検討しているということをお聞かせいただければと希望しまして、今の1番目の質問を終わります。

2番目の質問に入ります。中学校のクラブ活動についてご質問いたします。

今、中学校でいろんなクラブ活動があるということでお聞きしておりますけれども、現在の各中学校のクラブと所属生徒数を表にまとめて提示していただき、下記の質問にということで、中学校のクラブ活動に関して生徒、保護者及び先生の意見を集約したことがあるかですが、今、現状のクラブ数、それに関するものと、生徒、保護者、先生の意見を集約したことはあるかについて、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、重光議員の中学校のクラブ活動についてのご質問にお答えします。

まず、1つ目のクラブ活動に関して生徒、保護者及び先生の意見を集約したことはあるかについてお答えします。

中学校では毎年、町内3中学校全てにおいてクラブ参観を実施し、保護者にクラブ活動を参観していただいた後、懇談会を実施いたしております。その中で、クラブ活動に対する意見や感想を述べていただくとともに、学校からもクラブ活動についての説明等を行っております。その中で問題点等があれば、学校から教育委員会にも連絡があり、対応等について協議することといたしております。

また、各中学校では学校の取り組みを評価する学校教育自己診断を毎年ないし隔年で実施しており、保護者からクラブ活動に関する意見もいただいております。集約された意見に対して丁寧に回答し、保護者の理解を得るとともに、学校運営に生かしているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、機会があるごとに意見を聞いているよというような状況ですがけれども、全体的

に小学校の児童、中学校の生徒あるいは保護者、先生がどう考えているかというようなアンケート調査とかはされていないですね。

(「はい」の声あり)

2番(重光俊則君)それで、今答弁資料ということで配られておりますけれども、熊取中学校、熊取北中学校、南中学校で斜線部のあるところはクラブがないわけです。それと、各チームの所属人数が書かれておりますよね。これについて、これを見て斜線部の状況、時間的にあれですが、代表的なもので熊中にサッカーがない理由、南中に陸上、水泳がない理由について回答をお願いします。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)まず、熊取中学校にサッカーがなかった理由でございますが、もともとサッカー部というのは、昔、ないところも多かったという状況がございます。ただ、Jリーグ等が出てきましてサッカー人気が高くなってきたという状況の中で、熊中のグラウンドの状況を見ていただいたときに、グラウンドでテニス部やら野球部、陸上部、さまざまなクラブが練習しているという状況の中で、なかなかサッカーを練習する場所を確保できないということで、現段階でもサッカー部がつけられていないという状況がございます。

続きまして、南中学校の陸上部、水泳部についてでございますが、陸上部、水泳部とも、もともと南中学校はございました。途中でこの2つのクラブがなくなったという経過がございます。陸上部につきましては、まずサッカー部をつくりたいというふうな話が途中からございまして、当然ながらグラウンドの状況であるとかクラブの所属の人数等の状況の中で、結果的にサッカー部に陸上部から移動したいというふうな子の声も大きいというふうな状況もあり、何とかサッカー部をつくる、そのかわり、クラブの存続にいろんな状況を考えたときには、陸上部については存続が難しいであろうということになつたというふうに、調べた結果、そうなつてございます。

水泳部につきましても、まず顧問の問題、それからやっぱり水泳の特異性からクラブに入部する子どもの数の減少、こういったことが背景にございまして、水泳部も途中でなくなったというふうな経過がございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)これは、個々に本当はもっともっと議論したいんですが、表から見て簡単に言えることは、陸上部がある熊中と北中、約70名程度がそこに所属していると。サッカー部もあり野球部もある北中では、それぞれ野球部もサッカー部もありながら75人も陸上部に入っていると。そういうことを考えると、例えば南中に陸上部があり水泳部があれば、ほぼ同じような人数が入ってきて、それをしているはずなんです。これは、ここにあるからこうだというんじゃない、子どもたちの意識としては大体同じような意識でやっているはずですから、ほぼ同じようなこういう気持ちの子どもたちがおるはずなんです。そう読み取るのが当然なんです。ただクラブがないからこういう状況になっているだけである。

吹奏楽部、家庭部、英語部にしても、これが北中にないから入っていないだけの話で、あれば熊中と南中と同じような人数の割合の子どもたちが当然入るはずなんです。そこがないことが、これはクラブがないのが今の現状だということで認められているから、これをつくるつからないというのは非常に大変だということもわかりますけれども、基本的には、これは全てのクラブを子どもたちが選択できるようにするというのが教育委員会として考えるべき方向だと思うんです。例えば、合唱部ができていますね。それもすばらしいことやと思うんです。

そういう意味で、2番目の質問ですが、クラブ活動の選択に区域外通学を認めることを検討しているか、これについてはいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)では、2つ目のクラブ活動の選択による区域外通学の容認についてお答えいたします。

区域外通学につきましては、熊取町立小・中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱で規定しており、クラブ活動の選択による区域外通学については認めていないという状況でございます。近隣の泉南地区5市2町に確認したところ、クラブ活動による区域外通学を認めている市町は現在のところございません。現段階では、区域外通学については取扱要綱の規程に基づいて対応していきたいというふうに考えているところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）3番目の質問ですけれども、部活動を担当する先生の負担軽減を含めて、町内中学校のクラブ活動の統廃合等は考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、町内中学校のクラブ活動の統廃合についてお答えいたします。

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと規定されています。このようなことから、クラブ活動は学校長の権限で行われますので、クラブ活動の運営や取り組み内容、さらにはご質問の統廃合等については、学校の判断や学校間での調整が必要となってまいります。

しかしながら、今後、生徒数の減少等により統廃合が課題となった場合には、学校とともに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これも後でちょっと言いたいと思いますが、4番目の質問です。クラブ活動の維持継続のために大学との連携を検討しているか、これについて答弁。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、クラブ活動の維持継続のための大学との連携についてのご質問にお答えします。

現在、本町においては、大阪体育大学との連携のもと、中学校部活動の充実に取り組んでいるところです。

議員ご質問のクラブ活動の維持継続が課題となる背景には、生徒数減少やそれに伴う教職員の減少等が挙げられます。現在の学校の体制においては、学校の管理責任という点で、クラブ顧問が不在の中でクラブ活動は難しい状況にあります。しかしながら、クラブ活動の維持継続の課題が明確化した折には、大学との連携を背景に、大学の協力を得ながら対応について考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、今のクラブ活動の現状を認めながら、それをできるだけ維持できるようにしていこうというような考え方だと思うんです。ところが、最近では部活動を理由とする指定学校の変更、これについての文部科学省からの文書も出ています。小学校時代にしていたスポーツの部活動が校区の中学校にない場合に該当の部活動へ転校を認めると、いろんなところでそういうものをやろうとしているところがございます。

それから、働き方改革で今まとめつつある、スポーツ庁とか文部科学省、それぞれがやるんでしょうけれども、その中に、部活動については学校の判断でやることであります、学校教育の一環ということで非常に重要なんです、子どもたちが自主的にやるというのが大前提にあるんです。だから、クラブがあるからそこに入れというんじゃなくて、子どもたちがどのクラブをしたいから自主的にそれを運営する、それが基本なんです。指導要領の一番最初はそこが書いてありますよ。それから、その中で部活動についても、部活指導員を初めとする外部人材というような教師以外の者

が担うことも積極的に検討すべきであると。それから、部活動の指導員の参画が教師の働き方改革につながるということで、部活動の顧問であるべきという考え方を外さなあかんということも今、出ようとしていますよ。

それから、生徒がスポーツ等を行う機会を失うことのないよう、複数の学校による合同部活動や複合型施設クラブとの連携、いわゆる外部組織との連携を踏まえて子どもたちのクラブ活動を維持していくことも検討しなさいというのが今、検討されていますよね。

それから、地域においては、平日の一定時刻までは学校部活動、それ以降の時間や休日については保護者の運営や地域のクラブ活動によりすみ分けを行う。それから、地域公共団体、教育委員会において学校や地域住民との意識共有を図りつつ、地域で部活動を行うかわりに、質の高い活動機会を確保できるよう十分な体制を整えるということをやりたいということが答申として出ようとしています。こういうことを今から考えていかないといけないということで、先生の負担軽減、それと子どもたちができるだけ好きなクラブ活動をできるようにしてあげる、それが必要だと思うんです。だから、熊取町に陸上部は一つの中学校にあってもいいし、2つあれば2つあって、できないところはそこへ行ってクラブ活動ができてもいいし、あるいは別のグラウンドを借りて3中学校が一つのグラウンドでやってもいいし、いろんな柔軟な考え方があって、それをやれるはずなんです。

それで、今、事故が起こったら顧問の先生がおらんからどうのこうのということが一生懸命言われますけれど、クラブ活動で事故は起きますよ。起こったときにどうするかというのを考えるのが教育委員会であると思うんです。それは、クラブ活動は中学校の校長先生が決める、それは校長先生の配下にある学校だから校長先生が決めるんであって、クラブ活動のあり方をどうするか、今、文部科学省がこういうことを言っているように、それは校長の権限でやるけれども、最終的にはそうだけれど、教育委員会がどう考えているかが非常に重要なんです。

ということで、今こういう動きがある中で、今のクラブ活動についてその辺の検討を進めようとする気があるかないか、全くそういうのは考えないというのか、その辺は教育長、どうですか。

議長（坂上巳生男君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）今、重光議員の話を聞いていて、非常に納得できる部分というのは幾つかあります。議員のおっしゃるように、子どもたちがいろんな選択肢を持って、それが生かされない学校が今あるということについて、それを是正したほうがいいだろうというような意見も非常によくわかるんです。

ただ、具体的に、もちろんシステムの問題もあるんですけど、私が熊取中学校にずっとおったときにも、サッカー部をつくりたいというのも保護者も生徒もおりました。ところが、先ほどグラウンドをどこかにつくったらええやないかという発想を言うてくれたんですけども、一つの学校の中で熊取中学校はテニス部が4面、5面あります、人数が多いですから。陸上部があって野球部があって、サッカー部がじゃ、そこへ入れというのは、校長としてはなかなか言えないという現状がやっぱりあったわけです。ところが重光議員は、それを別の場所に持っていったらええやないかいというような発想は、正直言って一校長の判断はなかなかできなかったというのが実態です。

それやったら近くの学校と合同してやったという発想もないことはないんですが、やっぱり重光議員も懸念しているように、安全上の問題というのはどうも踏み切れなくて、どこまで顧問がついているというようなことになれば、それが決して顧問の負担軽減にはならない。かえって顧問の負担を大きくするというような意識も持っておりますので、全く考えないというわけじゃないですけども、いろいろ考えた結果今こういう状態やと。重光議員の意見も十分考えまして、何か添えるところがないのかというのは検討したいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これは、もうちょっと突っ込んで、要望だけです。検討していただきたいんです。

事故が起こったらどうなるんや、だから顧問をつけておかなあかんねん、顧問をつけるというのは、

自分は素人なんやけれど顧問についておこなあかん、その先生方の負担が大変なんです。でも、熊取町には大阪体育大学があって、教養学部もあって、子どもたちを教える学生がどんどん育っているわけですよ。スポーツ指導員というのは20歳以上であれば資格が取れるようになっていきますよね。そういうことを学んできている子どもたちにクラブ活動をうまく専任させれば、別に顧問がいなくても……。顧問がいてもいなくてもけがは起こる。そういうときにどう学校が責任をとるのかを明確にすれば、顧問がクラブ活動されている間はずっと見ておこなあかんという状況はないと思うんですね。

指導員が見ておこなあかん、生徒だけが練習することもある、その中でどうやってちゃんと学校、教育委員会が責任をとるのか、だからこういうシステムにするんだということで、熊取町だからできるクラブ活動、大阪体育大学の先生を利用する、けががあったら怖い、何か起こったら父兄から言われる、怖いわ、もうこのクラブ活動についてはやめなあかんわけですよ。クラブ活動は、保護者と一緒にクラブ活動をやるんだから一緒にやりましょうというものをつくっていったり了解されて、そういう活動の場を与えていくというのは今から必要になってくると思って、顧問をせなあかんという先生方の呪縛も解いてあげなあかんというところも教育委員会の責任だと思うんです。そういうところを要望しまして、近い機会にそういうのがもっと議論できるようになればと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、3番目の質問に入ります。

自主防災活動の育成についてですが、今、熊取町ではほとんどの自治会において自主防災組織が結成されて、平成30年5月7日には自主防災組織連絡協議会第1回全体会が開催されています。現時点でさまざまなレベルで自主防災組織の活動がされていると思われていますが、現在の熊取町内の自主防災組織の状況と、自主防災組織活動の目標とすべきモデル、そういうものは示されているかについてご答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、重光議員のご質問、自主防災組織活動の目標とするモデルと、今の自主防災組織の状況でございます。

まず、自主防災組織の状況でございますが、これまで38地区での結成についてご報告させていただいておりました。残る1団体につきまして、先週結成の届け出がございました。これで、本町全ての自治会39地区に自主防災組織が結成されたということになります。重光議員を初め議員の皆様方におきましては、さまざまな場面で自主防災組織の結成につきましてご協力いただきましたことをこの場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、本年2月には自主防災組織間の連携を高めることを目的に自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、3月には役員会を、5月には、先ほどございましたように、全ての自主防災組織及び自治会等が参加し30年度第1回全体会議を開催し、各防災組織の訓練報告や今後の訓練計画、意見交換を行ったところでございます。

現在、自主防災組織の訓練につきましては、実施前の事前相談時に防災講話や資機材等の取り扱い、消火器訓練、安否確認及び避難訓練等、本町から一定訓練メニューを提案し、危機管理課及び消防署等が参加のもと、各自主防災組織が自主的に実施していただいているところであり、さらに今年度におきましては、消防団におきましても非常に積極的に参加、指導に当たっていただき、地域の各団体との相互の連携強化を図り、自主防災組織と緊密なつながり、防災力の拡充に取り組んでございます。

ご質問の活動におけるモデルを示しているかという点でございますが、災害発生時におきましては避難所を自主防災組織において運営いただくことになり、同じ指定避難所を利用します小学校区ごとの合同訓練等ができればというように考えてございます。このたび設立しました同連絡協議会におきましても、5名の役員の方々を各小学校区ごとに1名ずつ選出していただき、連絡協議会役員並びに各小学校区の代表として建設的な議論を進めていきたいというように考えてございます。

今後の防災活動につきましては、各区・自治会の自主防災組織や連絡協議会の活動を通じ、自治会という枠を超えて合同訓練の開催を促進し、町と自主防災組織、また自主防災組織間の連携を図り、行政と自主防災組織が一体となって災害発生時に、より高い効果を発揮する共助の体制を確立し、地域のさまざまな組織や団体と連携した幅広い活動を展開することにより、地域防災の向上に努めていきたいというように考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今ので大体、連絡協議会をうまく利用して全自治会の自主防災組織が参画するということなんですが、今できたてほやほやの組織もあれば、既にいろいろ検討していてかなり成熟しているところもありますよね。そういういろんなところで考え方やレベルがかなり違うと思うんですが、その辺の調整が連絡協議会の全体会の中でできると考えてよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）重光議員、まさにそのとおりでございます。古いところであれば昭和の時代からもう自主防災組織を結成していただいている自治会もございますし、また、もう既に3区合同の自主防災訓練ということで自由が丘地区、希望が丘地区、若葉地区では毎年合同でやっていたている。また、つばさが丘地区でも同じように合同でやっていたているところがあります。やっぱりそういった先進自治会例をこの連絡協議会で情報共有したいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。

2番目ですが、各家庭、各自治会における自助、共助としての災害時の備えの基準、これはいろんな想定があって備えの基準が示されているかということで、3番目と一緒に質問したいと思います。

東南海地震及び上町断層地震発生時の被害想定とライフラインの確保についての推定は周知されているかということで、災害時の備えと、2番と3番、続けてご答弁いただければありがたいです。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、2点目、そして3点目のご質問を続けてご答弁させていただきます。

まず、2点目の各家庭、各自治会における自助・共助としての災害時の備えの基準は示されているかにつきましてご答弁させていただきます。

本町における食料、生活必需品等の確保につきましては、大阪府域救援物資対策協議会による大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、避難者に対する必要備蓄量を算定しており、必要量を大阪府と本町で1対1の割合で備蓄することとしており、食料等につきましてはアルファ化米を初め高齢者用食、粉ミルク、生活必需物資では小児・大人用おむつ等々を各避難所に分散させて備蓄してございます。

ご質問の各家庭、各自治会における備えの基準につきましては、各戸に配布しております熊取町防災マップや熊取町わが家の防災チェックシートなどに備蓄物資等を紹介するとともに、各自主防災組織の訓練時において防災DVDを活用しての啓発や、職員の防災講話において災害時における自助、共助の重要性をご説明の上、備蓄食料等につきましては各家庭において最低3日分の備蓄についてお願いしているところでございます。

なお、各自治会における必要備蓄についての基準はございませんが、共助意識の非常に高い自治会様におきましては、防災倉庫に必要な資機材や一定の備蓄食料等を保有していただいている自治会もございます。今後におきましても、自主防災組織連絡協議会等あらゆる機会を捉えて、特に家庭内備蓄等の必要性など、防災啓発の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、3点目の東南海地震及び上町断層地震発生時の被害想定とライフラインの確保についての推定は周知されているのかについてでございます。

本町における被害想定につきましては、熊取町地域防災計画に掲載し、本町ホームページ等で周知公表しているところでございます。本町の被害想定の数値は、大阪府が実施した地震被害想定報告によるもので、上町断層帯及び中央構造線断層帯につきましては平成19年3月に公表、そして南海トラフ巨大地震につきましては平成26年1月に南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会が公表したものとなっております。

本町のライフラインの被害想定につきましては、町域全ての世帯でライフラインが不通になる状況にはなく、一部の世帯で供給停止になる想定となっております。本町においてライフラインの供給停止世帯が最も多い想定となっております南海トラフ巨大地震におきまして説明させていただきますと、停電世帯が全世帯の49%の8,544軒、ガスの供給停止がゼロ、水道断水人口が96.4%の4万2,851人、固定電話不通世帯が100%の8,000軒と想定されてございます。

次に、復旧につきましては、こちらも南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会の公表によりますと、電力、電話は、発災時24時間経過後におきまして停電世帯4%を残して復旧します。24時間以内には96%の世帯がもう通電しているというような状況になります。固定電話につきましては全て復旧の見込みとなっております。断水人口につきましても、24時間経過後には38.9%まで低減する、いわゆる60%以上は24時間以内には断水の状態ではなくなるというような復旧の状況になっております。

また、本町におきましては、災害時に備え、大阪府LPガス協会熊取LPガス組合とLPガス使用機器等の供給等について協定を締結しています。また、大阪府電気工事工業組合と電気設備工事等に関する協定も締結しており、災害時の緊急支援を得られるような体制も構築してございます。また、指定避難所には発電機や投光機、カセットコンロなどを整備し、役場本庁舎とふれあいセンターには停電時の非常用電源装置の整備により、災害時の対応に備えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ありがとうございます。時間がないので4番目、災害発生時の町の災害対策本部、自主防災組織、ボランティアセンターの連携、これはどのように考えておられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、4点目の災害発生時の町の災害対策本部、自主防災組織、ボランティアセンターとの連携はどう考えているのかにつきましてご答弁申し上げます。

災害発生時の本町の体制でございますが、まず町長を本部長に災害対策本部が設置されることになり、防災総括班といたしまして企画部が当たり、避難所開設に当たりましては、総務部が中心となり避難対策総務班を組織し、指定避難所において自主防災組織と連携し、避難所運営を行います。また、社会福祉協議会が開設いたしますボランティアセンターにつきましては、社会福祉協議会及びボランティアの受け入れに係る担当部署といたしまして、健康福祉部を中心に組織いたします医療・福祉対策班において運営することになりますので、本町の各班が自主防災組織やボランティアセンターにかかわり、組織連携を図るよう考えております。

しかしながら、災害時におきましては想定外の状況も想定されるため、今後におきまして、このたび発足しました自主防災組織連絡協議会を初め、地域のさまざまな組織や団体と連携し幅広い活動を展開することにより、防災力の向上と減災へとつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）一言だけ、すみません。もっと時間をかけて聞くべきことが多かったと思うんですが、丁寧なご説明ありがとうございました。

町内の災害発生時の連携は、ぜひ十分な、密なコミュニケーションをとってやっていただきたいのと、一番やはり情報公開していただきたいのは、東南海地震、上町断層、そのときに被害がどう発生するか、そしてどれぐらい復旧するか、これは一番みんなが知りたいところであって、自主防

災組織とかには情報はいつているかわかりませんが、やはり全町民に、災害発生時はどういう状況が起こってどれぐらいのことを想定されてどの時点で復旧するか、これが一番重要な情報かなと思いますので、この辺をできるだけ全住民がわかるように早期に情報提供というか、周知していただければと要望いたしまして、質問を終わらせてもらいます。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目、くまとりふるさと応援基金についてお聞きします。

熊取町へのふるさと応援基金は平成28年度から大幅に増額しています。希望使途の指定のない寄附についてはくまとり応援基金に積み立てることになっているんですけども、まず1つ目、これまでくまとりふるさと応援基金に寄せられた寄附は、希望使途の指定のあるもの、ないものも含めてどのように使われているか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目のこれまでに寄せられた寄附の使途につきまして答弁申し上げます。

ご報告申し上げます使途、こちらにつきましては、ふるさと納税制度が導入されました平成20年度から平成29年度までの10年間の主な実績としてご説明申し上げますので、その前提でのご理解ということでもよろしく願いいたします。

まず、住民提案協働事業に約640万円活用させていただいてございます。次に、子育て・教育分野としまして、保育所運営事業に約4,340万円でございます。続いて、小学校給食事業に約2,580万円をそれぞれ充当したほか、図書館の図書購入などに約1,280万円充当し、有効に活用させていただいてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）10年間ということですけども、給食とか保育所運営、大体ざっくり毎年10分の1ずつ充当したというふうに考えてよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）4,340万円と2,580万円ですが、こちらにつきましては平成28年分で充当させていただいたということでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。それでは次に、2番目のくまとりふるさと応援基金に現在どれだけ積み立てられているのか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続いて2点目の現在の積み立てでございます。こちらは、平成29年度末基金残高が5億2,521万7,091円、およそ5億2,500万円となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。魅力的な返礼品を用意いただいたおかげでかなり集まっているんだなと改めて思いました。

次に、5億円もうたまって積み立てられてきているので、これの使い道というのは何か、次、3番目の質問なんですけれども、検討されているものはあるのかなのか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、3点目の基金に積み立てられた寄附の今後の使途につきまして、現在検討しているものにつきまして答弁申し上げます。

まず、基金の設置目的であります定住魅力あるまちづくりの推進、こちらに活用することを基本

といたしまして、寄附された方々のご意向に沿って、子ども・子育て支援や教育の充実に関する事業など、適時適切に活用してまいります。

具体的な活用施策という点でございますが、先ほどの重光議員の公共施設の更新についてでお示ししました公共施設等総合管理計画において、施設の維持、更新での財源不足、3.5億円という数字がございましたが、こちらが見込まれてございます。こうした点を考慮しますと、これまでの答弁のとおり、まずは施策・事業実施の適否をしっかりと検討、判断いたしまして、その上でふるさと応援基金も貴重な財源の一つとして活用していくという姿勢で取り組み、公共施設の維持、更新に伴う経費を初め、住民ニーズに即した効果的な活用を心がけてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。これから考えていくということで、議会報告会で多く言われることなんですけれども、学校に今、エアコンの整備をされているんですけれども、議会報告会に来るぐらいの世代の方々は、先にトイレの洋式化やったんじゃないかなというふうなことをよく言われます。そこで、5億円ある中で学校のトイレ整備、洋式化について一気にとやっちゃってしまえるのではないかなという考えを僕は持っているんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）答弁申し上げます。

昨年の9月議会の条例改正におきまして、協働の枠を外しまして定住魅力あるまちづくりに幅広く活用できるように改正したところで、ただいま坂上議員からご指摘ございました学校トイレの洋式化、こちらにつきましても当然活用可能というような、そういった今、枠組みになってございます。ただ、その活用につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、基金があるから事業を行うというそういったスタンスではなくて、まず事業の適否、それを行いまして、必要に応じて適宜適切に住民ニーズに即した活用を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、とりわけご指摘の学校トイレ洋式化、こちらにつきましては、公共施設の総合管理計画で位置づけられた施設の一部というふうにも認識してございますので、いろんな事業がございまして、全体計画の中でしっかりと優先順位をつけていきたいというふうに考えてございます。

教育委員会で、より有利な補助金、交付金の取り方というのを模索しながら要は行っておりますので、当然、有利な補助金を取ればそちらを活用して、極力これは貴重な虎の子として置いておきながら、そしてもし仮に交付金が取れない、全く補助金が見つからないというようなことがありましたら、議員ご指摘のとおり、当然公共施設整備基金に続く貴重な公共施設を維持修繕できる財源やというふうにも認識してございます。しっかりと検討の上、有効に活用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今、明松理事の答弁の中で教育委員会の言及がございましたので、例えば今年度、中央小のトイレの西校舎の29基改修を予定しております。これは今、町にとって最もふさわしいという意味で、各議員のご支援を得まして29年度の国の補正で学校施設環境改善交付金というのがついております。これは、3分の1のご存じのとおり補助金がついて、残りの3分の2についても補正予算債という100%起債ができて、後年度100%交付税で算入される、要は返ってくるということなので、そういう意味では満額に近い、これは交付金の場合は理論上の計算がございましたけれども、そういった意味では、ふるさとの基金を減らすことなく、知恵の絞り方とか考え方によってはこういった有利な補助のとり方等もございまして、このあたりのバランスは企画部と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）考えていただくということやっただけなんですけれども、トイレの洋式化については住民の方のニーズがかなりあると思いますし、エアコン整備をかなり急いでやったことを考えても、トイレ整備についても同じようなスピード感を持ってやっていくべきやし、そのほうがバランスがとれることやと思います。また、災害が起きた場合でも年寄りの方々は絶対洋式化のトイレのほうが使いやすいこともあるので、ぜひ、優先順位が今どの辺にあるのかわからないですけども、一番上のほうに持って行っていただきたいと思います。

それと、この基金の使い道のもう一つの提案なんですけれども、各自治会に置かれている老人憩の家の耐震評価が今始まっています。耐震評価を全部一気にやっちゃって悪いところから整備していくというような考え方もあると思うんですけども、その評価をすることにこの基金を使えますか、使えませんか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）結論といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、条例改正して協働の枠をとっておりますので使えるというのが結論でございます。ただ、こちらの件につきましても健康福祉部としっかりと今後の計画というんでしょうか、過去においても議員各位から老人憩の家に対する今後の取り扱い、方向性というのはさまざまなご意見をいただいております。それはもうしっかりと認識した上で、今後、先ほどの教育委員会の貝口次長からの答弁と同じような内容になるんですが、まずは有利な財源、それを要は念頭に置きながら、いざというときにはしっかりとくまとりふるさと応援基金が発動できるように全庁的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。5億円今積み立てられているということですので、もちろん補助金等を活用していただくのが前提なんですけれども、ニーズの高いところ、また必要と思われるようなところには思い切って使って行っていただきたいなと思って、この質問をさせていただきました。よろしくをお願いします。

では、次に大きい2番目の質問に移らせていただきます。

環境センター付近の土砂崩れについて質問させていただきます。

ことしに入って、3月9日、5月14日に環境センター付近で土砂崩れが発生いたしました。このどちらについても環境センターの運転が停止する事態に陥っています。そのことに関して質問させていただきます。

1つ目、3月に土砂崩れが発生しましたが、5月の土砂崩れについて防ぐことはできなかったのか、対応がおくれていたのではないかということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の環境センター付近の土砂崩れについての1点目、3月に土砂崩れが発生したが、5月の土砂崩れについては防ぐことができなかったのか、対応がおくれていたのではないかについてご答弁申し上げます。

まず、経過をご説明申し上げます。3月9日の午後2時ごろに土砂崩れが発生し、直ちに現場を確認し道路を通行どめにする一方、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び岸和田市貝塚市清掃施設組合と翌日以降のごみの対応について協議を行いました。その後、復旧について、全国的に展開しているコンサルタント業者とも協議を行い、安全で早期に開放できるよう大型土のう工法を採用し、3月13日に仮復旧工事を発注、3月23日に工事が完了し、通行どめを解除して環境センターへのごみの搬入を開始いたしました。その後も法面の状況を定期的に確認しておりましたが、大きな変化はありませんでした。

また、2度目の土砂崩れが発生した5月14日の午後4時ごろにも確認を行い、目視では湧水もなく、土砂も崩れていない安定した状態でしたが、午後9時ごろに2度目の土砂崩れが発生したものでございます。

3月の発生時点での仮復旧工事では、安全で早期に交通開放を行うことを前提に、土砂の撤去及び土砂が崩れた箇所の上部分が崩落してもせきとめられる土砂だめを兼ねた大型土のう工による法面保護を採用し実施したもので、応急工事では全国的に採用されている工法であり、現在も適切な対応であったと考えております。また、この時点で6月議会にて設計委託業務費の補正予算を行い、その後、本復旧工事を実施する予定としておりました。しかし、5月の土砂崩れでは想定以上の土砂の崩落があり、道路まで土砂がこぼれ出したことから、通行どめとなったものでございます。

本復旧工事に向けての設計業務費の補正予算につきましては、本6月議会にて上程させていただいており、本復旧工事につきましても国からの交付金を活用し、早期に実施したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、2カ月間大型土のうだけでもつと考えていたということですか、想定以上というご答弁がありましたけれども。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）一応、大型土のうでございますけれども、耐候性土のうという非常に強度の強い土のうと聞いてございますので、その予定でございました。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）想定以上の土砂が崩れてきたということやったんですけれども、山間部とかの道路でよく見られるような、H鋼を立ててその間に板を挟んでいく横矢板を、応急処置では大型土のうやったとしても、その後すぐに横矢板に切りかえるというようなお考えはなかったんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）当然、本復旧工事になりますとそういったしっかりしたものということも想定できるんですけど、まずは第一に早く交通を開放したいというのが前提でございましたので、全国的にも大型土のうを使っている箇所も多々ございましたので、その時点ではこういった大型土のうということで考えて実施したものでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）仮復旧の時点では大型土のうというようなものも、早く復旧したんでよかったかなと思うんですけども、実際、3月に起こって5月にも土砂崩れになって、道路に土砂が流れ出して通行どめになってしまったということを見ると、結局大型土のうじゃ間に合っていなかったということですよ。だから、その間までに本当にこれでいけるのか、もう少し強い、土のうではない方法を検討するとか、要は雨の多い時期になってくるので、6月の補正予算を立ててもすぐというわけにはいかないと思うので、それまでに土のうよりも強い仮の土どめをするというようなお考えはなかったんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、先ほど申し上げた想定以上の土砂が来たということでございますけれども、当然、我々も崩れて後の状況とか、その時点で見た詳しい調査というのは実施できていない状況でございましたので、近くに寄って目視の状態での判断になったかと思えます。その時点では一定、今回の崩れた状況と申しますのが、まず土質で申しますと、砂質系と申しまして砂がまじった土砂に木の根が張りついているわけなんですけれど、その下に粘性土と申しまして一定粘土質のかたい土質があって、そのすき間に降った雨が浸透して、その上の砂質土の部分が崩落したんではないかというところで考えてございまして、最初に崩れた段階では、当然これ以上来るだろうと想定してしっかりした土どめ、長い期間、例えば2カ月、3カ月とめて、そういった議員提案のH型鋼板を組んだ仮設をしようということは、まず第一に早期の交通開放と最初に申し上げましたけれども、そのことがまず念頭にございましたので、まずは早期に開放するために現在の工法を実施したというところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番(坂上昌史君)わかりましたけれども、この質問をしたきっかけも、議会報告会とかそのほかで僕と同じような世代の人からも、また土砂崩れしたのというところから始まっています。要は2カ月の間に2回起こった。1回目は最悪仕方ないにしても、そこから早く復旧して、その間に次、起こらないようにしなければならなかったのに起こってしまったというところに住民の方々は疑問を抱いているわけですよ。今もまだ土のうで対応されているんですよ。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君)現在、5月に発生した工事では、今、町道永楽線を挟んで池がございます。その池の中に迂回路を築造して、そちらを迂回して通るような仮設の進入路の築造を行っております。それにあわせて、3月に崩落した部分の土砂に大型土のうを積んでいるんですけれども、その部分にも同じように大型土のうを築造して、山腹からある程度の今以上の土砂がこぼれ落ちてきてもその土のうで防げるような、せきとめられるようなポケット部分を現道部分につくってございますので、今、池のほうに築造した道路を近々に開通予定でございますけれども、そちらをずっと迂回していただくという現在、工事を進めてございます。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)迂回路をつくるということで多少は前よりもつのかなと思うんですけれども、もう梅雨に入っていますし、近年では想定以上の集中豪雨というのも多く発生していますので、ぜひこれ以上、土砂崩れが起こらないように対応をしていただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君)ちょっと補足させていただきます。

まず、土砂崩れが発生しまして大型土のうで対応させていただいてございます。それが3月の時点。5月の時点で予想以上の土砂の崩落があって、その土のうを超えて崩落している、道路側にこぼれ出していると。その土のうの高さというのは5メートルまで積んでございます。その中には約51立米の土砂がたまるような土砂だめも設定してございます。今、議員はH鋼の横矢板工法というのを多分提案されていると思っているんですけれども、H鋼を打ち込むに当たっては、そこで土質調査をやって、ちゃんとした設計委託を発注せなでけん工法ということで、早急にそれが工法として採用できるのかというのは、あそこについては岩盤でもございますし、なかなかH鋼を自立させて、それだけの土砂を持ちこたえるというような工法をとっていくというのは、委託をきっちり出した中で検討も必要です。それをするだけで2、3カ月が必要になってこようかなと今も考えてございます。

ですから、その時点では一旦大型土のうで対応させていただきまして、6月議会で補正予算をとらせていただいて早急に委託を発注し、本復旧工事をしたいと考えておりましたが、今も理事から申しましたように、もともと上のほうの土砂が一定、安定角といまして45度の角度で滑って落ちてくるであろうということで想定して、約50立米の土を下で持ちこたえるであろうというような土のうでやっておりましたが、それが想定以上に45度ぐらい、上のほう、ここから下が滑っております。上の土砂がこういうふうな形であったところを45度でこの土砂が落ちてても下で受けこたえるということで計算はやっていたんですけれども、ところが今言うた粘性土のシルト層というのが、粘土の中に細かい砂がまじっている層なんですけれども、その層がここからまだまだ緩い角度で上がっていて、ここが全てどんと来たということで、想定以上に土砂が来てございます。多分150立米ぐらいの土砂が落ちてきたと。下のほうも、一旦滑っているところですから、ここに盛っている分もありまして、一定こぼれたのが多分、20立米ぐらいの土が道のほうに出ました。

5月の緊急としまして、その土砂はすぐに撤去できるぐらいの土砂でございましたが、まだ上から落ちる可能性もございますので、今回、仮設道路ということで池側につくらせていただいたものでございます。

今後、土砂が落ちないようにということでご意見いただいているんですけれども、土質調査をしっかりしない限り、どの層でどのような滑り方をしているかというのはなかなか難しいところがご

ざいます。私の見たところでは、今、現場は来週には開放できますので現場を見ていただいたらわかると思うんですけども、ネズミ色っぽい土がずっと出てございます。それが今ご説明させていただいた粘土層でございます。その層のところに水が入りまして、上の土が飽和状態になって摩擦力がなくなったということで滑り落ちたと考えていますので、大体その層が上のほう、道路から20メートルぐらい奥のほうでその層が出てきておりますけれども、まだ土砂が崩れるか崩れないかというところには難しい判断があろうかなと思いますし、横のほうも切り立った状態になっておりますので、それらの土砂が落ちてきても、今度は道路側でもポケットをつくりまして、道路側でも2メートルの土のうを積んでございますので、仮設道路側には落ちてこないというように考えてございます。

一旦このままで日々現場の確認をさせていただきますし、週明けには台風も近づくということを知ってございますので、その辺のパトロール等につきましては私どもで日々やらせていただいて、何か危険な状態になれば再度通行止めということもあろうかと思っておりますけれども、早急に6月議会で補正予算を今、計上させていただいておりますので、それをもちまして発注させていただきまして、どういう工法が一番いいのかというところを確認し、できる限り交付金を活用した本復旧工事をしたいと考えてございますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ、不便のかからないように対応をよろしくお願いします。

次、2番目の永楽ダム広場横の斜面の木が多く伐採されているのが見られます。このまま放置したらこの場所でも土砂崩れが起こるのではないかなと心配しているんですけども、大丈夫なのかというところで対策はするのか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）次に、2点目の永楽ダム広場横の斜面の木が多く伐採されているが、放置すれば土砂崩れが発生するのではないかと、対策はするのかについてご答弁申し上げます。

永楽ダム広場横の斜面の樹木の伐採につきましては、隣接する町道永楽線に対する枯れ木や道路に出ている木による倒木や倒伏など、危険被害を未然に防止するため、大阪府が森林環境税事業の一環として平成29年1月から3月にかけて実施した事業でございます。

ご質問のこの場所でも土砂崩れが発生するのではないかとにつきましては、実施しました大阪府に確認したところ、本町のような広葉樹の場合は、大木などの株を残して伐採することにより、木々は今後も成長し、これまでと同様、根で土を押さえており、安全性についてはこれまでと変わらないと確認してございます。また、太陽光が地面に届くことにより、本来の森林の生態系が保たれ、山林保全には重要な作業であるとも聞いております。

なお、本町といたしましては、倒木等による危険被害の未然防止及び森林保全の目的による伐採ではございますが、緑が少ない状態となっておりますので、今後、山桜などの苗木の植栽を行ってまいりたいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）要は、あの木を切っても1メートルぐらい残しているからその木は死んでいないというところで、あそこが、その木が腐って土砂崩れがそのまま起こらないということですよ。それはそうなんですけれども、あそこはもうあのペースで、永楽ダムの周りの斜面はずんずん切って間伐していくんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）先ほど申しました大阪府の事業としては、平成29年度で一旦終了となっております。ただ、それ以外の部分でも当然我々パトロールを続けていって、道路に出ている木とか倒れかけた木とか見つければ、その時点で必要な対応をとっていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。木が倒れてきても道が塞がって危ないですから、その辺のバランスもあるんでしょうけれども、今、土砂崩れが近々で2回起こったこともありますので、住民の方も大変、そんなに木を切って大丈夫かということも心配しておられます。対策をよろしく願いいたします。

次に、3番目、短期間で2回、土砂崩れによる環境センターの運転停止やったんですけれども、この9市4町で締結している一般廃棄物処理に係る相互支援基本協定以外に対策を考える必要があるのではないかとこのところのご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、最後の質問となります9市4町で締結している協定以外の対策についてご答弁いたします。

一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書につきましては、協定団体の一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより、災害発生時や施設事故等に対し、より広域的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的として、平成25年3月22日に堺市以南の9市4町と4一部事務組合間で締結されました。

議員ご指摘の環境センター停止に際しましても、同協定書に基づき近隣施設に支援依頼を行ったところ、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合の3組合において災害発生翌日より受け入れていただくとともに、収集業者やごみ処理業者の全面的な協力のもと、可燃ごみや資源ごみの定期収集については1日も途切れることなく収集することができました。また、同協定書締結以前より、ごみ処理施設間では災害等の緊急事態発生時には相互に支援してきた経緯があり、本町においても過去には岸和田市貝塚市清掃施設組合や岬町、和歌山県の現在の紀の川市、当時の粉河町からごみを受け入れた実績があり、お互いに助け合う風潮が確立しているところであります。

こうした中、本協定書では、さらに大きな災害でより広範囲な支援調整を必要とするときは、大阪府に対して支援調整を依頼することができることも定めております。環境センターの運転停止のみではなく近隣の施設も停止するような事態に対しては、広範囲な視点に立った対策が肝要となってきますので、この協定をもとに大阪府や府下市町村と連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

以上で、9市4町による協定以外の対策についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ということで、それ以外に考えていないということですよ。それで十分であるということなんですけれども、2カ月の間に2回土砂崩れが起こって、何でこの土砂崩れがそんな問題かといったら、そこに環境センターがあったから、ここの道路は非常に重要な道路やから土砂崩れで困っているんですよ、住民の方々は。そういう視点から考えると、運び込む場所を変えたらどうなのということですよ。今、田尻町、泉佐野市の組合とそういう広域のごみ処理の話合いがスタートしたところなんですけれども、すぐそんな施設もできへんしということで、その話が完了するまでの間、暫定的に運び込む場所を変えたらどうかという考えはございませんか。要は、あそこが土砂崩れが起こるたびに運び込めなくなるということは非常に不安定なところやということで、運び込む場所を変えたらどうかという考えはございませんか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ごみと申しますのは市町村の責任で処理をするということになっておりまして、そこのごみについてはその市町村で処理をするというのが基本のルールになっております。今回の場合のように災害であるとか事故等によってそれができないという場合につきましては協力を依頼するというごさいますので、一部事務組合で入るとか事務委託という形で正式な形で依頼するというのは、またその責任を持って処理する一つの方法になろうかと思っておりますけれども、今緊急でお願いしているよそのところへ運び込むこと、それは必要最小限で、修理できるも

のは修理する、災害復旧できるものについてはできる限り早期に災害復旧をして、それぞれのところで責任を持って処理するというのが基本でございますので、そういう延長した形での依頼というのは、基本的にはできないというものでございます。

熊取町環境センター以外のところで処理をするということになれば、どこかの一部事務組合に入るとか事務委託というような形で正式に交わすというようなことでないと、できないというものでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）市町村で責任持って処理するということはわかっているんですけども、近々でこれだけ土砂崩れが起こって一々停止していたんであれば不安定なんで、住民の方ももちろん困るので、災害協定を短期間で2回も使ってほかの組合で処理していただいているということを考えると、もう一つぐらい方法を考えるべきなんじゃないかなと思うんです。近畿であれば滋賀県高島市とか奈良県斑鳩町とかが民間委託して一般ごみの廃棄処分しているんですけども、民間委託というところは考えられないですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ごみの処理につきましては、やはり収集から運搬、処理という一連の3つの処理が必要になってきますので、やはり熊取町の近くのところでない、特に可燃ごみなんかは毎日の定期収集というのもございます。そういった立地条件なんかもある必要がございます。そういった意味で考えますと、この近隣にはそういった民間の施設は和泉市まで行かないとないという状況でございますので、そういうことであれば、泉佐野市であるとか貝塚市にあるところのほうがまだ可能性としてはあるのかなと考えられます。民間につきましては、一番近いところで和泉市ということを考えますと、ちょっと現実的ではないのかなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。考えはないようですのでこれ以上言っても変わらないのかなと思いますけれども、これだけ短期間の中で土砂崩れによって環境センターが停止したことは非常に重大な問題だと考えています。協定を結んでいるからこのときは受け入れてくれましたけれども、今、梅雨ですし、これから台風もいっぱい来るし、想定以上の集中豪雨が来たりもするので、山間部にある熊取の環境センターというのはいつ土砂崩れが起こるかもわからないような場所であるというのが今回この2カ月の間でわかったわけです。なので、もっと安定的にごみの回収サービスを提供できるようにもう一つ何か対策を考えていただきたいなというところで、そういうことを提案して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（「11時45分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、議長よりお許しがありましたので、悲劇を繰り返さないために、子どもの安全を守る手だてを改めて確認し、対策の強化につながればよいと考え、児童・生徒の安全確保について質問させていただきます。

過日、新潟市内の女子児童が殺害され、線路に遺棄されるという痛ましい事件が起きてございます。児童は、下校途中に一人きりになったところを連れ去られた可能性が指摘をされてございます。熊取町は、平成30年度の熊取町教育方針、児童・生徒の安全確保で、子どもを守る大人のスクラムづくりを推進し、通学路への防犯カメラの設置、スクールガードリーダーの配置、安全パトロール隊による見守りパトロール、子ども見まもり隊による活動、こども110番の家活動、ICタグを利用した登下校管理システム、全小・中学校における一斉メール配信等、子どもを守るための対策を

幾重にもしてございます。

1つ目の質問として、事件発生後に危険箇所の再点検、情報の共有、各種安全対策の総点検などを行っているのか、まずは質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、児童生徒の安全確保についてのご質問の1点目、事件発生後の危険箇所の再点検、情報の共有、各種安全対策の総点検について答弁申し上げます。

5月7日、新潟県において痛ましい事件が発生したところでございますが、本町におきましては、平成15年5月20日に発生しました当時北小学校4年生の女子児童の行方不明事案から15年が経過するという状況を踏まえ、改めて地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを目指しており、その取り組みについて、広報5月号の第1面の特集記事で幅広く周知に努めたところでございます。具体的な取り組みといたしまして、近いところでは5月8日に北小学校校区において泉佐野警察の協力のもと、子ども見まもり隊を初めスクールガードリーダー、安全パトロール隊、レディース防犯会及びわんだふるくらぶの方々による子ども安全デーの合同パトロールを実施したこと、さらに5月20日には、泉佐野警察生活安全課の方を講師としてお招きし、「まちぐるみで子どもたちを守るために」と題して子ども見守り研修会を開催し、新潟県における事件を踏まえ、犯罪が発生しやすい場所の抽出へのプロセスや見守り活動における注意点などを教示いただくとともに、ご参加いただいた皆様からの情報の共有を図りつつ、子ども見まもり隊への参加を改めてお願いしたところでございます。

とりわけ安全点検に関しまして、平成18年度に地域の関係者の方との協働により作成し、3度の更新を実施してきております各小学校区の安全マップにつきまして、今年度の更新を予定しているところであり、防犯カメラの設置場所やただいま申し上げました子ども見守り研修会の内容を踏まえた危険箇所の再確認など、最新の情報を反映させたマップとして作成し、見守り活動を初め学校における安全教育などに活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

このほかにも、8月25日土曜日に予定しております安全なまちづくり大会など、さまざまな機会を通じて地域の皆様と連携しながら、まちぐるみで児童・生徒の安全確保に取り組んでまいりたい存存ですので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。いろんな形でやっていますよというような答弁だったと思うんですが、熊取町教育委員会の平成30年度の教育指針の中に、児童・生徒の安全確保というふうな中でいろんなことが書かれてございます。15年前にはあつてはならないような事件がありましたので、熊取町は、そういうふうな児童を守るための施策というのは幾重にもやっておるのかなというふうな認識はいたしております。

その中で、先ほどいろんな形で安全マップをつくって、それを小学校、中学校で活用しやすいように考えておるといふような話が出ておりました。例えば安全パトロール隊による見守りパトロールであるとか子ども見まもり隊による活動、さらにはこども110番の家というふうなそういった活動もされておるんですが、これを読んでみると、子どもを守る大人のスクラムというふうな形で大人同士のスクラムというのはまああま組まれているのかなというふうな認識は持つんですが、子どもと大人のスクラムというふうなところでは、少し情報が共有されていなかったりであるとかフェイス・ツー・フェイスの活動がされていないのかなというふうなことも思ったりするんですけれども、その辺についてはどういった形でこれから展開をしていくのか。

きのうも公明党の渡辺議員から安全マップづくりですか、ここに子どもを入れる必要性もあるんじゃないのかというふうなこともありましたが、私は全くそのとおりにかなというふうな認識をしておるんです。この辺についてはどういうふうな考えておられるのか、もう少し質問したいなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）きのうのご答弁の中でも一定申し上げた部分でありますけれども、特にマップの更新に関しまして、昨日の一般質問の中でも、子どもにもう少しそこにかかわってもらって、子ども自身の危機に対する能力といいますか、高めるのが必要じゃないかというご意見、これは確かに大事な視点だと十分認識しております。

ただ、今年度我々これまで地域協議会の皆様等と協議しながら考えておったのは、子ども見まもり隊の研修を兼ねて、いわゆる子どもの視点ももちろん大事ではありながら、議員の質問の中で大人スクラムという点の言及がありました。そういう意味で、見守る大人の方たちの機運といいますか、より一層緊密に連携し合うという、そちらのほうに現在までは考え方を持って考えてきたところなんですけれども、今回のご質問も踏まえて、いろいろ子どもがもう少しかわることも非常に大事だという点は十分申し上げたとおり認識した上で、今後、改めてまた地域協議会の方々とも再度進めていくに当たっては、この点について改めて議員の皆様にもご認識いただいて、どういう形で子どもにかかわってもらえるのかというのは、これは具体的に今の時点で何かすぐにこういう形でということは今予定している分はございませんけれども、何かそういう形で子どもにかかわってもらえる分というのは、ちょっと検討して具体化してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）ここにいる議員14名が大体自分の住んでいる地域で朝、子どもの見守り活動をされたりとかされている方がほとんどだと思います。私自身も子どもが小学校6年と2年生ですから、毎日とはいきませんが、小学校まで一緒に歩いていたりとかはしてございます。その中で非常に気になるのが、子ども見まもり隊の皆さんが立っておられるのが当たり前、いろんなパトロールで自分たちが守られているというのが当たり前というふうなことを感じないこともないこともないんです。逆に言うたら、子どもたちがこども110番の家、自分の通学路の中でどの家が110番の家であるのかというふうなことを知っているのかなというふうなことも気にかかるところがあるんです。その辺の情報の共有というのを聞きたいというふうな形でおりましたので、その辺はうまいぐあいに学校で子どもたちに教えている、落とし込みをやっているというふうなことはされておられるんですか。その辺はちょっと聞いてみたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、1点、こども110番の家はどこにあるのかというふうなことにに関して、当然子どもたちは、110番の家の旗はどのような旗であるかということはわかっていると思うので、その旗を掲げていただいているところに関しては、何かあったら逃げましょうよというときは避難訓練等の折にもちゃんと話をさせていただいております。ただ、今、矢野議員おっしゃいました顔の見える関係づくりであるとか、子どもが常に安全かな、大丈夫かなと思いながら登校するんじゃないなくて、子ども自身が安心して本来は登校できる環境づくりというのはつくっていかなければならないのかなと。そういった中で、今、議員の皆様方や地域の皆様方が登下校のときに立っていただいて、例えばおはようという声をかけていただく、ハイタッチをしていただく、このおっちゃん、おばちゃんはいつもここへ立っていただいているということで、いわゆる地域の方々しっかりと顔を見ながら、顔を覚えながら安心して登校できる体制をつくっていただいているというのは非常にありがたいことかなと。

もう一点は、これは登下校という安全ということに的を絞っただけではなくて、例えば学校における地域の方との活動、昔遊びであるとか、地域の人に来ていただけるような活動をする中で地域の人の顔を知ること。だから、本当に地域の大人と子どもたちが顔見知りで、お互いに声をかけ合って、だめなことはだめだよ、気づけて行きなさいよというような関係づくりがやっぱり必要ではないかなというふうに思っております。そういった点で、学校におきましてもそういう活動を含めて子どもたちの啓発も進めてまいりたいというふうに思っておりますし、また、保護者に対してもそういう発信をさらに学校としてもやっていかなければならないと思っております。一方、

地域でもそういったご協力を本当にお願ひしたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）こども110番の言及がございましたのでお答えいたしますが、今回こういったご質問をいただいた中で内部でいろいろお話しさせていただきました中でも、町長からも一定、関西のどこか具体的な地域は私も忘れましたけれども、こども110番の家を子どもが実際に、下校中だと思んですが、大人の引率のもとに110番の家を改めてご挨拶がてら認識するというような取り組みについての提示がありまして、我々もそれは大事なことだなという認識のもとに、私、これはまだ具体的にはこれからになりますけれども、そういう熊取町内のこども110番の家を改めて子どもに認識してもらうために、見まもり隊の方のご協力も得ながら、帰るときにそういうおうちを確認するというようなこととかというのを一定具体化できないかなというところは、今ちょっと事務局としては一部考えている分でもございます。この辺、今後先ほど申し上げた検討の中に入れて、具体化について考えてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）野津理事がおっしゃったやつは、京都の綾部市か亀岡市のほうだったと思います。それはテレビ報道されていましてから、町長もそのテレビを見たんだろうと思いますが、やっぱりそういうふうな110番の家に住んでいるお父さんやお母さんがどういった人かというふうなことを子ども自身が知っておかないと、いざ起こったときに、不審者と出会ったときに110番の家に逃げたらいよいよというふうなことになっていても、知らない人の家に多分なかなか逃げ込むことというのはできないと思います。そういった意味では、先ほどのような顔の見えるようなために大人に引率されて挨拶がてら何うというふうなことというのは必要になってくるのかなというふうに思います。でないと今のままでは、110番の家が熊取町の中で何カ所あるのかわかりませんが、それに手を挙げてもうときには一生懸命になって、それから継続ずっとやっている中で形骸化しているんじゃないのかなというふうな思いもあったんで、その辺やはり顔の見えるような、そういうふうな対応というのはしっかりしていただきたいです。そういったことができて幾重にも安全についてのセーフティネットができるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、パトロール隊に入っています。いろんな形で回っている中で、やはり警察のOBの方が回っておりますから危険箇所というのは安全マップ等にも反映していますね。スクールガードの皆さんも、今、小学校区で1名ですよ。いろんなところで立ってくださっているような姿をよく見ます。こういった努力をされている皆さんについて、子どもたちがやはりいろんな形で感謝をあらわすようなそういった場というのは、いろいろ学校、学校によって違うんでしょうが、以前、北小では、卒業式か何かのときに見まもり隊の皆さんを呼ばれたりとかかれて、お礼をされておったというようなことも記憶にあります。そういったことというのは、全く今現在はやっていないんですか。その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それにつきましては、学校、学校で現在も実施させていただいております。また、西小なんかでありましたらたご揚げにガードリーダーを招待して一緒にするのであるとか、あるいは田植えの作業等に関しては、中央小学校でするのであるとか、あるいは感謝状をお送りするのであるとかということは、実際にはさせていただいているという状況がございます。

今おっしゃってくださるように、日ごろ子どものために頑張ってもらっている方々なので、やっぱり子どものほうからそういうお言葉をかけられると、またもう一つ頑張ろうかなと思ってくれるということもあろうかと思っておりますので、その辺は継続して取り組んでいけたらなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

それから、通学路への防犯カメラ、坂上議員がよく質問等されておりますが、どれぐらいの件数がある、しっかりと作動はしているんですか。その辺のチェックというのはされていますか。あと、増設するような予定というのはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防犯カメラにつきましては、平成28年、29年、この2カ年で特に精力的に設置させていただいたところでございます。約50台足らずがこの2年間に設置させていただいた。正常に作動しているかという点でございますが、改めて確認はしていませんが、まだ1年、2年しかたっていないので、それはされているだろうというふうに考えておりますし、警察からの照会も今年度に入ってかなりの件数が上がってきております。これは防犯カメラをつけた効果、要は捜査支援をしっかりと熊取町は防犯カメラでやっているというのが数字であらわれているのかなというふうには考えております。

今後の設置の考え方ですけれども、この2年間でかなりの件数の台数を設置したということで、少し当分の間検証させていただきたいというのが基本的なスタンスでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）2年間で50台を設置したというふうなことです。しっかりと作動しているかというのは、つけて1、2年だから大丈夫であろうというような観測に立っておられるみたいですね。せっかく50台防犯カメラを設置しておるのであれば、これも議会報告等で区長経験者や区長から言われることなんです。一目見てここに防犯カメラがあるというふうなわかるような、そういうような立て札をつけるとか、いろんなことをやったほうがいいんじゃないのかというふうな声も聞いたりするんですが、その辺についてはどのように考えておられるんですか。

防犯カメラが50台あるというのは、我々はわかります。一般の町民や町外から来られた人たちに、あっ、ここに防犯カメラがあるんだなというふうなわかるような、そういった施策というのは考えておられませんか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）基本的には、一台一台のカメラには防犯カメラ作動中という札をつけているところでございます。防犯カメラの設置箇所につきましては、ホームページでしっかりと位置図を掲載させていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）新潟市内の5月7日に起こった痛ましい事件は、例えば誘拐しようと思って熊取町のホームページを見て防犯カメラあるのかなのかというふうな確認、そういったことをしようと思っような人間はするかもしれませんが、突発的に他市町村から来られたときに、そういうふうな事件を起こそうというふうな人間たちにとってさらに抑止になるような、一粒で2つぐらいおいしいというふうなそういったこともわからすことが抑止力の発揮にもなるのかなというふうに思ったりするんですが、その辺についてお尋ねをさせてもらっているわけで、その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）他市町村から熊取町に来られ、何かの犯罪をと一方に対する抑止ということによろしいでしょうか。

一つには当然、カメラの配置図をどこかに掲示するとか、そういったことも必要でしょうし、安全・安心なまちであるということもPRしていくことも大事かなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。もう聞きません。

警察庁によると、2007年から犯罪の統計をとっていると、2016年、10年後には大体1万7,000ぐらいで半減ぐらいしているというふうなことで、それは熊取町と同じような施策を各市町村がやっているんで減ってきておるといふような形だと思えますが、ただ、13歳未満の今回新潟のほうで起こったような事例、吉川友梨ちゃんのような事例、連れ去りとかというふうなやつは、数はほぼ横ばいやというふうなデータも出ておりました。その中でしっかりと守っていくためには、子どもたちの教育というふうなことも必要になってくるんだと思えますが、そのために学校では危機管理マニュアル等を作成しておるといふんです。これは、法律にのっとってつくらなあかんというふうな義務になっているわけですよ。熊取町の30年度の教育指針の中には30年3月に改訂したというふうなことも書かれておりましたが、どういった形で改訂をされているのか、その辺教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、矢野議員の児童生徒の安全確保についてのうち、学校の危機管理マニュアルにおける不審者の侵入等への対応についてのご質問にお答えいたします。

危機管理の原則は、起こり得るであろう事態を最悪の状態想定し、被害を最小限に食い止めるためのシステムや方策を準備しておき、組織の適切な維持を図ることにあります。各校では、毎年危機管理マニュアルを見直し、必要に応じて更新しております。熊取町におきましても学校における危機管理マニュアルの見直しを行っており、直近では平成30年3月に改訂いたしました。

改訂した学校における危機管理マニュアルでは、不審者侵入等への対応については日ごろから留意すべき事項、具体的な対応ポイントについて記述しており、それを受けて各校では不審者侵入を想定した避難訓練を実施しているところです。また学校によっては、不審者侵入を想定し、スクールガード・リーダーを講師とした教職員対象の研修を実施するなど、各校において危機管理意識を高める取り組みを行っているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） きょうが6月8日で、大阪教育大の附属池田小学校で児童殺傷事件というのが2001年のきょうに起こっているわけですね。不審者が包丁を持って小学校に入って1、2年生の子どもを8人殺して、教職の人の2名も含めて13名の負傷者を出したというような大きな事件がありました。それからちょうど17年たっているというふうな状況になっているんですが、その中で、熊取町は以前、学校受付員とかも、これは大阪府の施策ですかね、校門に受付員がおられてというふうな形でやってきましたが、平成23年か24年になくなりました。それにかわるような形でICタグとかが導入されたというふうな形になっていますが、不審者と言われる人たちが小学校、中学校に来るときに、カメラを押して中に入るといふようなことよりも、もうそのまま扉から入ったりとかするような可能性のほうが強いと僕は思うんです。それについての対応ですよ。危機管理マニュアルをちょっと調べて見つけられなかったんですが、いろんな形で声をかけたりとかするということも書かれておられると思うんですが、その辺についてはどういうふうなマニュアルになっているんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 一部を紹介いたしますと、例えば日ごろから教職員が留意すべき事項ということで、当然ながら出入り口の施錠でありますとか、あるいは学校敷地内、校舎内外の巡回等をしっかり行っていきましょうでありますとか、日ごろから地域の方々に協力を得られる体制をつくっておきましょう等々、日ごろから留意すべき時点、事項、それからあと具体的な対応ポイントの中で、本町のマニュアルは想定事案というのをつくらせていただいて、それに基づいてどうしようかということを書かせていただいています。その想定事案が、授業中に不審な人物が校内に入り込み、児童・生徒に危害を加えそうになるとともに器物を破損しているという事態が起

こったときに、例えば非常時の対応としてどうしていくのか、各学校には危機管理リーダーというものをつくっておりますので、それがどうまず対応していくのか、それからあと、教職員全体がどう動くのか、安全確保後どういうふうに動くのかといったようなことを想定事例をもとに書かせていただいていると。

ただ、議員おっしゃいましたように、不審者というのは正門から入ってくることはありません。従来、受付員が正門におったという状況で、学校の状態を見ていただいたら当然、門であるとか塀を乗り越えて幾らでも入ってくる可能性はあります。

ですから、我々は入ってきてからどう対応するかということも考えておかなければならないんですが、じゃ、そういった人がうろうろしているときに、やっぱり誰か地域の方々も含めて気をつけていただけるような体制づくり、先日も佐古議員からこういった方がいらっしゃるというような情報もいただいて、すぐに学校に連絡し対応させていただき、警察の協力も得たというふうな状況が実際にごさいました。ですから、このようにやっぱり地域全体で子どもを守るんだといったような意識を高めていながら、侵入してしまったらどうするかということもですけど、やっぱり侵入させないために地域でどうしていこうかと、これは非常に難しい課題、問題であるかもしれませんが、それを常に我々が考えておく必要はあるのかなというふうに思っています。

またそういった点でよいお知恵とかを拝借できれば本当にありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） それじゃ、不審者が学校の中に侵入しました、対応しないといけませんというふうな形になれば、担任の先生方は授業を行っておられるから担任の先生方は対応というのはなかなか厳しいんでしょうが、管理職になるんでしょう、その対応はね。それは具体的にどの先生がされることになるんですか、教頭先生がされる、校長先生がされるんですか。そのさっき言った防犯リーダーの先生がされるんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 当然ながら、全体を指揮監督するのは学校長の役割になっています。ただ、その中で例えば生徒指導であれば生徒指導主事といったような危機管理リーダーが全体の統括をすると。例えば侵入者がいた場合には、学校によったらピンポンパンポンというチャイムを連打したら何か事案が起きましたというふうな情報であったりとか、小学校であればインターホンがついておるんです。だから、インターホンで職員室にまず連絡をする。110番をする。状況を確認して全体にこういうふうな動きをしようというふうなことを連絡するといったようなことをとるということになっておりますので、そのあたり、当然ながら第一発見者が誰になるかによっても動きが変わってくると思います。だからこそ、日ごろからこういった場合にはどうしていこうかというふうなことに取り組むことが必要であります。

また、先ほど言ったスクールガードリーダーが例えば侵入した犯人となって、これは、皆さん警察官のOBが5名来ていただいているので、犯人になって入ってきていただき、その場合にはどういうふうな状況で対応するかという訓練も実施させていただいていると。もう一点は、本町では5人のスクールガードリーダーついています、国基準は5校に1人なんです。5校に1人というのが国のガードリーダー配置の基準です。しかし、本町の場合は5校あって5名配置していただいているというふうなことで、やっぱりそれを有効に活用していきたいというふうに思っている状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

スクールガードリーダーの話が出たんで、私は登下校のときに主に活動されてくれているのがスクールガードリーダーというふうな認識を持っているんですが、子どもたちが授業を受けているときもいろいろ見守りをしているというふうなことではないですよ。その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）主には登下校のときに配置させていただいている、これも府のほうから配置をさせていただいているというふうな状況ですので、当然、勤務していただく時間にもどうしても制約が出てくるというのが状況でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

それから、学校では防犯教室、不審者対応の避難訓練等をされておるといふようなことなんです、これは年に1回、どれぐらいの頻度でされているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本、年に2から3回です。ただ、不審者対応の場合もあれば火災の場合ということ想定する場合、それからあと地震が起こった場合、ですから、さまざまな被害が起こった場合に子どもが安全に避難する。ただ、どの場合も共通するのは、子ども自身が訓練だからといって危機感を持たなくてだらだらと動くのではなくて、やっぱりこういった事態があったときにはみんな協力してこないして動くんだよねということ、これはもう共通して子どもたちに理解させたいことですので、想定の内容は若干違うものの、同じ意識で取り組みをさせていただいているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

もう一つなんです、きのう、それからきょうの朝にかけていろいろと情報等をいただきました。これもやはり危機管理マニュアル等で動いておるといふような、そんな感じでいいんですか。迅速に動いておりましたが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）いろんな状況、状態が起こった場合には、当然、学校は学校としての危機管理のマニュアルがあり、そういったさまざまな事態が起こったときにどう動くかというものもあります。ただ、当然ながら状況によっては我々教育委員会も一緒に入らせていただいて、やはり状況状況に応じてどう対応するのがいいのかということ、我々は学校を指導する立場にありますので、学校と協力して動いていくと。動いていく場合には、どこを目標に動いていくのかということをしっかり見据えて計画立てて動く。全体で協力して組織的に動くことが大事なので、おっしゃってくださるように、日ごろからどういう組織で動いていくのか、組織づくりをするのか、学校と教育委員会の関係を良好に保ちながらそういう体制づくりをしていくということが何よりも大事だと思っていますので、当然、危機管理マニュアル等に基づいて動くというふうなこと、これは大原則であろうかというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。了解しました。

こういったいろんな事案というか事件というのは、警察庁のホームページを見ていると大体2時から6時ごろ、下校の時間帯に多発しているというふうなことも書かれておりました。そうすると、登校のときは集団、下校のときは集団下校のときもあるでしょうけれども、大体学年学年で帰っていくというのが普通だろうと思っておるんですが、その中で、いろんな形で熊取町は安全に対する施策を打っております。その中で危険箇所も把握をしておりますというふうなことになっているんですが、当の子どもたちですよ。問題はそこになるのかなというふうに思ったりするんです。

子どもたち自身の備え、そしていろんなプログラムがあつたりするんでしょうが、CAPプログラムというのがいつきはやったというふうに認識しておるんですけども、こういったものは引き続きされているのか、また、危機管理教育というふうな形でこういった形で子どもたちにこういった情報を落とし込んでいけるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、CAPプログラム等の危機管理教育についての質問にお答えいたします。

CAPプログラムについては、平成16年度より小学校4年生を対象に実施しております。また、小学校5年生は岸和田少年サポートセンターの協力により、小学校6年生は泉佐野警察署の協力により、毎年、非行防止・犯罪被害防止教室を実施しています。さらに、全小・中学校において各校の実態に応じた避難訓練を年に2回以上実施し、継続的に子どもたちの危機管理教育を実施しているところでございます。

以上のように、各校とも子どもや学校の実態に応じた危機管理教育を専門家の協力を得るなどして継続的に実施しておりますので、今後とも学校の危機管理教育にご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） よくわかりました。その中で、私も親ですから、子どもたちのランドセルに防犯ブザーがついておるとかというのは認識しております。その中で、やはり電池で鳴ったりするわけですね。その電池がちゃんとバッテリーがあるのか、バッテリーが少なかったら音が鳴っても小さいというふうなことであったりするんだと思います。その辺のチェックというのは当然家庭の中でもしないといけないんでしょうが、クラスの中でそういうふうなチェックをしているというふうなことはされているんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 申しわけございません。バッテリーのチェック云々に関しては私のほうでは現在チェックができていません。当然そこも必要なポイントだと思いますので、学校に対して、この後、そのあたりのところもしっかり、家庭だけに任すのではなくて学校でも確認することの必要性ということをしっかり伝えていきたい、指導していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） できることはまだもう少しあるのかなというふうに思ったりします。これもいろいろ書いている中で、公益財団法人の全国防犯協会連合会の中では、子どもたちが防犯ブザーを持っていますけれども、すぐに対応できるようにランドセルの肩のベルトですか、そういったところにフックでつけるというふうなことも書かれているんです。そういうふうなこともさせていますか。例えば、防犯ブザーは持っているけれども手を後ろに回さないととれないというような状況じゃなくて、ここを引くというような、そういうふうなことはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 防犯ブザーをつけている場所はさまざまで、多いのがランドセルの横の部分になってきてしまうのかなというふうに思っています。ただ、当然ながら持っていてもそれがいざというときに使えないというのは非常に課題がありますので、そういったところに関しても確認することが必要かなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） その辺は徹底していただきたいなというふうに思います。バッテリーがちゃんとあるのか、電池があるのかどうかですね。自分で子どもたちがすぐとりやすいところにあるのかというふうなことは、学校の中でできる、そんな難しい範囲ではないと思います。その辺は徹底をしていただきたいと思います。

あと、2時から6時の間に多発しているというふうなデータがあるんですが、これは何も下校の途中だけではなくたりするわけですよ。子どもたちが遊びに行つてその帰り、遊んでいる途中でというふうなことにもなったりするんでしょうけれども、その中で考えると、先生方がこういうふうなことを書かれているんです。児童・生徒が日常生活全般のさまざまな危険に対して主体的に適切な判断と行動ができる能力を育成しますというふうなことが取り組み指針の中に書かれています。

これは、さっき僕が言うた登下校だけじゃなくて、遊んでいるときにもというふうなことを多分思っ
てつくってはると思うんですけども、これをしようと思うと、やはり危険箇所であるとかいろ
んなところの情報というのは子どもたちに知っておいてもらわないと対応できないと思うんです。
それについてというのがこれから大切なことになってくるのかな。ハード面ではいろんな形でいろ
んなボランティアの皆さんが協力をされてきているような状況になる中で、やっぱり子どもたち
のそういうふうな危機管理能力を育てていくのがこれからの大きなテーマになってくるんだろうと
思うんです。

この辺について、非常に難しいところもあるんですが、教育委員会としてはどういうふうに見
ておられるのか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今おっしゃった子どもが主体的に判断して行動できるかとい
うふうなところ、当然、これは子どもたちの発達段階、学年等に応じて理解の仕方であるとか対
応の仕方は変わってくるのかなというふうに基本的には思っています。そのような中で、例えば子
どもたちが主体的にここは危険であるとか自分は今どうしなければいけないとか、こんなふうにし
ていかなければいけないという判断というのは、これは何も安全という側面だけで培われるもの
ではないというふうに基本的には思っています。例えば友達との人間関係の中で何かトラブルがあっ
たときに、それをどう解決するかというのを主体的に考えるであるとか、あるいは学校の中で何か
危険な状況が起きたときにどう対応できるかであるとかということも含めて、子どもたち自身が身
につけていくものでもあるのかなと思っています。

そんな中で、例えばCAPプログラムであるとか、あるいは避難訓練であるとか、そういった危
機的な状況に対してどう対応するかということを重ねて学ぶことで、主体的に動くことを学んだこ
とどうまく重ね合わせながら子どもが危険に対しても主体的に動ける、それ以外にも主体的に動け
るというふうなことになっていくものなのかなというふうに思っています。

だから、ある意味、安全ということに対して、やはり特化した指導というのは必ず必要だと思っ
ていますがけれども、それに加えて、子どもたちのそれぞれの発達段階に応じてそういった主体的に
動く、考える力を身につけていくということも、これは学校教育の大きな役割かなと。

そんな中で考えてみると、例えば1年生の子どもたちが遊んでいるときに年上の方とか、当然発
達段階のこともあるので、保護者の方とかもどこかで注意、目を光らせていただくことも必要な
かなというふうなことも考えないではありませんけれども、そういった意味で、さまざまな機会を
捉えながら身につけていかせたい。ただ、議員おっしゃるようにすぐに簡単にいけるものではない
可能性はありますが、その辺は常に意識して取り組んでいきたい、取り組んでいっているというふ
うに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）一朝一夕でできるものではないというふうなことですよ。そのとおりだと思いま
す。だから、そういった意味ではいろんな形でいろんなプログラムを提供しながら、蓄積をしなが
らというふうなことになってくると思うんです。それが子ども自身の危機管理につながっていくん
だろうというふうに思っております。それでできるサポートというのは、我々大人はいろんな形で
ボランティアをやりながらというふうな形で、皆が皆やっていると思います。当の本人の主体とな
る子どもたちがそれに気づいていただいてというふうな形で落とし込みをするようなこともやって
いかないと、それが蓄積になっていくというふうなことになるんだろうなというふうに思ってお
りますので、こういった事件が起こったからたまたま今回私、こういうふうな質問させていただきま
したけれども、やはり言われなくとも継続的にこれからもやっていっていただきたいなというふう
に思う次第でございます。

何より、15年前に大きな事案が起こった熊取町でございますから、ああいった悲劇が二度と起こ
らないような、そういうふうな対応をやっていただきたいと思っておりますので、その辺は間違

うことなく、しっかりと前に進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

私からは以上になりますが、これからも、子どもたちの安全確保については重々認識を持って対応していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

12番（河合弘樹君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

午前中の坂上昌史議員と重複する質問になるのですが、1つ目の永楽ダム奥のがけ崩れについて、前回と今回の崩れた場所と状況等、今後の復旧工事についてご答弁お願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の永楽ダム奥のがけ崩れについての1点目、前回と今回の崩れた場所と状況等についてご答弁申し上げます。

まず、3月9日に崩れた場所と5月14日に崩れた場所は同じ場所でございます。3月に崩れた規模は、幅が約8メートル、道路からの高さが約11メートルでございました。また、5月に崩れた規模は、同じ箇所幅が約10メートル、道路からの高さが約16メートルと拡大したものでございます。

状況としましては、3月の仮復旧工事にて積みました大型土のうを越え、土砂が道路までこぼれ出してきましたので、通行の安全性も考え、現在、町道永楽線を挟んだ奥ノ池側に、6月11日の供用開始を目指して道路拡幅工事を鋭意進めているところでございます。

2点目の今後の復旧工事につきましては、現在施工しております奥ノ池側への拡幅工事を早期に完成させ、町道永楽線の供用開始を行うとともに、本復旧工事に向けての設計委託業務費の補正予算を本6月議会にて上程させていただいております。また、本復旧工事につきましても、国からの交付金を活用し早期に実施したいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。仮設の道路なんですけれども、本復旧工事が終わるまでずっとあるということなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）その予定でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）本復旧工事は時期的にどれぐらいかかりそうなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、本議会で、先ほどご答弁申し上げました設計業務の委託費を予算計上させていただいております。予算成立後速やかに発注をしまして、どういった工法が一番最適で経済的で安全かということを検討しまして、まず工法を決定いたします。その後、それをもとに本工事の実施に向けた設計等が必要となってまいりますので、それに向けた予算措置、工事ということになりますので、その工事がどれぐらいかかるかというのは、現時点では申し上げられないかと思ひます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）半年、1年とか、それもわからないですか、ざっくりで。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）1年はおかからな思ひます。できるだけ早い期間で速やかに工事をしたいと考えてございますので、現時点ではそのぐらいです。すみません。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、崩れた付近のまた別の場所、その安全性についての点検など、また、そのほか崖崩れが起きそうなところの町有地の点検とかも行いましたか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回の土砂の崩落を受けまして、以前からもずっと実施しているんですけども、対象となる永楽ダムの周辺と、それと今回の対象となる環境センターまでの永楽線、これについては定期的に道路パトロールを実施してございます。今後も引き続いてパトロールを実施していく予定でございまして、そのパトロールをもって何かあれば対応できるようにというふうに取り組んでまいります。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）永楽ダム周辺を含めた法面の調査ということで、平成24年度と平成29年度に交付金を活用しまして道路防災点検ということで、道路の法面についての調査はしてございます。特に構造物、法面にモルタルコンクリートを吹きつけしているところなんですけれども、その辺につきましては、クラック等の幅が動いているか動いていないかとかいうので点検してございますし、そういうのがない地山の法につきましては、地形や土質、湧水状況、また勾配等を目視で調査してございます。今回の場所も29年度には調査を行っておりますが、やはり滑りの発生というのがなかなか目視では難しいところもございまして、大雨のときに全国的に災害が現在、土砂崩れが起きていますけれども、今までに土砂が崩れていないところで近年いろんなところで土砂崩れが起こってございます。これについて、的確にここが危ないというような調査というのは、土質調査とかいろんな膨大な調査をしなくてはわからない状況となってございますので、今の点検の仕方といいますと、今私のほうでご説明させていただいたような内容を24年度にやったのと29年度にやった内容で動きがあるかないかという今、調査を5年に1回ということで、これはもう法的にも決まっておりますので、5年に1回交付金を活用してやらせていただいていると。

今回のところも、以前とは大きく変わりはないという情報の中で調査は終了したんですけども、まず3月にあのような事態が起きて、5月にもまた発生したという状況でございまして、5年に1回はそのような調査をさせていただいていますし、月に1回、町でそのデータをもとにパトロールをやっております。特にクラックの開きとかいうところにはピンを打っていますので、その幅を全て図っていった中で調査をやっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。点検していただいているということで、ありがとうございます。

あと、その関連なんですけれども、豪雨のとき、同時期にそのほか熊取町内で土砂崩れ等被害があったところとかは把握しておられますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回の箇所以外にはございません。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。今後も自然災害に備えての協議とか訓練等を強化していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問で、可燃ごみ収集場所のカラスによる被害について。

近年、全国的にも被害をこうむっていると思うんですが、被害状況の把握と熊取町から被害に対する対策等、アドバイスは行われていますか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、2点目の可燃ごみ収集場所のカラスによる被害についてご答弁いたします。

まず、被害状況の把握でございますが、カラスは、可燃ごみの中から餌となる生ごみを引っ張り出すため、ごみを飛散させることがあります。ごみ収集場所の維持管理につきましては、ごみ収集場所の利用者、地元自治会で行っていただいておりますが、毎週行っております収集業者からの定期報告で、月2回程度の飛散の報告を受けております。また、住民の方からの苦情については年に数回という状況であり、必要に応じて自治会長やマンションの管理会社などに適正なごみ出しをお願いしているところです。

なお、収集業者に確認したところ、ごみ収集場所が約2,400カ所ございますが、そのうち100カ所程度で、不適正なごみ出しによりごみが飛散する場所があるとのことでございます。

この問題は、環境面において不衛生となるため、全国の自治体が頭を悩ます事象でございます。被害が生じたときのまず対応としましては、ごみ収集時にごみが飛散している場合は収集業者が付近を簡単に清掃しております。次に、対策といたしましては、まず排出するごみから生ごみをなくすことが肝要であります。そのため、個人個人が食品ロスをなくし、プラスチック容器包装についての食品残渣を水洗いして排出することが効果的であります。また、本町で補助金を出しております生ごみ処理機による処理も生ごみの削減につながってきます。しかし、完全に生ごみをなくすことは難しいことから、カラス対策ネットやシートを設置し、ごみ袋を包み込む排出方法を町からアドバイスしているところでございます。

今後におきましては、そもそもの問題である生ごみを減らすため、これまで別々に啓発しておりました食品ロス、生ごみ処理機に対する補助制度、適正なごみの排出など生ごみの削減につながる啓発を有機的につなげ、カラスによる可燃ごみ収集場所の被害対策について、いわゆるごみゼロ推進員であります廃棄物減量等推進員会議で説明するとともに、広報やホームページで啓発してまいりたいと考えております。

以上で、可燃ごみ収集場所のカラスによる被害についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。生ごみ処理機ですが、大体何台ぐらい売れたとかわかりますか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）生ごみ処理機につきましては、28年度の決算でいきますと12件、27年度では6件、26年度では3件、25年度で12件ということで、件数は少ないんですけども、さらにPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）今後も続けるということで、またよろしくお願いします。

それでは、カラス被害なんですけれども、よく自治会でネットをかけていると思うんです。今のカラスは、ネットをかけていてもそのネットを持ち上げて横にして、それで食べるという状況がよく見られるんですけれども、それに対する、インターネットで調べてみると、通信販売で折り畳み式のごみ収集ボックスというのがあるんです、1メートル80ぐらいから90センチぐらいのとか。そういうのについて設置するに当たって、町としては問題ないんですか、道とかに。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）設置するにつきましては、やはり交通の影響とかそういったことが、その場所、場所によっていろいろ考えられると思います。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）基本、今現在ごみを出している場所にそれを設置して、畳めるんです。塀とかに置いておくとか、そういう事例は熊取町にないのかどうか分かりませんが、どうですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）これまでの考え方は、ごみを出すまでは住民の責任で管理していただく。収集した後は役場の責任といえますか、それで運搬して処理をするわけなんですけれども、出すま

では住民で行っていただくという考え方をしておりますので、そこでのカラス対策などにつきましてはその方たちで考えていただいているというのが実情でございます。

ですので、カラス対策につきましては、最初の答弁でもご説明いたしましたけれども、もともととなる生ごみをなくす。カラスは生ごみを食べに来るとというのがそもそもの原因となりますので、役場といたしましては生ごみを減らす手だてを住民の皆様に説明して、ご協力いただいきたいというふうに考えているものでございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。各自治会で各自当番制で掃除とかはなされていると思うんですけども、もしそういう話が出て設置するに当たって、道路上とかの許可というか、そういうものに対してはどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）道路上につきましては、今もごみが一時的に出されているということで考えてございます。これ、営業的なものにつきましては占用となりますので許可制度となります。一時的に出していただいているということで、道路のほうではそういう認識で今のところ考えてございます。ただ、構造物、かごとかになりますと、今先ほど統括からもご説明があったように、危険なところには置けないということで、通行の支障になるところ、歩行者の支障になるところにはちょっと置きにくいのかなど。そういうときには一度、道路のほうとご相談していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

先日、議会報告会でもカラス対策ネットの問題で、ごみ収集業者がとりに来たときに、そのままネットをあけたままになっているという苦情があったんです。それについて、ここ最近土砂崩れの影響で収集業者も忙しいので慌てているという関係もあるのかなとかあって、その人は、あえて業者に指導して、きちんとネットを片づけてほしいという要望がありましたので、指導をよろしくお願いします。それと、そういう細かいことかもわかりませんが、日本で一番美しいまちを目指すなら、町を挙げての取り組みとして考えていただきたいと思います。

それでは、最後の3番目の質問に移りたいと思います。

八幡池青少年広場のトイレについてですが、以前、平成28年12月議会で質問させてもらった質問と一緒になんですけれども、洋式化等建てかえも含めて要望いたしました。下水道工事に伴い検討するとの答弁でした。その後の経過は、また、教育委員会管轄のその他のグラウンドのトイレの状況は、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、八幡池青少年広場のトイレについて答弁申し上げます。

当該トイレにつきましては、現在はくみ取り式の屋外トイレユニットを2基設置しておりまして、広場の利用者にご利用いただいているところでございます。利用者に快適に使用いただけるよう地元長生会に清掃活動をお願いしながら、ドアの取りかえや洗浄ノズルの交換など適正な維持管理に努めてきているところです。

ご質問の当該トイレの改修につきましては、この区域の公共下水道工事の予定が平成31年度以降となっているため、接続に係る排水設備工事にあわせ、トイレの洋式化や老朽化への対応も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、その他の教育委員会所管のグラウンドのトイレといたしましては、町民グラウンドのトイレがあります。これにつきましては、平成28年度において洋式化の改修を行ったところでございます。改修の内容でございますが、男子トイレの大便秘器2カ所のうちの1カ所と女子トイレの大便秘器4カ所のうちの3カ所を洋式化したものでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。教育委員会の管轄としては、町民グラウンドを先に工事を
行い、次に八幡池青少年グラウンドになると思うんですけども、今の答弁では下水工事にあわせて
実施していただけると理解していいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）31年度以降に下水道の本管が入ってくるということで、我々自治
体としましては、下水道工事が済めば速やかに水洗化していくというのは公共の責務と考えており
ますので、そこは速やかに接続するように。接続するに当たっては、トイレもくみ取り式のユニッ
トのトイレですので、あれはあのままだう考えても接続するには足りませんので、何がしかあれを
更新することは必要になってくると。当然、それをするに当たっては洋式化もあわせて考えられる
んじゃないかということで、これ、実はまだ予算措置の面であるとか、我々の計画にはこれから位
置づけをしていかなくはなりませんので、そういう意味で検討してまいりたいということで、ご
理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございます。31年度と言っていますが、31年度のどれぐらいか詳しくわ
かりますか、あの地区は。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）現在のところ、平成29年度に八幡池グラウンドの地区につきまして、下
水道の管の詳細設計を行いました。なお、平成30年度におきまして上水道管移設の工事の設計を上
水道課に今依頼してございますので、31年度以降という形でしか今お答えの分がございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それまでの間にでも、2つあるトイレの中で1つだけでも簡易式の、置くだけの便器というんで
すか、コストも安くつきます。そういうのだけでも1カ所だけ設置するというのは可能なんでしょ
うか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今現在は、下水道工事はこれからということで、置くとなるとい
わゆるくみ取り式のものを置くような形になってこようかなと。そうすると、置いてまたさらに下
水が来たときに改めて接続の工事に入るとかいうところのデメリットが生じてきますので、ご不便
をおかけしているかと思うんですけども、そこは今後の検討をお待ちいただきたいというのが
正直なところでございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）小学校でも設置していると思うんです。もっと簡単な、ただ上から置くだけみたい
な感じのものなんですけれど、プラスチック製というか、和式の上に置くというような。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今の置いているユニットの上に座れるような形にということのご
提案ということですか。

（「そうです」の声あり）

教育委員会事務局理事（野津 恵君）正直なところ、今現在のところ我々としては検討していないとこ
ろなんですけれども、この辺は、トイレの利用に関して今のグラウンドが、我々の統計といえます
か、データによりますと7,800名の方が平成29年度においてはご利用いただいているというような
状況でございます。その他の例えば町民グラウンドでいきますと、グラウンド、テニスコートを合
わせると4万人以上の方がご利用いただいているとか、グラウンドの規模に応じた整備というも

のが一定、我々としては検討すべき部分ということもございまして、簡易なことではございますけれども、この辺は具体的にできるのかできないかも含めて、必要性も含めて引き続き検討させていただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）検討していただけるということで、よろしくお願いします。

それでは、これもちまして質問を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）すみません。議員の1点目のご質問の答弁の中で、私がピンの測定については月1回とお答えさせていただいたんですけれども、ピンの測定については全ての箇所において年に1回させていただいております。月1回のパトロールにつきましては、落石とか枯れ木とかいのでダム周辺をさせていただいております。

以上でございます。どうもすみませんでした。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきたいと思います。

私の質問は1点で、安全・安心についてであります。このことも子どもの安全が中心になろうかと思うんですが、きのうの渡辺議員に引き続き、きょうの矢野議員にも同じ内容の質問がございました。それを踏まえて、かいつまんで質問させていただきたいと思います。

安全・安心についてでございますが、特に子どもについてでございます。この平和な日本でも、皆さんおっしゃられていたように、新潟でも痛ましい事件がございました。こういった事件、事故が日本各地で起こっておって、いまなお後を絶ちません。熊取町においても、平成15年5月20日に当時小学4年生の女子児童の行方不明事案が発生し、ことしで丸15年が経過したところでございます。ただ、残念ながらまだ現在も解決には至っておりません。

それを踏まえて本町では、安全・安心なまちづくりを目指して、子どもの安全や地域の防犯対策など、警察や関係団体、住民、保護者などと連携してさまざまな取り組みを行ってきております。このことを風化させないためにもまた改めて見直す機会と考えるが、今後の考えについて具体にお聞きしたいと思います。

まず、1点目で、安全・安心なまちづくりについての中で、今度8月25日に予定されております安全なまちづくり大会についてお聞きしたいと思うんですけれども、その前に一言感謝というか、お礼を申し上げたいと思います。

まず、5月号なんですけど、1面に「地域ぐるみで安全・安心なまちづくりをめざして」ということで、風化させてはならない吉川友梨さんの事案のことも全て、今までの経緯であったりということを書かれてございます。このことについては、大変ご尽力いただいた貝口次長を初め皆さん方にお礼申し上げたいなと思います。ありがとうございました。

それを踏まえて、安全・安心なまちづくり大会の具体案について、今お考えのところをお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、安全なまちづくり大会などの具体案につきましてご答弁申し上げます。

本町の安全なまちづくり大会につきましては、防犯事業として毎年開催しているところでございます。近年の安全なまちづくり大会におきましては、増加傾向にある特殊詐欺に関する防犯啓発を中心に行ってまいりましたが、今年度は、子どもを見守る立場の大人を対象に、青少年防犯に対す

る内容のものを予定してございます。

本大会の住民周知に関しましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、5月号広報の第1面において開催についての記事を掲載し、お知らせしたところであり、今年度につきましては8月25日土曜日の午後からを予定しており、現在、府警本部生活安全指導班の防犯教室など、地域防犯に効果的な内容について泉佐野警察署と協議しているところでございます。また、アトラクションとして熊取中学校の吹奏楽部の演奏や、参加団体等についても生涯学習推進課と調整を進めているところでございまして、さらに各区・自治会に対しましては、7月の町政連絡事務嘱託員連絡会において説明の上協力依頼し、8月号広報においては詳細な記事掲載を予定してございます。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今、警察との協議も進めているということですが、ちょうど節目、10年目に当たる5年前にも、このような安全なまちづくり大会ということで企画をしていただきました。その節にもいろんな取り組みをしていただいたかと思えます。規模的にはこのような感じのものをお考えなのか、それともまた違った趣向を凝らすのか、その辺、何かお考えの点がありましたらお答えください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）5年前でございしますが、きのう渡辺議員から宣言のお話があったかと思えます。

5年前は、ちょうど10年の節目ということで、この宣言につきましては5月にみんなで子どもの安全・安心を考える集いというものを教育委員会の生涯学習が中心となって、佐古議員もかなりご尽力いただいたということも聞いておりますが、そういった集いの中で宣言を読み上げられて、そういった催しをしたということでございます。そうした5年前の安全なまちづくり大会ですけれども、こういう形で別の集いがあったということで、通常の総括的な一般的な安全なまちづくり大会を開催したということを知っております。

私、先ほどの冒頭の答弁の中で、きのうの渡辺議員と町長との約束を忘れておりました。安全なまちづくり大会にこの宣言を入れるように教育委員会と調整させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ちょっと補足ですけれども、熊取町青少年問題協議会というところで緊急アピールが採択されて、この5月12日のいわゆる安全なまちづくり大会と言われるその中で初めて熊取子ども安全宣言というのを提出されて、その中で採択されたということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょうど5年前にそういった大会というか、子どもの安全・安心を考える集いというのをさせていただいたわけですが、その中で大変興味というか大変よかったなと感じておるのが、小宮先生とって、前回も渡辺議員もおっしゃってました。今回の子ども見まもり隊の研修でも見させていただきましたが、小宮信夫教授、その方の講演をすごく興味を持って聞かせていただきました。内容的には何が印象に残っているかといいましたら、皆さんはよく子どもたちには不審者に気をつけましょうと言うんですけれども、不審者というのは不審者らしい格好なんかしているわけじゃないんです、本当の不審者というのは。だから、不審者を探すということではなくて場所を特定しましょうということで、その当時は、5年前です。そのときには公園を見直しましょうということで、公園に木が生い茂っています。だから見えない、だから入りやすく見えにくい場所というのを今回ターゲットにしていたわけですが、それとまさしく一緒に、公園もそういうふうに入りやすいけれども見えにくい場所というのはだめやよということで、見えやすい公園にしましょうということで、いろんなそういう働きかけで公園の伐採であったりとかもした記憶がございまして。そういった考えるヒントというか、考える思考をこの先生から教わったかなというふうに感じています。

ですから、今我々そうやって聞いた人間は、ある程度そういった知識はあると思いますけれども、今現在子どもをお持ちの親御さんたちは、そういった知識というか、そういう認識も持ってはらへんと思います。ですから、やはりそういったのをもう一回、風化させてはだめということもありますので、何が安全、何が安心ともう一回考える場というのがぜひ必要やと思います。ですから、5年前をもとに、ぜひ小宮先生に来ていただいてそういった講演をしていただきたいなというふうに私からの切なる要望ですけれども、この辺も一応考慮していただきたいと思います。その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）先ほど申し上げましたとおり、今、大阪府警あるいは地元の泉佐野の警察署等と調整中でございますので、佐古議員からそのようなご意見があるということも含めてこれから詰めていきたいというように考えております。ここでさせていただきますとかいうお返事はできないところをお察してください。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）重々承知いたしました。目で合図されまして、必ずしますという合図をいただきましたので、それにご期待しておきたいなと思います。

前は、5年前もそうだったんですけど、今まで活動されていた方のパネルディスカッションであって、どういった苦労でどういったことを活動されてきたかという、そういうパネルディスカッション等々もございました。そういった感じで今まで15年間活動してこられている、見まもり隊については14年目ですけども、来年で15年になります。そういった方々の生の声、それからそういったのが聞ける機会というのをぜひこういった機会を設けてもう一度考え直す機会、それを、今現在子どもをお持ちの保護者の方々にしっかりと伝わるような会にしていきたいなというふうに考えております。ですから、また後ほど言いますけれども、これは危機管理だけで考えるのではなくて、教育委員会、もっと言うと熊取町全体でそういう危機意識的なものを持っていただいて考えていただきたいなというふうに感じております。

また5年前の話をしますけれども、その後にはチラシ配りも行っております。友梨ちゃんのチラシを持って、皆さん方で手分けして行ったりもしております。そんな感じで、住民の方も声をかければいろんな協力をしていただけますので、そういった力を一つにまとめるような、そういった会になったらなというふうに切に思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。この辺は具体的に決まっていないということなので、この辺で1つ目は終わっておきます。

2つ目へいきます。

今後の防犯カメラの増設の予定はということについてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、今後の防犯カメラの増設につきまして答弁申し上げます。

まず、本町における防犯カメラの設置につきましては、安全・安心なまちづくりに資することを目的に、平成28年度、29年度の2カ年において大阪府市町村振興協会の安全・安心なまちづくり推進助成金500万円の助成を活用し、計画的かつ効率的に推進することとし、28年度におきましては通学路等を中心に5つの町立小学校区ごとに2台、計10台、29年度には自治会等と協議、調整の上38台を新設し、ほかに1台もあわせて更新したことによりまして、本町の街頭防犯カメラが58台となったところでございます。

ご質問の今後の増設の予定につきましては、一定、昨年度までの2カ年で整備推進したところであり、現時点での増設の予定はないものの、熊取町を日々パトロールする安全パトロール隊等からの進言も得ながら、また今後の防犯カメラ映像の泉佐野警察署へのデータ提供や犯罪発生件数等の推移、犯罪抑止効果などの総合的な検証を行いながら、府内自治体の対応状況等を勘案しつつ、財政確保も含め慎重に検討してまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ちょうどきのうの新聞なんですけれども、防犯カメラ100台増設、泉佐野市が補正予算案ということで、泉佐野市が今回100台を増設する予算案を出しましたよということが載っていました。現在112台ある中で今回100台を追加しますという内容でした。そういった中で、大阪府の府内自治体の平均設置台数というのは301台というふうになっておるそうです。ですから、熊取町も58台で、決して多いとは言えないと思います。ですから、いろんな事件を見ていても、肝心かなめで何が決め手になったかといったら、やっぱり防犯カメラであります。ですから防犯カメラの設置というのは、予算もあることなんですけれども、積極的に取り組んでいくべきというふうに考えております。

先ほどの答弁でもまあまあ前向きな答弁をいただいたかなというふうに感じておりますので、2年間のつけた検証というのももちろん大事でしょうけれど、そうは言っていられないので、ぜひそういう要望等ありましたら積極的に予算計上していけるようお願いしたいというふうに感じております。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）先ほど、佐古議員から泉佐野市が100台を追加して設置、大阪府内の平均は301台ということでございますが、防犯カメラの設置に関しましては個々の自治体の特徴とか特色とかというのが出てこようかと思えます。一例で申し上げますと、やっぱり熊取町は駅が一つです。熊取駅の周辺には5台入れています。周辺に3台、中に2台、5台です。だから58台のうち5台が駅にあって、あとの53台は街頭にあると。要は自治会に散らばっているというような状況です。ほかの自治体を見ると、百何台とか300台とかつけてはるところもあるんですけれども、駅をたくさん持ってはる。だから、駅に集中して設置していて、実は街頭にはそんなにたくさんつけていないんじゃないかというような自治体もございます。そういう意味では、うちの場合は、台数は58台ですけども、非常に効果的に今は配置されているというふうに考えております。やっぱり熊取町としての一つの特徴かな。しかも人口が密集している、人里離れた地域も少ないということであれば、非常に効果的に、防犯カメラが有用に力を発揮する地域であるということが一つの大きな特徴やと思っております。

その中で、今後におきましては、先ほど私が答弁させていただいたように、いろんなご意見をいただきたいと思えます。それでまた、検証もしっかりやっていきたいと。先ほども矢野議員のご質問のときにお話しさせていただきましたが、今年度に入って、もう相当なぐらいの警察署からの照会が入っています。これはもうまさに防犯カメラを設置した効果やと思っております。そういったことも含めてしっかりとやっていきたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）しっかりとよろしく願いたいと思えます。

先ほど矢野議員のときの答弁なんですけれども、少し気になったのが、例えばカメラを設置している場所をインターネットではマップで示していますけれども、それをあえて知らしめる必要はないと思えます。要するに外部から入ってきた人間がどこにどれだけカメラがあるんかわかれへんよと、何せぎょうさんあるよというふうにならせないといけないので、ここはこれだけしかないのかというふうにならせないのはよくないと思っております。カメラは至るところにあるというようなぐらいに認識させるべきであろうと思っております。

それ以外の町が設置していないカメラも、私で設置しているところというんですか、そういったところもたくさんございます。そういったところも警察の方は把握されているんだと思えますけれども、そういった情報共有というのもしっかり危機管理のほうでもしておいていただけたらなというふうに感じております。ぜひまたこれも増設できる予算をとってこられるように、我々議員もし

っかり陳情に行ってしまうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3つ目に入ります。

安全・安心の関係団体との情報交換の機会についてはということですが、このことについてのご答弁をお願ひします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）安全・安心に対する情報交換につきましてでございます。

こちらの情報交換につきましては、まず町政連絡事務嘱託員連絡会を初めとし、主なものとしたしましては泉佐野警察署と同警察署管内の本町、泉佐野市、田尻町並びにそれぞれの地域の防犯活動に取り組みられている各種団体や関係機関が共同して犯罪防止と青少年の健全育成に取り組む泉佐野警察署管内防犯協議会、また、本町、泉佐野警察署、事業所、町民及び各種団体が横断的に安全なまちづくりの実現を目的に各種事業を推進する熊取町安全なまちづくり推進協議会、さらに、本町と小・中学校、大学や各種団体の代表が参画し、青少年の健全な育成に取り組む熊取町青少年問題協議会などがございます。これら多数の組織において、積極的な情報交換を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）泉佐野警察署管内防犯協議会でしたか、泉佐野管内での情報交換ということでは、もうそれはしっかりやれているのかなというふうに読み取れますけれども、片や熊取町の中でのことで私、これ質問させていただいているんです。安全なまちづくり推進協議会、ここではプッシュ型のというか、そういった情報の共有の仕方であって、なかなか皆さんが意見交換できるように本になっているのかなというのは少し疑問になっています。警察の方からの情報提供であったりするわけですが、各団体がどういったことで悩んでいるのか、どういったことを教えてほしいとか、そういった内容の意見交換ができる場にはなっていないのではないかなというふうに感じております。その辺についてどんな感じで進められているのか、いや違うでということであったら、それをお聞きしたいなと思ひます。いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）安全なまちづくり推進協議会の中での情報共有というのは、佐古議員が考えておられるような感じだろうというふうに思っております。ただ、このメンバーの方々がそれぞれに所属する団体がございますよね。婦人会であるとか子ども会育成連絡協議会、長生会、PTAの連絡協議会、それぞれの代表ということで、それぞれの組織の中ではしっかりと情報共有されて、それぞれの団体の方々が安全・安心に関するご意見を直接危機管理課にいただいたり、また教育委員会の範疇であるところの団体では教育委員会にもご意見等がいただけているというような状況であるというのは、これが今の姿だというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）なかなか苦しい答弁やったかなというふうに感じております。言われるように、実際にはそうあってほしいんですけども、発言を全くしない委員であったりとか、そういった方もいらっしゃるというふうに私は感じております。ですから、もっと砕けてコーヒーを飲みながらも意見交換できるような、そんな会にしないことには、かた苦し過ぎて意見が言える雰囲気では、私が出ていたときもそうですけれど、なかったわけです。町長もよくご存じやと思ひますけれども、それでほんまに協議会をやっているのかというふうに私は感じました。言おうかなと思ひけれど誰も言えへんし、うわっ、よう手を挙げらんなど、この私でさえよう手を挙げやんかったぐらいなんで、そんな会で本当に形だけの会になっていないかなというふうに感じております。その辺、ぜひ町長にお聞きしたいと思ひます。何か改善の余地はないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私も議員に近いような思ひを持っているのは確かです。こちらサイドからどんな働

きかけがあるのか、どういう方法があるのかというのはこちらでも考えていくべきだと思うんですけども、ただ、委員になっていただいた方にもそれなりの意識を持っていただける、そういったものもこちらサイドからの環境づくりというのも必要であるかなというふうに思います。そういったことも踏まえまして、できるだけ発言していただきやすいような、そういうような雰囲気づくりにも心がけていければなというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ期待させていただきたいと思います。

もう一点この中でご質問したい内容についてですけれども、まず熊取町安全パトロール隊、KSPです。前回の教育委員会がやりました見まもり隊の研修、そことKSPとの情報共有というんですか、情報交換の場というのが、昔からちょっと提案させていただいていたんですけどもなかなか接点がございません。教育委員会にお聞きします。この間の子ども見まもり隊の研修でKSPの情報というのは何かありましたですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）前回、正直言いますと、見まもり隊の研修会ときにはたしかKSP隊の方のご参加というのはなくて、特にそこでの情報交換ということは実際できていなかったというところがございますけれども、ただ、青少年問題の協議会の会議等にはKSP隊はいつも参加いただいてご報告いただいたりとか、あるいはふだんの見守り活動の中では、車で基本的にはパトロールになりますけれども、要所要所でとまっていたりして、一定、見まもり隊の方との連携というものも現場サイドではとっているやに私も理解しております、そういう意味での連携、情報交換というのは一定とり行われているというふうに認識しています。ただ、改めて何か場を設けての連携ということにつきましては、鋭意これからそういう機会を設けることについては検討の余地があるのかなということと考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）いわゆる縦割り行政と言ったらそれまでですけれども、KSP、熊取町安全パトロール隊を管理しているのは危機管理課です。子ども安全見まもり隊は教育委員会生涯学習推進課です。ですから、そういう課が違うということもあって情報共有という場が持ちにくいのかなというふうに感じております。そもそも、私が勝手に思っている組織の体制で、企画部になぜ危機管理課があるのかなとか、それがちょっと不思議で仕方がない。危機管理は自主防災組織も兼ねておるわけですけれども、そういった意味で言うと、自治会との連携を密にするということでは住民部のみなどと協働課であるべきなんではないかな、もしくはそういうKSPみたいに防犯のパトロールということであれば生涯学習推進課であってもいいんじゃないかなというふうに感じております。そういった組織の見直しについては一度していただく必要があるというふうに私は感じております。その辺について、どなたが答えるのかわかりませんが、お答え願いたいと思います。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、自治会なりKSPなりということでいろいろご意見をいただきました。まさに来年度4月に向けた組織の見直し作業を現在進めているところでございまして、そんな中でおのおの事務分掌によりまして意見集約を同時にしているところでございます。こういったタイミングで柔軟にできないところもございまして、そういった中で何がいいのかというところも判断していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、行財政構造改革プランということで業務の効率は考えられているんでしょうけれど、業務よりも中身、本質の効率を考えていただきたいなと。ですから、私も見まもり隊へ入っていても、KSPの情報はまず入ってきません。ですから、こういった動きをしているかという

のは個々に会ったときに話をしたりもしました。何年か前の見まもり隊の研修では、KSPも来られていろんな情報交換の場というのがありました。ですから、そういった意味で子ども一つとっても子どもの安全にかかわっているいろんな団体がございます。その団体の持っている情報というのが、それぞれ役所ではその担当部署は共有しているんかもしれませんが、それを一つに束ねるような部署というのではないんです。だから、誰が、どこの部署がそれを束ねるんですかという話。ですから、もう子どもといえばやっぱり教育委員会はまずかかわってこないと仕方がないですけれども、片や自治会のそういった防犯組織との連携であったり見まもり隊云々、そういったことであれば、連携をとりやすいような組織づくりをぜひ検討していただきたいなというふうに、これは切に要望したいと思います。よろしいでしょうか。もうこれはお願いというか、要望にさせていただきます。

次へいきます。

次の質問で、地域安全マップの更新についてということでご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、答弁に入ります前に、先ほどの情報連携の点で漏らした分がございましたので申し上げさせていただきますけれども、見守りの現場においては日々いろんな不審者情報等が入ってまいります。これについては逐次、警察等からも連絡が入った中では、すぐに関係機関に情報が流れるような体制はとっておりまして、それはKSP隊のほうにも情報は流れて、見守りに生かすという形はとっておりまして、そういったこともあって、前年度においても子どもがちょっといなくなったということに対して情報が流れて、KSPのほうで見つけていただいたというようなこともございましたので、その点、補足をさせていただきます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

それでは、安全・安心なまちづくりの4点目、地域安全マップの更新について答弁申し上げます。

本町におきましては、子どもの通学時の安全・安心の確保に資することを目的に、平成18年6月に各小学校において地域の関係者の方との協働により校区探検を実施し、通学路の点検結果を集約した安全マップを作成しており、その後、21年度、24年度、27年度にそれぞれの時点での修正を行い、更新を重ねてきております。安全マップは、車の往来や歩道の有無など交通安全の視点からの記載とともに、人通りが少ないので気をつけようなどといった犯罪等に対する子どもたちの注意喚起の内容も含んだものとなっております。

また、当該マップの30年度中の更新に向け、関係機関等との調整を始めたところでございますが、子ども見まもり隊の方々への研修も兼ねた形態で更新を予定しているところであり、更新作業に当たっては、小学校や警察などのご意見、指導等を最大限取り入れるとともに、先月20日開催の子ども見守り研修会の内容や参加者からのご提案を踏まえ、子どもたち自身が安全について考えることが大切であるという趣旨を勘案しながら、犯罪がしやすいとされる入りやすく見えにくい場所の抽出、また防犯カメラの設置場所などを盛り込み、より効果的な安全マップとなるよう内容について検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。これは、もう渡辺議員の質問でもありましたように、ほとんど質問することはないかなと思っていたんですけれども、ちょっといろいろ言わせていただきたいことがございます。

この間の見まもり隊の研修の小宮先生のビデオに大変共感を受けて、大変ありがたかったかなというふうに思っております。それを踏まえて安全マップをつくっていくという、今年度更新ということですが、我々も私自身も1回目からずっと携わらせていただいていたので、どういった感じでつくったら一番効果的やろうなというのは研究しながら、模索しながらやるところでございます。校区探検もどういうふうにしたらいいやろうなということもやってきました。

そんな中で、渡辺議員もおっしゃっていましたが、今のマップというのはすごくきれいなんですよ。A4かA3にぴちっときれいに入って写真もきれいで、そういったものを我々望んでいるのではなくて、これ、完成させる、つくることにやっぱり重きを置いているようなつくり方なんです。そうではなくて、渡辺議員も言っていたように、つくる過程というのがやっぱり一番大事やと思います。子どもたちに、いかにこの場所が危険やというのを気付かせるということが大事です。子どもと我々、校区探検やったときには、親御さんと一緒に歩いて学校まで通学しましょうということでやりましたので、保護者の方も、あら子どもはこんなところを歩いているんやなど、こんな危険があるんやなどということで、親御さんについてもいい勉強の機会であったというふうに感じております。

ですから、きれいにつくるのではなくて、いつでも更新できるようなそういったものをぜひ何か考えていただきたいなど。3年に一遍しか更新せえへんということは、3年間は何も危険な箇所はないのかといたら、そうじゃないんですよ。ですから、そういったことを更新できるようなマップづくりをぜひ検討していただきたい。

もう一つ、これも小宮先生からですが、まず危険箇所というのは、今言われているように入りやすく見えにくいというところ。こういったところのことをホットスポットといいます。ある地域では、熊取町のKSPみたいなそういう団体が青パトを使ってホットスポットパトロールというのをやっています。これはどういうことかと言ったら、例えば公園に遊具があります。その近くにベンチがあります。ベンチに誰か座っていましたと。その方が不審な声かけをしたりとか仮にしたとしても、一般の方は全くその人のことは不審とは思いませんね。ですから、そういった感じで、あとその公園についても外から見える環境にさえしておいたら悪いことももちろんできへんやろう。そういった意味で、この間の新潟の件でもそうです。横に線路、こっち側の道の反対側には壁が並んでいて、実はトンネル現象というかトンネルの空間やたと。ですから、向こうから来る人、こっちから来る人しか見えなかったという場所であると。そういった場所のことをホットスポットというので、そういった箇所を子どもたちの目でいかに危機意識を持って見つけれられるかという、そういう訓練というのはぜひ必要かなと。

今までの教材の中では、KYTといって危険予知トレーニングという、そういったこともございます。イラストを見てどこが危険かというのを子どもたちに認識させる。子どもたちが気づかないようなことを大人が助言して、こういった危険もあるやろうということをしてもらうことで、やはり子どもたちは、我が身は我が身で守る、自分の身は自分で守るというすべを見つけやんことにはだめなんです。大人がいかに周りで見守っておっても、子どもがそういう気がなければ、危険を危険と思わなければ、もうそんな死角なんか幾らでもありますから、そういった意味で子どもたちに意識づけさせていくというのを今後やっていかないといけないというふうにごく思っております。

ですから、学校の中でもそういったホットスポット的なものを見つける訓練をするであったり、昔からあるKYT、危険予知トレーニング、こちらをする、もしくは、もしも捕まったり引き込まれたときには大声を出すような、CAPプログラムでもそうです。そういったものをぜひどんどん取り入れて組み合わせやっていると、そんなことをしないといけないというふうに感じております。

子どもを管轄する教育委員会としては、その辺についていかがお考えかということをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）安全マップの更新に際して、子どもに参加いただいた中で自身でいろいろ考えてもらう、あるいは危機、危険に対しての察知能力を身につけてもらうという趣旨、観点というのは非常に大事やと認識しております。

ただ、今年度の予定としては、答弁で申し上げたとおり、一定見まもり隊の研修を兼ねて、これ

は我々の当初のもくろみとしましては、大人のスクラムといった取り組みの中で、地域教育協議会等の取り組みの中でいろいろ見守る大人としての連携であったり、改めて危険についての認識を高めるとか、そういう趣旨で大人を主導で取り組むというところで考えたのが正直なところでございます。

ただ、今回いろいろとご提案いただいた中で、子どもの視点というものをもっと取り入れることが必要であるということについては重く受けとめまして、今後、地域教育協議会等での取り組みをお願いする中でもこの点改めてお伝えし、何かそういう形で子どもにかかわってもらった中でできることをやっていける部分というものについてお考えいただけるような形で、ちょっと協力をお願いしたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）少し、もし勘違いしていたらぐあい悪いんですけども、子どもたちに参加させるという意味は子どもたちの目で危険箇所を見つけるということです。今の子どもたちが普通の場所を見てこれが危険というのは、まずよう判断しません。やはりそういう訓練された大人たちが一緒について、その場で教えてあげないことには、戻ってきて机上でここ危険やでと言われたってぴんとくるわけないんですよ。だから、そういった感じで、やっぱり道中で大人も付き添った中で、ここはちょっとどう思うという感じで子どもたちに考えさせて、どういう危険があるかなというのをそこで考えさせて気づかせるというのが一番効果があります。

ですからそういった取り組みをしないことには、マップをつくるといっても大人が足で運んできた情報を紙に落としたところで、こんなもん全然生きたマップにはなっていないと思っています。確かに有効じゃないかといったらそうじゃないですけども、多少あるでしょうけれど、そういった意味で子どもたちが自分で感じたことというのは頭に入ります。こういったところが危ないというのは、1カ所でもそういった経験をして、あっ、こんなところがこういうふうに危険なんやなというのがわかれば、そういうのが次の場所に行っても、あっ、ここもそうちゃうかというふうな感じで、半分ゲーム形式的にでも覚えていけるかなと思います。そういうマップづくりにしたいな、してほしいなというふうに切に思っております。

だから、形式的にマップをつくっているから安心やとかそんなじゃなくて、やっぱりつくる過程というのが一番大事です。今回の見まもり隊の研修の中でもそれは言っていましたよね。だから、そのことをしっかり教育委員会としても学校を通じて、全ての子どもたちというのは難しいかもしれません。ですけども、見まもり隊の方と一緒にそういった訓練をされて、それで一緒にそういう危険箇所、ホットスポットを見つけるというその中のマップづくり、そして、自分が見つけたところというのはやっぱり覚えていますよ、子どもたち。だから、そういったことをしないと生きたマップにはならないと思っています。

まあきれいですよ、今のマップ。だけど全然、ほんまにこれが今生きているのかなというのをつくづく思っております。せっかく尽力された方には申しわけないですけども、そうじゃなくて、汚くても手書きでも何でもいいです。生きたのがあれば一番いいかなと。

今の形にしていったのは、ホームページに上げて皆さんが見ていただいて危険箇所を印刷したりするために、データ化するためにああいうきれいな形になっていますけれども、そうでなくて、本来はもう手書きでいいと思うんです。そういったのが皆さんで共有できるようなものであれば本当は一番いいのではないかなというふうに思っております。ぜひその辺も加味した上で、小宮先生はいいです。ぜひ呼んでいただきたいなというふうに思います。

その辺にしまして、マップの更新についてのちょっとヒントになればなというふうに思っておりますので、その辺もう一度、野津理事、いかがでしょうか。その辺考えていただけるかどうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）もうたくさん議員からのご提案ありがとうございます。

私、先ほども110番の家を確認するようなことについても一定触れさせていただきましたけれど

も、例えば下校途中に見まもり隊の方と帰宅しながら110番の家を確認する。その中で例えば入りやすく見えにくい場所について大人と一緒に考えてみるのかというところは一定考えられるのかなと思いますし、そういうところは、ただ我々だけで考えるんじゃなくて、実際作業をお願いしております地域教育協議会の皆さん、関係機関がたくさんございますので、そういったところのご協力も得なくてはなりません。そういうところでそういう部分についても前向きに考えるということで検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もうこれは要望だけにしておきますけれども、そういった意味で、例えばマップを更新するのに保護者の方、出てきてくださいとやってきたところで、今が安全・安心でずっと来ているので、そういう危機意識というのはないわけなんです。ですからそういった意味でも、15年目の節目に当たるこの大会をもとに、15年前にやっぱりこういったことがあったんやというのをもう一回思い出させて、それで危機意識を新たに持っていただくというのが本当の目的であって、それをもとにマップづくりをしていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

講演の中でも言っていましたように、危険なところには花を植えましょうと。花を植えていると皆さんが注目する場所ですと。だから、見えにくいという場所でも花を植えていたら皆さんが注目するから見えやすい場所になるんやということで、花いっぱいプロジェクトもございますので、そういったのにも絡めていけたらなというふうに思っております。あわせてよろしくご検討のほどお願ひしたいと思います。

そしたら、次へいっていいですか。

大きな2つ目で、地域防災力向上として、自主防災組織の自治会間連携の現状はについてご答弁願ひします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、自主防災組織の自治会間連携の現状ということでご答弁申し上げます。

現在の自主防災組織の結成につきましては、重光議員のご質問の冒頭にもお話しさせていただいたように先週、最後の1自治会が結成されたということで、もうこれで熊取町は100%の結成率になったところでございます。そのことによってますますそれぞれの自主防災組織の間での連携が進むものと考えておりますし、また、この2月に、自主防災組織間の連携を高めることを目的に自主防災組織連絡協議会を立ち上げてございます。また、3月には役員会を、5月には第1回の全体会議を開催して、今後の訓練計画、意見交換も行ったところでございます。

現在、自主防災組織の訓練につきましては、実施前の事前相談時にさまざまな訓練メニューを提案して、危機管理課と消防署等が参加のもと、各自自主防災組織が自主的に実施していただいているところでございまして、今年度におきましては、先ほど重光議員のときにもお話しさせていただきましたが、特に消防団が非常に積極的に活動を一緒にしていただいております。指導にも当たっていただいているところでございます。地域の各団体との相互の連携強化を図りながら、自主防災組織と緊密なつながりを持って防災力の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

自主防災組織間の連携といたしましては、昨年度は希望が丘、自由が丘、若葉地区、3地区の合同訓練を5月と3月の2回実施していただいております。また、つばさが丘地区につきましても、町からの提案によりまして11月に3地区の合同訓練を実施いただいたところでございます。これまでもこのような形で活発な組織間の連携による訓練も行われているところでございまして、近年、かなり防災力の向上が確実に図られているというように私どもは考えてございます。

今後におきましても、先ほどお話しさせていただきました連絡協議会とともに、地域のさまざまな組織や団体と連携し、幅広い活動を展開することにより、地域防災力の向上、さらには減災へと

つなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。重光議員の質問の内容でもよく把握させていただいたつもりです。小学校区でもそういった訓練であったりというのを検討しているということで、大変、それを言おうと思っていただけなんだ、ありがたいなと思っております。ぜひ小学校区単位で横の連携を密にできるように、しっかり協力体制というか、そういったものをしていていただきたいなというふうに感じております。

一つ、ちょっと要望というか気になったのが、各自治会で自主防災組織がつくられているんですけども、その防災組織の代表になる方と区長との間でなかなか情報交換がうまくとれていないところがあるやないや、そんなことも聞いたことがございます。この間の議会報告会で実はそういったお話をいただいたんですけども、それはその自治会の中の問題かもしれません。そういった意味でいくと、私はやっぱり思うんですけども、自主防災組織は危機管理課ではなくて、みんなと協働課であるべきかなというふうに感じております。自治会の統括しているところで自主防災もしっかり統括する、そういった類いの組織変更があってもいいのではないかなというふうに感じております。これも要望になりますけれども、しっかりその辺検討していただきたいなと思います。もう検討を今後していきますという答弁であろうと思うので、これは要望だけにしておきます。何か言うことがあったら言ったほうがいいですけど。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）組織の話ではないんですけども、自主防災組織と自治会との情報交換がうまくとれていないという状況が佐古議員のほうに入っているというようなことでございますが、実際、危機管理、私のほうにはそういった情報が入っていないんです。もしこういうふうなことがあれば、また佐古議員、情報をいただけたら、危機管理としていろんな場面でもしできることがあればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）それは内部の話なんでなかなか難しいのかなと思うんですけども、意思疎通というか、コミュニケーションさえとれていたらいいのではないかなと思うんです。そういった意味で、やはり内部だけの問題もあるんでしょうけれど、近隣の自治会との連携というのをぜひ密にやっていただきたいなというふうに考えております。

それでは、2つ目へいきます。

マンションとかそういったところの集合住宅とか、小さなコミュニティがございますけれども、そういったところが自主防災的なものを立ち上げたいなと思ったときの支援の検討というのはいかなるものでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、2点目の集合住宅など小さなコミュニティへの自主防災の支援の検討につきましてご答弁申し上げます。

現在、先ほどご説明させていただきました自主防災組織連絡協議会を発足させたところでございます。各区・自治会の自主防災組織を中心に防災連携を図っていきたいというふうに考えております。ご質問のさらに小さいコミュニティへの支援等は、実際これまで行ったことはございませんが、住民の方から防災に関する相談等があれば、危機管理で真摯に対応させていただきたいと考えております。例えば、各自治会の自主防災組織に参加いただくとか連絡をとらせていただくとか、窓口に来ていただいていろいろとお話をいただく中で、できる限り真摯に対応し、取り組めたらなというふうに考えてございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）その支援というのは、費用的なものの支援であるのか情動的なものの支援であるのか、その辺はわかりませんが、どちらも必要かもしれませんが、そういった相談は乗ってくださるということで認識させていただきたいと思います。ぜひ、そういった小さくまとまっているようなところ、大きいところにももちろん入れればいいですよ。自分のところの自治会に入ればいいんですけども、なかなか置いている場所が遠いであったりとかそういった意味で小さくこの中でちょっとやりたいという場合は、そういったものもありということで、何かの支援策というのでも検討していただけたらというふうに考えております。これはもう要望です。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、佐古議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時25分まで休憩といたします。

（「15時06分」から「15時25分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、通告に従いまして私から一般質問させていただきます。

まず初めに、国民健康保険についてお伺いします。

今年度から国保の都道府県単位化が始まりました。熊取町も5月18日に国保運営協議会が行われ、保険料率が決まりました。これから国民健康保険料は、大阪府の保険料統一に向かってますます高くなる予想です。

そこでお伺いします。今年度の保険料と激変緩和措置についてご説明を求めます。また、6年間の激変緩和の見込みと期間経過後の対応、3つ目に、統一化によって減免制度で変わったところと減免実績は、4つ目に、改定後「保険料」の大阪府下・近隣との順位をお伺いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、本年度の国民健康保険についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の今年度の保険料と激変緩和措置についてでございます。

平成30年度から保険料につきましては、国民健康保険の都道府県化に伴い、平成30年3月定例会で国民健康保険条例の一部を改正する条例をご可決いただいております。条例本則で、大阪府国民健康保険運営方針における統一基準により大阪府の示す市町村標準保険料率で賦課すると明記させていただいておりますが、同運営方針では、市町村標準保険料率の導入により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から35年度までの6年間においては激変緩和措置を講じることができることとされており、本町におきましても、条例改正で附則を設け、活用可能な財源があれば町独自の激変緩和が行えるよう規定しております。今回の30年度保険料率改定に際しては、平成29年度の収支決算で剰余金が見込まれ、かつその必要性があると判断されましたので激変緩和措置を行うこととし、平成30年5月18日開催の熊取町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいたところでございます。

この激変緩和の必要性を判断するため、平成30年度の市町村標準保険料率と平成29年度の熊取町の保険料率とを比較すると、医療分の平等割が9,562円、47.6%、それから支援分の平等割が2,976円、42.6%それぞれ増額となり、その影響を受けて、1人世帯の所得なし、年金収入ですと153万円以下の方が最も増加率の大きな階層でございまして、具体的には平成29年度の年間保険料1万9,020円が府内統一の市町村標準保険料率による平成30年度の年間保険料は2万2,837円で、3,817円、20.1%の増となります。このように、単身、2人世帯での低所得層での増加率が大きく、また、この階層が全国保世帯に占める割合が大きく、影響が大きいと判断したものでございます。

また、激変緩和措置の内容は、その補填財源が限られていることから、料率のうち増加率の大き

い平等割に集中することといたしまして、市町村標準保険料率の医療分、支援分の平等割を25%、合計いたしますと9,910円を全世帯を対象に引き下げ、これにより全世帯の保険料の増加割合を5%未満に抑制するものでございます。

なお、平成30年度から納付いただく保険料は、事業費納付金の一部として大阪府に納付することとなり、納付に必要な額が大阪府より示されておりますので、収納額が充足できるよう、また負担の公平性の観点からも、従前より頑張っておりました徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の6年間の激変緩和措置の見込みと期間経過後の対応についてでございます。

激変緩和措置が可能な平成35年度までは、平成29年度の保険料額と比較し、激変緩和の制度趣旨でもある徐々に条例本則に近づける必要があることから、平成30年度の激変緩和措置を上限といたしまして、平成36年度の府内統一に向けて平成35年度まで段階的に行うこととしております。

また、平成31年度以降激変緩和期間の35年度までの間につきましても、市町村標準保険料率の動向や激変緩和措置に活用できる財源の有無なども考慮いたしまして、各年度の賦課時点において可能な範囲で必要に応じて検討してまいります。

なお、激変緩和措置終了後の平成36年度以降は、府内統一基準に基づき大阪府が決定する市町村標準保険料により、保険料を賦課することとなります。

続きまして、3点目の統一化による減免制度でございますが、大阪府国民健康保険運営方針の府内統一基準による主な変更点につきまして、まず保険料の減免につきましては、災害等により居住する住居の損害が所得に関係なく損害の程度により50%から100%の減免割合に拡充され、収入減少による減免も、前年度所得に関係なく減少率に応じて30%から100%の8区分の減免へ拡充されております。また、一部負担金の減免につきましては、減免の条件である収入減少における基準が生活保護基準から生活保護基準の110%に拡充され、対象となる医療も入院のみから入院及び外来に、減免割合も2割から10割の段階的適用割合が10割のみに拡充されております。平成29年度の実績は、保険料の減免だけで、42件、215万1,060円でございます。平成30年度においても、被保険者の皆様への周知を図るとともに、必要に応じた適切な保険料等の減免を行ってまいります。

最後に、4点目の改定後の保険料の大阪府下・近隣との順位についてでございます。

大阪府内の状況は、7月に本算定を行う団体もあり、現時点では、大阪府でも府全体の保険料率は把握されてございません。なお、電話での問い合わせにより近隣の9市町で比較いたしますと、市町村標準保険料率で賦課する市町が5市町ございます。標準保険料率から引き上げて賦課する市町が2市町、標準保険料率から引き下げて賦課する市町が本町を含めて2市町、合わせて9市町中8番目となる見込みでございます。

国民健康保険の都道府県化が実施され、大きく制度が変わり、大阪府と市町村が共同で運営することとなりましたが、大阪府は財政運営の責任主体を担い、各市町村は被保険者の方々の保険給付、保険料賦課、保健事業等の身近な業務はこれまでどおり担うこととなっており、住民の皆様方には、直接的な影響を最小限にしつつ、大切な国保制度を将来にわたって持続可能な制度としてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

資料につけさせていただきました、今言ったような内容もここに含まれているんですが、平成30年度の熊取町の国民健康保険料の激変緩和措置ということで、資料を通してつけさせていただいております。これまでも、国保の世帯の状況だとか年齢だとか、大阪府が進める統一国保料というのはどういうものかということや、ずっと質問させていただきました。そういう中で、ここに書いてあるア、イ、ウ、エ、現状をしっかりと把握した上で熊取町なりの激変緩和措置をしたと。その内容については、ここで書いてあるとおり、大体大阪府に合わせると20.1%からの5.1%までの保険料値上げになるので、生活実態を見て平等割を25%引き下げると。そのことによって全体の値上げが

5%未満になるということです。今答弁があったことも含めてまとめて再度言わせてもらったんですが、この激変緩和措置はことしが上限なんだと。だから、来年度からはそれ以上のものはなくなると。だから、それ以下の激変緩和措置になるということがウのところで書いてあるということです。とてもこの点では、統一保険料になると20.1%上がる人もいる中で、引き下げたということで評価したいなと思います。

次のところ、激変緩和措置なんですけど、3番のところに表があります。激変緩和のイメージ図です。この中では、市町村で対応、それで府全体で対応ということがグラフの中で書かれてあります。熊取町の実態はどうかということまで調べました。これは、資料につけたかったんですが間に合わなかったんで口頭で言わせていただきます。大阪府の所得割、事業費納付金の関係、これは、大阪府は大阪のどこにいても同じ保険料となるよう、市町村ごとの医療費水準を全く無視して、医療費水準は計算せずに統一保険料など大阪府統一国保を目指してまいりました。その中で加入人数、被保険者割と所得水準割で大阪府全体の事業費納付金をシェアすることになるんです。その中で、大阪府から出された2018年度の市町村の事業費納付金額というのが出されていますね、大阪府のホームページの中で。それと2016年度の被保険者数のシェアを比較した場合、熊取町は大阪府で、納付金の被保険者数のシェアよりも所得割が加味された納付金シェアのほうが大きくなっています。これは、なぜこういうことが起こるかということ所得が熊取町は高いとみなされたということです。そういうところで大阪府下43自治体の中で被保険者数のシェアよりも上がった、ふえている。大阪府に払わなければいけない事業費納付金というものの増加は大阪府下で20団体、その中に熊取町も入っているということです。それを、まず一つ現状として押さえないなと思います。

それから2つ目です。厚生労働省が発表した1人当たりの必要保険料というものが出されました。また、大阪府発表の1人当たり必要保険料というものが出されております。これも大阪府下で調べたところ、全体として厚生労働省が発表した1人当たりの保険料よりも大阪府が出した1人当たりの必要保険料のほうが高く数字が出ております。大阪府はこの数字で行うということでもあります。熊取町では、厚生労働省発表の1人当たりの必要保険料の部分は11万5,142円、1月に出了大阪府発表の1人当たりの必要保険料は13万5,888円という数字が出されて、2万746円も厚生労働省から出された分と大阪府の発表の分との乖離があります。この分についてなぜこういった乖離があるかという部分は、まだ私も勉強中なんですけど、とても大きなものがあるなと。大阪府下全体で上がっているんです。

それと、この上がった分の大阪府が激変緩和措置する団体は、この中で21団体なんです。43自治体の中で21団体、これが激変緩和される団体。その中に熊取町は入っていません。ですので、先ほど資料をつけてもらいました表の中で、大阪府全体で対応というところはないんですね、熊取町は。だから、財源が入ってこないということになるんです、激変緩和措置の。それも一つの現状であります。そのように大阪府の資料を見ながら捉えたんですが、その点いかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）幾つかご指摘いただいたんですけども、まず熊取町の所得割の占めるシェアが少し大きくなっていると。被保険者の数でいくと0.5%程度になるんですけども、所得割の割合が少し大きく影響しているという、それはもうおっしゃるとおりでございます。ちなみに、平成27年度の1人当たりの旧ただし書き所得というのが資料にございますけれども、28年度版でいきますと大阪府内10位の高さになっております。したがって、所得の割合に応じたご負担というのが一番公平な原則やということになりますので、その部分の影響を受けておるとございませう。

それから、あとご指摘のありました国の必要保険料、それから府の必要保険料というのが、どの時点でどのような計算をされて出された数字なのか私は把握しかねますので、それについてはお答えしかねるんですけども、ただ、1点言えますのは、医療費そのものがどうなのかと。大阪府全体でかかっている医療費が全国よりも高ければ、当然、医療費を払うための保険料でございますの

で、医療費が高ければ保険料も高くなるという連動によるものかなというふうに考えられます。

それから、熊取町の現状をもう一点申し上げますと、これは平成27年度、少し医療費が上がったときになるんですけれども、このときの1人当たりの年間医療費というのが大阪府内で高い順番から9位ということで、医療費が少しかさんでおるとというのがこれも現状でございます。

そういったことで、今回、都道府県化、大阪府統一料率という場合に、医療費のかかっているのを度外視して標準保険料率を計算しましょうというのが大阪府のやり方になりますので、熊取町としては医療費が高い団体になりますので、医療費を加味しないということは逆に熊取町にとっては、余り有利か不利かという言葉は統一する以上は適切ではないんですけれども、ただ、医療費がかさんでいる団体ということになりますので、医療費を加味しない統一保険料というのは熊取町にとってはありがたいのかなというふうに考えております。

それからもう一点、大阪府が実施する激変緩和措置の対象になっていないやないかというご指摘でございます。これは、もうおっしゃられるとおりでございます。と申しますのは、これは大阪府だけじゃなくて、全国の都道府県が激変緩和を都道府県レベルで実施するんですけれども、その際の今回の比較の保険料は平成28年度の保険料と比較いたしますので、熊取町は平成28年度の保険料は、27年度の医療費が少し高騰したことを受けまして少し値上げさせていただいております。それとの比較になりますので、今回の30年度、大阪府の標準保険料率を比較いたしますと標準保険料率のほうが低くなっておるとい状況になります。低くなっておりますので府の激変緩和の対象にはなっていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今まで答弁いただいていたものと重複するようなことが多々あったわけなんですけど、医療費が27年度上がったから保険料も28年度、がぼっと上がったんですね。それで、すごく上がったので29年度は引き下がったと。ことしはまた上がるという形になる予定なんですけれども、上がった年と比較しているから激変緩和措置はないんだと、上がった年と比較しているからこれだけの乖離があるんだというようなお話だったと思います。その点はもう少し私も勉強したいなと思うんですが、ここの上がった原因というのが、本当にあのときは薬代がとてもし上がった、あと被保険者数もふえていたというような状況の中で医療費がふえていたというふうに記憶しているんですけれども、その翌年は薬が下がり、被保険者が減ったんで下がったというふうに聞いているので、そういった部分も含めて、その年が特異な年であったから今回の乖離も行われているんですが、それは熊取町に限ってのことじゃなくて、全国同じ現象なんですよね、薬代が高いとか。そういう部分は、やはりその年の値上げというのがどうだったのかなというのは、その高くなった年に合わせて計算されている。平成29年度で大阪府は対応しているんじゃないかと、極端に上がった年の28年度で対応しているところがおかしいなとつくづく思っているわけでありまして。その点はもう少し勉強したいなと思っております。

それから、激変緩和措置ですが、表に書いてあるとおり、今先ほど答弁もありました。府からの激変緩和措置はされていないんだと、それは同じ認識であったわけですが、今回の保険料の激変緩和措置を行う原資というのは昨年度の保険料ですよね。ですから、被保険者の皆さんから集めた保険料が原資になっているんですね。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）原資の一部であることはご指摘のとおり間違いございません。ただ、国保財政といいますのは保険料だけで賄われているのではないというのもご存じのとおりでございます。国からの負担金、それから他の医療保険からの支援である前期高齢者交付金、それらによって賄われておまして、今回1億4,000万円程度の黒字が見込まれておりますけれども、その一番大きな要因といたしましては、医療費の伸びが少し落ちついたということと、それともう一つは前期高齢者交付金の2年後の精算金、これがかなりの額いただけたという、この2点で大きく黒字額

が出たというような現状でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）歳出見込み額が大体出て、それで保険会計の中で約1億4,000万円の黒字となる部分から約7,000万円を今回は激変緩和措置に使うんだということでもありますね。こういったやり方というのは、今までの熊取町の保険料の決め方のときも、決算見込みから次の保険料率を決めるときに見込みから決められたものですね。それまでは赤字だったので、繰り上げ充当という形で加算された形で保険料が計算されてきたわけです。今回は黒字だったから、その黒字の分の半分を激変緩和で使いましょうと、熊取町へ。だから、言うたら熊取町の国保の会計の中でやっていることであって、これは、激変緩和措置といっても市内の会計の中での市内努力の分野だと思うんです。そこはどうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃられている意味がちよっとあれなんですけれども、恐らく一般会計からの支援による、よれへんという話を言われているのかなというふうに……

（「違う違う」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）ではないんですか。

（「いや違う。国保会計の中での激変緩和措置やなど」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）今回の激変緩和は、おっしゃるとおり国保特会の中での余剰財源、それを充てさせていただくということで今回実施するものでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）それと、2ページ目、財政調整基金の積み立て及び財政調整基金の繰り出しについてちょっと確認したいんですけれども、これは、最近はずっと繰り上げ充当で赤字でしたので基金というものを持っていなかったんですが、今回は残りの7,000万円ほどを財政調整基金という国保の基金を立ち上げて、そこへ入れるということですね。ご説明お願いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃるとおりでございます。国保特会の中で最大限保険料へ配慮して、黒字額あるいは赤字額が出ないように、もう本当に収支均衡がとれるということを目指してやってきておりますので、今までも財政調整基金を何回かは積んだこともあるんですけれども、ほとんどないというような状況でございました。

今回、黒字額が一定額ございましたので、激変緩和に使わせていただいた残りのものを、翌年度以降また激変緩和ということも考えていかなければなりません。その財源とするため、あるいは万が一徴収率が落ちて、大阪府に納付すべき事業費納付金、これが不足するというような事態になりますと、原則大阪府から借り入れて、そしてそれを賄うために翌年の保険料を引き上げせざるを得ないというような最悪な事態になりかねません。そういったことを避けるためにも財政調整基金というのが必要になりますので、そちらに積み立てていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）この間、国民健康保険の都道府県単位化については毎回質問させていただいているわけですが、大阪府は平成30年度、今年度より医療費水準をゼロとして保険料率の統一を目指していました。所得だけで統一し、所得が同じなら大阪府民はどこに住んでも同じ保険料にするといったものでした。そのために、高過ぎる保険料への住民負担を軽くするために行われていた一般会計からの法定外繰り入れを禁止し、国保会計による条例軽減や減免も大阪府下統一することでありました。反すればペナルティーを与え、実行したところにはインセンティブというご褒美を与える政策誘導も行う予定でした。しかし実際には、住民の生活状況などから市町村の担当者からも法定の意見が大阪府に提出され、議会での批判、さらに厚生労働省の助言などによって、平成30年度から統一保険料である大阪方式実施は困難になりました。

大阪方式改良型として実施されたのが、6年間、大阪府と市町村による激変緩和措置が実施され

るものです。これは、今年度、表面的にも保険料を統一しない、できない市町村が大阪府下で15市町村、法定外繰り入れを表立って実施し保険料の引き下げを行う市町村が21自治体あります。全国で改良型を採用したのは大阪府、広島県、奈良県、滋賀県だけです。熊取町は、前年度の黒字分1億4,000万円のうち約7,000万円を財源に平等割、世帯割を減額し、住民負担を減らす激変緩和措置を行う。これにより、低所得者貧困層に最大20%の値上げが5%未満に抑制されることとなります。

熊取町は、激変緩和措置終了の6年後は大阪方式にするとの条例改正が3月議会で行われました。結局、激変緩和を段階的に実施し、自然増も含めれば毎年値上げが続く自動値上がりのシステムになっています。この過程で国保料の未払い世帯や滞納世帯がふえ、無保険者や差し押さえがふえるのではないかと心配です。今でも負担能力を超えています、それでも国保を持続可能にするために、値上げを大阪府の指定のままにするのでしょうか。その問題については、国民健康保険広域化共同計画などの企画が始まっているとのことでもあります。情報は入っておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）江川議員におかれましては、今回熊取町で実施いたします30年の激変緩和措置につきましては深いご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。熊取町としても激変緩和に努めてまいりたいと思っておりますので、その点についてはご理解をいただけたのかなというふうに考えております。

ただ、先ほどのお話の中で、法定外繰り入れが大阪府内だけの何か特殊な要件、それを禁止するのは大阪府内だけ特殊やというようなお話がございましたけれども、それは決してそうじゃなくて、これは全国津々浦々、法定外繰り入れについては削減、解消の方向に持っていく、つまり、法定外繰り入れというのはイコール赤字なんです。財政運営する上で赤字財政を放置するというのは、制度を維持する上で一番危険なことでございますので……

（「ちょっと、聞いていることを答弁してほしいです。ごめんなさい」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。ですので、それはないと、大阪府独自のものではないということだけご理解を賜ればありがたいと思います。

以上です。

（「共同計画についてお聞きしたんです」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。共同計画については、大阪府から一定説明は受けてございますが、現時点、詳細の説明というのは、まだ情報というのは入ってございません。大阪府内で例えば保険者努力支援制度がございますけれども、評価項目をどうしようとか、そういったことをみんなで考えていこうというような中身になってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。始まったばかりなんで、私も注視していきたいなと思っております。

今回、大阪府の統一保険料になると、激変緩和措置でこれからも大幅な値上げが起こる可能性が高いですね。それから、所得の高い人は余り値上げの影響は受けない状況であります。また、市町村の自治の否定、市町村も一保険者であるんですが、大阪府が決めたとおりに熊取町もするんだということであれば熊取町の自治の否定だと思えます。だから6年後、府のすることに対して全面的に任せることなく、やはり住民の生活を見て暮らしに寄り添って、議員として住民の声をこれからも議会の中で質問して、いかに負担を減らしていけるか、そういった立場でこれからも質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

運転免許返納事業についてお伺いします。

高齢者の車の事故が心配です。熊取町では早くに運転者免許返納事業が行われ、住民の多くの皆

さんが関心を持っている事業です。しかしながら、警察で運転経歴証明書をもらい、町で高齢者運転免許自主返納支援事業申請書で申請しなければなりません。手続の簡略化はできませんか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問の2点目、運転者免許返納事業の申請手続きについてご答弁申し上げます。

高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、大阪府公安委員会に運転免許を自主的に返納する高齢者に対し、運転免許を返納しやすい環境づくりを進め、高齢運転者による交通事故を減少させることを目的とし、満65歳以上で自主返納された方にひまわりバスの無料定期乗車券を交付しているもので、平成24年7月より実施しており、平成30年5月末現在で331名の方に交付してございます。

申請手続につきましては、運転免許を大阪府公安委員会に返納していただくことが前提となることから、まずは泉佐野警察署において運転免許の返納手続をとっていただき、その際交付される運転免許経歴証明書または申請による運転免許の取り消し通知と写真を町役場に持参していただき、高齢者運転免許自主返納支援事業申請書に必要事項を記入していただき、記名、押印の上、申請いただいております。なお、申請による運転免許の取り消し通知を持参の場合は、健康保険証などの本人確認書類が必要となっております。その後は、ひまわりバスの無料定期乗車券の交付に係る事務手続を行った後、ひまわりバスの無料定期乗車券を申請者の方に郵送により交付させていただいております。

以上が高齢者運転免許自主返納支援事業に係る申請手続でございます。必要最低限な手続と考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。この制度、もっともっといろんな方に知っていただきたいなと思っております。これ、熊取町に申請する前に警察で1週間ぐらいかかるんですね。熊取町に持ってきて事業申請書を発行してからもまた1週間かかるということで、最短で2週間かかるということですね。費用は警察に1,100円の経費が必要で、熊取町のほうは経費が要らないということで間違いないですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 今、1,100円かかるというのが運転経歴証明書、これにつきましては公的な身分証明書となりまして、免許証じゃないんですが、免許証の形でご本人の写真が入るといような証明書がわりになるものでございます。これとは別に、申請による運転免許証の取り消し通知というのがご本人の手元に警察からいただけますので、それを持ってきていただいても町で事務手続を進めることは可能でございます。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。では、警察に行って運転免許の取り消し通知書をもらってくれば、その後、町へすぐ行けるといことで1週間で済むんだと。運転経歴証明書は本人確認の書類ともなるので、もしそれがなければほかのものも持ってこなあかんということですね。

押印なんですけれど、これは必要な書類でしょうか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 今のところ記名押印という形で書類にやっただいていただいているところがございます。ただ、押印につきましてはいろいろ手続上これまでも議論がございまして、署名でもいいのか、または記名押印でもいいのか、どちらかを選択できるのかといういろいろな申請手続がございますので、その辺につきましては今後ちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） 検討していただくということで今ご回答いただいたと思っております。

先日、小谷の方が運転免許返納事業の申請に来られたんです。押し車を押しながらひまわりバスで100円払って来たのに、かばんを変えたから判こが入っていなかったと。その状態でバス乗って帰ってまた来るんか、そんなん大変やと言って、この申請が本当に押印が必要なのかということをやっぱり精査してほしいなと思って質問させてもらったわけです。

ちょっと調べていると、千葉市で申請書の押印の見直しが行われております。3,000種類の手続において市民等に押印いただくことになっていたのを、改めて約2,000種類の手続について署名を基本とする署名または記名押印の選択制になったと、そういうことが書かれておりました。ちょっと時間がないのでその程度にいたします。ぜひご検討のほどお願いしておきます。

次、就学援助についてお伺いします。

安心して子どもたちが教育を受けられるよう、これまで就学援助制度の拡充を求め質問してきましたが、3月議会で認定基準の引き下げが提案され、それによる効果額が示されました。議員による附帯決議が出され、今年度は引き下げはとまったものの、来年度が心配です。どのように考えているのか、町の姿勢をお伺いします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）要保護・準要保護就学援助に係る町の姿勢についてのご質問ですが、答弁いたします。

就学援助制度につきましては、第3次行財政構造改革プランに基づき、平成30年度から認定基準を見直す内容で予算の上程を行い、3月定例会においてご可決いただいたところですが、同時に附帯決議がなされ、平成31年4月に入学する児童・生徒に対して30年度内に支給する新入学学用品費以外の就学援助費の支給を従来の認定基準により行い、この6月定例会で関連経費を補正予算措置することなどを柱とする内容をご提示いただいたところです。

本町といたしましては、本件対応について市内において慎重に検討を重ね、既に5月23日付の文書で議員各位に対し本町の考え方を示しさせていただいたとおり、認定基準の見直し時期については、附帯決議の内容を重く受けとめ、平成31年3月に支給を予定する新入学学用品費の認定分から延期することとし、これに伴う予算は本6月定例会の補正予算案として上程させていただいたところでございます。

また、具体的な認定基準の取り扱いについては、3月定例会などこれまでにご説明してきました内容を基本といたしますが、岸和田市以南の市町では、比較的幅広い支給対象者の認定となる水準を維持したいと考えております。

いずれにいたしましても、就学援助制度は、学校教育法第19条に規定されておりますように経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対する支援であり、この趣旨に沿って本町の現下の財政状況や近隣市町の状況等も勘案した中で見直しを行うものであり、今後、住民の皆様に見直しの内容について十分に周知し、皆様のご理解を賜りながら実施してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁ありがとうございます。余りいい答弁をいただけなかったんですが、平成30年度の就学援助のお知らせ、きょう資料につけさせてもらっています。5ページと6ページなんですが、いいものができたなと思っております。今まで、私が議員になってから何回も就学援助制度についてのことを聞きました。世帯構成人数、それから金額、どのぐらいの世帯の全員の控除後の所得金額なのかということも何度も何度も聞いたんですが、具体的な数字をいただけませんでした。今回このようなとてもわかりやすい、裏面にはどんなものが援助されるのか内容まで書いていて、すばらしいなと思います。これを待っていました。待っていましたが、金額が下がるというところがちょっと解せないんですが、今回は小・中学校に在学している児童・生徒の保護者宛てに出されたものだとということで、金額が書かれています。この金額を確認したいんです。

これは旧基準の1.1ですね。今度は新基準の1.3にするといった場合、4人家族だけでいいです。

また詳しいことは後日聞きます。4人家族の約287万円は幾らになるのか、その下、中学生の約300万円は幾らになるのか、その辺教えてください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）細かくはちょっと計算しないとこの場であれですので、今わかっている分で申し上げますと、4人のケースでこれまでの状況も踏まえてですけれども、もともと熊取町は、目安としてですけれども、控除前で370万円程度の額以下であれば対象としておりました。これが次回の新基準、要は来年の3月にお支払いさせていただく4月からの入学に係る新入学学用品費については新基準の1.3にするとということで、これが318万6,000円に変わるという、まず大きな理解はそういうところですよ。今申し上げた370万円というのが、控除後に直しますと300万円というふうにご理解いただければいいかと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっとわかれへんかったんやけれど、すみません、お知らせの中で数字が幾らになるのかぱしっと言ってもらわないと、287万円よりも下がるんですよ、もちろん。中学生の300万円も下がるんですよ。そこの数字をきちんといただきたいんです。来年度の申請のときにはこういう数字になるという数字を。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）またここは改めてお示しさせていただきます。

今おっしゃったように、300万円というのが控除前であれば今申し上げたように370万円という額で、これが新基準になれば、来年の4月に入学される方は新基準の1.3倍にした額で、ここには書いておりませんが、今申し上げたように318万6,000円程度に額が変わるというふうにご理解いただきたいと思えます。あとの分に関しては再度計算させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）なかなか、保護者の方の手に渡る文書の中で幾らになるのかというのはやはり目安なんです。ここは、きちんとした数字を出してお知らせしてください、早目に。よろしく願います。それはもういいです、答弁。

それと、この前、今年度の新入学児童の場合は265万円というふうを書いてあったんです。それがこの募集では287万円、入学準備金の中学生は285万円がここでは300万円と書かれているんです。こういった数字というのがとても判断の目安になるので、来年はどうかというのも曖昧ですので、きちんとしていただきたいなと思えます。

それと、大阪府下の就学援助の資料をいろいろ取り寄せて、今調べております。これを添付資料につけるまではまだ準備ができていなかったので出せませんでした。大阪府下の状況を皆さん知っていただきたいなと思えます。

島本町は、大阪府下で一番トップレベルです。政府の1.5ということで328万8,000円です。近隣はどうかということですが、泉佐野市が今回ことし上げてまして301万円、岸和田市は約336万2,000円、泉大津市は約325万1,000円、ちなみに大阪市はどうかかなと調べましたら325万円、これはこういったお知らせに書いてある数字です。ですので、決して熊取町が高いわけではないということをご再度申し上げたいと思えます。その上で、あとは町長の判断になると思うんですが、子育て支援のまち熊取で現状をより悪くするというのはいかがなものかなということはお知らせしておきます。

最後の質問に入ります。環境センターの利用についてです。

集中豪雨の影響等で土砂崩れが起り、環境センターが利用できなくなりました。別の場所でも倒木や落石が見られます。今後の対応をお伺いします。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、4点目の環境センター付近の土砂崩れについて、別の場所でも倒木や落石が見られます。今後の対応についてご答弁申し上げます。

永楽ダム周回道路及び環境センターまでの道路沿いの法面につきましては、平成24年度及び平成29年度に国の交付金を活用した道路防災点検を実施し、平成28年度に永楽ダム周辺の町道永楽線において法面修繕工事を実施、また、平成29年度には町道高田桜谷線の法面修繕工事を実施したところでございます。

道路防災点検につきましては、道路法面などにおいて土砂崩落や落石等の道路災害につながるおそれのある変状を把握し、対策の要否を決定することにより、通行の安全確保を目的に大阪府の道路防災点検要領に基づき実施しているもので、目視により地形や土質、湧水状況、勾配などについて調査を行うものでございます。平成29年度の調査では、対策が必要な箇所が1カ所で、その他は経過観察等となっております。また、対策が必要な箇所につきましては今回の土砂崩れが発生した箇所付近でありますので、本6月議会にて補正予算を計上させていただいております設計委託業務に含めまして対応してまいりたいと考えております。

また、倒木の対応につきましては、パトロールを定期的に月に1回程度行い、枯れ木や道路上にオーバーハングになっている枝等について伐採や剪定を行い対応しているところでございます。

今後におきましても、道路通行安全確保のため、落石の状況や湧水状況、枯れ木などについてはパトロールにおいて経過観察を行い、状況等の変化があれば必要な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） ありがとうございます。この質問に対してはほかの議員からも出まして、十分にもう答弁いただいているので、復旧工事を早期にさせていただいて、月曜日から利用できるということで、とりあえずよかったなと思っているところですが、応急措置にかかわる経費というのは6月議会の補正で出ているということなんです。ざっくり、この件に関して幾らぐらいの費用がかかりましたでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 6月議会におきましては、本復旧工事に係る設計委託費の補正を上げさせていただいております。3月に発生した土砂崩れと5月に発生しました土砂崩れにつきましては、約1,500万円程度かかっております。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。それと工事以外の損失です。環境センターがとまった、動かせなかった、結局2週間ぐらいになるんですか。もっとなるんですか。その辺の損失というのは、ざっくりどんなものなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） 全容という形でご説明させていただきたいんですけれども、今回、6月定例会に専決を2つ上げさせていただいているんです。一つが29年度の専決補正予算と30年度の補正予算ということで、議案番号で申し上げますと第36号と第37号、2つの専決予算がございます。まず、第36号のほうは3月の崩落に伴うもので、第37号が5月の崩落に伴うものになります。

それで、まず第37号のほうは実は年度当初ということもありまして、また議案説明もさせていただくんですけれども、全容としたら必要な予算が全部、災害対策が全て入っているほうが第37号であります。ただ、第36号のほうはいわゆる近隣の一部事務組合に負担金を払った分だけの実は予算の専決になっておりまして、それ以外の例えば町内の火葬場が使えなくて差額の補助金を出して支出したとか、あと、一部事務組合以外の方で先ほどの崩落の応急対応とかの費用というのが予備費なり現計予算等で執行しておりますので、全体像としてお考えいただければありがたいんですけれども、予算ベースでお考えいただければと思うんですけれども、3月の分で全体で約1,162万円の予算規模となっておりますし、5月の分で申し上げますと第37号の補正予算の規模ということでお

考えただければと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、細かく提案しているということはわかりました、議題に上がっているということなんで。

この中には、応急措置だけではなくて工事以外の部分も入っているということを理解しましたので、またそのときの委員会で質問したいなと思います。

江川の質問終わります。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、6月の一般質問、12番目のバッテリーで最後でございます。あとしばらくおつき合い、よろしくお願いいたします。

今回は、損害賠償債権の回収等に関する調査報告書についてという大きな項目1点で質問をさせていただきます。

ざくっと経過を言います。談合事件の発覚は平成19年10月、住民の皆さんが裁判を起こしていただいて、最高裁で平成25年12月に回収金額4億7,000万円、実績は今、約2億円、44%、未収2億7,400万円、こういう状況の中で事件発生から11年がたっているわけですが、いろんなことが起こってまいりまして、きょうの質問の大きな項目、先ほど申し上げましたが、PTができました。その経過は、平成28年12月議会で談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願、もう一つは談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願、この2本の請願が住民の皆さん方から出てまいりまして、我々このメンバーの議会全会一致で請願を可決いたしました。平成29年3月議会の中で債権回収プロジェクトチームが始動しました。町の顧問弁護士に新たに就任していただいております岩本弁護士、そして住民訴訟の中で住民側の弁護士としてご助言、それぞれ活躍いただいた島田弁護士、ほか3人の弁護士でプロジェクトチームが発足したわけでございます。平成29年10月26日、このPTから中間報告という形で我々議会のメンバーに報告がされました。そして平成30年3月14日、PT最終報告という形で、その日に町長への報告、その町長の報告終了後、議会に対して最終報告ということが示されたわけでございます。

この間、町も我々議員もその報告を受けて、町のPTの報告に対する考え方ということが一向に示されない中で6月議会が近づいてまいりましたので、5月15日、熊愛の会、それと日本共産党熊取町会議員団の2会派で、損害賠償債権の回収等に関する調査報告書に対する質問ということで8項目を町長宛てに提出させていただきました。5月29日の午後に、回答書、これはPTチームの代表弁護士である岩本弁護士が町長宛てに、我々2会派の質問に対して回答書という形、そのコピーを2会派に提出していただきました。これは、まさに一般質問締め切りの前日でございました。これが今までの経過でございます。

それで今回、ことしの3月に調査報告書をまとめて議会に対して説明を行っていただいたPT調査報告書に対する町の先ほども言いましたように考え方が示されない中で、2会派で5月15日に質問書を提出して、回答を5月29日にいただいたと。この経過に基づいて今回の質問でございますが、大きな1点目として、8項目の質問書ということを出させていただいたんです。その中でまた大きく分けまして、本日、小さな項目4点について、PTの考え方というのはその回答書に出ています。町とPTの考え方を示していただきたいというふうに思います。

1つ目は、住民訴訟提起時における前町長の立場の評価についてご答弁を求めたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、1点目の①住民訴訟提起時における前町長の立場の評価について、とりあえず債権回収プロジェクトチームの内容について報告させていただきます。

債権回収プロジェクトチームの考え方は、過日、債権回収プロジェクトチーム委員5名の弁護士

から調査報告書について説明がありましたとおり、「住民訴訟の過程を通じて前町長に法的責任を生じさせるような不当な訴訟遂行があったとまでは言えない」とされておりますが、町としましても同様の考えでおります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）イコールということですね。

（「はい」の声あり）

1 番（文野慎治君）もう、ざっと先に言うてもらいましょうか。

2 点目の項目についてお考えをお願いします。平成24年10月以降に債権回収のために講じた手段（資産調査など）の評価、これについての考え方をお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）次に、②の平成24年10月以降に債権回収のために講じた手段の評価については、「町はそれぞれの時点で通常想定される債権保全策を講じていると評価することができ、現に一部については債権回収を実現している」と報告書にはありますが、町も同様の考えでございます。以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）では3 点目、2 名の建設組合責任者の態度の評価についてお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）申しわけないんですが、3 番と4 番と一緒に。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）どうぞ。そしたら4 番、未納業者の態度の評価。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）次に、③の2 名の建設組合責任者の態度の評価及び④未納業者の態度の評価については、債権回収プロジェクトチームの目的は、新たな法的手段の検討と問題点の整理及び住民訴訟からの経過と町の対応等を検証することでありまして、債務者個別の態度の評価については言及しておりません。これも同様に町は考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）全て、町がこういう質問が出まし……。いいですか。

（「申しわけありません」の声あり）

1 番（文野慎治君）そしたらどうぞ。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）また、町の考え方としましては、債権回収プロジェクトチームにおいて、談合事件の背景から住民監査請求及び住民訴訟での町の対応経過、判決確定後の対応など、一連の経過を詳しく検証され、とりわけ住民訴訟に係る経過の中には、「町が各業者に損害賠償請求を行う選択肢もあったと考えられ、その後の住民訴訟の経過からすれば、むしろそのほうが合理的であったとは考えることもできる」と指摘されているところもあり、検証の結果としては「過失があるとも、確定的には言えない」とされておりますが、現時点においては、住民訴訟に至り判決確定までに長い期間を費やしたことにつきましては、住民の皆様にも多大な負担をかけたことは反省すべき点であり、債権回収に関しては、新たな法的手段の検討並びに今後の対応については、「さらなる財産が発見される可能性が皆無とまでは言えないため、定期的な監視は継続すべきである」と付言をいただき、検証結果を真摯に受けとめ、今後の対応に生かしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）8 点を 4 点に絞ったんですが、その 4 点について、最終報告書は私の手元にあるんですが、そういった部分について、PT の表現について、ほぼ長い時間かかったのは町民に対して申しわけないという言葉は町のちょっとつけ加えた感想やと思うんですけども、あとはもうこのままやということでもいいんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）そのとおりでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと 1 時間で足らんかもわかれへんですね。

もう一つ、そしたら確認ですわ。これは通告してへんけれど、今のご答弁いただいたことが前提なんです。僕は、町長が 3 月議会で本当に英断やということで、珍しくここで、中西町長の時代は褒めたことなんてなかったんですけども、町長をすごく僕は褒めたたえたわけですよ。英断をされて、2 つの回収の問題と特別委員会を設置する請願、これを受けて、まさに決意を述べていただいてスタートした、始動した。そういう形で私、自分の議会だよりの原稿の中に書いた記憶が鮮明に残っているんですが、岩本弁護士は町の顧問弁護士として当然、その他の業務の中プラス今回の PT の座長的な立場でプロジェクトチームと契約をしていると思うんですけども、町がその PT に対して委任契約というのがあると思うんですよ。通常、弁護士に物事を依頼するような場合は、このこと、このことについてやってくださいというような形で契約書を結んでいると思うんですが、それはございますか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）ございます。その内容につきましては、債務者の財産状況調査、債権者破産を含む債権回収方法の検討、住民訴訟からの訴訟経過の検証、以上の報告書を取りまとめていただくというふうな内容でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）その頼み方が、先ほど経過をるる述べましたけれども、2 つの請願、これを受けとめて議会は全会一致で可決をした内容について、町長も町側も受けとめていただいて、そのことの検証をするためにということだったんです。今、手元にそのときの請願書というのは町長も担当もありますか。持っていませんか。ちょっと信じられませんが、あえて言いましょう、余りにも何かそっけない答弁やったんで。

調査特別委員会の設置を求める請願で請願の理由ということについて、「上垣元町長や中西前町長の不作為・職務怠慢を含めて、総合的に検証し、総括することは今後の町政にとって大変重要な課題です」。「熊取町の公共工事の入札において、なぜ 20 年にわたり恒常的談合が繰り返され、防止できなかったか。また談合発覚後、なぜ上垣元町長や中西前町長が、恒常的談合の真相解明と損害回復について職務怠慢であったが、それぞれの政治的道義的責任」、政治的道義的責任です。「及び賠償責任の有無と程度は如何ほどか」。「住民が、主に刑事判決等、刑事確定記録に依拠して、訴訟を提起し、談合業者らと争い、地裁と高裁で勝訴したが、なぜ中西町長は、業者側に立つ訴訟姿勢を維持したのか。そして、高裁判決後や最高裁決定後に業者らが賠償金納付を始めたが、なぜ中西町長は、賠償金請求訴訟の提起が遅延し、和解協議に長々と月日を費やし、町の勝訴判決が確定後も強制執行や債権者破産を含む厳しい姿勢で臨まず、賠償金回収に機会を放棄するかのよう姿勢に終始したのか」。こういうふうなことが書いているんですよ。

ですから、今 4 点も全部言っていたいて、PT の回答イコール町の考えですよというお答えをいただいたんですけど、もっと細かい話で文句を言うたら、町長宛てに私ども 2 会派は質問書を出しているのに、町長からの回答じゃなくて岩本弁護士が町長に宛てた回答をコピーして、これが答えですと返ってきたんですよ。これは、もう次の日が一般質問の締め切りやし時間もない中で、

こういう形でPTから返ってきましたよというような形で返ってきたから、それできょうの質問なんか役に立つかなというような、すごく僕はええ人やなと思うんですけど、そういうふうに思いながら、ですから、そもそも町長宛てに質問書を出したんやから町長から返ってくるのが当たり前やけれど、それはそれでいいでしょう。しかし、今のご答弁を聞いていて、丸々そのことが熊取町、藤原町長の考えやということのご答弁であれば、これはいささかおかしいなと思うんです。

政治家としての上垣町長、中西町長についての政治的、道義的責任を書いている請願なんですよ。るる裁判、いろいろその当時、元上垣町長も前中西町長も町の顧問弁護士がおって、いろんなやり方がある中、あるいは僕らはずっと、もっと早くしなければだめやないかということのをらりくらりする中でも、何カ月たった後でそういう訴訟を起こしたりそういうことをやっただと。しかしそれは、法律の中で言えば、こういう幅があるとすれば絶対落ちないところの幅の中でやっているから、法律的には今さら何もできませんという答えはあるかなと思ってたし、だから、きっかけがこういう請願がもとでできたPTであるがゆえであれば、政治的、道義的責任はどうですかということについても若干触れていましたね。それは認めます。僕はそのことが、もう時間をもったいないから、あえてこの文章がそれやというのは言いませんけれども、町民が町政の姿勢について判断を下すという形では、中西町長は選挙で負けました。それが町民の今までの中西町政の答えなんですよ、ノーという形がね。藤原町長が勝ちました。おまけに新人、全く無名の大屋さんも、現職の町長の上をいきました。そういう意味では、中西町長の時代にこういうことをやっていたことについては、住民としては政治的には決着をつけたと思うんですよ。その上で藤原町長が町政のかじ取りを、船長になったんやからやっぺいこうということについて、期待があるわけなんですよ。そのことについて全く触れられていないということについては、いささか残念という言葉では足りないぐらいの今、思っています。

もう2つ目の質問も一緒にやりましょう。町長、予定よりも早く2人で話をする機会になったと思ってください。

大きな2項目めとして、町長はこの「PT調査報告書」を受け、「談合問題」をどう捉え、町民の皆さんに何を発信するつもりなのか所見をお伺いしたいということで通告しています。まず、そのお答えを言ってもらえますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 担当理事から答えもあるんですけども、私から答えさせていただきたいと思いません。

この談合問題、本当に心から、議員も残念では言いあらわせないという言葉で表現されていましたが、私も残念としか言いようがない。もうそれがすごく残念な思いということでもあります。私の思いは、これは顧問弁護士である岩本弁護士には重々伝えさせてもらっていますし、皆さん方からいただいた請願書の中身についても重々伝えてあります。その中で、顧問弁護士と町側がずうずうにならないように、畠田先生にも入ってもらい、大阪で活躍されている行政問題に詳しい若手の3人の弁護士にも入っていただいています。そういった中で、皆さん方からいただいた課題について検証してもらいました。その報告が3月に出てきたわけですけども、この内容については本当にもう残念で残念でなりません。心がほんまに安定していないんです。この間からもう寝不足で寝られない。

なぜこういうふうになったのか。これは、私が引き継いで2年余りになりますけれども、その間、私の努力も、スピーディーさを求めている中ではちょっとスピーディー感に欠けた感もあったかなというふうに思うんですけども、10年前に起こった問題です。スピード感を持って対処すればここまで長引くこともなかったやろうというふうに、私自身そんなふうに思っています。いろいろな場面のいろいろな情報をいただいています。その都度その都度の前任者の判断が、私の判断では全くでたらめな判断やっただというふうに思っております。それが今日のこういう10年間にも及ぶ行政にかかわる職員の労働時間にも大きく作用している、そんな不幸な現実をもたらしたというふう

に思っております。

だから、私の思いは重々岩本弁護士も畠田先生もわかっていただいた中での報告書ですけれども、全く納得できていないというのが残念であります。

これは、しかしながら法律家の専門家ができること、できないことを検討した結果やと素人的には思わざるを得ないというのが今の私の思いです。そういう意味では、この談合問題、10年長引きましたけれども、これをまた起こさない、そして不公平感、公正な感覚を住民の皆さんは持つてはると思います。これをいかにして解消していくか、納得とまではなかなか持つてこれられないと思いますけれども、これから示していく行政の中で二度と起こさない、そしてそういった思いを持つて情報公開をスピーディーに広げていく中で、明るいそういった住民との関係を築いていく、そういう覚悟を持つた一つの結果かなというふうに捉まえております。

私も、その当時町議会議員でありました。情報が開示されていない、議会の皆さんに必要な情報もコントロールされておったというのがその当時の私の思いですので、そういったことがないように、これはもう就任当初から言うていますけれども、情報はスピーディーに公開していくというそういう旨の方針でこれからも当たっていきたいと思いますので、納得できない部分もたくさんあると思います。ただ、出直した熊取町行政、これからを見守っていただきたいというふうに思っています。答えになったでしょうか。ということで。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） なっていないですね。今から思えば3月14日、さっき言うたように、町のPTの報告書が出て、町長、これどう捉えるんやろう、どうしたいんやろうなということをはんまにこっから会派で質問を出すまでの間に寝られへんぐらいやったら相談に来てくれたら、きょういっぱい傍聴に来てくれてはりますけれども、皆さんが、何や藤原町長失望やなというような思いをさせんで僕は済んだなと思っているんですよ。とあとは僕の提言というか、町長、眠れますよ。町長しかできない役割があるんですよ。その話を聞いてくださいよ。いいですか。

まず町長、今も答弁の中でも、以前の議会の答弁の中でも言っていたフレーズは、やっぱり忘れんと言うてはりますよ。PTが始動するとき町長の決意を何うというとき、これは長くしゃべられたけれど、議会だよりも載せる原稿で僕、要約したやつやから、町長はこう言うてはるんです。町顧問弁護士に、本案件を熟知されている岩本弁護士に就任していただいた。このことが債権回収に対する決意表明。岩本・畠田弁護士を中心とする検討チームで債権回収並びに過去の訴訟経過等について調査検証し、的確な提言をいただき、その経過は住民、議員へ情報提供を行い、意見を伺う機会を設け、最終回収及び過去からの検証について誠心誠意取り組む所存、これが英断やと僕は言わせてもろうたスタートやったんです。それから半年後、平成29年9月議会、そのときいろいろ談合問題で言っているんですが、町長についての中西前町長に対し、談合事件による業者に対する債権を違法に回収を怠り、町及び住民に多大な損害を与えたとして、藤原町長から訴訟の提起を行う検討すべき、そのとき町長は、現状、私の正義感においても認められない。判決文を公にしないなど情報操作があった。あつてはならないこと。早期にやるべきことを実行していれば長い時間はかからなかった。行政に対する不信は拭われていない。社会的、道義的に中西前町長の責任は重い。

だから、先ほどご紹介したように、請願書は政治的、道義的責任を、今の選挙で勝った藤原町長は、熊取町を変えようということでは訴えられて町長になったんですよ。ですから、社会的、道義的に中西前町長の責任は重いということについては現町長が発信できることなんですよ。PTの中は、先ほども言うたように、これが違法かどうか、これを裁判にかけたら勝てるかな、どうかなということ、弁護士やからやっているから、それは難しいかな、そうとも言えないとか、いろいろこの報告書の中にあるんですよ。しかし、きょう時間、半分は町長と一緒にやりますよということ、町長にそれだけ言うていたけれど、僕は、町長のポストにある者ができる決断というのがあると思うんですよ、これは。上垣元町長、中西前町長、現藤原町長、そのときに、町長が今おっしゃった

悔しい、何とかできへんかという思いがあるというのやったら、あるんですよ。上垣町長は、4億7,000万円というのは時効があるから5年間の確定した損害額ですよ。でもこれは、裁判の中で明らかになっているように、昭和61年に組合ができてから20年間にわたってずっとやっていたから、そんなお金じゃないんですよ。だから、それができる中の4億7,000万円について、しかし、当時の19年に発覚する前も、議会の中で今も続けて議員をやっておられる方もおるし、そういう人も含めて熊取町の入札の高い落札率はおかしいんじゃないかということをおかしいおかしいと言い続けながら、町長はそんなことはいっこもないんやということの中で事件が発覚したんですよ。

だから、そのことはやっぱり当時の町長の立場として甘かったということも言わなあかんし、中西町長はこういうことも言うています。大原住宅の事件だけが起こって、ほかにもまだあるやないかと。私もそのとき19年から議員をさせてもらっているから、過去5年間の工事の表を資料提供してもらいましたよ。それが、私も町の顧問弁護士から告発されて大阪特捜へ呼び出されて言われたときにその資料を見せたら、95%、96%、97%、98%、100%に近い中でずっとやっている表を検事に見せたら、これは談合や談合や談合やと言うていた時代なんですよ。その中でありながら、これは住民の会の皆さんがつくった資料ですけども、当時裁判所に提出したときに町長は、この庁舎の中での撮影やと思うけれども、今調べる限り談合はないんやと言い切っているんですよ。あるいは議会の議員の質問に対して、住民の会の皆さんが裁判を起こしてくれたが町長はどう思うねん、ありがたくは思わないと言うているんですよ。僕は、そういった町長が町長の職たるものですよ。僕は、中西さん、上垣さんは別に個人的にはどうでもいいんですよ。町長という職務についている人の発言やから大変なわけですよ。

ですから、藤原町長の性格は穏やかで、まあまあというのはわかる。しかし、町長になった限りは自分の前の町長、その前の町長が発した言葉をそれは政治的に間違っていたと言えるのは、議員でも何でもない、藤原町長にしかそれはできないんです。わかってももらえますか。それを取り消さないかん。だから、住民の皆さんに対してもそれはやっぱり町長が発信せないかん。そのことをきょうは後段の部分、まさか4点のやつを全て丸々もうそのとおりですと。

議長（坂上巳生男君）文野議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。文野議員。

1番（文野慎治君）ですから、まず中西前町長のそういう、今言ったように住民の方が動けへんかったらこの裁判はなかったんですよ。4億7,000万円、2億円もう今、町の貴重な財源として使えているんですよ。そういうことがなかった。しかし、それにありがたくも何ともないと言った答弁については、現町長としてそれは謝罪せないかん。それは間違いでしたと、皆さん方が汗をかいてくれた、ボランティアでみんなやっているんですよ。そういう方に対してそれは言わないかんと思えます。こういう点についてはどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）前任者はもう既に行政の職から外れて一般住民となっているわけなんですけれども、その当時にそういう発言をすればまた状況も変わったのかなと思います。引き継いだ私としては、そういう発言をすること自体が信じられないというふうな思いであります。私でよければ、言葉が間違いであったというふうに請願された皆さん方にはお伝えしていきたいというふうに思いますけれども、本当に私は3月議会で説明させてもらったとおりの気持ちを持っていまして、それを顧問弁護士、畠田弁護士にはもう重々伝えたつもりです。その結果として上がってきた中で、どうしようもない、そんな空気に包まれているというのが確かです。できれば道義的、政治的、刑事的な責任まで問えるやろうというふうなことも岩本弁護士、畠田先生にも伝えていきます。伝えた結果、だけどころか結果になったということで、本当に残念やと、その気持ちはわかっていただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）だから、道義的責任は僕もそうやし町長も思っているから、それを訴えるんやとい

うことを言うているんじゃないんですよ。現熊取町長のポストにある藤原敏司さんとして、今までの町長の悪かったこと、住民のそういうことに沿わなかったこと、そして今の結果になっていること、そのことについて、僕はこの問題をもうどこかで決着つけなだめやと思っています。今回の質問でほんまは終わりたいぐらいですよ。そういうことをできるのは現町長しかないんです、先ほど言うたように。そのポストにある政治家がやらなあかんのです。そのことを僕は言うてほしいと思うんです。私でよければではない。これは私しかできん、藤原町長しかできないことなんです。これが一つ。

僕は、こういう残念な経験をした組織の意識改革をせなあかんと思っています。僕は、ずっとこの間、自分の質問の中でほとんど半分以上この問題を取り上げているのかなと思うんですけど、先ほど町長もおっしゃっていたように、同時進行した渦中におったからなんですよ、議員として。例えば、裁判記録の中でこういうものを読んでいるんですよ。これはもう公開されているから言えますけれど、一定のルールに従ってチャンピオンを決めます。その上でチャンピオンが、現場説明時に配付される設計図書をもとに、価格をもとに役場の担当原課に行き、これを見てもらっていいですかと。それでヒントを受け予想を立て、ボーリングと言われる作業です。それで、その設計金額から7%ぐらいを引いた額で入札すれば大体予定価格の95%以上になりますので、その額をチャンピオンの入札額にするわけですか、いろいろ事細かく町との癒着状況について話します。

先ほど申し上げたとおり、建築課、下水道課、道路新設課道路維持係などの担当原課について足しげく通ってボーリングの精度も高くなってきていて、懇意にしてもらっていました。ボーリングに行くのは、チャンピオンのほか私ぐらいであり、ほかの指名業者はボーリングしないわけですから、あらかじめチャンピオンが決まっているということ、つまり我々が談合しているということを担当原課の人間は当然想像がついていたはずですよというふうなことが出ているんですよ。こういったことを百条委員会をしたときも、先ほど町長もおっしゃったように、中西町長は資料を全部出しませんでした。ほとんど黒塗りを出してきました。そのことを町長も怒っておられると思う、同じときやっていたんやからね。だから、そのとき、今僕は思うんです。この事件の中で、残念なことに自殺者も出ているんです、職員で。今のモリカケやないですけど、日大のアメフトのあれじゃないですけども、そういう一番の人事権も持っている町長が、もうこれはないんや、こういけと言うたことに対して、その当時に答弁しはった部長はもう既に退職されているし、今、理事者席に座っておられる方はもう少し若くて、ほかの係でおったり、あるいは警察の事情聴取も受けていただったり、いろんなご苦労をされた中で今日あると思うんですよ。

こういった状況の中で、もし今のこの時代に19年に事件が発覚したようなことがあったら、内部で調査するとかそんなことじゃなくて、第三者委員会ということは必ずぽんと浮かぶと思うんですよ。そういうことがやはりできない時代であったし、議会も百条委員会を2回やりましたけれども、実質的な審議というか、そういうふうなことはできなかった。当初はマスコミもいっぱい関心を持って来てくれましたし、きょうは傍聴の方もいっぱいいらっしゃいますけれど、当時、半分は建設業組合のジャンパーを着た人が来ているんですよ。後ほど言いますが、完納してくれた業者とは、今は随分向こうから話をしてくれるようになりました。当時のことを言うとな、あんたが質問するときに朝ファクスが入って、組合からね。きょうは2名何時に傍聴へ行けと動員がかかったんやと。今、タウンミーティングや議会報告会に完納した業者が来られますでしょう。何とかもつと取れやと言うてくれます。こういう、言えばその首謀っていた人は逃げているんですよ。でも、僕もずっと質問する中で言い方を変えた時期がありまして、その人らも被害者やっただけやと言うています。そやから、そういう人に対しても、やはり町長として完納してくれてありがとうということをやわなあかんと思う。

罪を憎んで人を憎まずという言葉、ちょっと違う場で最近聞いたんですよ。同時並行で矢野正憲議員の政治倫理審査会というのがあって、そこで矢野議員から、自分の亡くなられた、そして

5,000万円ですか、そういう故人の債務を負っておられた方のことについて、罪を憎んで人を憎まずと義理の息子がそう言うのと、それは使い方が違うやろうと思うんですけど、私の言うている罪を憎んで人を憎まずというのは、熊取町でなりわいをしようと思ったら当時は建設業組合に入らざるを得なくて、巻き込まれた完納してくれた業者、その人らには、こんな状況の中で、町長がよく言っていた公平・公正な町政をやります、私の信条ですとおっしゃいました、29年3月議会でも。だからこれを立ち上げるんですということをおっしゃいました。それであれば、公平・公正の中で悪かったことは悪かったこと、だから決まった損害賠償金は払いますということで払ってくれた人には、そういう僕はメッセージを出すことが必要ではないかなというふうに思っています。

ですから、町長として上垣、中西町長の発言やそういうことについては撤回、そして町民の皆さんに謝罪をする、そして組織の意識改革、そういうことをやってもらわないかと思っています。

職員の人も、やはり今の例えば日大のルール、監督に言われてやった人が勇気を出してそういう会見をしたように、皆さんやっぱ公務員であったわけですよ、当時。採用試験に通っているだけではなくて、憲法に従って地方自治法に従って地方公務員としてちゃんとやりますということを書き約書を書いて職員になっているわけですよ。そういう人たちを、上の熊取町の役場のそういう一つの雰囲気の中で人の命を絶つようなところまで追い込んだり、あるいはこういう事件が発覚したけれども、上が白は白であったってこれは黒や、黒やったけれどこれは白やと言うたら何も言えない雰囲気の仕事をやってしまったということについても、職員の皆さんにもやはり町長の今の悔しい思いの談合事件がこの熊取町であったことは事実やから、そのことについては大いに反省をしてもらって、これを二度と起こさない、先ほど町長もおっしゃったように、二度と熊取町で談合は起こさせたらあかんのやという決別宣言も同時に今の町長やからできるんです。だから、ぐっすり夜寝て、いい案を考えて記者会見をしたらええんですよ。こういうことをしたいということは議会に相談してください。僕はそう思っています。

それと、もう一つお願いですけれども、私たち議員には、PTの報告書はもうそのまま出ています。今、これを住民の皆さん方が見ようと思ったら、情報公開コーナーへ行ったらあるんですよ。それなんですけれど、黒塗りなんです。これは、私が29年9月議会の中で、債務者の言い分をうのみにしているだけでは回収できませんよと言うたときにも言うたんですけども、きっちり、もうその人らは、わかる人にはこれ何と書いているか、誰のことはわかるんです。ただ、数字が黒塗りではわかれへんのです。そやけど、その人らは今でも熊取町ですとおって、いい車に乗って羽ぶりがよくて、そういうことをやってはる人が町、PTとの面談の中では、いや年金だけで何もありません、払う分はありませんと言うてはるんですよ。ですから、やはりそういう部分については、知っている人は関心を持っていますよ。あの人はそれで免責されるのはおかしいやないかということがきっとあるんで、やはり情報公開は、この部分は黒塗りはやめてほしい。黒塗りについて原課に聞いたら岩本弁護士が考えてやった指示やと言うんやけれども、そこはもう一度、極力そういう新たな収入源があるやないかということをつかめる可能性があるんやから、決してあとまだ2億7,000万円諦めることではないんやから、その部分については、どうか情報公開は本当にありのままをしてほしいなということが要望です。

それともう一つ、3月14日の議員に対する説明会のときにも岩本弁護士に聞かせていただいたんですけども、債権時効の停止手続という措置があるんです。この債権についてもいずれ時効が来ますから、それを停止させておくんです。そのときに岩本弁護士の顔は、にたっと笑いながら、ああとということやったんですけど、何でかということを求められていたんで言うたんですが、枕を高くして寝られないようにと言うたんです。その人らがもうずっと悪いことしたなという思いを絶対良識的な町民は忘れていないぞということのために、やはりここは最低やっておいてほしい。

それと、先ほど申し上げましたように談合の決別宣言、これは今の藤原町長しかできません。この事件のことをもう一度整理して、先ほど言ったように、当然、自分の町長の前、その前を非難する、否定することになりますけれども、これは、さっき言うたように藤原さんじゃないんです。町

長やからできるんです。そのことをやはりやるべきやと私は思います。

それと、僕は思います。これ、事件は発覚したけれども、あの当時それだけやということで、上垣町長、中西町長、全て逃げ切ろうとしたんですよ。いやそうじゃないんだということで、町がそういう問題について事を起こそうとしないことについて住民の人が立ち上がったということを一歩初めの経過で申し上げました。やはりそのことがあって熊取町の正義が、悔しいけれども、今の状態でしか仕方ないけれども守れたと思うんですよ、熊取町としては。これが、何もしないであの一件だけで、当初我々、町長、議員のときに三千五、六百万円でもう手を打つ話やったんですよね。それはおかしいじゃないかということで、あの一件の事件に対して8,600万円ですか、そんなことやということを我々、やはり当時の町長に対して文句を言って、町の顧問弁護士と今勝の顧問弁護士でそんな話をきょうつけるんやということを、こういう議会の場じゃなくて当時公開されていないそういう議員全員協議会か議員総会の場でそんな提案があったんで、これは弁護士同士の談合やというようなことを言ったことをこの議会の中で報告したことで、さっき言われたように僕は名誉棄損で訴えられたんですよ。だから、そういう同じ空気を吸っていた町長ですから、今いろいろ申し上げました。ちゃんとまた箇条書きにしてお渡ししたいと思いますけれど、その中の全部でも町長がゆっくり寝て考えて、まだこれもいけるなというようなことがあったら足してもらって、そしてこういう形でしようと思うんやということを議会に一回言ってくださいよ。しゃべりまくりましたんで、どうぞ。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）半分以上は私の気持ちも代弁してくれているかなというふうに思いながら聞かせていただきました。その当時の議員としての職責が果たせていたかどうか、これは、その当時の大きな流れの中に流されていた自分もあつたかなというふうに、振り返ってみますとそんな思いもします。その中で、なぜ議会がそういう声を上げられなかったか、上げた部分もありましたけれど、なかなか理事者サイド、町長サイドの者に対してちゃんとした意見を通すことができなかったのか、そんなことを踏まえる中で今の私があるわけです。

いろんなところで皆さん方の意見を聞きながら、お互いのそういったものの意見を交換しながら町政を進めていく、そういったことの醸成につながったというのも一つあります。そういった中で、談合事件、これはもう本当に絶対起こさせない、起こさないというその覚悟は持ってやっているつもりです。そのための情報公開が一番の重要なポイントになるというふうな意識でもって動いていますので、あとは住民の皆さん方からのそういったいろいろな情報をもろう中で、議員からの情報をもろう中で公平・公正な行政が進められるものと思っております。

本当にいろいろな社会現象がある中で、熊取町の過去10年間のそういったことがトップの判断が間違っていたということに関しては、私から、もう本当に遺憾であったというふうに皆さん方に謝罪をしたいと思います。報告書に関しても、これはもう私の意にそぐわぬような形で出てきているというのも遺憾です。ただ、これは法律専門家のまとめた報告書ですので、受け入れざるを得ないというのが現実としてありますので、その辺はご了承願えたらというふうに思います。

断固として談合といったそんな社会悪は起こさせない、談合事件にかかわらず、行政を進める中で不公平感を住民の皆さんには持たれないような、そういった行政を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょっとはわかってもらったかなというふうに思います。

冒頭、もうPTの答えがそのままですと言ったときはショックでした。今のお言葉の中でもあつたように、何もPTから出てきたことで、これでまだ業者であつたり中西前町長に対して裁判がかけへんと、これはもうしゃあないんやということではないということにはわかってもらったと思うんです。

熊取町は、不幸にしてこの10年、こういうことに費やしてきましたよ。ですからぜひ、まだきよ

うは6月ですから、年内にそういう今、町長の思われている決別宣言の内容と、過去の正していかなければいけない町長の政治家としての正義感、このことをあらわすような行動を、ぜひ、勝手にするのと違って議会とも歩調を合わせてそういう形を、その行動を勇気を持って一緒にやってみましょうよ。でないと、今までみんなが汗をかいた、時間を使った、悔しい思いをした、そういうことはみんな共有しています。きょう傍聴に来られている方も皆そうです。皆そういう思いです。ですから、やはり今の状況、そして、まだ放免じゃないですよ。そういう2億7,000万円まだ取らないかんという姿勢は続けながら、知恵を絞っていきましょうよ。そういうことでよろしく願います。

僕も段取りした順番とか内容が随分変わったんですけども、結果的には町長、わかっていただけたようでございますので、ゆっくり寝ていただいて、いい案をつくりましょう。ぜひよろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時24分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

平成30年6月定例会会議録（第3号）

月 日 平成30年6月11日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第38号 公平委員会委員の選任同意について

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第42号 税条例の一部を改正する条例

議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例

議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条

例

議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第4 議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、2ページをお開きください。

平成30年3月31日専決。

税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書後ろのピンク色の分界紙の次、資料1-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右が改正前、左が改正後です。

内容につきましては、第12条、年当たりの割合の基礎となる日数の規定ですが、今回の条例改正に伴う項ずれ対応及び文言整理を行うものです。

次に、第18条、こちらは法人の均等割の税率の規定です。文言整理を行うものでございます。

次に、第27条、町民税の申告の規定ですが、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれ対応及び文言整理を行うものです。

次、資料1-4をごらんください。

中ほどの第43条の3、年金の特別徴収義務者の規定並びに第43条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定でございますが、文言の整理を行うものでございます。

次に、資料1-5の下段をごらんください。

第44条、法人の町民税の申告納付の規定の第2項及び資料1-6の第3項でございますが、国税である法人税等の改正を受け、地方税において外国税額控除のあり方について租税特別措置法に新たに規定されたことから、従前は外国子会社に対して本国が課税した法人税等についても外国税額控除に含めて控除していたものを、別途税額控除として規定するものでございます。

続いて、第4項から第9項につきましては、今回の条例改正に伴う項ずれ対応等の所要の措置及び地方税法等の改正に伴う項ずれ対応を行うものです。

資料1-8の下段をごらんください。

第47条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定です。こちらは、平成28年12月議会で承認いただいた延滞金の計算期間の見直しについて、納期限の延長の場合の延滞金についても同様の措置を行うこととするものです。具体的には、当初申告があり、その後税額を減少させる更正があった場合の後に修正申告書の提出または増額更正があった場合について、当初申告書に係る税額に達するまでの税額更正部分については、延滞金の計算期間から控除するといった内容でございます。

次に、資料1-10の下段をごらんください。

第53条、退職所得の特別徴収税額の納入の義務等及び第60条、固定資産税の納税義務者等の規定ですが、地方税法施行規則の改正に伴う条ずれ及び項ずれ対応を行うものです。

次に、資料1-11の中段をごらんください。

附則第7条、延滞金の割合等の特例及び資料1-11の中段の附則第8条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定ですが、今回の条例改正に伴う所要の措置でございます。

1-13の中段をごらんください。

附則第16条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆる固定資産税に係る課税の特例に関する規定でございます。今回の条例改正において、改正前の第3項、本町には該当する施設はございませんが、土壤汚染対策法による特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設に係る特例が平成30年3月31日取得分までをもって廃止されたことに伴う項ずれ対応及び地方税法の改正に伴う項ずれ及び号ずれ対応を行うものです。

次に、資料1-14の中段をごらんください。

附則第16条の3、住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行った住宅等の固定資産税の減額を受けるための申告について規定するもので、地方税法施行令及び施行規則の改定に伴う項ずれ対応でございます。

次に、資料1-17をごらんください。

同じく附則第16条の3の第8項ですが、こちらは平成30年度税制改正により新たに創設されたもので、バリアフリー改修を行った改修実演芸術公演施設において減額を受けるための申告について規定するものです。

次に、資料1-18の中段をごらんください。

附則第17条の2から資料1-22の附則第17条の6までの規定につきましては、平成30年度が3年ごとに実施する固定資産税の評価替えの年度に当たってございまして、下落修正等を従前と同様にを行うことができるように年度更新を行う等、所要の措置を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

8行目の附則でございますが、第1条は施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は町民税に関する経過措置で、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する規定については、平成29年1月1日以降申告期限が到来する延滞金について適用するものでございます。

第3条は固定資産税に関する経過措置で、第1項については、新条例は平成30年度から適用し、29年度分までの固定資産税については従前の例によるものです。第2項については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設及び設備について課する固定資産税は、従前の例によるものとするものでございます。

なお、今回の税条例の一部改正は、平成30年度の税制改正のうち4月1日付で施行しなければならないものについて専決処分させていただきましたが、施行まで期日の間に合うものにつきましては、今回の定例会及び9月の定例会で上程させていただく予定でございます。

以上で、議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わります。

よろしくご審議いただき、原案どおり承認いただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第33号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第5 議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布され、看護小規模多機能型居宅介護の指定基準が緩和されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

次に、8ページをお開きください。

平成30年3月28日専決。

指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容については新旧対照表によりご説明させていただきます。

ピンクの分界紙の後ろ、11枚めくっていただきまして資料2をお開きください。

指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

まず、第2条につきましては、法令等引用規定の表現について改めております。

次に、第3条につきましては、改正前の第3条では指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格に関する要件を定めており、いずれも法人である者と規定しておりましたが、今回の省令改正により、指定地域密着型サービス事業のうち看護小規模多機能型居宅介護の申請者については、現行の資格要件である法人である者を法人または病床を有する診療所を開設している者と緩和されたもので、それに伴い、第3条では指定地域密着型サービス事業の申請者の資格のみを規定することとし、あわせて介護保険法施行規則第131条の10の2を引用する条文に改めたものでございます。

また、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格については、第4条として1条を追

加し、これまでどおり、法人である者と規定しているものでございます。第3条と同様に、介護保険法施行規則を引用する条文に改めたものでございます。

また、今回の改正に合わせて、第3条、第4条ともに、申請者の資格要件に新たに暴力団排除条例の適用に係る条文を明記してございます。

それでは、8ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日は平成30年4月1日より施行するものでございます。

以上で、議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第34号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第6 議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

まず、提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成30年3月16日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

議案書10ページをごらんください。

平成30年4月11日専決。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右が改正前、左が改正後でございます。

第10条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額でございますが、保険料で賄うべき総額の算定方法を定めている規定で、同条第1号では支払うべき医療費、また事業費納付金を、そしてその支払いの財源として、同条第2号では国・府からの補助金として保険給付費交付金等が規定され、第1号の支払うべき総額から第2号の法定されている財源を控除し、その残りが保険料の算定基礎となるものと規定されております。

なお、都道府県化に伴う事業費納付金、保険給付費交付金等については3月定例会で改正済みですが、この規定中、国の省令を引用している部分において、当該省令の改正省令が3月16日付で公布され、4月1日から施行されることとなったため、引用している条文の改正を専決処分させていただいたものでございます。

なお、当該引用省令の改正内容は、号表示となっていたものがイロハ表示に変更されるのみで、内容変更とはなっておらず、それを引用しておる本町の今回の改正も内容そのものの変更ではございません。

それでは、改正箇所をごらんいただきたいと思えます。

まず、第10条の3第2号ウでは、保険給付費交付金が控除する項目として挙げられ、そのうち控除額から控除するものとして（ア）で特別調整交付金が規定されておりますが、さらに（ア）から控除するものとして括弧書きで規定されており、この部分で今回の改正省令を引用しております。

まず、改正省令名において「等」が追加されておりますのは、この省令において新たに保険者努力支援制度について規定されたため、今回の条例改正とは直接関係しておりません。

続いて、省令の本則では、例えば流行病、災害に係る疾病などの調整交付金等は規定されておりますが、当該改正部分で29年度実績では、本町では該当はございません。

なお、この改正は、先ほど説明しましたように、号表示からイロハ表示への表示変更のみでございます。

また、省令附則第7条では結核性疾病及び精神疾病に係る調整交付金が規定されておりますが、今回の改正でその対象が若干拡大され、附則第3号が追加されております。これにつきましても、現状では本町では既に附則第2号に該当しており、この追加による影響もございません。

次に、エですが、ウと同様、控除する項目として、その他国民健康保険事業に要する費用のための収入でございますが、保険料滞納繰越分、督促手数料、前年度繰越金等が想定されますが、その他の収入ということで前述のア、イ、ウを除く収入として規定されており、ウの（ア）での規定と同様、省令を引用している部分で同様の改正を行うものでございます。

以上が改正内容となります。

それでは、議案書10ページにお戻りください。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険条例の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第35号について、討論を省略し、採決したいと思えます。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第7 議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、3月に発生した町道永楽線法面崩落に伴い、道路の通行どめが生じたことによりまして必要となった対応経費のうち、災害支援協定に基づき一般廃棄物処理負担金の歳出補正と、それに伴う財源調整でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万円3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億8,722万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金528万3,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、一般廃棄物処理負担金528万3,000円の増額につきましては、災害支援協定に基づきごみを処理いただいた近隣市町への負担金でございます。

なお、今般の通行どめの対応といたしまして、この専決予算以外に近隣市町の清掃工場までごみを搬入するために必要なごみ収集運搬業務委託料、町外の火葬場を利用した際の火葬料の補助金、崩落した土砂の撤去及び応急復旧のための設計委託、復旧工事費を予備費等を活用することで対応いたしました、このたびの528万3,000円の専決予算と合わせて、一部は事故繰り越しという形で翌年度に繰り越しておりますが、全体で1,162万1,000円の事業規模となっております。

以上で、議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番(重光俊則君)今回は自然災害により環境センターが使えないことによる処置だと思うんですけども、それで発生した費用というのは全て100%町単費で実施しないといけないんでしょうか。どういふ部分で国・府の補助金が出るようなところがあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)年度末で終わった分については、現状、町の単費で対応するという形となっております。

あと、6月補正という形で上げさせていただいている分の中で一部、道路の本格的な復旧という形で施工するための設計予算とか上がっていますが、その分については後ほどまた議案説明の中でさせていただくんですけども、交付金、いわゆる補助金、国庫支出金なり、あと裏の財源として起債を充てていくという形をとってございます。

年度末のこのタイミングの分で申し上げますと、現状、一般財源を充てているというような状況でございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)今回、3月期末までに発生した分は補正の専決処分ということですけども、3月分についても、これはもう一般的な基金繰り入れだけの処置しかないわけですね。6月、本格的な工事をする場合は起債をしてやるということですけども、一部その分は今回の補正申請の中に入っていましたか。次のですよ。別の案件で。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)議案番号で申し上げますと、第49号の補正第3号の中で一部設計の費用を上げさせていただいていますので、次の議案でご審議いただく分の2号補正と合わせて段階的に申し上げますと、29年度の3月で発生した分については一番年度末の8号補正へいっていますし、5月中の分については30年の2号専決という形の補正予算を組んでいます。先ほど、復唱するような形で申しわけございませんが、第49号の第3号の中で道路の設計という形で上がっていていますので、時系列的にはそういう予算編成の行動となっております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)じゃ、もう一点だけ、災害で発生した費用の本工事の設計というのは起債を使ってやるというのはわかったんですが、それ以外の実際の工事費とか、それからこういう他市町村にお願いして発生した費用、その分は、やはり災害、府や国の補助があるんでしょうか。その辺をご説明いただけませんか。

議長(坂上巳生男君)泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷徹君)工事の関係について、まずご答弁させていただきます。

まず、3月発生した分につきましては全額単費事業となっております、土砂の撤去につきましては。そして5月発生分で、今、本日より供用開始をやってごみを運んでいただいているんですけども、この工事につきましては、次の議案第37号の中で専決処分させていただいてございます。この分につきましては一応交付金をいただく方向で今のところは大阪府と協議を進めておりますので、専決の中でも交付金を宛てがった内容で専決処分をさせていただいてございます。

6月補正で今度、今の崩れたところの本復旧工事に向けた設計委託をやってございます。これにつきましても交付金を宛てがっていくというところで、交付金事業として進めていく予定でございます。

そして、その後の本復旧事業につきましても交付金を宛てがっていくというところで今、事業を進めているところでございまして、今回の第37号の専決の、これはあくまでも仮の今、道をつくっ

でございますので、それが交付金になるかというところで今協議を進めておりますけれども、町とすれば交付金をいただきたいということで、今、協議を大阪府と進めているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回、特に年度末の分ということで申し上げますと、よく災害とかが発生したときに特別交付税という形で調査が入る場合があるんですけども、今回の場合、今までの経年的なものが全て積み重なってきた中で、当時は警報等も出ていなかったという形に私は記憶しています。いわゆる激甚災害とか、一定、大阪府内、近隣どこでも山崩れとかが起きているという状況じゃない特殊な状況と、さらに法面が崩落してというのが、たまたま熊取町の場合、奥に環境センターがあったんで、どうしてもうちとこの特殊な事情によって運転を中止せざるを得なかったという部分があります。

それと、特別交付税につきまして、基本的には年度年度の区切りという形になりますので、実際、特別交付税で見てもらえる経費の中に入らないかなど。いろいろ項目については規則なり中で限定列挙されているんですけども、そのあたりを見ても特に……。道路は、都市整備部長も申し上げましたとおり、一定直していく分については財源がついてくるんですけども、環境センターが使えなかった分というのは、特にうちとこの特段の事業ということもありますので、今のところ、ここに手を挙げていけば財源がとれるかというところがちょっとまだ見つけられていない、なかなか難しい話なのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の状況はよくわかりました。

今後、また発生する可能性がなきにしもあらずの道路ですので、今後、そういうときに他自治体を使う状況があって、自分ところは使えないと二重の損失になりますよね。その辺の災害時の費用対策をどうするのかというのは、十分今回検討していただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ちょっと確認させていただきたいんですが、今回の分は、災害協力をしていただいた近隣市町、泉佐野田尻ですか、そして岸和田市への負担金ということで支払ったのが528万3,000円ということかと思うんですが、実際のところ、泉佐野田尻に搬入したごみの量と岸和田の環境センターに搬入したごみの量を教えていただきたいのと、その搬入に対する、その分は入っていないんですよね。事業者が運搬した委託料というものはこの中に入っていないということですよね。その辺の確認をさせてください。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）まず、3組合に依頼したごみの量の件でございますけれども、トンでいきますと、岸和田貝塚清掃施設組合に対しては294.1トン、泉佐野市田尻町清掃施設組合に対しては42.56トン、泉南清掃施設組合に対しては4.65トンでございます。

それから、収集委託の分でございますけれども、これにつきましては、1日当たり2時間の残業が発生したということ、それから1車当たり、収集場所が遠くなった関係で軽油10リットルの燃料が必要になったということで98万3,880円、これが収集委託の増額分でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。その分もこの中には入っているということですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回専決補正させていただく分につきましてはごみ処理の負担額のみでございます。収集委託の増額分につきましては残予算の中で執行できたものでございますので、専決には上げておりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、またその分、予算の中では加算されて補正の中に入ってくるというところですね。

そしたら、今ごみの量をご報告いただいたんですが、2週間ぐらいそういうふうみんな協力していただいたかと思うんです。そのごみの1キロ当たり幾らとかいう、そういう処分量みたいなのがありますよね。それは他市の計算方式で計算されたのか町のほうの計算なのか、ごみの処理量、それはどんなふうな形で計算されてこの金額になったのか、教えていただけたらと思うんですが。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） まず、災害協定の中では費用について取り決めがございます。それは、支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により、当事者間で協議の上、定めるものとなっております。

協議の上で定めるということになっておりますけれども、慣例的には直近のかかった費用、直接処理費用にかかった単価を従来から行っております。それでいきますと、岸和田貝塚につきましては1トン当たり1万4,800円、泉佐野市田尻町からは1トン当たり2万円、それから泉南清掃施設は1万6,990円、この額がそれぞれの組合から本町に対して提示されたものでございまして、それに基づいて本町からお支払いしたというものでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、協力していただいた市町村から額を提示していただいたというところで、協力していただいているので、それを同意してお支払いしたというところですか。

議長（坂上巳生男君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） ちょっとわかりにくい説明をして、もし誤解が生じたらと思って答弁させていただきます。

3月の分については各清掃工場で処分いただいた負担金だけになっておりまして、ほかの部分は現有予算なり予備費ということでの対応となっておりますので、別途補正とか上がってくることはないです。いわゆる決算書とかでしか出てこないという形になりますので、お願いします。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第36号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第8 議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年5月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでござい

ます。

なお、専決処分の内容につきましては、5月の町道永楽線法面崩壊に伴い再度通行どめが生じたので、その対応のために必要となった経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,098万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億7,416万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加ですが、永楽ダム周辺道路法面修繕事業570万円につきましては、永楽ダム周辺道路法面修繕事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては、補助裏の100%でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金707万5,000円の増額につきましては、町道永楽線拡幅工事の追加計上分でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1,821万2,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境衛生費の町営葬儀事業、火葬料補助金143万円の増額につきましては、町営斎場以外を使用された場合の差額を補助するものでございます。

続いて、項 清掃費、目 塵芥処理費のごみ収集事業、ごみ・不燃物収集業務委託料211万8,000円の増額につきましては、近隣市町の清掃工場へごみを搬入するために必要となる追加経費でございます。その下、環境センター運営事業の一般廃棄物処理負担金1,457万5,000円の増額につきましては、災害支援協定に基づく近隣市町への負担金でございます。

最後に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等維持修繕工事費1,286万4,000円の増額につきましては、永楽ダム周辺道路法面修繕事業に伴う町道永楽線拡幅工事でございます。

なお、12ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）11ページの一番下のところの工事請負費の詳しい説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）工事請負費1,286万4,000円でございますけれども、本日供用開始できました仮の復旧工事、永楽線拡幅工事、これの工事費でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その工事はどんな工事やったかという内容をお願いします。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）工事の内容でございます。大型土のうを池側に積んでございます。これにつきましては、道路を新たに池側に迂回路としてつけてございます。今、現道のところにつきましては、土砂が落ちてきても行けるように大型土のうを2段積みにしまして、そこに土砂だめを一応つくって、今の拡幅した池側の道路には、土が次もしか崩れたときにも来ないような対策を打ってございます。

まず、設計の対応でございますけれども、大型土のう工が380袋積んでございます。これにつきましては池側に積んで、池側に新たに仮設道路をつくってございます。その舗装工が117平方メートル、上の道路部分に大型土のうを2段積んでポケットをつくっているんですけども、それが大型土のう50袋、その他一式となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）仮設道路は、ごみ収集車とかほかのトラックとかが通っても、土のうを積んだぐらいいでも行けるものなんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）この土のうにつきましては、特に東日本大震災以降に災害時の仮設としてこのような耐候土のうという、3年ぐらい十分もつような土のうでございます。耐候土のうというのを開発されまして、それを積む設計基準も国から示されてございますので、それに基づいて町も実施しております。崩れることはないと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）11ページの火葬料について、依頼した自治体と件数を教えてください。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）専決の補正予算計上の根拠でございますが、一応、期間が5月15日から6月11日まで28日間という形でございます。1日1件他市町の斎場をご利用いただくということもなろうということで、これは非常に見込みづらいところだったんですが、のり代部分も含めまして約8割の方がご利用いただいたとすれば、22件と件数は見込んでございます。

単価につきましては、3月の発生のおきも、ほぼ他市町をご利用いただいた方が全て泉佐野市の斎場をご利用いただいたというところで、この単価差6万5,000円掛ける22件という形で143万円計上させていただいています。

なお、決算ですけれども、もうほぼ決算という形が出ておまして、全29件中13件が泉佐野市の斎場をご利用いただきまして、84万5,000円というところが決算見込み、ほぼ決算でございますが、報告させていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第37号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第38号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第38号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

前公平委員会委員の中西あやみ氏につきましては、平成30年5月18日付で退職しましたので、その後任としまして根未陽子氏を選任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書16ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ちょっと教えていただきたいんですが、中西あやみ前公平委員が5月18日付で退職というところで、いつも退職する前に次の後任の方の一応選任同意というものが出されていたかと思うんですが、3月議会のときに後任の方を上げていただくことはできなかったんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）本来でしたら事前にといいことで十分期間をとって推薦させていただくんですけども、急な体調不良ということがございまして今回の件になってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第38号について、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第38号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

人権擁護委員の西本美加保氏につきましては、平成30年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の18ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第39号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

西本美加保氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、西本美加保氏を適任と認めることに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

人権擁護委員の江見和典氏につきましては、平成30年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書20ページに記載しているとおりでございます。どうぞよろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第40号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

江見和典氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、江見和典氏を適任と認めることに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第12 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。議案書の21ページをお開きください。

人権擁護委員の中川隆雄氏につきましては、平成30年12月31日付で任期満了となるため、その後任候補者として阪上忠弘氏を法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては22ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第41号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

阪上忠弘氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、阪上忠弘氏を適任と認めることに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第13 議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)それでは、議案第42号 税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

初めに、今回の改正内容につきましては、平成30年度税制改正のうち、固定資産税のわがまち特例に関する部分について提案させていただくものです。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

24ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例です。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書のピンク色の分界紙の後ろ、資料4-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

それでは、税条例の一部を改正する条例の第1条でございます。

附則第16条の2ですが、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆる固定資産税のわがまち特例による課税標準等の特例に関する規定でございます。

第1項につきましては、水質汚濁防止法に規定する施設などについて、課税標準の特例割合の国の参酌基準が3分の1から2分の1に変更されたことに伴い、本町の条例に定める割合を国の参酌基準に合わせて改正を行うものでございます。

次に、第6項以降第13項までにつきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、規定するものです。

第6項が、5,000キロワット以上の水力の認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準である3分の2とするものでございます。

第7項が、1,000キロワット未満の地熱の認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の算定基準の3分の2とするものでございます。

第8項が、1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマスの認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の算定基準である3分の2とするものでございます。

第9項が、1,000キロワット以上の太陽光の自家消費発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準の4分の3とするものでございます。

第10項が、20キロワット未満の風力の認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準である4分の3とするものです。

第11項が、5,000キロワット未満の水力の認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準である2分の1とするものです。

第12項が、1,000キロワット以上の地熱の認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準である2分の1とするものです。

資料4-2をごらんください。

第13項が、1万キロワット未満のバイオマス認定発電設備について、条例で定める課税標準の特例割合を国の参酌基準である2分の1とするものです。

次に、第14項から第16項については、今回の条例改正に伴う項ずれ対応でございます。

第17項につきましては、生産性向上特別措置法に基づく機械装置等の課税標準の特例でございまして、国の参酌基準が設けられていないため、条例で定める課税標準の特例割合を減額可能な中で最大のゼロとするものでございます。

次に、第18項につきましては、今回の改正に伴う項ずれ対応でございます。

資料4-3をごらんください。

税条例の一部を改正する条例の第2条関係でございます。

内容としましては、第1条関係と同様、附則第16条の2の地方税法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合、いわゆる固定資産税のわがまち特例による課税標準等の特例に関する規定でございます。

内容としましては、第15項から第17項につきましては、平成31年4月1日から施行される地方税法の改正に伴う項ずれ対応となっております。

議案書25ページにお戻りください。

改正条例の附則でございます。

第1条は施行期日等で、第1項にて、この改正条例は公布の日から施行するものです。ただし第1号において、附則第16条の2第17項の追加に関する規定については、この条例の公布の日または生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日とし、また第2号として、改正条例の第2条及

び附則第3条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条に規定する改正後の税条例は平成30年4月1日から施行することとし、また、附則第16条の2第17項の規定については生産性向上特別措置法の施行の日から適用するものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置について第2条、第3条に規定してありまして、まず第2条第1項につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、従前によるものでございます。

次に、第2項ですが、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した改正前の地方税法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税は、従前の例によるものでございます。

附則第3条でございますが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間の改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する機械装置等に係る固定資産税については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第42号 税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第14 議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図るため、その資格が5年ごとの更新制とした介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準に規定する主任介護支援専門員の資格要件を改正するため、この条例案を提出するものでございます。

27ページに移りまして、当該一部改正条例でございますが、説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料5をお願いいたします。

右が現行、左が改正案となっております。

地域包括支援センターにおける人員に関する基準を定めている第4条におきまして、第1項第3号に規定する主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございますが、現行では「介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」としておりましたが、今回の改正により、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改めるものでございます。

少し具体的に申し上げますと、改正前は主任介護支援専門員の要件を業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るために必要な研修を修了した者としておりましたが、今回の改正において当該要件を、資格を取得したとき、また更新したときにおける研修修了者も含めた主任介護支援専門員の定義自体に広げた形となっております。

議案書の27ページにお戻りください。

附則でございますが、公布の日から施行すると規定しております。

以上で、議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第15 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書28ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定基準に用いる合計所得金額に係る特別控除額を規定する国の条文が改正されたため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、本年8月1日から、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定に用いる合計所得金額につきまして、土地の売却収入等に対する租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を適用する見直しが行われることに伴い、特別控除額を規定している国の条項が改正されたため、本条例で規定している特別控除額を引用する条項を変更するものでございます。

それでは、29ページをごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後ろにございます資料6-1をごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

今回改正いたしますのは、第3条第1項第6号アの長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を規定する条項の改正により、現行の介護保険法施行令「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改めるものでございます。

議案書29ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は、平成30年8月1日から施行するとしております。

以上で、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第16 議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の30ページをごらんください。

提案理由でございますが、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

31ページをごらんください。

本条例につきましては、先ほど申し上げました提案理由により関係条例の整備を行うものでございますが、第1条で保育所条例の一部を、第2条で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、第3条で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、それぞれ改正するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料7-1をお開きください。

まず、第1条の保育所条例の一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条でございますが、国家戦略特別区域法の改正に伴う国家戦略特別区域限定保育士に関する規定の条ずれに対応するもので、制度変更等を伴うものではございません。

次に、資料7-2から資料7-4を順次ごらんください。

第2条の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第24条第2項、第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項でございますが、保育所条例の改正内容と同様、国家戦略特別区域法の改正に伴う国家戦略特別区域限定保育士に関する規定の条ずれに対応するもので、制度変更等を伴うものではございません。

次に、資料7-5をごらんください。

第3条の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

まず、第11条第3項第1号につきましては、保育所条例の改正内容と同様、国家戦略特別区域法の改正に伴う国家戦略特別区域限定保育士に関する規定の条ずれに対応するもので、制度変更等を伴うものではございません。

次に、第4号及び第10号につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うものでございまして、まず第4号は、放課後児童支援員の資格要件の一つとして幼稚園等の教諭となる資格を有する者を規定する部分でございますが、当該支援員については、教員免許の更新がなされていない場合であっても支援員としての資格は満たすものとして運用されておりますことから、取り扱いについて明確にするものでございます。なお、今回の改正により、教育職員としての一定の資質を有する者という解釈は、変更になるものではございません。

また、第10号につきましては、高校を卒業していない者も実務経験があれば放課後児童支援員となることできるよう、資格要件を拡大するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の31ページへお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第17 議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の32ページをごらんください。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

33ページをごらんください。

当該一部改正の条例でございますが、内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

第15条第1項第2号でございますが、認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務権限を都道府県から指定都市へ移譲する旨の規定が設けられたことによる項ずれに対応するもので、制度変更等を伴うものではございません。

恐れ入りますが、議案書の33ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第18 議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)それでは、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書34ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、同法を引用している重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

35ページをごらんください。

重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきます。ピンク色の分界紙の後ろ、資料9-1をごらんください。

まず、重度障がい者医療費助成条例の新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

第2条の2、所得制限でございます。医療費助成の認定に係る所得制限の判定において引用してございます所得税法における控除対象配偶者の定義の変更に伴う文言の整理で、これまでどおりの所得判定を行うため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正するものでございます。

改正前の控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする者のうち合計所得金額が38万円以下である者で、改正後は、同じ意味になりますのが同一生計配偶者という表現になり、今までどおり使われておりました控除対象配偶者は、改正後は同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者となります。この所得税法の改正後も、これまでどおり広い対象での所得判定ができるよう改正するものでございます。

続きまして、資料9-2をごらんください。

ひとり親家庭医療費助成条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条の2でございます。先ほどご説明いたしました重度障がい者医療費助成条例の改正と同様に、所得制限の判定について定めているものでございます。改正の内容も同様で、これまでどおりの所得判定ができるよう改正するものでございます。

議案書35ページにお戻りください。

附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の重度障がい者医療費助成条例の規定及び第2条の規定による改正後のひとり親家庭医療費助成条例の規定は、平成30年1月1日から適用するものでございます。

第2条、第1条改正後条例第2条の2第2項の規定並びに第2条改正後条例第2条の2第1項第1号及び第2項の規定は、平成31年7月1日以後における医療証の申請について適用し、同日前における医療証の申請については、なお従前の例によるものでございます。これは、所得税法の改正により、30年所得から控除対象配偶者の定義が変更となりますので、それ以降この改正をもって所得制限の判定を行うものとし、現実はその所得判定をもって医療費助成の可否が決められるのが平成31年7月1日以降の医療費の交付時点からとなりますので、それ以前は従前の例によるものでございます。

なお、今回の改正は、医療費助成制度の内容変更ではなく、引用しております所得税法の改正を受け、その影響が出ないようにするためのものでございます。

以上で、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第19 議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につきましてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するこ

と並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更につきまして、関係市町村と協議するものでございます。

提案理由につきましては、これらの変更につきまして関係市町村と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

企業団規約の変更手続につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されており、同法第290条では、第286条の協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されてございます。

対象7団体につきましては、既に本年3月議会において統合に関する議案が可決されており、本町を含む残る35団体の議会につきましては、7団体議会の議決を担保した上で、6月議会においてこれら統合に伴う規約変更に関する協議についてご審議いただくものでございます。

議案書37ページをごらんください。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約案でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書ピンク色の分界紙の後ろの最終ページの資料10をお開きください。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約新旧対照表でございます。

右が現行、左が変更案でございます。

第3条第2項の別表第2に、このたび統合する7団体を追加するものでございます。

議案書37ページにお戻りください。

附則でございます。この規約は、平成31年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成36年4月1日から施行するものでございます。

能勢町につきましては、ほかの6団体と同様に平成30年度に統合に係る協定書を締結いたしますが、従前より給水原価は極めて高くなっているため、高料金対策に係る地方交付税交付金が交付されてございますが、企業団との統合後は交付されなくなる可能性が高くなってございます。そのため、5年間の統合準備期間を設けまして、平成36年度から統合に伴う事業を開始し、それと同時に豊能町と会計を統合することとなっております。

以上で、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第20 議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、私立幼稚園の認定こども園移行に係る施設整備費補助金、町道永楽線法面修繕実施設計に係る経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,434万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億5,851万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加ですが、認定子ども園施設整備事業1,350万円につきましては、私立幼稚園の認定子ども園移行に係る施設整備補助の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏の80%でございます。

次に、2、変更ですが、永楽ダム周辺道路法面修繕事業につきましては、今回の増額補正に合わせる形で限度額を400万円増の970万円とするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金133万2,000円の増額につきましては、満2歳児の一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る経費の財源でございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金482万4,000円の増額につきましては、町道永楽線法面修繕事業の追加計上分でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金133万2,000円の増額につきましては、国庫と同様に、満2歳児の一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る経費の財源でございます。その下の認定子ども園施設整備交付金3,384万円の増額につきましては、私立幼稚園の認定子ども園移行に係る施設整備補助に係る補助金で、1号認定の幼稚園分でございます。その下、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）1,213万9,000円の増額につきましても同様に、2号、3号認定分で保育所分となります。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の270万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金の995万6,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

その下、目 くまとりふるさと応援基金繰入金12万円の増額につきましては、平成29年度指定寄附のうち図書館分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入のコミュニティ助成金60万円の増額につきましては、子ども読書活動推進事業に係る自治総合センターからの助成金でございます。

最後に、款 町債につきましては第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費特別職分）、特別職給77万5,000円の減額から期末手当33万5,000円の減額までにつきましては、行革による副町長の給与削減分でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、老人憩の家維持修繕工事費276万2,000円の増額につきましては、小垣内老人憩の家の公共下水道接続及びトイレの水洗化等に係る経費でございます。

その下、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金399万

6,000円の増額につきましては、満2歳児の一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る経費でございます。次の民間保育所施設設備整備費等補助金6,441万6,000円の増額につきましては、私立幼稚園の認定こども園移行に係る施設整備費補助金でございます。

続いて、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料877万2,000円の増額につきましては、町道永楽線法面修繕事業に係る実施設計委託でございます。

次の款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の職員給与関係事業（教育委員会費教育長分）、教育長給35万8,000円の減額から期末手当15万5,000円までの減額につきましては、行革による教育長の給与削減分でございます。

続いて、項 小学校費、目 教育振興費の小学校就学援助事業、12ページ、13ページにお移りください。要保護・準要保護児童就学援助費293万6,000円の増額及び次の項 中学校費、目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費242万4,000円の増額につきましては、認定基準見直し時期の変更によるものでございます。

次に、社会教育費、目 図書館費の図書館運営事業、図書費12万円の増額につきましては、寄附を活用した生涯学習用図書の購入分でございます。

最後に、読書活動推進事業、謝礼金18万6,000円の増額から一番下の公演委託料8万7,000円の増額までにつきましては、コミュニティ助成金を活用した子ども読書活動推進事業に係る経費でございます。

その他、14ページの補正予算給与費明細書、15ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「11時55分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 4 号）

平成30年6月定例会会議録（第4号）

月 日 平成30年6月21日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記 藤原 孝二
-------------	-------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第42号 税条例の一部を改正する条例

議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例

議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

追加付議議案

議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事）

議員提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

議案提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(坂上巳生男君) 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月13日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、工事請負契約の締結についてが1件、議員提出議案として、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書ほか1件の意見書、以上3件を追加議案といたします。

なお、本3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件、以上2件を一括議題といたします。

本2件は、6月11日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(佐古員規君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案2件の審査を行うため、6月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第42号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第3 議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、6月11日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、6月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第43号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第44号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第45号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第47号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号 重度障がい者医療費助成条例及びひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第48号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第1 議案第50号 工事請負契約の締結について(熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君) それでは、議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをごらんください。

熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事です。

次に、契約の方法は制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は1億6,021万5,840円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市東淀川区大道南1丁目1番4号、マルヤ電気株式会社、代表取締役丸谷良美です。

次に、入札結果につきましてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づきまして、平成30年4月20日に本件工事についての公告を行い、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札を実施し、平成30年6月4日執行の応札業者10者による開札において、同価の最低価格を提示した10者について地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きで落札候補者の順位を1位から10位まで決定いたしま

した。

また、開札終了後、落札候補者順位が1位のマルヤ電気株式会社について入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定し、同社から翌6月5日午後2時を期限に必要な書類の提出を求め、事後審査資料について同日開催の第5回熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところです。

次に、工事概要についてご説明いたします。

追加議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降にございます資料追1-1をお開きください。

工事概要ですが、工事名称は熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事です。

工事箇所は熊取町野田2丁目地内ほか、工事概要は、各小学校とも機械設備工事として機械設備工事一式、配管設備工事一式、電気設備工事として受変電設備工事一式、幹線設備工事一式、動力設備工事一式、建築工事として内装工事、既設アルミサッシ改修と天井撤去新設、雑工事一式となっております。

エアコンの設置台数は、中央小学校が35台、北小学校が34台、東小学校が35台、また既設アルミサッシ改修と天井撤去新設が、それぞれ中央小学校が35カ所160平方メートル、北小学校が31カ所219平方メートル、東小学校が15カ所194平方メートルとなっております。

次に、工期ですが、議決日から平成30年12月19日までとなっております。各小学校のエアコンの設置台数を、資料追1-3に中央小学校、資料追1-4に北小学校、資料追1-5に東小学校をお示ししてございます。

以上で、議案第50号 工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今回の工事契約につきましては、制限付一般競争入札というところで、落札者、最低制限価格で10者のくじ引きというところのご説明はよくわかったんですけども、中央小学校と北小学校と東小学校の3校が制限付一般競争入札で契約しているというところで、あとの学校、西小と南小につきましては指名競争入札になっている。5つある学校でこんなふうに契約を分けたことにつきまして、なぜこういうふうな形で契約を分けたのかというところをご説明していただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）町内業者の育成、受注機会の確保という観点からでございますが、町内でC相当、5,000万円以下の工事ができる業者というのが3者ございます。せっかく町内の各小学校でエアコン設置するのに町内業者に機会がないということを防ぐために、設計をした段階で南小学校と西小学校が設計金額5,000万円を切っていました。町内業者でも受注できるということで、本議案の3校につきましては大体平均6,000万円ぐらいで、合計1億8千何がしという価格になっているんですが、6,000万円を超えている3校につきましては一くくりの本議案の内容としまして、5,000万円以下の今言いました南小学校と西小学校については町内業者と町外、準町内を当てて指名競争入札を執行したところです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。町内業者育成という形で、そういう5,000万円以下の分でというと

ころの結果のご説明はよくわかりましたが、結局のところ町内業者ではなかった。今もう3者しかないんですね、町内業者としては。それで、結局はその3者、指名されたけれどもその中には辞退されている、町内業者で、町の思いとは異なって辞退されている業者さんも、その業者さんは昨年、中学校のエアコン工事で落札されたから辞退されたのかもわからないんですけども、辞退されているということかと思うんですが、わかりました。そういう意味で契約を分けたということですね。

そうしたら、工事内容等は全て小学校、制限付競争入札したところも、また指名競争入札したところも工事内容等は一緒ですけども、実際のところ、エアコンにつきましては1台幾らになっているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）雑駁なちょっと数字しか手元にございませぬけれども、今回、中央で35台、北で34台、東で35台、あと、先ほどおっしゃられたように西小と南小は指名競争入札ですので、今回の制限つきの3校の分で合計で1億6,021万5,840円、あと西小が、これは27で、先ほど説明ありましたように結局5,000万円以下で4,209万3,000円、そして南小学校は29台で、こちら4,261万320円と。合計でエアコン160台で最終2億4,491万9,160円ですので、約2億4,500万円の160台で割った額程度ということでご理解いただきたいんです。ちょっと電卓を出します。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。一応1台につき大体150万円かなという感じで計算をしているんですけども、それは工事代も入っているんで、機器自体は1台幾らの機器をつけているのかなというところを聞いたかったんです。それは、中学校に設置したときは建設工事じゃなくて物品購入という形でクーラーは購入しているんです。そのときの物品契約の1台の値段と、今回は工事費も入っているから1台工事費が150万円ぐらいになっているんですけども、エアコンがちゃんと同等のものを予定されているのか、その辺を確認させていただきたかったんです。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）先ほどの場合は約153万円程度出しております、今回の支払う分については。

内容については、中学校のときは南中が三菱で、北中、熊中がダイキンの分を入れてます。合計で76台入れておまして、こちらで総額、参考までに9,215万3,160円という額で、こちら百数十万円となっております、やはり天井からつり下げて、性能についても同等のものを導入する考えであります。前回は時間的なこと、あるいは少しでも分けて、工事ではなく町内業者育成の考えとなったので、あのときは物品で入れております。

ただ、平成29年度の安藤電気さんにやっていたときは、どうしても工事でキュービクルという受変電の分だけは物品というわけにいかないんで、あちらは工事の分に切り分けて、できる分はやはり物品のほうが諸経費等が入ってまいりませんので、若干安くとれるという判断のもとにそういう発注の仕方をしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。工事費が入っていない物品だけの契約のときと、今回のように工事費が入っている分の契約のときとで違うので、ちょっとその辺のところで、同じようなエアコンを設置しているのかということの確認をさせていただきたかったんです。

それで、工期が12月19日になっていますが、この分につきましては、設置工事につきましては夏休み中に5校を設置工事を考えておられるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今回追加議案にさせていただいているのはご賢察のとおりで、少しでも授業に影響がないように夏休みの工事を中心に考えております。

ちなみに、今おっしゃられたように今回の制限つきの3校、中央、北、東については、本日ご裁

可いただければ本契約になりますので、本日から12月19日で、あと、西小と制限つきの分も既に契約調書をお手元に配付させていただいておりますように、両方とも契約は6月2日で開札を執行して決まっておりますのは、こちらのほうももう11月5日までということですので、こういったところは冬場からの利用を最大限できるように、そういったことを念頭に夏休みを中心に工事は進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。小学校のエアコン設置を本当にこれで実現できるというところで、夏休み中に設置していただきまして冬場には暖房として活用できますように、小学校はボイラーが今使えないというところになっておりますので、暖房から稼働できますように、要望も兼ねてお願いさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 渡辺議員の関連というか、もうこれしかないんですけれども、今3校、中央、北小、東小とされているわけです。1校ずつの見積もりで5,000万円以上になったからということで3つをまとめましたということの説明を受けましたけれども、これを例えば、これは補助金の関係があるんでしょうけれども、なるべく5,000万円以下になるような工夫というのは何か検討されたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 内部で検討はいたしました。例えば大きな取り組みとしては、先ほどおっしゃられた台数の関係で、西と南はC相当の分で、町内業者3者ぐらいのところということで、こちらのほうは結果的に町外になっておりますけれども、そういう対応をしていると。3校のほうは、中学校同様、その工事のエアコンをつける分とキュービクルの受変電の分があるので、これを分けて、やはり工事の部分、キュービクルの分は工事請負を出して、何とか同じように物品で町内業者ということも考えたんですが、諸経費がかなりパイが1億円かかるということで大きいんで、これを分けることによって予算額をオーバーするような、とって事前の積算では、3校をさらに細かく分離発注ということで工種を分けて、今申し上げたようにキュービクルだけ分けてとかいうこともちょっと試算はしたんですが、結果的にそれはもう物理的に予算額をオーバーする、かなり高額になるということで、これはもう通常の、やはり学校をまとめますとスケールメリットで少しでも安くなると。本来の契約のできるだけ低く抑えるという、そちらの本来的な考えに基づいて、最終的には3校、制限つきでさせていただいているようなところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 安く抑えるという意味で大変よくわかります。ですけれども、地元業者育成という観点からでは、西小と南小はそういうふうにされているということで、これについては台数が少なかったからたまたまそうなったのかもしれませんが、こういう大きな工事をできるだけ地元業者で賄えるような工夫というのをできるだけさせていただきたいなと思います。

これは余談になりますけれども、例えば永楽ゆめの森公園の一括発注というのも植木の剪定だけは地元業者にさせていただくとか、そういう分離発注的なものをしっかり検討させていただいて、町内業者がとっていただきやすいようなそういった仕組みも構築する必要があるのではないかなと考えています。その辺についてのご検討を今後もしていただきたいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 佐古議員おっしゃるように、今後、また発注の折には検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）聞きたいことは渡辺議員と佐古議員が質問していただいたんでよくわかったんですが、西小学校と南小学校の指名競争入札の業者名のところを見ると、議員団で話し合った中で、どうしても腑に落ちないなと、すっきりしないなという数字が出ているんです。5者の中で3者辞退で2者で行われていて、あと1者はどちらかといえば予定価格の端数切りみたいな価格で、あと1者は最低制限価格だということで、しかも町内業者育成という観点からはそれが期待できない結果が出たということで、ちょっとすっきりしないなと思っているんです。中学校と小学校と両方ということで今回総合的に見てどうだったのかというのは、一定総括というか、まとめられているのでしょうか。これからするということでしょうか。入札に対して公正で平等にということか、きちんとできているのか、その辺どう考えられているのか、その辺をお伺いしたいんです。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）南小学校と西小学校につきまして、3社指名をさせていただいたわけなんですけど、辞退の理由というのか個々いろいろあると思うんです、人員の確保とか現場監督員が確保できなかったとか。ただ、発注に当たって業者はこれいけまっかという話もできませんし、今後はそこらを考慮できるところは考慮して、やっていきたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。どこかの時点で全体の総括、まとめを、入札のやり方についてどうだったのかというのは一度まとめて聞かせていただけたらと思います。お願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）3月議会ของときにもちょっとお伺いしたいんですけれども、子どもたちの夏休みの前倒しに関しては、当時はまだ検討中ということやったんです。小学生についても早くなるのかどうか、今現段階で決まっていたら教えてください。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご承知のとおり、中学校はもうエアコンが整備できましたので、ことしの夏休み、子どもにとっては複雑な思いかもわかりませんが、ちょっと短くなって、今回、土日の関係で8月27日から、通常もう8月24日までという、1週間程度前倒しにしております。

小学校につきましても、今回整備できますので、環境が整ったということで授業日数等、あるいは新学習指導要領の関係とかで内容も変わってまいります。要は授業日数等何とか稼ぐ必要もあるので、小学校につきましても来年度から1週間中学校と同様に短くする方向で、今、校長会や各学校のほうと調整に入っておるところでございます。そういう調整中ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校・北小学校・東小学校空調設備設置工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追記議事日程第2 議員提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書及び追加議事日程第3 議員提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる

普及推進を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。
議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－2ページをお開きください。

議案提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書。

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

2. その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。

3. 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－4ページをお開きください。

議員提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子

同じく
同じく
同じく

二見 裕子
矢野 正憲
佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（J I S）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。

2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。

3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第3号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君) 次に、議員提出議案第4号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君) 次に、追加議事日程第4 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む。)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年6月定例会閉会から平成30年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成30年6月定例会閉会から平成30年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をし、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、6月18日朝に発生しました大阪府北部を震源とする地震では、5名の方がお亡くなりになるなど甚大な被害が生じました。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、本町といたしましても、より一層気を引き締め、災害対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意の上、町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長(坂上巳生男君) これをもちまして、平成30年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時57分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年6月21日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

阪 口 均

議 員

坂 上 昌 史